徳山ダム水没地区埋蔵文化財

発掘調査報告書　第２集

「小の原遺跡・戸入障子暮遺跡」

—岐阜県揖斐郡藤橋村大字戸入—

平成３年３月

水資源開発公団
岐阜県教育委員会

序

越美山地の豊かな山々に囲まれた揖斐郡徳山村は、徳山ダム建設に伴い、全村水没することになり、昭和62年３月に廃村となりました。藤橋村に合併された旧徳山村地区には、豊かな自然を背景に縄文時代から現代に至るまで人びとの生活が連綿と営まれ、その跡が埋蔵文化財として各地に残されています。私たちのかけがえのない文化遺産であるこれらの多くの遺跡が水没することになったのです。

このため、水資源開発公団の委託を受け、県教育委員会が発掘調査を実施することになりました。昭和61年度に試行的調査を実施し、ついで昭和62年度から本格的調査に着手し、現在も発掘調査を継続しているところであります。この調査は、旧徳山村地内全域を対象とすることにより、今まで空白地帯であった西美濃地域の遺跡の様相や東西・南北の文化交流の様相などの解明が期待されることから、全国的に注目されています。

本報告書は、徳山埋蔵文化財発掘調査報告の第Ⅱ集であり、昭和62・63年度にわたって実施した「小の原遺跡」と平成元年度に実施した「戸入障子暮遺跡」の調査成果をまとめたものであります。「小の原遺跡」は、縄文時代草創期から前期までの各小期・各段階の遺物が総数10万点以上出土し、住居跡や集石炉跡などの遺構も検出され、この地域における東西文化の接点の様相が明らかになってきました。また、「戸入障子暮遺跡」では、中世墓の構造が明らかになりました。徳山埋蔵文化財発掘調査の成果は、今後も報告書として順次刊行する予定であります。

この報告書の刊行にあたり、発掘調査及び出土品の整理・報告書の作成にご指導・ご協力を賜りました関係諸機関・各位に深く感謝を申し上げるとともに、本書が旧徳山村地区のみならず、東海地方の歴史研究の一助になることを願うものであり、今後とも一層のご指導・ご協力を賜ることをお願い申し上げます。

平成３年３月

岐阜県教育委員会
教育長　篠　田　幸　雄

例　　言

1．本書は、徳山ダム建設に伴う水没予定地内にある「小の原遺跡」と「戸入障子暮遺跡」の発掘調査報告書である。

2．発掘調査は、水資源開発公団と岐阜県が委託契約を結び、岐阜県教育委員会が実施した。

3．「小の原遺跡」は、岐阜県揖斐郡藤橋村大字戸入字小の原に所在する。本遺跡の発掘調査は、昭和62年４月１日から平成元年３月31日まで実施した。

「戸入障子暮遺跡」は、岐阜県揖斐郡藤橋村大字戸入字障子暮に所在する。本遺跡の発掘調査は、平成元年４月１日から平成２年３月31日まで実施した。

4．調査団の構成は、次のようである。

昭和６２年度	団　　長	岐阜県教育委員会	教育長		吉田　豊
	副 団 長	同	指導部長		野口　義行
	指導調査員	岐阜県文化財保護審議会委員		信州大学教授	大参　義一
	調査担当者	岐阜県教育委員会　文化課			
		学芸主事　宮崎　光雄		学芸主事	小川　敏雄
		学芸主事　宇野　治幸		教育主事	青木　久
	補助調査員	信州大学人文学部比較文化論		大学院生	松本　建速
		同		学生	藤田　英博
	事 務 局	岐阜県教育委員会	文化課長		澤田　確
		同	文化課文化財第２係長		清水　進
		同	文化課		文化課職員
昭和６３年度	団　　長	岐阜県教育委員会	教育長		吉田　豊
	副 団 長	同	指導部長		竹林　順祐
	指導調査員	岐阜県文化財保護審議会委員		信州大学教授	大参　義一
	調査担当者	岐阜県教育委員会　文化課			
		学芸主事　宮崎　光雄			
		学芸主事　宇野　治幸		教育主事	青木　久
		学芸主事　町川　克巳		教育主事	大熊　厚志
	補助調査員	信州大学人文学部比較文化論		卒業生	藤田　英博
	事 務 局	岐阜県教育委員会	文化課長		加藤　英夫
		同	文化課文化財第２係長		丸山幸太郎
		同	文化課		文化課職員

平成元年度	団　　長	岐阜県教育委員会	教育長		篠田　幸雄
	副 団 長	同	指導部長		小林　峯夫
	指導調査員	岐阜県文化財保護審議会委員	信州大学教授		大参　義一
	調査担当者	岐阜県教育委員会	文化課		
		学芸主事	只腰　正知	教育主事	大熊　厚志
		学芸主事	宇野　治幸	教育主事	佐野　康雄
		課長補佐	町川　克巳		
	補助調査員	名古屋大学大学院文学研究科博士前期課程修了			成瀬　正勝
	事 務 局	岐阜県教育委員会	文化課長		加藤　英夫
		同	文化課文化財第２係長		丸山幸太郎
		同	文化課		文化課職員

5．遺物の整理・復元・実測図・拓影・写真撮影等に関しては、上記の調査員・補助調査員のほか下記の諸氏に協力を願った。

武藤　貞昭（平成２年度文化課学芸主事）、田中　弘志（岡山大学大学院修了）、
西村　勝広（明治大学卒業）

6．報告書の執筆は、大参義一氏の指導のもとに、第３章第５節・第５章第３節（石器類）は佐野・西村が、第５章第１～３節は成瀬・只腰・宇野が、その他は宇野が担当した。但し、第４章と第６章は、大参義一教授に執筆を依頼した。

7．本発掘調査にあたって、水資源開発公団・藤橋村・久瀬村・揖斐川町・揖斐県事務所・西濃教育事務所には、多大な協力を得た。また、下記の地元の研究者、県内外の研究者諸氏には、調査および報告書執筆にあたって、ご指導・ご教示を得た。記して感謝の意を表する次第である。

篠田通弘（藤橋中学校）、徳松正廣（羽島高校）、吉朝則富、藤沢良祐（瀬戸市教育委員会）
大江　命、井上智博（大阪文化財センター）、中井　均（米原町教育委員会）
恩田　勇（神奈川県立埋蔵文化財センター）、網谷克彦（福井県立若狭歴史民俗資料館）
阿部芳郎（明治大学大学院生）、野内秀明・大塚真弘（横須賀市人文博物館）
富樫孝志（岡山大学大学院生）、小杉　康、工藤　俊樹（福井県立理文センター）
（氏名順不同）

8．発掘調査参加者及び整理作業参加者（順不同）

信 州 大 学	佐々木　明助教授・酒井　潤一助教授
信州大学学生	伊丹　早苗・清野　文彦・海野　洋子・渡辺　信也・中島　直美
三重大学学生	高田　康成・蔭山　誠一・中間　志乃・大政　由美・真鍋由利子
岐阜大学学生	森　明美・戸塚　康予・児玉美保子・鈴木　直子・古谷　寿彦 久田　礼子・田辺奈津子・林篤史・田中　伸吾

そ　の　他	村井　美代・北原　絵美
作　業　員	清水　義太・清水おぎの・小西　直政・小西きよ子・清水　勝三
	清生　満雄・小玉　長八・小玉　春子・泉　武光・扇間　重男
	佐島　岩吉・佐島みさを・井部　政男・小倉　富恵・徳田　ふじ
	堀田　信子・丹度　由子（揖斐川町）　増元　みち・高橋　春枝
	竹中としゑ・高橋　花子・高橋　しも・小寺ひさえ・高橋ゆりの
	竹中　春子・竹中きさを（久瀬村）　中石　たけ・小林さずゑ
	中川　操・中川　逸枝・高橋みやの・中川　洋・中川みさを
	中島　春男・玉井　朝子（藤橋村）　高嶌　桂子・脇野　伸子
	駒田　香絵・澤井　梅子・河本　節子（穂積町）
岐阜県教育委員会	澤田　確・加藤　英夫・北条　統督・清水　進・丸山幸太郎
	小澤　和夫・各務　斉・吉田　忠芳・安藤　和男・高橋　宏之
	森谷　連・篠田　昌利・鷲見　哲郎・平工　吉枝・木村　徳治
	筒井　晴男・長島　一明・南谷　繁彰・藤沢　昌利・山内　幸子
	中嶋　里美・西村今日子・山口　知子・丹羽　雅子

目　　次

序　文
例　言
第　1　章　遺跡付近の環境 …… 1
第1節　自然環境 …… 1
第2節　歴史的環境 …… 1
第　2　章　調査の目的と方法 …… 7
第1節　調査に至る経過 …… 7
第2節　「小の原遺跡」の発掘調査 …… 9
第3節　「戸入障子暮遺跡」の発掘調査 …… 13
第　3　章　「小の原遺跡」の遺構・遺物 …… 15
第1節　基本的層序 …… 15
第2節　住　居　跡 …… 18
第3節　集石炉跡とその他の遺構 …… 26
第4節　土　器　類 …… 41
第5節　石　器　類 …… 129
第　4　章　「小の原遺跡」の考察 …… 159
第　5　章　「戸入障子暮遺跡」の遺構と遺物 …… 162
第1節　基本的層序 …… 162
第2節　遺　　構 …… 162
第3節　遺　　物 …… 166
第　6　章　「戸入障子暮遺跡」の考察 …… 169

図　　版 …… 171

挿 図 目 次

第１図　遺跡周辺の地形……2
第２図　旧徳山村の遺跡分布図……3
第３図　旧徳山村地内の中世墓分布図……6
第４図　小の原遺跡地形図……9
第５図　小の原遺跡グリッド設定図……10
第６図　戸入障子暮遺跡の地形図及びグリッド設定図……14
第７図　小の原遺跡土層模式図……16
第８図　小の原遺跡Ｋ列土層図……17
第９図　小の原遺跡遺構位置図……18
第10図　第１号住居跡実測図……20
第11図　第１号住居跡出土土器（１）……21
第12図　第１号住居跡出土土器（２）……22
第13図　第２号住居跡実測図……24
第14図　第２号住居跡出土土器……25
第15図　第１号集石炉跡実測図……27
第16図　第１号集石炉跡出土土器……27
第17図　第２号集石炉跡実測図……28
第18図　第３号集石炉跡実測図……29
第19図　第４号集石炉跡実測図……30
第20図　第５号集石炉跡実測図……31
第21図　第６号集石炉跡実測図……32
第22図　第７号集石炉跡実測図……33
第23図　第８号・９号集石炉跡実測図……34
第24図　第10号・11号集石炉跡実測図……35
第25図　第12号集石炉跡実測図……36
第26図　ピット群遺構実測図……37
第27図　第３号・８号・13号土壙出土土器……39
第28図　第21号土壙出土土器……40
第29図　包含層出土縄文土器　Ｓ１群［１～13］，Ｓ２群［14，15］土器……42
第30図　包含層出土縄文土器　Ｓ３群第１類（１）［16～45］土器……45
第31図　包含層出土縄文土器　Ｓ３群第１類（２）［24，46～99］土器……46
第32図　包含層出土縄文土器　Ｓ３群第１類（３）［100～113］・第２類［114～118］，
Ｓ４群第１類［119～122］・第２類（１）［123～133］土器……47
第33図　包含層出土縄文土器　Ｓ４群第２類（２）［134～147］，
Ｓ５群第１類［148～157］土器……49
第34図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第２類（１）［158～183］土器……52
第35図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第２類（２）［184～194，457～464］土器……53
第36図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第２類（３）［195，196］・第３類（１）［197～216］土器……54
第37図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第３類（２）［214，217～233］土器……57
第38図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第３類（３）［232，234～245］土器……58
第39図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第３類（４）［241，246～264］土器……59
第40図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第３類（５）［265～285］土器……60
第41図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第３類（６）［279，280，283，286～296］土器……61
第42図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第３類（７）［294，295，297～310］
・第４類（１）［311～313］土器……62
第43図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第４類（２）［314～324］・第５類（１）［326～329］土器……64
第44図　包含層出土縄文土器　Ｓ５群第４類（３）［325］・第５類（２）［330～339］土器……65

第45図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（3）［338, 340～356］土器……66
第46図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（4）［357～383］土器 ……67
第47図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（5）［384～401］土器 ……69
第48図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（6）［402～417］土器 ……71
第49図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（7）［414, 418～435］土器……72
第50図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（8）［436～448, 452］土器……73
第51図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 5 類（9）［449～451, 453～456］
・第 6 類（1）［465～480］土器 ……74
第52図　包含層出土縄文土器　S 5 群第 6 類（2）［481～491］・第 7 類［492］
・第 8 類［493～504］・第 9 類［505～508］
・第10類［509, 510］・第11類（1）［511～513］土器 ……77
第53図　包含層出土縄文土器　S 5 群第11類（2）［514～526］,
S 6 群第 1 類［527］・第 2 類［528～537］
・第 3 類（1）［538～545］土器 ……78
第54図　包含層出土縄文土器　S 6 群第 3 類（2）［546～555］・第 4 類［556～560］
S 7 群第 1 類［561～572］・第 2 類（1）［573～584］土器 ……81
第55図　包含層出土縄文土器　S 7 群第 2 類（2）［585～603］,
・第 3 類（1）［604～610, 614, 616］土器 ……82
第56図　包含層出土縄文土器　S 7 群第 3 類（2）［611～613, 615］・第 4 類［617～622］,
S 8 群第 1 類［623～642］・第 2 類（1）［643～645］土器 ……83
第57図　包含層出土縄文土器　S 8 群第 2 類（2）［646～649］・第 3 類［650～654］土器 ……84
第58図　包含層出土縄文土器　Z 1 群第 1 類（1）［1～24］土器 ……86
第59図　包含層出土縄文土器　Z 1 群第 1 類（2）［25～33］・第 2 類［34～55］
・第 3 類（1）［56～59］土器 ……88
第60図　包含層出土縄文土器　Z 1 群第 3 類（2）［60～73］・第 4 類［74～79］
Z 2 群第 1 類（1）［80～86, 89］土器 ……89
第61図　包含層出土縄文土器　Z 2 群第 1 類（2）［87, 88, 90～96］
・第 2 類（1）［97～154］土器……91
第62図　包含層出土縄文土器　Z 2 群第 2 類（2）［155～214］土器 ……94
第63図　包含層出土縄文土器　Z 3 群第 1 類［215～219］・第 2 類（1）［220～275］土器 ……97
第64図　包含層出土縄文土器　Z 3 群第 2 類（2）［276～319］土器 ……98
第65図　包含層出土縄文土器　Z 3 群第 2 類（3）［320～324］・第 3 類（1）［325～386］土器 ……100
第66図　包含層出土縄文土器　Z 3 群第 3 類（2）［387～400］・第 4 類［401～410］
・第 5 類［411～427］土器 ……103
第67図　包含層出土縄文土器　Z 4 群第 1 類（1）［428～453］土器……105
第68図　包含層出土縄文土器　Z 4 群第 1 類（2）［454～482］・第 2 類（1）［483～496］土器 ……107
第69図　包含層出土縄文土器　Z 4 群第 2 類（2）［497～550］土器……109
第70図　包含層出土縄文土器　Z 4 群第 2 類（3）［551～605］土器……110
第71図　包含層出土縄文土器　Z 4 群第 2 類（4）［606～625］・第 3 類（1）［626～648］土器 ……113
第72図　包含層出土縄文土器　Z 4 群第 3 類（2）［649～663］・第 4 類［664～667］,
Z 5 群第 1 類［678～698］土器 ……115
第73図　包含層出土縄文土器　Z 5 群第 2 類［699, 700］・第 3 類［701～717］
・第 4 類［718～724］・第 5 類［725］
第 6 類（1）［726～754］土器……117
第74図　包含層出土縄文土器　Z 5 群第 6 類（2）［755～779］・第 7 類（1）［780～805］土器 ……118
第75図　包含層出土縄文土器　Z 5 群第 7 類（2）［806～813］,
Z 6 群第 1 類（1）［814～843］土器……120
第76図　包含層出土縄文土器　Z 6 群第 1 類（2）［844～856］・第 2 類［857～862］,
Z 7 群第 1 類［863～883］・第 2 類（1）［884～891］土器……121

第77図　包含層出土縄文土器　Ｚ７群第２類（２）［892〜927］・第３類（１）［928〜930］土器 ……124
第78図　包含層出土縄文土器　Ｚ７群第２類（３）［925，926］・第３類（２）［931〜935］，
Ｚ８群［936〜968］土器 ……125
第79図　石器実測図（１）　石鏃① ……135
第80図　石器実測図（２）　石鏃② ……136
第81図　石器実測図（３）　石鏃③ ……137
第82図　石器実測図（４）　石鏃④ ……138
第83図　石器実測図（５）　有舌尖頭器，石槍 ……139
第84図　石器実測図（６）　石錐 ……140
第85図　石器実測図（７）　石匙① ……141
第86図　石器実測図（８）　石匙② ……142
第87図　石器実測図（９）　石匙③，掻器① ……143
第88図　石器実測図（10）　掻器② ……144
第89図　石器実測図（11）　削器 ……145
第90図　石器実測図（12）　異形石器 ……146
第91図　石器実測図（13）　異形部分磨製石器，ピエス・エスキーユ，ヘラ形石器 ……147
第92図　石器実測図（14）　打製石斧 ……148
第93図　石器実測図（15）　磨製石斧 ……149
第94図　石器実測図（16）　石核① ……150
第95図　石器実測図（17）　石核② ……151
第96図　石器実測図（18）　石核③ ……152
第97図　石器実測図（19）　石核④ ……153
第98図　石器実測図（20）　打面再生剥片，ＲＦ，ＵＦ ……154
第99図　石器実測図（21）　石錘① ……155
第 100図　石器実測図（22）　石錘② ……156
第 101図　石器実測図（23）　石製品 ……157
第 102図　石器実測図（24）　第１・２号住居跡出土石器 ……158
第 103図　戸入障子暮遺跡土層図 ……163
第 104図　戸入障子暮遺跡中世墓実測図 ……164
第 105図　戸入障子暮遺跡段丘部トレンチ実測図 ……165
第 106図　戸入障子暮遺跡出土遺物 ……168

（折り込み図）　小の原遺跡全体図 ……211（最終頁）

付　表　目　次

第１表　旧徳山村の縄文遺跡一覧 …… 4
第２表　旧徳山村の縄文時代以外の遺跡一覧 …… 4
第３表　旧徳山村地内の中世墓一覧 …… 7
第４表　小の原遺跡縄文土器分類表（１）……126
小の原遺跡縄文土器分類表（２）……127
小の原遺跡縄文土器分類表（３）……128

図　版　目　次

図版１　１：小の原遺跡調査前遠景，２：小の原遺跡昭和63年度調査前遠景，
３：小の原遺跡調査区全景 ……171
図版２　１：小の原遺跡調査区全景，２：土層状況，
３：遺跡西側の崖の中腹に祀られている石皿と磨石，４：調査風景 ……172
図版３　１・２・３：調査風景，５・６：有舌尖頭器出土状況 ……173

図版４　１：磨製有孔石器出土状況，２：茅山下層式土器出土状況，
３：前期土器出土状況（Z－80），４：前期土器出土状況（Z－8，9）……174
図版５　１・２：粕畑式土器出土状況（S－341，414），
３：第１号住居跡覆土上部土器出土状況，４・５・６：第１号住居跡 ……175
図版６　１：第２号住居跡覆土上部土器出土状況（Z－841），
２：第２号住居跡覆土上部土器出土状況，３・４：第１号住居跡と第７号集石炉跡 ……176
図版７　１：第１号住居跡・第７・８・９号集石炉跡（上）とピット群遺構（下），
２：第１号集石炉跡，３：第２号集石炉跡 ……177
図版８　１：第３号集石炉跡，２：第４号集石炉跡，３：第３・４号集石炉跡 ……178
図版９　１：第５（中央）・６（左上）号集石炉跡，２：第５号集石炉跡掘り上げ状況 ……179
図版10　１：第７・８・９号集石炉跡，２：第８（右）・９（左）号集石炉跡 ……180
図版11　１：第10（下）・11（上）号集石炉跡，２：第10号集石炉跡，
３：第12号集石炉跡 ……181
図版12　１・２：第１号住居跡出土土器 ……182
図版13　１・２：第１号住居跡出土土器，３：第２号住居跡出土土器 ……183
図版14　１：第３号土壙跡出土土器，２：第８・13・21号土壙跡出土土器 ……184
図版15　１：Ｓ１群・Ｓ２群土器（表），２：Ｓ１群・Ｓ２群土器（裏）……185
図版16　１：Ｓ３群土器（表），２：Ｓ３群土器（裏）……186
図版17　１：Ｓ４群土器，２：Ｓ５群第１・２類土器 ……187
図版18　１：Ｓ５群第３類土器（１），２：Ｓ５群第３類土器（２）……188
図版19　１：Ｓ５群第３類土器（３），２：Ｓ５群第４類土器……189
図版20　１：Ｓ５群第５類土器（１），２：Ｓ５群第５類土器（２）
３：Ｓ５群第５類土器（３）……190
図版21　１：Ｓ５群第５類土器（４），２：Ｓ５群第６類土器……191
図版22　１：Ｓ５群第７・８・９・10・11類土器，２：Ｓ６群土器 ……192
図版23　１：Ｓ７群土器，２：Ｚ１群土器（１）……193
図版24　１：Ｚ１群土器（２），２：Ｚ２群土器（１）……194
図版25　１：Ｚ２群土器（２），２：Ｚ３群土器（１）……195
図版26　１：Ｚ３群土器（２），２：Ｚ３群土器（３）……196
図版27　１：Ｚ２群土器（３），２：Ｚ４群土器（１），３：Ｚ４群土器（２）……197
図版28　１：Ｚ４群土器（３），２：Ｚ４群土器（４）……198
図版29　１：Ｚ５群土器（１），２：Ｚ５群土器（２）……199
図版30　１：Ｚ５群土器（３），２～５：列孔文土器（１）～（４）……200
図版31　１・２：石鏃 ……201
図版32　１：有舌尖頭器，石槍，２：石匙 ……202
図版33　１：石錐，２：掻器，削器 ……203
図版34　１：異形石器，異形部分磨製石器，ピエス・エスキーユ，ヘラ形石器，
２：打製石斧，磨製石斧 ……204
図版35　１：石錘，２：石製品 ……205
図版36　１：移転前の戸入障子暮遺跡と戸入地区 ……206
図版37　２：戸入地区から見た戸入障子暮遺跡の遠景，３：戸入障子暮遺跡近景
１：戸入障子暮遺跡中世墓調査前状況，２：中世墓清掃後の状況 ……207
図版38　１：遺物散乱状況，２：石敷の状態，３：中世墓半割状況，
４・５：移転後の祭祀状況 ……208
図版39　１：円丘部斜面トレンチ，２・３：段丘部トレンチ ……209
図版40　１：古瀬戸瓶子，２：錆釉糸目ぺこかん徳利，３：染付湯呑み茶碗，４：蠟燭立て ……210

第1章　遺跡の環境

第1節　自然環境

位置と地形　本遺跡が所在する徳山地域は、木曽三川の一つ揖斐川の最上流部にあり、岐阜県の北西端で、福井県と滋賀県（間に坂内村をはさむ）との県境に位置する。四囲を1200m前後の山地に囲まれた、いわゆる越美山地に属する山地帯である。この山地帯の北西から南東方向、断層線にそって揖斐川が貫流し、さらに揖斐川に注ぐ大小の支流が深い谷をつくっている。そして、これらの河川が蛇行した部分に、狭小な河岸段丘が山地にへばりつくようなかたちで形成されている。

徳山地域の人々の生活の場は、これらの狭小な河岸段丘上にあるが、大きく分けて、揖斐川本流の東谷と支流西谷川の西谷とに分けられる。東谷には上流から塚・櫨原・山手・上開田・本郷・下開田、西谷には門入・戸入の各集落があった。そして、各集落をつなぐように交通路が開け、美濃から越前へ、また美濃から近江へと抜けることができる。

地質　徳山地域を構成する地質は、大部分が古生層であるが、能郷白山・若丸山付近には花崗閃緑岩・安山岩の岩層がみられる。「小の原遺跡」や「戸入障子暮遺跡」のある戸入地区の主体をなす岩層は、偽礫を含有している砂質粘板岩で、チャート・輝緑凝灰岩・石灰岩などの薄層を挟有している。

気候と植生　徳山地域は、越美山地に属し、冬期には日本海側的要素が強く出て、積雪は非常に多いが、夏期には降水量も多く東海型の要素を強く持っていて、北陸型と東海型気候の漸移的性格を有するとみられる。植生の面でも日本海型気候の影響を強く受けている。針葉樹が貧化しており、落葉広葉樹が大部分を占めている。

徳山地域の自然林を面として分けると、三つに分けることができる。北部および西部の県境の山地帯を中心としてブナ林が広がり、南東部はミズナラ林で、その間にブナとミズナラの混交林がある。遺跡のある戸入付近では、山麓に植林された杉林を除いては、常緑喬木はほとんどみられない。常緑灌木では、イヌツゲ・シャクヤク・クロガネモチなどが所々にみられる。これに対して落葉樹は、川岸・山麓一帯に数多くみられる。落葉喬木では、川岸近くにケヤキ・ケンポナシ・オニグルミ・アカシデ・サワグルミ・トチノキなどが、山麓にはケヤキ・トチノキ・ミズナラ・ブナ・ホオノキなどがみられる。

第2節　歴史的環境

小の原遺跡は、揖斐郡藤橋村大字戸入字小の原に所在する。また戸入障子暮遺跡は、揖斐郡藤橋村大字戸入字障子暮に所在する。両遺跡は、はいづめ遺跡・戸入村平遺跡を含む戸入地区にあり、

今立郡
池田町
福井県
大野市
南条郡
今庄町
本巣郡
根尾村
戸入障子暮遺跡
小の原遺跡
上開田
下開田
開田
東杉原
西杉原
東横山
西横山
久瀬村
西津汲
伊香郡
滋賀県
木之本町
揖斐郡
坂内村
1：114,000
揖斐関ケ原養老国定公園

第1図　遺跡周辺の地形

いずれも互いに向い合う段丘上にあり、戸入障子暮遺跡を除く３遺跡は縄文時代の遺跡で、縄文時代全期にわたる遺跡群を形成している。

徳山ダム建設に伴って廃村になった旧徳山村（昭和62年３月31日）には、本遺跡を含め現在約34カ所の遺跡が知られている。旧徳山村の遺跡は、すでに大正年間に小川栄一氏によって調査され報告されている。第二次大戦後も小川氏の調査によって報告されたが、５カ所の遺跡しか知られていなかった。その後も、小澤一弘氏らによって塚奥山遺跡（宮ケ原遺跡）の遺物紹介がなされただけであった。ダム建設の話が本格化した頃から、根尾弥七氏・篠田通弘氏ら地元の研究者たちは、村内を踏査し、多くの成果を発表された。岐阜県教育委員会は、先達の成果を踏まえ、徳山ダム建設に伴う水没地内の埋蔵文化財の分布調査を実施し報告した。

徳山地域では、旧石器時代の遺跡はまだ発見されていない。塚奥山（宮ケ原）遺跡や小の原遺跡など５遺跡で、ナイフ型石器に類似する石器が採集され、旧石器時代遺跡の可能性が報告されている。しかし、今回調査した小の原遺跡では、旧石器時代に属すると思われる石器は出土していない。このように、現在のところ明確な遺物が発見されていないため、徳山地域に旧石器時代から人々が

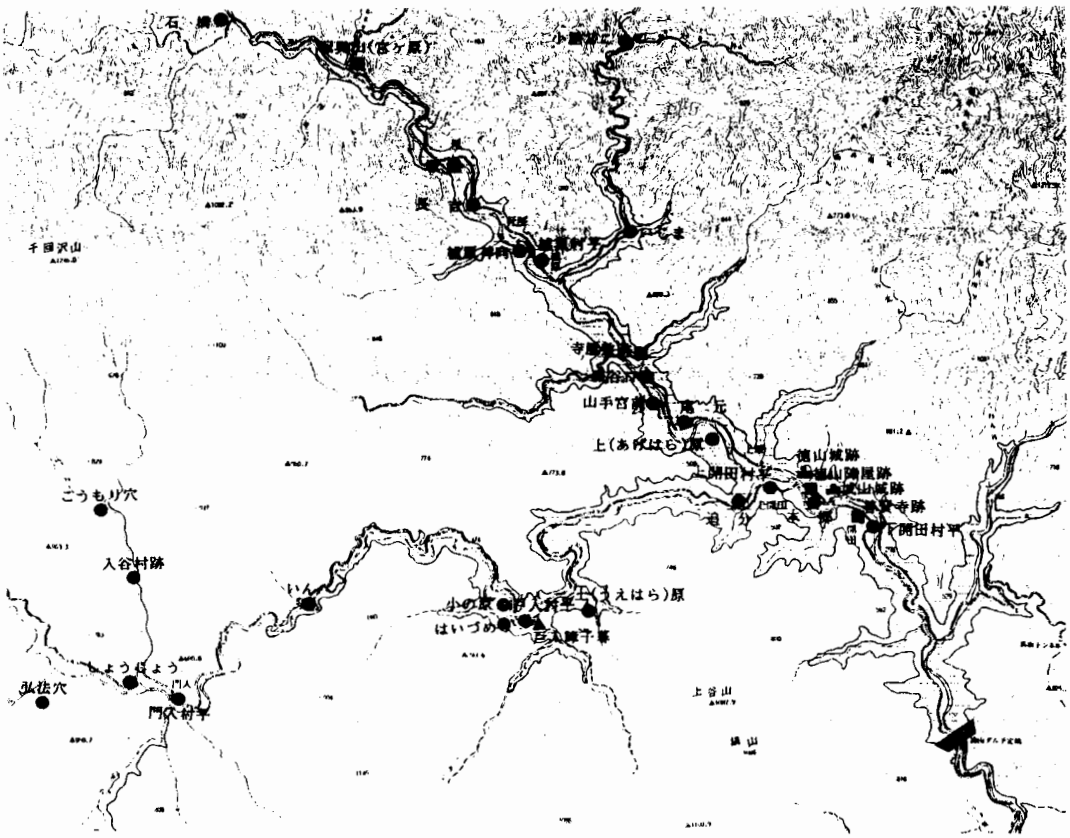

第２図　旧徳山村の遺跡分布図

第1表　旧徳山村の縄文遺跡一覧
第2表　旧徳山村の縄文以外の遺跡一覧

No	遺跡名	旧石器	縄文時代 草	早	前	中	後	晩	弥生	備考
1	いんべ			◎	◎	○	○	◎		集石炉跡5基、土器棺墓跡11基、石組み土壌墓跡3基。H2年度発掘調査
2	小の原	?	○	◎	◎					有舌尖頭器検出。旧石器は不明 住居跡2基・集石炉跡12基等遺構検出。S62・63年度発掘調査
3	はいづめ			△	○	△	△	◎	○	住居跡3基・土器棺墓16基等遺構検出 S61・62年度発掘調査
4	戸入村平					◎	◎	◎		住居跡8基・土器棺墓13基等遺構検出 S63・H1年度発掘調査
5	戸入陣子暮									土器・石器小量出土、遺構不明 H1年度発掘調査
6	追分						△	△		打製石斧多数出土、縄文土器少し H1・2年度発掘調査
7	塚奥山	?		△		◎	○	△		(宮ヶ原遺跡)
8	塚					◎	◎	◎		(塚村平遺跡) 縄文土器片多数出土 H2・3年度発掘調査中
9	長吉									石鏃少し。 H3発掘調査予定
10	植原村平	?			△	○	◎	○		
11	植原神向									石鏃・打製石斧・スクレーパー少し
12	尾元			△	△					確認調査時に異形局部磨製石器検出
13	上(あげはら)原	?		△	△	◎	○	◎		縄文時代から古代までの複合遺跡。住居跡4基、土器棺墓2基。H2～発掘調査中
14	本郷									石鏃のみ。
15	下開田村平			◎		◎				住居跡1基、早期の集石等。H2発掘調査
16	上開田村平									石鏃・石鏃・打製石斧等
17	山手宮前					○				
18	いじま									縄文土器細片少し。
19	磯谷口					◎				遺構無し、中期の星木式土器出土。古代の須恵器出土。H2発掘調査
20	しょうじょ									石鏃・打製石斧・石匙・スクレーパー等
21	門入村平									石鏃少し。
22	上(うえはら)原									縄文土器小片少し。石鏃・石鏃少し
23	石橋					△				縄文土器少し。石鏃・石鏃・石匙等
24	小屋どこ	?		△	○	◎	△	△		
25	冠平									

No	遺跡名	古代	中世	近世	不明	備考
26	戸入陣子暮		◎	△		中世墓。古銭戸原子他。H1発掘調査
27	寺屋敷跡			○		寺院跡。
28	徳山城跡		○			城館跡。
29	徳山陣屋跡			○		陣屋跡。
30	城山城跡		○			城館跡。
31	普賢寺跡			○		寺院跡。
32	戸入村平		◎	◎		集落跡。古銭・陶磁器他 S63・H1発掘調査
33	磯谷口	◎				須恵器・区物陶器他。H2発掘調査。
34	塚			○		集落跡。近世陶器。H2・3発掘調査
35	下開田村平			○		近世陶器。H2発掘調査
36	塚奥山			○		
37	植原村平			○		
38	上(あげはら)原	○	○	○		H2～発掘調査
39	上開田村平			○		H3・4発掘調査
40	入谷村跡			○		集落跡。
41	こうもり穴				○	
42	弘法穴				○	水銀採掘鉱山跡。
43	門入村平			○		
44	石橋	○				

生活していたとは一概には言えない。

徳山地域に人々が生活し始めたのは縄文時代に入ってからである。縄文時代の遺跡は、現在25カ所（第2図，第1表）が知られている。

縄文時代草創期の遺跡は、現在のところ有舌尖頭器が検出された小の原遺跡1カ所だけである。この時期の土器では、多縄文系の表裏縄文土器が検出されており、草創期末の遺跡といえよう。現時点においては他にはこの時期のものは認められない。今後、調査の進展に伴い、東谷筋でもこの時期の遺跡が発見されることが期待される。

早期になると、徳山の各地に遺跡が点在してくる（8遺跡）。揖斐川本流域の東谷では、塚奥山遺跡・尾元遺跡・上原遺跡・下開田村平遺跡などで遺物が出土している。特に尾元遺跡では、付け替え道路進入路の確認調査時に、大形の異形部分磨製石器が検出された。また、平成2年度に発掘調査された下開田村平遺跡では、押型文土器を伴う時期の焼礫集石遺構や配石が検出された。現在整理中のため詳細は報告書を待ちたい。支流の西谷川流域の西谷では、いんべ遺跡・小の原遺跡・はいづめ遺跡で遺物が出土している。小の原遺跡については、第3章で述べるように早期の集石炉跡や石器も大量に出土している。土器については、早期の各小時期のものが出土している。押型文土器をはじめとして、関東系の野島式・鵜ケ島台式・茅山下層式土器や、東海系の八ッ崎式・粕畑式土器・上の山式・入海式土器などが出土している。いんべ遺跡では、平成2年度の発掘調査の結

果、押型文土器をはじめとして早期後半の土器や集石炉が検出された。はいづめ遺跡でも、押型文土器が出土しているが、小破片で磨滅しているため、小の原遺跡からの流れ込みとも考えられる。

前期では、東谷・西谷両流域に7遺跡が分布する。東谷ではまだ発掘調査が進んでいないため、遺跡の様相は採集資料だけで明確ではないが、櫨原村平遺跡・尾元遺跡・上原遺跡・小屋どこ遺跡が知られている。今後の発掘調査の進展によって明らかになることを期待したい。西谷では、小の原遺跡が特筆する。第2章以降で後述するように、住居跡や集石炉跡を検出し、前期全般にわたる大量の遺物が出土しているが、明確に層位的にとらえられず残念である。また、土器を見ると前期前半では東海系のものが主体をなし、後半になると関西系のものやこの影響を受けた在地系のものが主体となり、関東系のものは非常に少ない。いんべ遺跡では、平成2年度の発掘調査で前期前半までの集石炉跡と土器が確認されている。他に、はいづめ遺跡で若干の遺物が報告されているだけである。

中期になると遺跡数が増大する（12遺跡）。東谷では、塚奥山遺跡や上原遺跡など面積的に広く、大集落が営まれていた可能性が大きい。このような大集落が営まれていた反面、平成2年度発掘調査した下開田村平遺跡や磯谷口遺跡のような小規模な遺跡も散在する。下開田村平遺跡では住居跡を1基検出されたが、遺物量も少なく遺跡の範囲も狭い。磯谷口遺跡でも遺跡の範囲は狭く、遺物は検出されたが、遺構は検出されなかった。その他、塚遺跡・櫨原村平遺跡・山手宮前遺跡・石橋遺跡・小屋どこ遺跡などもこの時期の遺跡と思われる。西谷では、戸入村平遺跡が中心である。昭和63・平成元年度の発掘調査結果によれば、中期後半の住居跡が7基検出された。土器を見ると、東海系・関西系・北陸系のものが混在する。他に、いんべ遺跡がある。平成2年度の発掘調査結果によれば、遺構は検出されなかったが、中期後半の関西系の里木式土器が出土している。このように、中期になると遺跡が増大するが、中期後半の遺跡が多い。

後期になると遺跡数は減少する（9遺跡）。東谷では発掘調査で確認されたのは塚遺跡だけである。表採資料によれば、塚奥山遺跡・櫨原村平遺跡・上原遺跡・小屋どこ遺跡などがある。西谷では、戸入村平遺跡やいんべ遺跡・はいづめ遺跡・追分遺跡がある。戸入村平遺跡では、住居跡は検出されなかったが、土器棺墓が2基検出された。後期前半の関東系や東海系の土器が出土している。いんべ遺跡でも、後期前半の土器が出土している。

晩期になると、東谷では、発掘調査が進んでいないため明確には言えないが、遺跡の規模が小さくなると思われる。塚奥山遺跡・塚遺跡・櫨原村平遺跡・上原遺跡・小屋どこ遺跡がある。塚遺跡や上原遺跡では、平成2年度の調査で大洞系の土器が検出されている。両遺跡は調査を継続しているため、今後詳細が判るであろう。西谷では、はいづめ遺跡・戸入村平遺跡・いんべ遺跡で大量のこの時期の土器棺墓が検出された。はいづめ遺跡14基、戸入村平遺跡11基、いんべ遺跡11基である。はいづめ遺跡では3基の住居跡が検出されただけで、他の遺跡では住居跡は検出されなかった。これらの土器棺墓は、晩期後半のもので、五貫森式期から下り松式期のものと考えられている。関西

系の凸帯文土器、東海系の条痕文土器、関東系の大洞式土器なども出土している。

弥生時代の遺跡は、現在のところ、はいづめ遺跡だけである。前期の遠賀川系土器が2点と中期のものが若干出土しているだけである。遠賀川系土器は、土器棺墓として検出されたもので、2点の甕形土器の他は何も出土していない。したがって、弥生文化が徳山にもたらされた訳ではなく、他地域からの搬入品と考えられる。

現在、弥生時代以降奈良時代までの遺跡は発見されていない。磯谷口遺跡・上原遺跡・石橋遺跡では、須恵器や灰釉陶器が採集され、奈良・平安時代の遺跡（遺跡の性格は不明）と考えられる。平成2年度発掘調査した磯谷口遺跡では、須恵器や灰釉陶器の破片が少し出土しているだけで、遺構は検出されなかった。このため遺跡の性格は不明である。

中世になると、戸入障子暮遺跡・戸入村平遺跡・上原遺跡や徳山城跡・城山城跡がある。戸入障子暮遺跡では、蔵骨器として使われた古瀬戸瓶子を検出した。この古瀬戸瓶子は鎌倉時代末期のものと思われる。しかし、この遺跡の対岸の戸入村平遺跡の発掘調査では、宋銭や明銭は出土したが、山茶碗（白瓷系陶器）が1点も出土せず、鎌倉・室町時代前半期から人々が集落を形成し、生活を営んでいたとは考えにくい。徳山城などの城館跡から考えると、徳山の地に人々が集落を作り生活しだすのは室町時代後半：戦国時代になってからであろう。

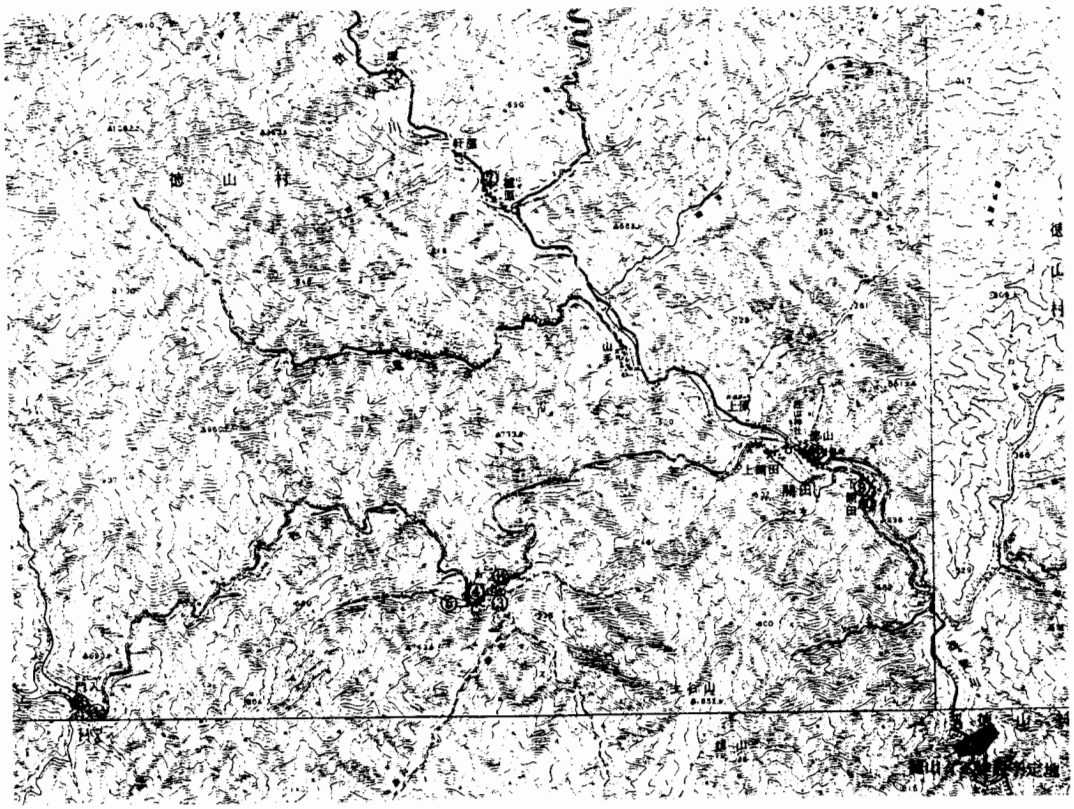

第3図　旧徳山村地内の中世墓分布図

No	名　称	旧　所　在　地	備　　考
1	門入村平 中世墓	揖斐郡藤橋村大字門入 字門入2071－1	門入集落の入口の墓城の一角に２群からなる五輪塔４基が建つ。１基は総高30cmの一石五輪塔。１基は地輪・水輪・火輪・風輪・空輪ともよく残る総高39cmの五輪塔。１基は台石に火輪がのるだけのもの。１基は地輪が失われているが、自然石の台石に水輪・火輪・風輪・空輪が残るもの。
2	門入 八幡神社墓 中世墓	〃　藤橋村大字門入 字門入2166－1	八幡神社境内地の本殿裏の一段高くなったところに前列に五輪塔２基、後列に宝篋印塔３基が建つ。宝篋印塔は右端のものが宝珠と請花が欠失する他はほぼ完全に残っており、姿体は秀美である。
3	戸入障子暮 中世墓	〃　藤橋村大字戸入 字障子暮552－2	宝篋印塔１基、五輪塔２基及び自然石を利用した墓石からなる。宝篋印塔の前庭部に頸部を打ち欠いた古瀬戸瓶子が蔵骨器として転用され埋納されている。宝篋印塔は露盤と塔身のみが残る。五輪塔は一石五輪塔であり、全高42cmの大きさ。
4	戸入村平 道場西 中世墓	〃　藤橋村大字戸入 字村の内163－12	宝篋印塔１基、五輪塔１基、道祖神１基からなる。傍の自然石に「(表銘)当区歴代道場坊之碑(裏銘)昭和二十八年三月二十八日喜寿記念広瀬新次郎」と刻された碑が建ち、これら中世墓の基壇もこの時に再整備されたものと見られる。宝篋印塔は相輪部が残り塔身・基礎部は五輪塔の転用である。五輪塔は各輪とも良く残り総高55cmを測る。
5	はいづめ 中世墓	〃　藤橋村大字戸入 字ハヒツメ715	宝篋印塔１基が祀られる。宝珠・露盤・塔身・基礎が残り、現存高50cmを測る。露盤の馬耳形突起が直立し、古い様式を留めている。
6	戸入小谷戸 中世墓	〃　藤橋村大字戸入 字小谷戸467－89	宝篋印塔１基が祀られる。宝珠・塔身・基礎が残り、現存高38.5cmを測る。宝珠が塔身上に逆置されている。
7	櫨原 白山神社 五輪塔	〃　藤橋村大字櫨原 字村平230－1 境内地の内	水輪・火輪のみ残る。傍らに自然石に陰刻された「奉納仁田四郎由定鳥山神社　年号不詳五月廿八日　ハセ原村中」の碑が建つ。
8	増徳寺 中・近世墓	〃　藤橋村大字徳山 字村平360 墓地の内	徳山村内で唯一の宗教法人である曹洞宗増徳寺の境内に墓城が設けられ、中世以降の墓碑が建っている。
9	下開田 普賢寺跡 中世墓	〃　藤橋村大字開田 字村ノ内145，146	中世の寺跡と伝えている普賢寺跡の一角に近世以降の墓碑に混じって３基の五輪塔が建っていたと伝えるが、分布調査において確認されなかった。
10	下開田塔仏 中世墓	〃　藤橋村大字開田 字北野64－1	かつて宝篋印塔が建っていたが、昭和４６年に盗難にあい、今日では所在不明である。

（「揖斐川上流域徳山ダム・杉原ダム水没地区埋蔵文化財分布調査報告書」　昭和60年３月　岐阜県教育委員会　より）

第３表　旧徳山村地内の中世墓一覧

第２章　調査の目的と方法

第１節　発掘調査に至るまでの経過

徳山ダム建設は、昭和32年電源開発株式会社が発電を主目的に建設計画を発表した。その後、伊勢湾台風をはじめとして相次ぐ下流域の大出水により、昭和41年度からは、建設省が引き継いで調査を行ってきた。昭和48年３月木曽川水系の水資源開発基本計画の変更により、水資源開発公団が事業を実施することになった。

ダムは、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の供給、並びに発電を目的として建設する多目的ダムで、ロックフィル形式である。貯水容量は６億6000万㎥、堤高は161ｍである。このダム建設により、洪水満水位水没線は海抜401ｍとなり、旧徳山村のほぼ全戸が水没・離村する

（門入地区だけが水没からまぬがれる。）こととなった。当然埋蔵文化財のほとんどが湖底に沈むことになる。

このため、昭和58年10月12日に、水資源開発公団徳山ダム建設所長より遺跡の分布調査の依頼があった。これを受けて岐阜県教育委員会は、昭和59年10月２日から11月17日にかけて、文化庁の昭和59年度国庫補助事業として分布調査を実施した。昭和60年３月にはこの調査にもとづき、「揖斐川上流域徳山ダム・杉原ダム水没地区埋蔵文化財分布調査報告書」を発刊した。さらに、昭和60年５月９日、水資源開発公団徳山ダム建設所において、徳山ダム水没地内埋蔵文化財発掘調査計画のための打ち合せを行った。昭和60年夏から秋にかけて発掘調査計画策定のために、岐阜県文化財保護審議会委員（信州大学教授）の大参義一氏の指導のもとに、数回の現地調査を実施した。以上の調査結果にもとづき、昭和61年３月17日徳山ダム水没地区埋蔵文化財発掘調査計画書を水資源開発公団に提出した。

昭和61年４月７日水資源開発公団から岐阜県に対し、昭和61年度の発掘調査の委託契約締結の依頼があり、これを受託した。岐阜県教育委員会は、昭和61年度の発掘調査を「はいづめ遺跡」2007㎡のうち600㎡に限定して実施した。徳山ダム建設に伴う水没地内の埋蔵文化財の発掘調査は、昭和61年度から平成９年度までの長期にわたる発掘調査である。このため、昭和61年度の発掘調査は、協定書締結のための資料を得る意味も合せ持っていた（協定書締結のための試行的発掘調査）。

昭和62年３月27日計画書の一部手直しを行い、水資源開発公団と岐阜県の間で「徳山ダム建設事業に伴う水没地区埋蔵文化財発掘調査に関する協定」を締結した。

岐阜県教育委員会は、この協定書をもとに、昭和62年度から発掘調査を実施することになった。昭和62年度は、昭和61年度に引き続き「はいづめ遺跡」1407㎡・「小の原遺跡」1500㎡、合計2907㎡の発掘調査を受託した。しかし、「はいづめ遺跡」の範囲が、当初の発掘予定面積（1407㎡）よりも、さらに拡大（1952㎡）することが判明した。このため「小の原遺跡」は980㎡しか発掘調査ができなかった。しかし、この調査は「小の原遺跡」の遺跡範囲の確定を主としたため、この結果当初の発掘調査面積（1527㎡）より拡大することが判った。

昭和63年度は、協定書に基づき、「小の原遺跡」1308㎡、「戸入村平遺跡」2000㎡、合計3308㎡の発掘調査を受託した。しかし、調査の過程で「小の原遺跡」は、３時期２生活面があることが判明した。そのため当初の発掘予定面積よりも、さらに拡大（2528㎡）することとなった。このため「戸入村平遺跡」は800㎡しか調査できなかった。「小の原遺跡」は、昭和62・63年度合わせて3508㎡を発掘調査した。

平成元年度は、協定書に基づき、「戸入村平遺跡」1200㎡、「戸入障子暮遺跡」20㎡、「追分遺跡」1560㎡、合計2780㎡の発掘調査を受託した。しかし、調査の過程で「戸入平村遺跡」は、当初の発掘予定面積（1200㎡）よりもさらに拡大（1505㎡）することとなった。また「戸入障子暮遺跡」も当初の発掘予定面積（20㎡）より拡大（61㎡）することとなった。

第２節　「小の原遺跡」の発掘調査

発掘調査前の状況　小の原遺跡は、揖斐川支流西谷川右岸の河岸段丘上に所在する。昭和61・62年度に発掘調査した「はいづめ遺跡」と小さな谷（通称赤谷）を挟んだ北岸に位置する。この河岸段丘は、低・中・高位段丘からなり、本遺跡は中位段丘上に分布する。この中位段丘は、東西160m、南北220mの広さを持つ。

この段丘は、主として西谷川の氾濫・堆積によるもので、段丘南方の赤谷からの氾濫・堆積の影響も若干受けて形成されたものである。このため本段丘は、北西から南東へ緩やかに傾斜している。この傾斜地は、近現代の改田によって、石垣等により幾つかの平坦地に区切られ、水田や畑地に利用されてきた。改田のための削平・盛り土によって、3•40cmから10m以上の石垣による段差を有するところもある。遺物の散布は、中位段丘の中央部の数枚の水田や畑地（60×40m程）の範囲で、石鏃等の石器を中心に採集され、土器は少量発見されていただけである。この段丘では遺物の採集できた畑地は少なく、水田が多かったため、岐阜県教育委員会の実施した分布調査でもほとんど確

第４図　小の原遺跡地形図

認できなかった。また、昭和62年度の時点では、移転がほとんど完了し、田畑は放置され、雑草の繁殖が進み、調査開始時では、雑草の除去が問題であった。

グリッドの設定　本遺跡では、当初の予想遺跡範囲と現状の地形から、磁北に合わせることは無理があるため、地形に合わせて基線を設定した。グリッドの単位は、一辺を4mとした。

遺跡が当初の範囲より拡大することを想定し、当初の範囲の北西端を基点に、20・Kとした。この基点から南東方向へ20〜35、北西方向へ20〜12、北東方向へK〜N、南西方向へK〜Cへと順次番号を付した。グリッド番号は通番としたが、遺跡の範囲は2枚の水田と1枚の畑地からなるため、最下段の水田から田畑ごとにA〜C地区とし、A〜C地区の北西地区をD地区、南西地区をE・F地区として調査を開始した。

昭和62年度の発掘調査の経過　昭和62年度の小の原遺跡の現地での発掘調査は、6月10日から開始し、8月25日に終了した。発掘調査面積は、当初1500㎡を予定していたが、980㎡に縮小した。これは、はいづめ遺跡の範囲が当初の発掘予定面積（1407㎡）よりもさらに拡大（1952㎡）することが判明したからである。そこで、本年度は遺跡の範囲確認と遺物包含層や遺構面（地山面）までの深さの確認を主目的に調査を行った。

第1・2週（6.10〜6.19）　遺跡の除草作業とグリッド設定作業を実施した。水田面には、身の丈以上の茅が繁茂しており、除草作業は思ったより大変であった。

第3週（6.22〜6.26）　地形測量と並行して、遺跡の範囲及び土層の状況確認を目的とした掘削作業を開始する。遺跡は、2枚の水田と1枚の畑地からなり、南東側から順次高くなっている。そ

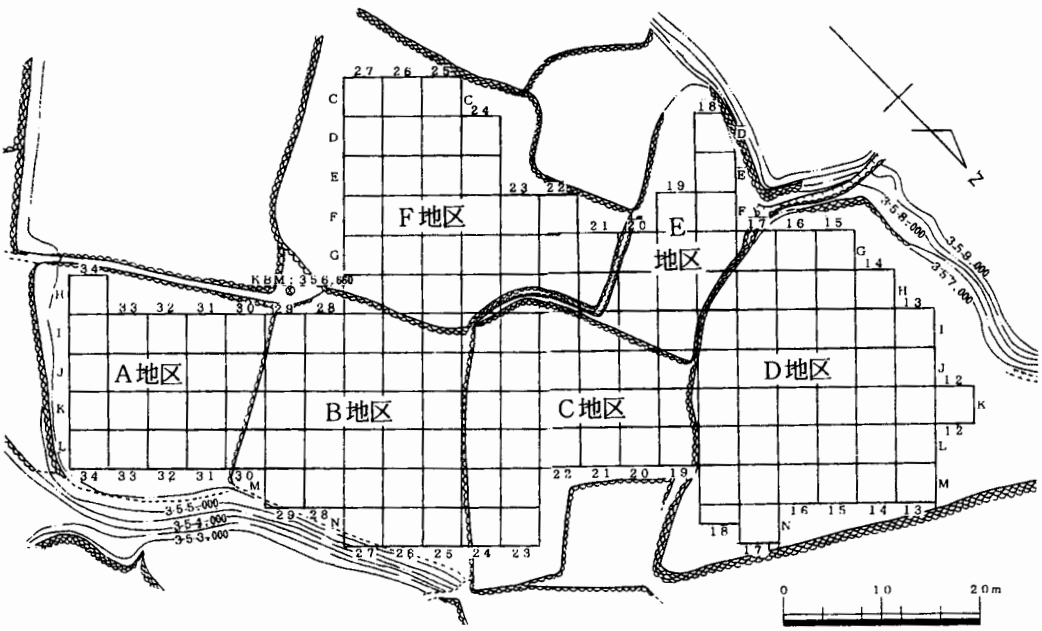

第5図　小の原遺跡グリッド設定図

こで、最下部のＡ地区からトレンチ状にＫ列と32列のグリッドから掘り始めた。しかし、遺物包含層は耕作土だけで、耕作土の下は黄色砂質土（地山）である。そのため、１ｍ幅で１ｍ程下げて土層の確認トレンチを入れた。その結果、黄色砂質土の下は黄色砂土から小石大の砂利層・大きな川原石層となり、川原の様相を呈していた。耕作土は遺物包含層で、石鏃・石錐など小形の石器類を検出した。32・Ｌ区では耕作土の下は改田時の盛土層（円礫・角礫を多く含む）が続くが、黒色土層はほとんど見られなかった。

第４週（6.29〜7.3）　梅雨のため曇りがちの天気が続き、作業中止の時もあった。先週の結果からＢ地区（Ａ地区より30㎝程高い）に入る。Ｋ列と28列より山側の28・Ｉ区、28・Ｊ区のグリッドでは、耕作土の下は黄色砂質土で地山を削平しているが、Ｋ列より川側では、耕作土の下に敷土が叩き締められている。この下は黒褐色土層・地山と続く。黒褐色土層が遺物包含層で、縄文時代早期の粕畑式土器や茅山下層式土器などを検出し始めた。石器の出土も多い。

第５〜７週（7.6〜7.24）　遺跡範囲の最上段のＣ地区（Ｂ地区より50㎝高い）は、従来より石器などの遺物が多く採集されていた地点であるが、桃畑であるためとりあえず今年度は除外した。そこで、範囲外であるが、最北西端のＤ地区（Ｃ地区より50㎝高い）にトレンチ状にグリッドを入れて確認することにした。基点の20・Ｋ区より北西方向へ20〜12と、南東方向へＫ〜Ｏ、南西方向へＫ〜Ｇと番号を付して調査する。13〜18・Ｋ区および16・Ｇ〜16・Ｌ区を掘削する。第６週は台風と梅雨前線の影響で全く調査ができなかった。この地区は、今までと異なり、黒色土もしっかり残り堆積状況も良好であった。第Ⅱ層黒色土・第Ⅲ層暗褐色土ともに遺物包含層である。この結果から、この地区も遺跡の範囲に含まれることが判明した。

第８・９週（7.27〜8.7）　先週までの結果を受けて、当初の遺跡範囲の南西側（山側）のＦ地区にもトレンチを入れて確認することにした。23〜27・Ｆ区および25・Ｄ〜25・Ｆ区のグリッドをトレンチ状に掘削する。この地点では、黄色砂礫土層（地山）まで浅い（約30〜40㎝程）が、耕作土の下に黒褐色土が続き、遺物包含層を形成している。この包含層も攪乱を受けており、山形の押型文土器とともに北白川下層系土器や諸磯系の列孔浅鉢形土器が出土している。特に25・Ｄ区や24・Ｆ区のグリッドでは、土器や石器が他のグリッドと比べて非常に大量に出土しているため、遺構の存在が想定される。25・Ｄ区では不明瞭ながら住居跡のプランを確認することができたが、24・Ｆ区では確認できなかった。日程上、遺構の検出は次年度へ回すことにした。これらの結果から、この地区も遺跡の範囲に含まれることが判明した。

第10週（8.10〜8.14）　お盆休みにしたため作業を休止する。

第11・12週（8.17〜8.25）　先週までの遺跡の範囲確認及び土層確認を目的とした調査の結果、当初の予定面積（1527㎡）よりさらに拡大する（2288㎡）ことが判った。また、はいづめ遺跡の範囲拡大によって、小の原遺跡の調査面積が980㎡に縮小されたことから、日程の都合上、当初の遺跡範囲のＡ・Ｂ地区を掘削することにした。この地区は山側へ行くほど地山が削平されており、川

側程盛土が厚く堆積しているが、黒色土は薄い。しかし、この層から押型文土器などの早期の土器が出土している。また、25・J区において、耕作土直下から集石跡を検出した。この集石跡や土壙跡などの遺構の検出は、次年度に調査することにした。第12週で、一応本年度の小の原遺跡の現場での調査を終了した。

昭和63年度の発掘調査の経過　昭和63年度の現地での発掘調査は、4月20日の鍬入れ式を以て開始し、12月8日に終了した。前述のように前年度の発掘調査によって遺跡の範囲が拡大することになったため、今年度の当初発掘調査予定面積は1308㎡である。今年度は、前年度の発掘調査区の北西地区と南西地区（D・E・F地区）を発掘調査した。この結果、3時期2生活面（縄文時代草創期から前期；早・前期の遺構を検出）の存在が判明し、さらに遺跡の範囲が拡大（2528㎡）した。昭和62・63年度の発掘調査面積の合計は3508㎡である。グリッドの設定は、前年度同様で、現地形に合わせて設定した。グリッドの基軸はN－48°－Wである。

第1～3週（4.20～5.6）　4月20日の鍬入れ式を以て発掘調査を開始した。前年度調査済のグリッドの清掃作業から始める。セクション図作成のためのK列・32列の畦畔を残し、他のグリッドの畦畔除去作業を実施する。32列のセクション図の作成。5.3～5.5まで祝日のため作業を休止。

第4～7週（5.9～6.3）　第4週は天候不順で雨天が続き、1日だけしか作業ができなかった。昨年度掘り残した34・H区，29・I区，29・M区，27・N区を掘り始める。特に、29・M区，27・N区は盛土の状態を調べるため、斜面を抜いた。また、昨年度調査しなかったC地区を平面掘りで掘り始める。ここは表採で石鏃などの石器を大量に採集しているところである。第7週の後半ぐづつき気味の天候で2日間雨天で作業中止になった。この地区の土層は、耕作土の下に黒褐色土・黒色土と続き、これらが遺物包含層である。北白川下層式土器が中心で、石器類も大量に出土した。26～29・K列の畦畔をはずす。

第8～10週（6.6～6.24）　昨年度の調査区のセクション図の作成が完了し、畦畔も全てはずした。D地区の掘削を始める。石器類と共に土器類も多く、早期の土器が比較的多い。

第11・12週（6.27～7.8）　第11週は、雨が毎日降るぐずつき気味の天候で、かろうじて2日間だけ作業ができた。K列より川側のグリッドは盛土が深く、土捨が困難になるため、石垣を抜くことにする。第12週になると晴れの日が続いた。今週からE地区（D地区より40cm高い）に入る。25・J区の集石炉の平面図及び断面図作成等、検出遺構の実測図の作成を今週より開始する。19・I区で大量の土器（前期：北白川下層系土器・諸磯系土器）や石器を検出。住居跡の可能性が考えられる。

第13～15週（7.11～7.29）　梅雨前線の影響で雨天の日が多く、作業ができたのは8日間だけであった。先週までの続きでE地区の掘削を行う。14・J区において粕畑式土器が押し潰された状態で出土し、実測図などを作成した。後半よりF地区の掘削にかかる。

第16～18週（8.1～8.19；8.10～8.16までお盆休み）　先週の続き及びC・D地区の畦畔はずしを

始める。

第19・20週（8.22〜9.2）　15・Ｊ区と24・Ｈ区において地山直上より有舌尖頭器を検出した。このため、17列に地山を掘り込むトレンチを入れて地山の土層状況を調査した。地山は、山側は黄色粘質土であるが、川側へいくほど砂質土に徐々に変化する。この下の層は砂礫土であるが、小石から大きな河原石が混じるようになる。15・Ｉ区で早期の集石炉を検出。これらのことから、本遺跡は縄文時代草創期から前期までの３時期にわたる遺跡で、早期・前期の遺構の存在から２生活面を有する遺跡であることが判明した。Ｅ・Ｆ地区の畦畔をはずし始める。

第21〜23週（9.5〜9.22）　秋雨前線の影響や祝日のため毎週２日間づつ作業中止。先週までの続きのＥ・Ｆ地区の畦畔はずし。19・Ｉ区の畦畔はずし中、地山直上より石包丁に似た有孔石器を検出した。24・Ｆ区のピット群（住居跡？）を検出。土器など遺物が多く出土するが、住居跡のプランははっきりしない。土壙の検出を始める。

第24・25週（9.26〜10.7；10.4からは作業員は戸入村平遺跡の調査）　先週に続いて、土壙・ピットの検出を行う。10.4からは調査員だけで遺構（集石炉や第１・２号住居跡）の検出を行う。

第26〜34週（10.10〜12.8）　先週の続きの住居跡や集石炉の検出、及び実測図の作成作業を行う。また、全体の測量を実施する。第33・34週は、雪や雨の影響で作業が進まなかったが、12月８日ようやく小の原遺跡の現地調査を終了し、今年度の現地調査が終了した。この後は、報告書作成のための整理作業を行った。

第３節　戸入障子暮遺跡の発掘調査

発掘調査前の状況　戸入障子暮遺跡は、揖斐川支流の西谷川の右岸段丘の端部に自然に形成された円丘上に立地する。円丘は南北15ｍ、東西20ｍ、段丘との比高差は3.25ｍで、頂部の海抜は366.5ｍを測る。人工的な盛土は全く認められず、円丘頂部では表土から20㎝前後の深さで岩盤にあたる。この円丘頂部に中世墓が所在する。昭和59年度に岐阜県教育委員会が実施した分布調査時点では、南北約２ｍ、東西約1.5ｍの石組区画内に宝篋印塔１基、五輪塔２基、自然石利用の墓石２基が配置され、また宝篋印塔の前庭部（東側）には古瀬戸瓶子を転用した蔵骨器が埋納されていることが確認されている。今回の調査時点（平成元年度）では、宝篋印塔や五輪塔が所有者によって移転された後で、移転に際して石組区画の石材やその他に一部改変が加えられていた。蔵骨器も遺骨取り出し時に一部破壊され、破片が周囲に散乱していたが、大部分は原位置を保って遺存していた。石組区画内の北側には、円礫に混じって近現代の陶磁器片・ビール瓶の破片が散乱していた。また、この円丘の南側で、山地との間に平らな１枚の水田からなる段丘が広がっている。この地区でかって石器を採集したと報告されている。

調査区の設定　円丘上に立地する中世墓は、石組に区画されているが、宝篋印塔や五輪塔が移転さ

れた後であるため、残存する蔵骨器の埋納状況を知るために、石組区画の長辺に平行する主軸を設定した。主軸はN－35°－Eを示す。主軸の東側に幅2m長さ16mのトレンチを設定し、さらにこれにほぼ直交させて幅2m、長さ11.5mのトレンチを設定した。

発掘調査の経過　戸入障子暮遺跡の発掘調査は、戸入村平遺跡の発掘調査と並行して実施した。

第1週（4.18～4.22）　本遺跡は、旧戸入集落の対岸の円丘上に位置し、集落の人々の移転後ほとんど人手が入らず、雑草や雑木が伸び放題の状態で、遺跡へ行くまでの道の確保と遺跡の状態をつかむために、除草と雑木の伐採を行った。

第2週（5.8～5.12）　中世墓の所在する円丘部とその周辺の地形測量や中世墓の石組の平面実測を行う。蔵骨器の古瀬戸瓶子に主軸線をかけて、南北に2m幅のトレンチを円丘部の麓まで設定し、掘削を始める。

第3・4週（5.15～5.26）　雨天の日が多く3日間しか作業ができなかった。先週に続いて、石組の平面実測を継続する。その後、石組の立ち割りを行い、礫の下に扁平な石敷きを検出した。石組断面図の作成と蔵骨器の取り上げを行う。また、円丘部の南側トレンチを平坦部まで5m延長し、掘削を開始する。耕作土下の敷土（10～60cm程）が堅く苦労する。

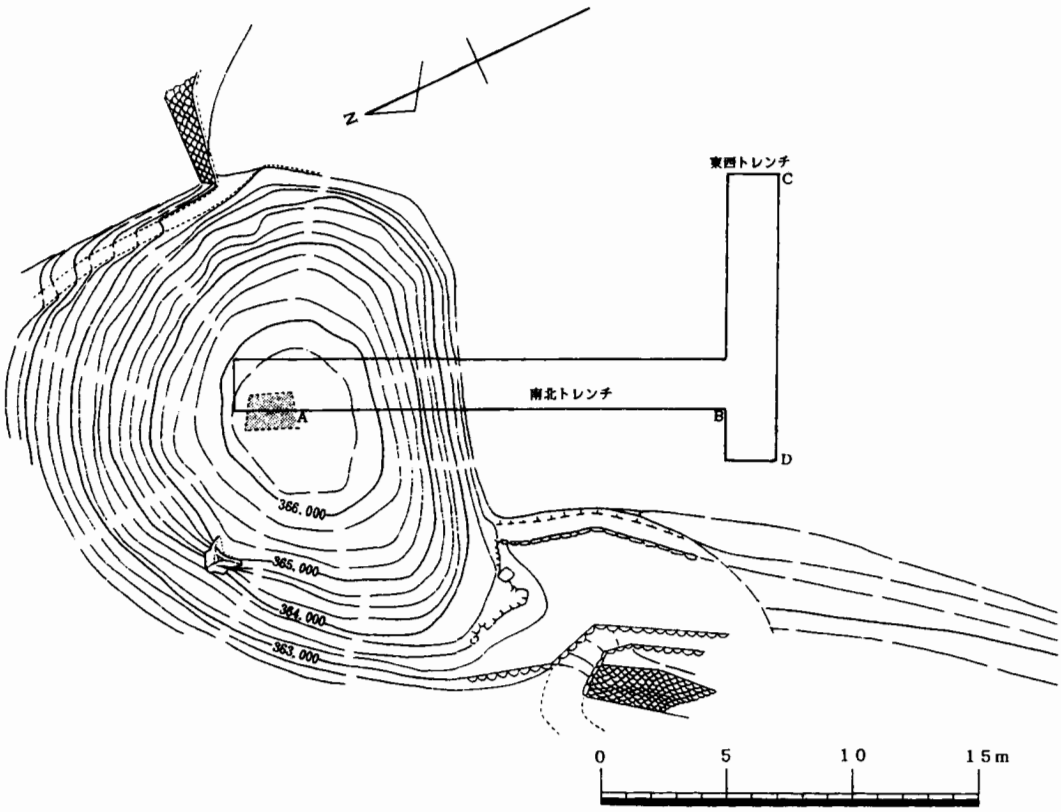

第6図　戸入障子暮遺跡の地形図及びグリッド設定図

第5週（5.29〜6.2）　石組み遺構内の未掘部分を掘り下げる。今までの南北トレンチに直交した東西トレンチを設定して掘削を開始する。両トレンチの断面図と平面図をとる。

第6週（6.5〜6.8）　全体の地形測量と全体写真を撮影。戸入障子暮遺跡の発掘調査を終了する。

第3章　小の原遺跡の遺構・遺物

第1節　基本的層序

小の原遺跡が立地する段丘は、上・中・下・最下位段丘からなり、遺跡は中位段丘(海抜約357m前後）上に位置する。本段丘は、山側から川側へ、西谷川の上流から下流へ傾斜している。つまり、北西から南東方向へ傾斜している。この段丘は比較的安定した段丘で、南から南西部の下位段丘以下のところでは段丘南方にある赤谷の氾濫による山砂利層が表面に広がっている。

この段丘は古くから開墾されていたと思われるが、現在のような水田等に改田されたのは、明治時代以降と考えられる。この改田時に、傾斜地の上部を削平し、下部に盛土して石垣や土端を作り、順次田畑を広げていった先人の苦労が偲ばれる。しかし、これによって遺跡の多くは破壊されてきた。

本遺跡の段丘の形成から層位を巨視的に見ると、北西端では岩盤が基盤となるが、その他は西谷川の堆積による円礫の砂礫層・沖積世堆積層から形成されている。地山は、この円礫の黄色砂礫層と堆積性ローム層から成り立っている。また、これらと並行して、段丘南の赤谷からの氾濫による角礫や・亜角礫の黄色砂礫層が、遺跡の南西部から南部に広がっている。従って、この段丘の形成を考えると、主として西谷川の堆積によるものであるが、赤谷からの氾濫の影響も受けている。このことは、はいづめ遺跡と小の原遺跡の立地する段丘の形成過程が全く異なることを示している。

本遺跡は、改田時に地山まで削平された部分もあるが、地山の上部は基本的には第7図のように3つの層位に分けることができる。上部から第Ⅰ層(表土・耕作土など)、第Ⅱ層(黒色土層)、第Ⅲ層(暗褐色土層)である。

第Ⅰ層　表土や耕作土等がこれにあたる。改田時に土砂を大規模に移動させている。この移動させた土砂を含む土層を第Ⅰ層とする。均一に混ざったものと混ざってないものに分けられる。

Ⅰa層：表土や耕作土等、絶えず開墾されて均一に混ざっている土層である。水田に利用されていた耕作土は締まりが良くやや粘質的な褐色土である。また、畑地ではやや砂質の褐色土である。

Ⅰb層：耕作土の下にある水漏れを防ぐための敷土層である。地山の黄色粘質土と黒色土などを混ぜて叩き締めて作られた層で、5〜10cm程の薄い層である。水田では、常に水が滞水していたため、鉄分やマンガン分が層中に沈殿・堆積し、非常に堅く赤茶けている。

Ⅰc層：改田時に低い部分に盛土した層で、黒色土や黄色粘質土・黄色砂質土・角礫や円礫の大

小等混ざった土層である。混ざり具合で土層の色調も異なり縞状に堆積している。

第Ⅱ層　黒色土や黒褐色土を本層とする。この層は縄文時代前期の遺物を多く含む包含層である。2層に分けることができる。

第7図　小の原遺跡土層模式図

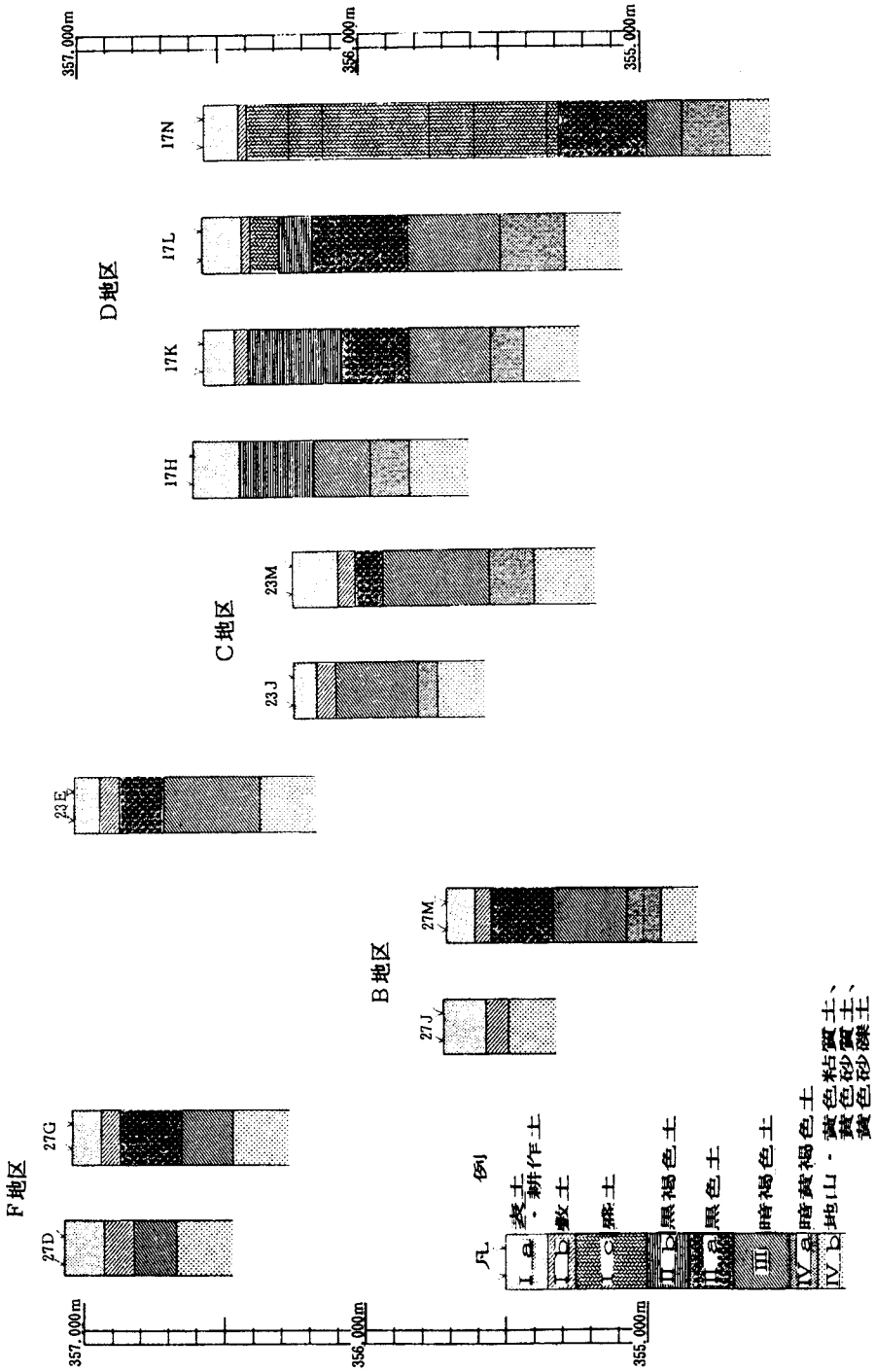

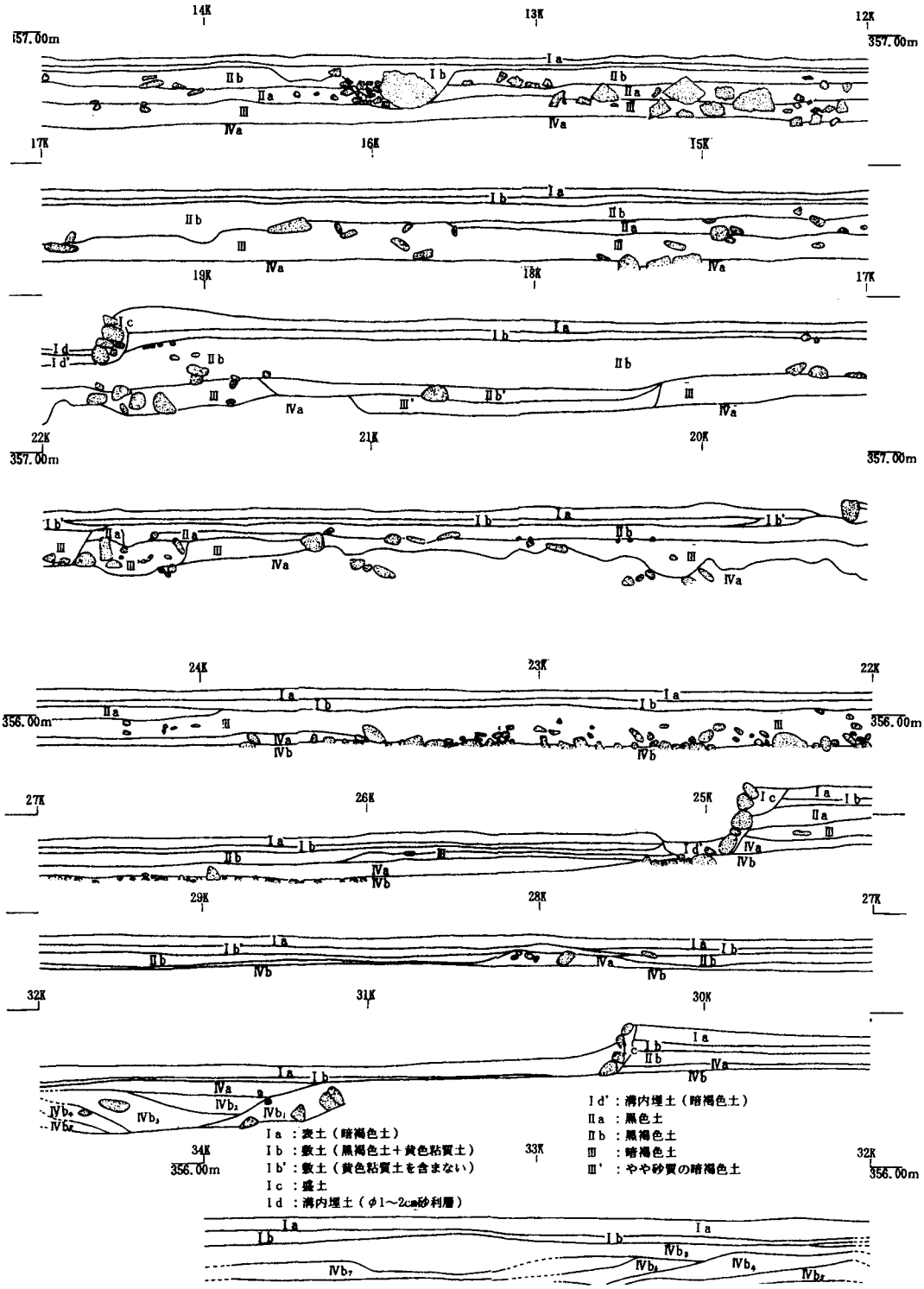

第８図　小の原遺跡Ｋ列土層図

Ⅱａ層：黒色土層を本層とする。本遺跡では、黒色土はあまり顕著ではなく、D地区以外ではほとんど見られず、薄層である。改田時に削平されたためかも知れない。D地区では３０cm以上堆積している。

Ⅱｂ層：黒褐色土を本層とする。黒色土と褐色土が攪乱されたりして形成された土層と考える。遺物も多く包含する。改田前の畑地の耕作土などかも知れない。

第Ⅲ層　暗褐色土を本層とする。地山と黒色土との中間の土層で、やや粘質である。角礫や円礫を比較的多く含む。縄文時代早期の遺物を比較的多く含む層である。B地区では押型文土器や茅山下層式土器、D地区では茅山下層式土器や粕畑式土器を多く検出した層である。

第Ⅳ層　地山の層であるが、２つに分けることができる。

Ⅳａ層：地山の漸移層で、暗黄褐色粘質土である。この土層と地山の黄褐色粘質土との間に縄文時代草創期の有舌尖頭器が２点出土している。

Ⅳｂ層：地山。本遺跡では、黄色粘質土や黄色砂質土は西谷川による堆積性のローム層である。そのため、旧石器時代の遺跡の可能性はないものと考える。

第２節　住　　居　　跡

本遺跡では、住居跡・集石炉跡・その他土壙やピット、また、住居跡かどうか不明のピット群などの遺構が検出された。

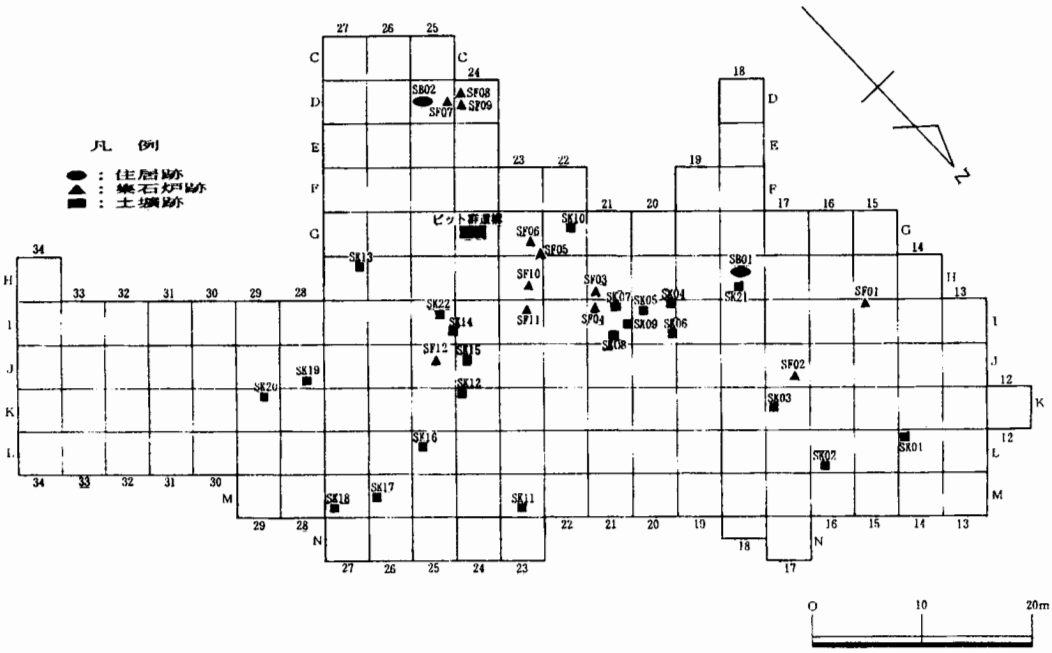

第９図　小の原遺跡・遺構位置図

住居跡は２基検出された。いずれも昭和63年度の発掘調査で検出されたもので、出土遺物などから縄文時代前期に属するものと考える。

第１号住居跡　（第10図，第11図，第12図１～45，図版５）

［遺　構］

本住居跡は、Ｄ地区とＥ地区との境の18・Ｉ区に所在する。第Ⅱ層の黒色土層中では住居跡のプランを検出することはできなかったが、周辺の他のグリッドと比べ、諸磯式の列孔浅鉢形土器（第75図）をはじめとして多くの土器や石器を検出し、住居跡の存在を推測していた。明瞭にプランを確認したのは、第Ⅲ層の暗褐色土層中である。住居跡の埋土は、暗褐色弱粘質土に地山の暗黄褐色粘質土を含むものである。この埋土からも多くの土器片や石器を検出した。

住居跡は、長径3.65ｍ、短径3.20ｍのほぼ円形のプランを持つ竪穴式住居跡である。竪穴は西側が高く約15cm、東側はピットや土壙による攪乱を受けて低く約５cm程である。地山の暗黄褐色粘質土や黄色粘質土を掘り込んで作られているが、床面は堅く叩き締められておらず軟弱である。住居跡内では炉跡を検出できず、中央やや南側に炭化物を多く含む焼土の広がりを検出しただけである。焼土内からは遺物は何も検出されなかった。このため、本住居跡では屋内に炉跡を持っていなかったと考えられる。

住居跡の床面から21個のピットを検出したが、Ｐ．１～Ｐ．７は床面上部から所在が確認されていたピットであるが、Ｐ．８～Ｐ．21は床面検出中下部から検出されたものである。従って、これらのピットは埋土や深さ・規則性等から、柱穴の可能性が高いと思われる。

後述の出土土器から、本住居跡は、北白川下層Ⅱｂ式の新しい段階～Ⅱｃ式段階、諸磯Ｂ式段階の時期に想定できる。

［土　器］

本住居跡の埋土より検出された土器や石器は多い。この内、土器はほとんどが縄文時代前期のもので、早期以前の土器は条痕文系の土器片を２点検出しただけである。

・Ｚ２群土器（第11図　１，図版12）

刺突文系土器。２類Ⅲ種に属すもの。口端内側角に刻目を施す。頸部よりやや外反して開く口縁部から胴部上部に竹管による円形刺突文を５条施す。器面全体に縄文を地文として施す。内面に指頭圧痕が顕著に残る。器壁薄く、焼成良好。胎土も精選されて砂粒少ない。

・Ｚ３群土器（第11図２～１４，図版13）

爪形文土器。２・３・５類に属すものがある。２，３は２類Ｉ種に属すもの。内外面に条痕調整を残す器面に連続形爪形文を施す。２は面取りした口端部に刻目を施す。逆Ｃ字形の小形の爪形文、３は大形の爪形文。４～６は２類Ⅱ種に属すもの。横位の刺突文を伴う。４，５は、波状口縁の口端面に刻目を施す。６は平口縁と思われ、口端やや内側角に刻目を施す。内外面を平滑に調整する。

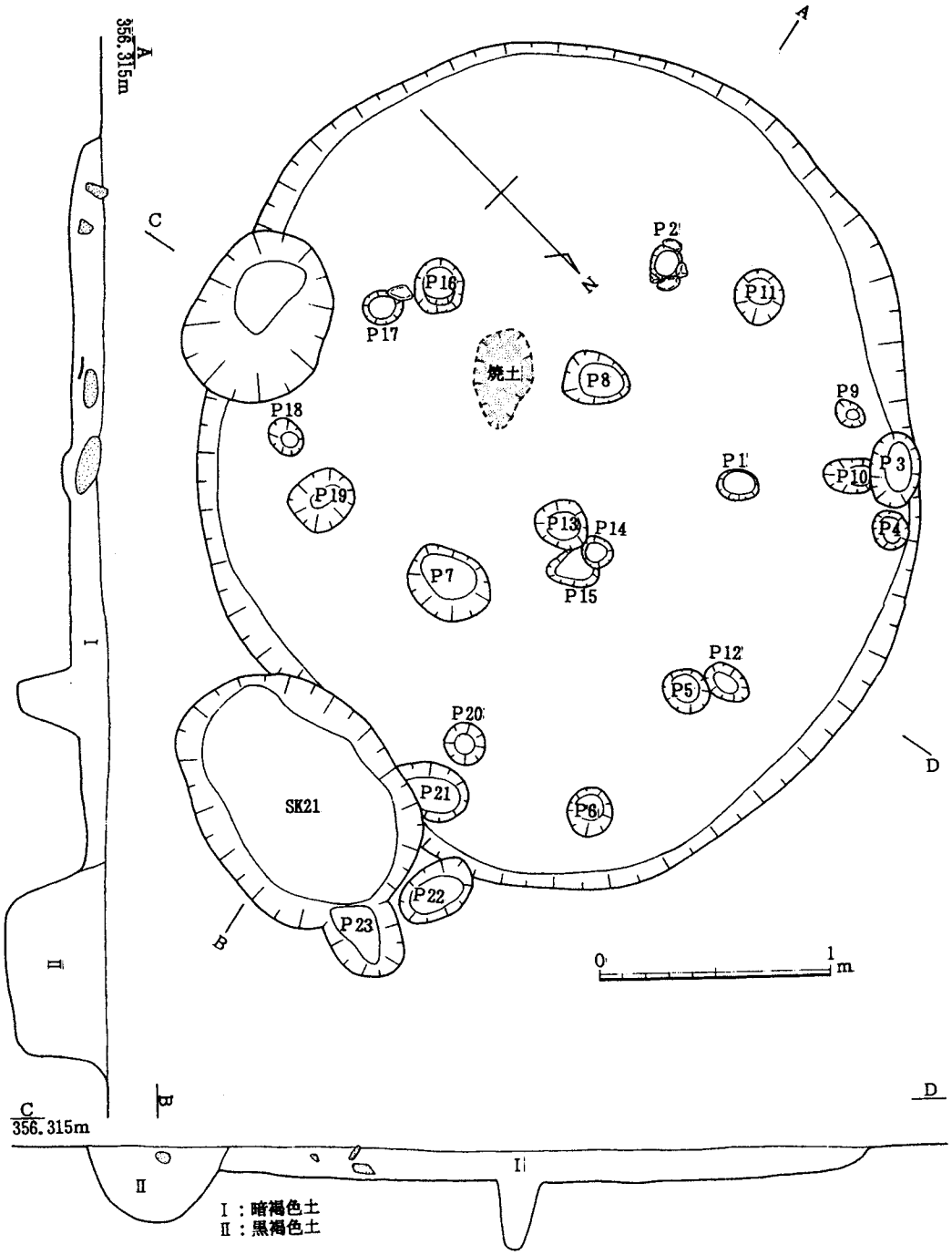

第10図　第1号住居跡実測図

連続形爪形文は、4は特大形、5，6は大形。7は2類Ⅳ種に属すもの。蛇行・鎖状に施す。連続形爪形文は中形。8，9は2類Ⅴ種に属すもの。両者とも浅い条痕調整を残す。8は丸く納めた口

第11図　第１号住居跡出土土器　(1)

端内側角に刻目を施す。9は文様帯の破片。8は大形、9は中形の連続形爪形文。10は3類V種に属すもの。爪形上端に単一線を施す。C字形爪形文は小形。11〜13は3類VII種に属すもの。5㎜以下の小さな爪形文を施す。11は上端に単一線を施し、その他は平行沈線を施す。14は5類II種に属すもの。口縁内外面に赤色顔料を施す。面取りした口端部に刻目を施さない。

・Z4群土器（第11図15〜27，図版12）

凸帯文系土器。1・2類に属すものがある。15は1類IIIA種に属すもの。凸帯上や凸帯間に縄文を施す。16は2類I種に属すもの。口端部や凸帯にヘラ状工具による縦位の刻目を施す。5条目の凸帯には右斜位の刻目を有す。17，18は2類II種に属すもの。長い左・右斜位の刻目を施す凸帯を交互に配す。17は口端部に刻目を施す凸帯を波状に付け、両端を第1凸帯へ垂下させる。19，20は2類IIIA種に属すもの。短い左・右斜位の刻目を施す凸帯を交互に配す。19は面取りした口端部所々に短い凸帯を付ける。21も2類IIIA種に属すもの。短い斜位の刻目を施すが、19などと異なり、同一方向に施す。文様帯は狭く、2条の凸帯の下部より羽状縄文を施す。口径約28cm、残存高約27cm。22は2類IIIB種に属すもの。19〜21と異なり、梯子状に凸帯を付ける。面取りした口端部に凸帯を蛇行状に付ける。23〜25は2類IVB種に属すもの。短い斜位の刻目を施す凸帯を複雑な構成に配す。凸帯間に縄文を施す。23はやや内湾する口縁部で、波状口縁の波頂部に2個の穿孔を有す。24は、口径28.3cm、残存高17.3cm。波頂部を4個所有する波状口縁は、やや内湾し、頸部は強くくびれる。胴部は丸く張り出す。5本の平行凸帯間に凸帯を蛇行状、波状に付け複雑な構成をなす。凸帯間に羽状縄文を施す。凸帯には、斜位の刻目を施す。25は胴部の屈曲部。26，27は2類VI種の八字状刻

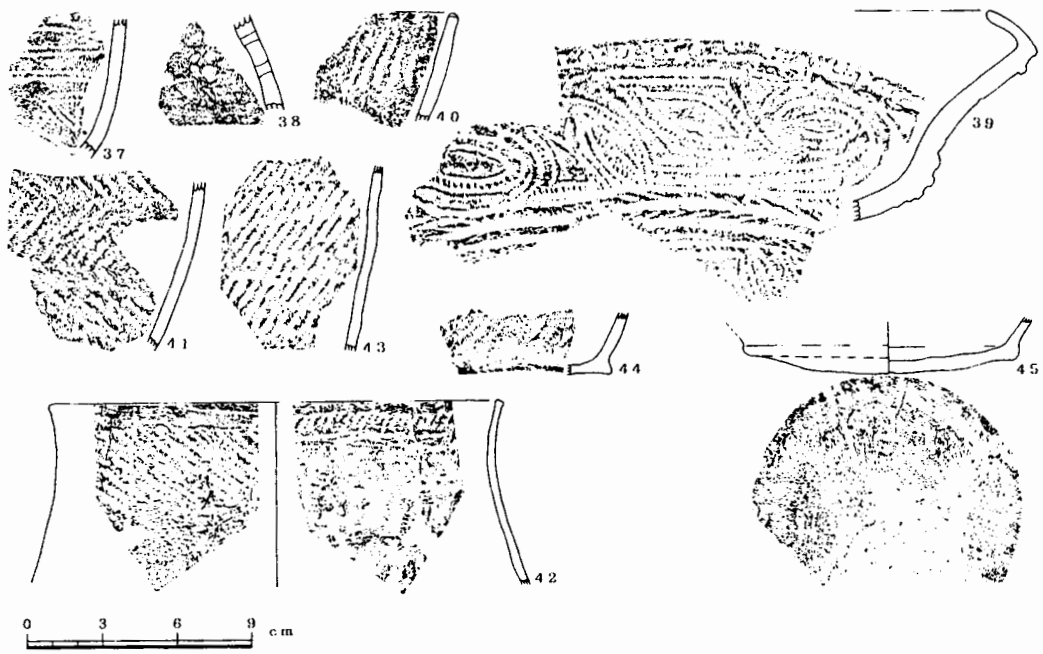

第12図　第1号住居跡出土土器（2）

目を有する。27は胴部の屈曲部で、短い斜位の刻目凸帯を伴う。

・Ｚ５群土器（第11図２８～３７，図版１３）

沈線文系土器。３・６・７類に属すものがある。28，29は３類に属すもの。半載竹管による平行沈線文を施す。28は口端外側角にヘラ状工具による刻目を施す。４条の沈線文の下から縄文が始まる。29は胴部まで平行沈線文を施す。30～32は６類Ⅰ種に属すもの。縦位・斜位・曲線状に沈線文を施す。33は６類Ⅱ種に属し、沈線文間に縄文を残す。34～37は７類に属す。赤色顔料を施す。

・Ｚ６群土器（第12図３８，３９，図版１３）

列孔文土器。２個体出土している。38は無文のものの口縁部と思われる。列孔文を２列施す。外面に赤色顔料の痕跡が認められる。39は有文のもの。口縁部の屈曲部下に２条の凸帯の間に列孔文を施す。口縁部以外に全面に沈線文を施す。

・Ｚ７群土器（第12図４０～４３，図版１３）

縄文土器。１・２類に属すものがある。40・41は１類に属すもの。40は口端部に刻目を施し、口端直下から羽状縄文を施す。41は胴部破片。42は面取りした口端部に縄文を施す。内外面に細かい条痕調整を残す。わずかに外反する口縁部に３cm幅に斜縄文を施す。この下にも斜縄文を施すが、非常に細かいもので、口縁部と縄文原体を変えている。口縁内面には、約10mm幅の短い縄文原体を回転させている。指頭圧痕を残す。43は胴部破片。

・Ｚ８群土器（第12図４４，４５，図版１３）

本群は前期の土器の底部。４４は張り出し部が強く出ているもので、胴部に縄文を施す。４５は張り出し部が出ていないものである。

第２号住居跡　（第13図，第14図46～76，図版６）

［遺　構］

本住居跡は、Ｆ地区の25・Ｄ区に所在する。昭和62年度の発掘調査において第Ⅰｂ層の敷土を除去した段階から遺物がまとまって出土し、住居跡の存在の可能性が高いと考えられていた。昭和63年度の調査においては、遺物包含層の第Ⅱａ層(黒褐色土層)まで周囲のグリッドを下げて住居跡のプランの検出を行った。第Ⅱａ層も攪乱を受けているため、容易にプランを検出することができなかった。地山の黄色砂礫土まで下げたところ検出できた。従って、住居跡の竪穴の壁は検出できなかった。

住居跡内埋土は、黒色土と地山の暗黄色砂礫土や黒褐色土などが混ざったもので、上層の黒褐色土層との区別がつきにくい状態であった。埋土からも多くの土器や石器を検出した。

住居跡は、南北2.95m、東西2.95mの円形プランを持つ竪穴式住居跡である。上述のように竪穴の壁は検出できなかった。断面は皿状を呈し、床中央部と縁辺部との比高差は12cm程である。床面は検出できなかった。床面から30～40cm以上掘り込まれた比較的しっかりした柱穴と推定されるピッ

トを10個検出したが、規則性については明確でない。住居内に炉跡は認められない。焼土の広がりも検出できなかった。

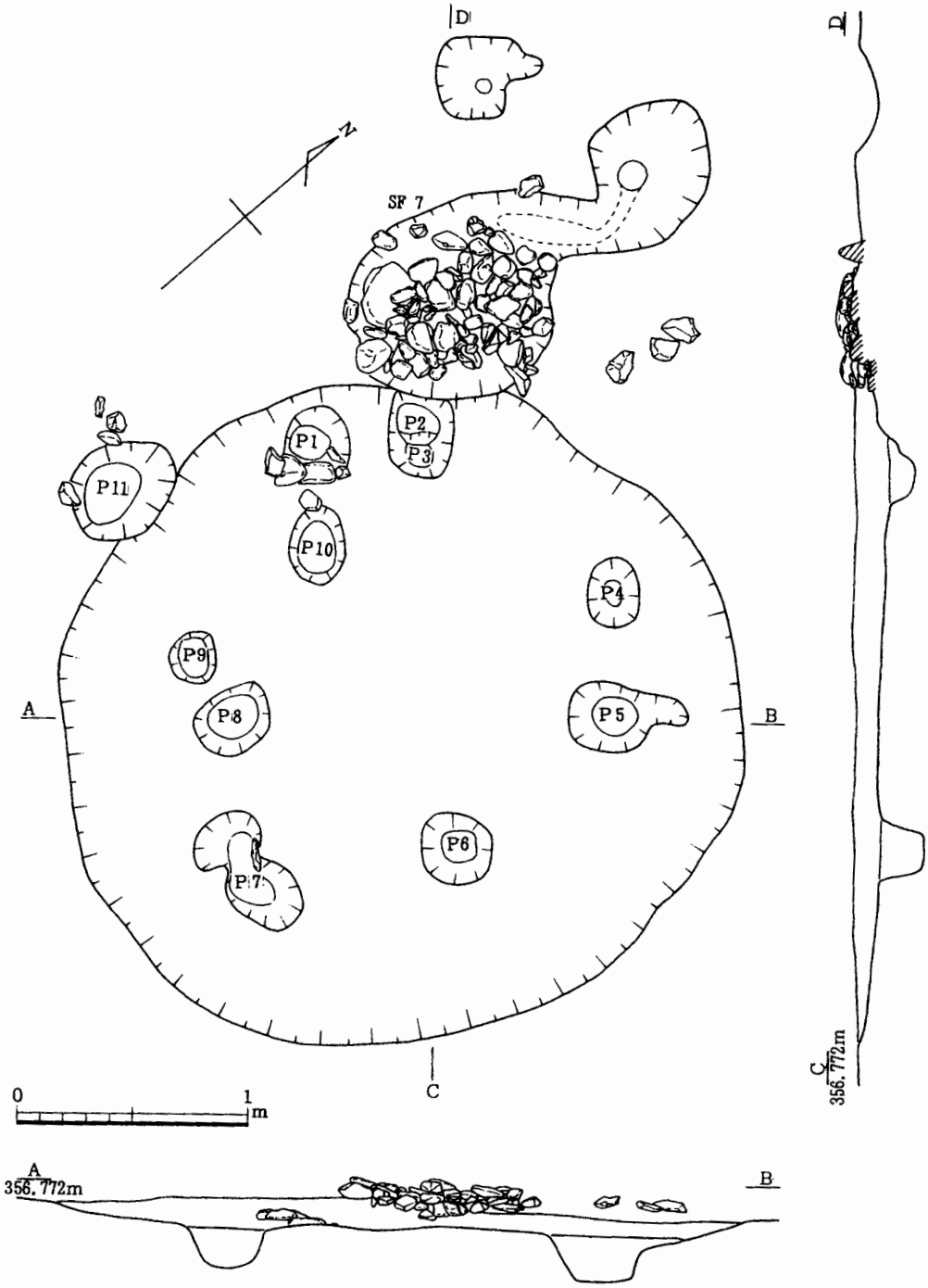

第13図　第2号住居跡実測図

本住居跡の北西端に火を受け、石との間に炭化物を含む集石炉跡(第７号集石炉跡)を検出したが、この集石炉跡の掘り込み土壙は住居跡に切られている。このため、本住居跡との関係は認められない。また、この集石炉の北西部に２基の集石炉跡(第８・９号集石炉跡)を検出しているが、本住居跡との関連は不明である。

本住居跡は、埋土等の出土土器から、北白川下層Ⅱｃ式段階、諸磯Ｂ式段階の新しい段階の時期に想定できる。

［土　器］

本住居跡埋土及びその上層部から多くの土器片が出土した。特に、本住居跡では列孔文土器が３個体出土している。

・Ｓ５群１１類土器　（第14図４６～４８，図版13）

本住居跡の埋土から出土した早期に属す土器は、本類の塩屋式土器が４点(図示３点)だけである。47は丸く納める口端直下に凸帯を付け条痕を施す。48は口端直下に凸帯を平行に付け、波状口縁の波頂部に内面から外面にかけて口縁垂直に凸帯を付ける。凸帯や器面に斜位の条痕を施す。

・Ｚ４群土器　（第14図４９～５９，図版13）

凸帯文系土器。１・２類に属すものがある。49～51は１類Ⅱ種に属すもの。縄文を施す凸帯を２条横位直線状に付ける。49・50は弱く内湾し、51は強く内湾する。49・51は凸帯間に縄文を残すが、

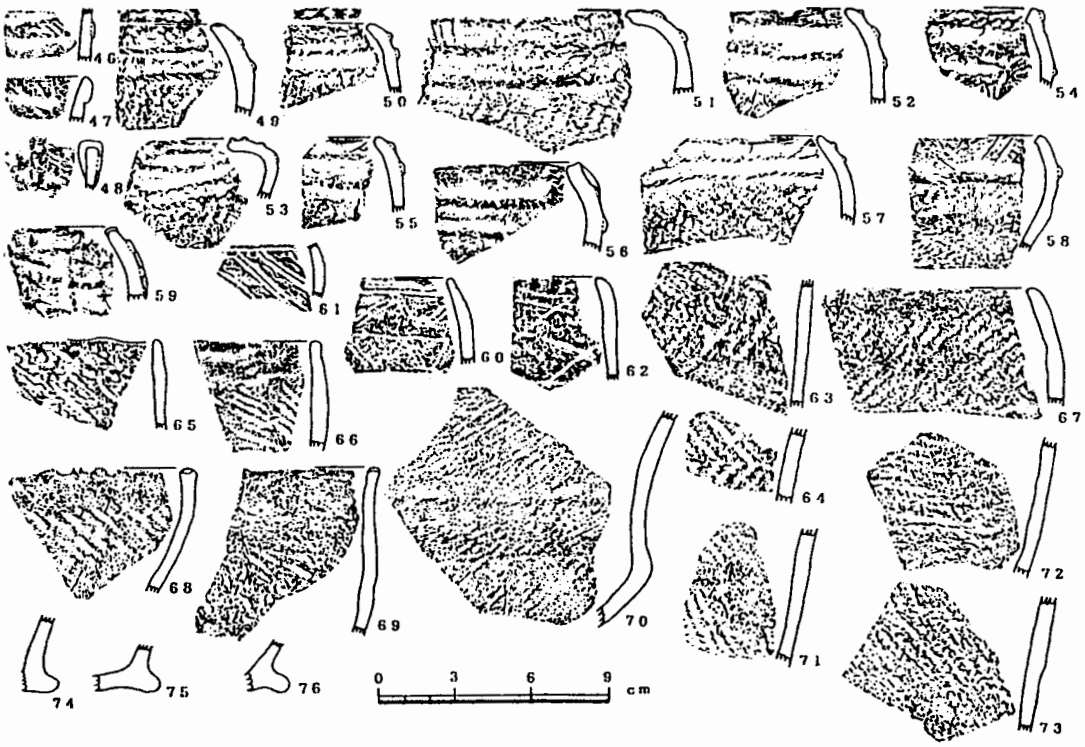

第14図　第２号住居跡出土土器

50は残さない。いずれも口端部に縄文を押圧する。52・53は1類Ⅲ種に属すもの。52は弱く内湾し、縄文を施す凸帯を3条以上付ける。53は強く内湾し、凸帯を複雑に構成する。いずれも凸帯間に縄文を残さない。54は口縁部であるが、Ⅱ種かⅢ種に属すか不明のもの。凸帯間は無文。55は2類Ⅰ種に属すもので、凸帯に縦位の刻目を施す。やや弱く内湾する。56・57は2類Ⅲ種に属すもの。凸帯に短い斜位の刻目を施す。57は2条の凸帯を付ける。56は2条以上の凸帯を付け、第1凸帯と口端部との間に縦位の凸帯を付ける。いずれも口縁部は弱く内湾する。58・59は2類Ⅳ種に属すもので、凸帯間に縄文を施す。58は1条の凸帯を付け、口端外側角に刻目を施す。59は凸帯を複雑な構成に付ける。いずれも弱く内湾する。

・Ｚ５群土器　（第14図６０～６２，図版13）

沈線文系土器。3点しか出土していない。60は6類に属すもの。やや弱く内湾する口縁部。竹管による平行沈線文を口縁平行や鋸歯状に描く。61も6類に属す文様帯の破片。平行沈線文を施す。62は1類Ⅲ種に属すもので、やや弱く内湾する口縁端部に刻目を施す。

・Ｚ６群土器　（第75図８４１～８４３，図版13）

列孔文土器。本住居跡埋土から3個体出土した。これらの土器については、次節第4節で述べるので省略する。

・Ｚ７群土器　（第14図６３～７３，図版13）

縄文土器。１・２類に属すものがある。本群の土器は、総数100点程出土しているが、羽状縄文土器片と確認できたのは、63・64の2点だけである。65～73は斜縄文土器片である。65～67は口端部を丸く納め、67はやや弱く内湾する。68はやや弱く内湾する口縁端部に刺突状刻目を施す。69はやや弱く外反する口縁端部に押圧状刻目を施す。70～73は胴部の破片。70は強い屈曲部を持つ。73はループ文を持つ。

・Ｚ８群土器　（第14図７４～７６，図版13）

前期の土器の底部。いずれも張り出し部が強く張り出すもの。76は外面に赤色顔料を施す。

第3節　集石炉跡とその他の遺構

本遺跡では、集石遺構が12基検出されたが、いずれも炭化物や焼土が検出されているため、集石炉跡として考える。また、住居跡か明白でないが、この可能性のあるピット群や土壙なども検出されている。いずれも昭和63年度の発掘調査で検出されたもので、縄文時代早期・前期に属するものと考える。

第1号集石炉跡　（第15図，第16図77・78，図版7）

本集石炉跡は、D地区の15・Ⅰ区の南西側に所在する。第Ⅲ層暗褐色土層の下部より検出された。東西111cm、南北117cmのほぼ円形プランを呈する。深さ約35cmで、地山の黄色粘質土を掘り込んで

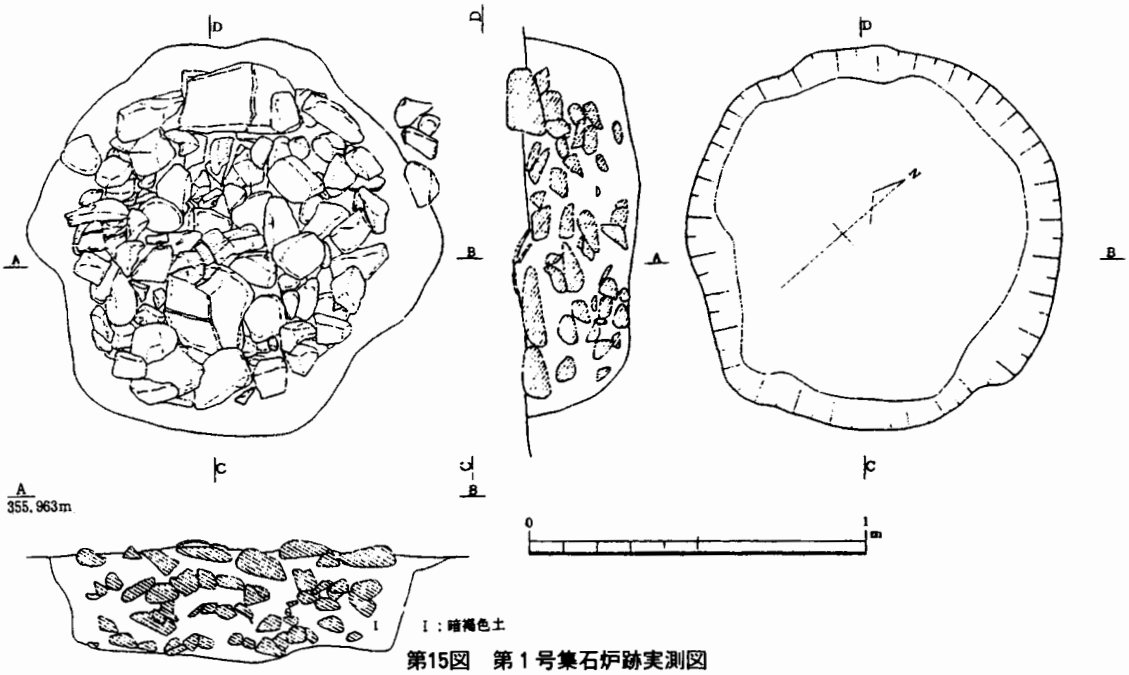

第15図　第１号集石炉跡実測図

いる。

集石は、φ５～20cm大の川原石からなり、約500個程詰め込まれていた。明瞭に火を受けた痕跡のあるものもある。埋土は、弱粘質の暗褐色土で、焼土やφ１cm大の炭化物を多く含む。埋土中では土器は検出されなかったが、集石の上部で、礫にへばり付いた状態で土器片を10点程２個体検出

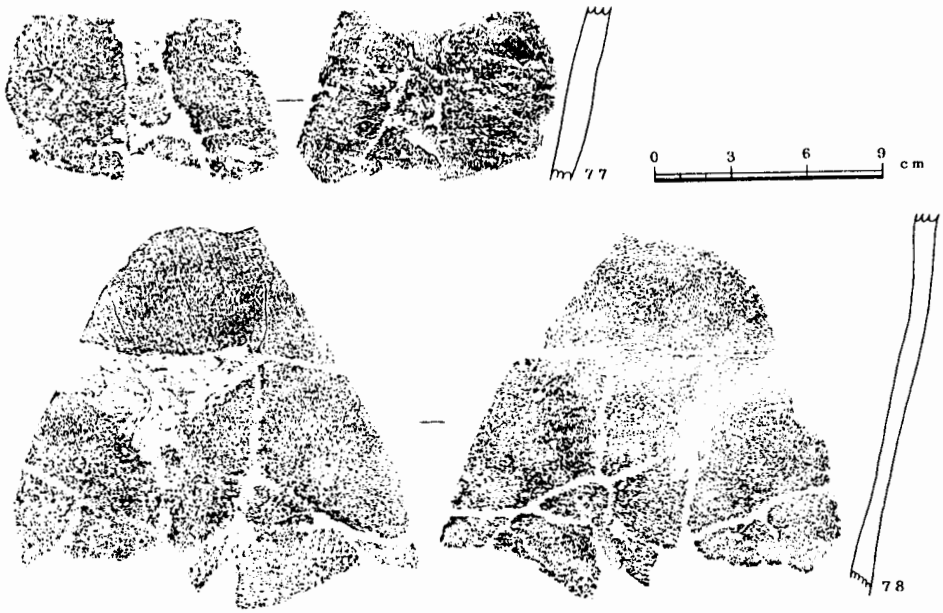

第16図　第１号集石炉跡出土土器

した。

本集石炉跡から検出された土器片は２個体分だけである。77は、山形の押型文土器で、土器の底部付近の破片である。78は、細かい条痕調整が内外面に施されたものである。いずれも繊維を含むものである。

従って、本集石炉跡は、これらの土器片の出土状態や埋土等によって、早期の押型文土器を伴う段階のものと想定できる。

第２号集石炉跡　（第17図，図版７）

本集石炉跡は、Ｄ地区の17・Ｊ区の東寄りの地点に所在する。第Ⅲ層暗褐色土層を掘削中に検出されたもので、東西117cm、南北115cmのほぼ円形のプランを有するものである。深さ約17cmで、地山の黄色粘質土を掘り込んでいる。

本集石炉跡の上部は削平されており、下部がわずかに残存した状態で検出された。埋土は、暗褐色土に黒褐色土や暗黄褐色土が若干混じるもので、炭化物を少し含む。埋土中からは遺物は検出されなかった。

従って、本集石炉跡の時期は不明である。

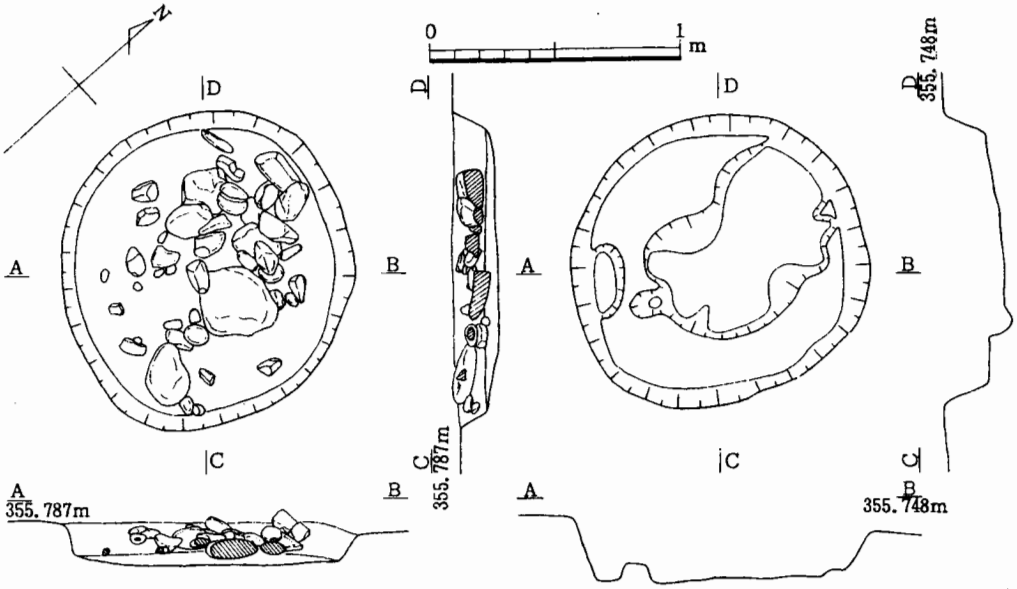

第17図　第２号集石炉跡実測図

第３号集石炉跡　（第18図，図版８）

本集石炉跡は、Ｆ地区の21・Ｈ区の東側に所在する。Ｅ地区とＣ地区との境に位置し、東側（21・

Ｉ区の西側）に近接（両者間は約３ｍ）して第４号集石炉跡がある。第Ⅲ層暗褐色土掘削中に検出された。東西96cm、南北103cm、深さ約30cmのほぼ円形のプランを有するもので、地山の黄色砂礫土を掘り込んでいる。

炉跡内には、φ５～10cm大の砂岩系の円礫や円礫の割れた角礫が詰め込まれている。礫の表面は、火を受けてもろく欠け易い。礫間の埋土は黒色土で、炭化物を多く含む。底部の礫は、大形のものが多く、地山に埋まっている。埋土中から前期の土器片６点検出されたが、磨耗が激しく、文様の判るものも縄文が施されたものばかりで、土器の形式は不明である。

従って、本集石炉跡の時期は前期と想定されるが、小時期は不明である。

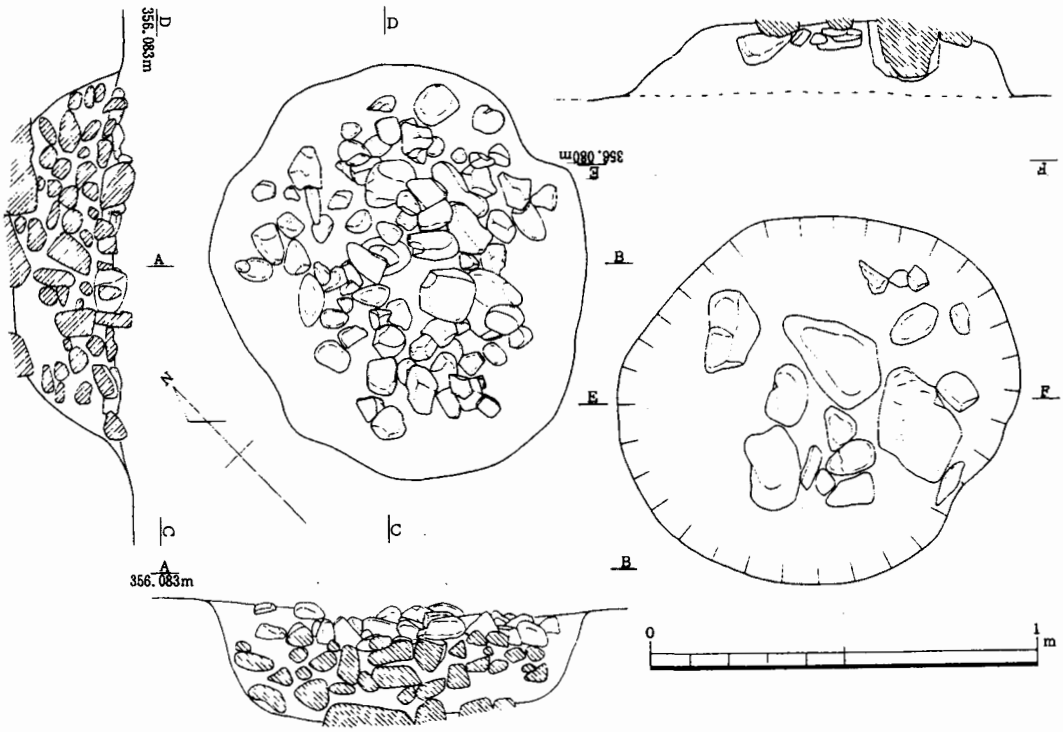

第18図　第３号集石炉跡実測図

第４号集石炉跡　（第19図，図版８）

本集石炉跡は、Ｃ地区の21・Ｉ区の南西側に所在する。Ｅ地区やＦ地区との境に位置し、前述の第３号集石炉跡と近接している。第Ⅲ層暗褐色土掘削中に検出された。東西68cm、南北86cm、深さ約20cmのややいびつの形のプランを有し、地山の黄色砂礫土層を掘り込んでいる。

本集石炉跡の上部は削平されており、検出時には、炉跡内の礫はφ５～10cm程の円礫や円礫の割れた角礫が１・２層しか残存していなかった。礫の一部は火を受けてもろくなっている。底部には、地山に突き刺さった状態の円礫や亜角礫がある。炉跡内の壁の地山の一部に、火を受けて硬化した

部分が認められる。埋土は、炭化物を多く含む黒色土であるが、礫層と地山との間の土層は、黒色土や炭化物を多く含む暗黄褐色砂質土である。

埋土からは土器片などの遺物は検出されなかった。このため、本集石炉跡の時期は不明である。

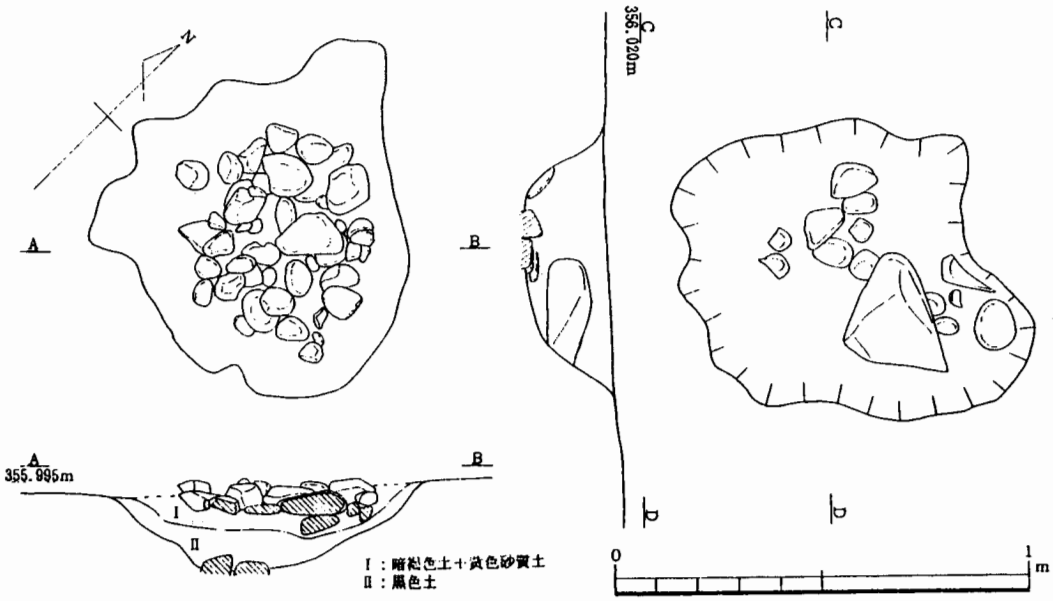

第19図　第4号集石炉跡実測図

第5号集石炉跡　（第20図，図版9）

本集石炉跡は、F地区の23・Hの杭を中心に23・G区，22・G区，23・H区，22・H区にまたがって所在する。第Ⅱ層黒色土層掘削中に検出された。東西235cm、南北183cm、深さ約65cmの楕円形のプランを有し、摺鉢状を呈するものである。地山を掘り込んでいる。

埋土は、全体的に黒色土（Ⅰ）が主体であるが、土壙上部には暗褐色土層（Ⅱ）や黄褐色土層（Ⅲ）の部分も認められる。礫層は3層に分けられる。上層は、大形（φ20cm前後）の角礫と黒色土からなり、礫は火を受けた痕跡が認められる。礫と黒色土との割合は3：7程度で、下部ほど礫は少ない。厚さは約30cm程。中層は、中形（φ15cm前後）の亜角礫からなり、礫が密に詰まっている。厚さは約20cm程。下層は、大形（φ20cm前後）・小形（φ10cm前後）の円礫によって構成される。多くは地山に刺さった状態であるが、一部は明らかに敷かれたものと思われる。つまり、地山の石と他の石とによる石敷状態を呈する。中層以下の地山には、広範囲に焼土が認められる。また、焼土の一部は中層以下の黒色土層中に混入している。

本集石炉跡の掘り上げ後、周辺を精査したところ、炉跡の周囲からピットを15個検出した。各ピットの深さは、35〜11cmで、14cm前後のものが11個と深さがそろっている。また、本集石炉跡は他の

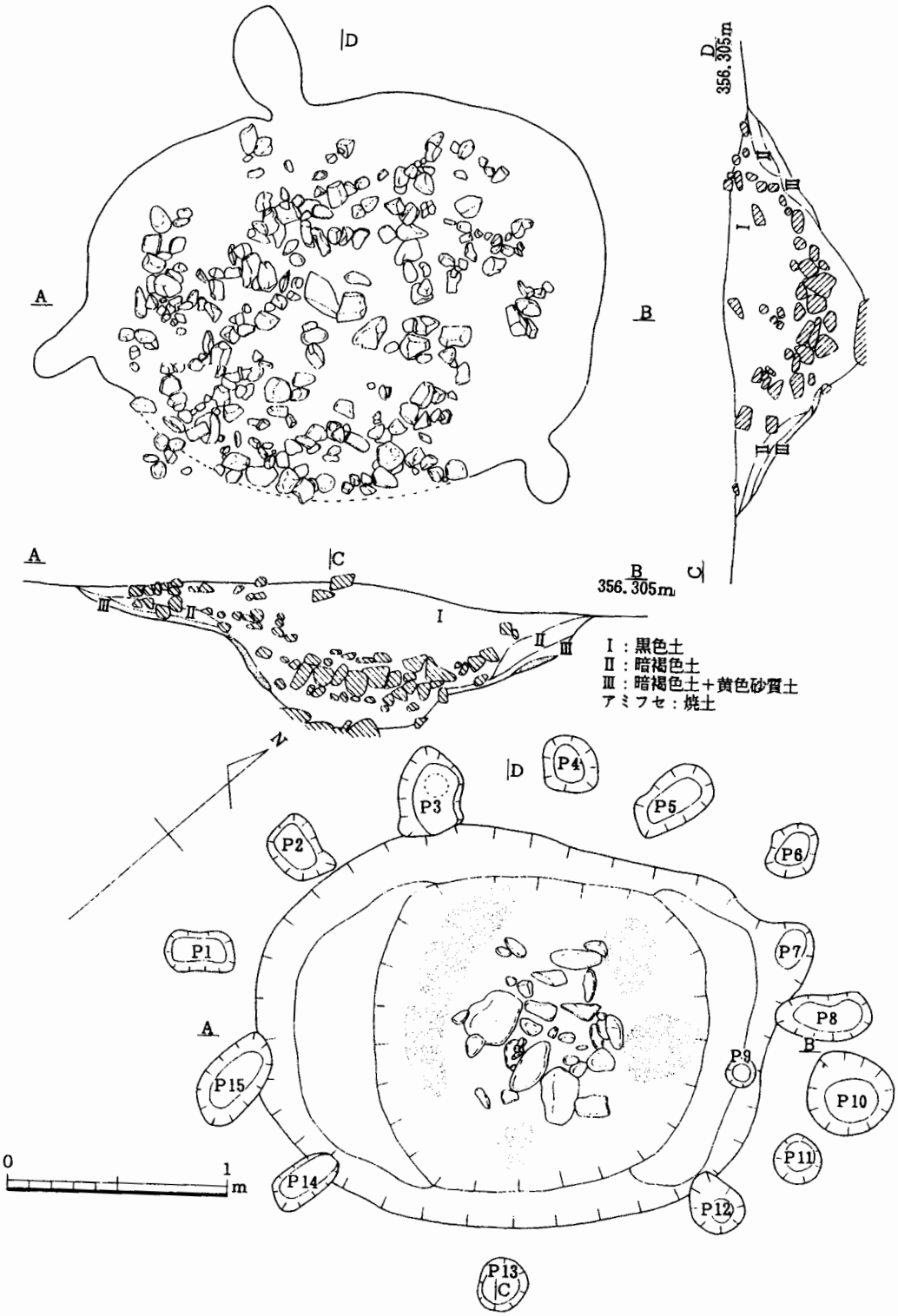

第20図　第5号集石炉跡実測図

集石炉跡より大形で、比較的深いことから、ほとんど削平を受けていないものと考えられる。このため、これらのピットを柱穴と考え、覆屋の存在が推測できる。ピットの配列を見ると、南から東側にかけては、P．13だけしかなく、ピットの間隔が広い。このため、ここを出入口と考える。

本集石炉跡の埋土からは土器などの遺物は検出されなかった。このため、本集石炉跡の時期は不明である。

第6号集石炉跡　（第21図，図版9）

本集石炉跡は、F地区の23・G区に所在し、第5号集石炉跡の南側に近接(約50cm程)する。第Ⅲ層暗褐色土層掘削中に検出された。プランは不明瞭であるが、東西約80cm、南北約90cmのほぼ円形を呈するものと思われる。深さは約30cmで、暗褐色土や地山を掘り込んでいる。本炉跡は浅いが、上部が削平されているためで、本来はもっと深かったものと思われる。

埋土は黒色土で、下部に炭化物を少量含む暗褐色土がある。礫は、火と風化によりボロボロの状態である。埋土中からは遺物が検出されなかった。

本炉跡の掘り上げ後、中央部からピットが検出されたが、本集石炉跡との関連は認められなかった。第5号集石炉跡との関連が推測される。

本集石炉跡の時期は不明である。

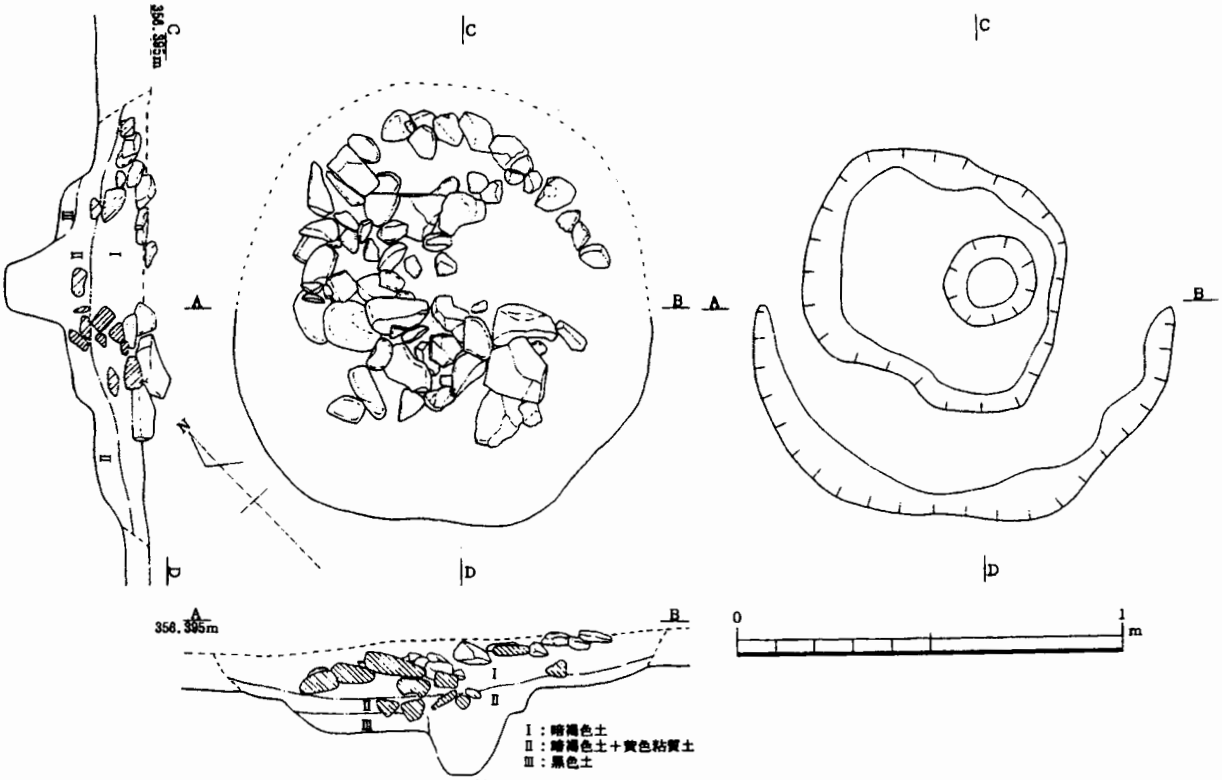

第21図　第6号集石炉跡実測図

第７号集石炉跡　（第22図，図版６・７・10）

本集石炉跡は、Ｆ地区の25・Ｄ区に所在する。第２号住居跡の北側に接する位置にある。両者はいずれも上部を削平されているが、第２号住居跡が本集石炉跡を切っている。つまり、本炉跡の方が古いものと考えられる。第Ⅱ層黒褐色土層掘削中に検出された。東西約90cm、南北約80cm、深さ約15cmの楕円形のプランを有するもので、地山の黄色砂礫土を掘り込んでいる。

埋土は黒色土で、上層の礫はほとんど火を受けた痕を有するが、中層の円礫（φ10〜15cm）は火を受けていないものが多い。下層は、φ１〜５cm程の砂利と黒色土・炭化物が混じった土層である。

埋土からは遺物が検出されなかったため、本集石炉跡の時期は不明であるが、第２号住居跡より古いと考えられる。

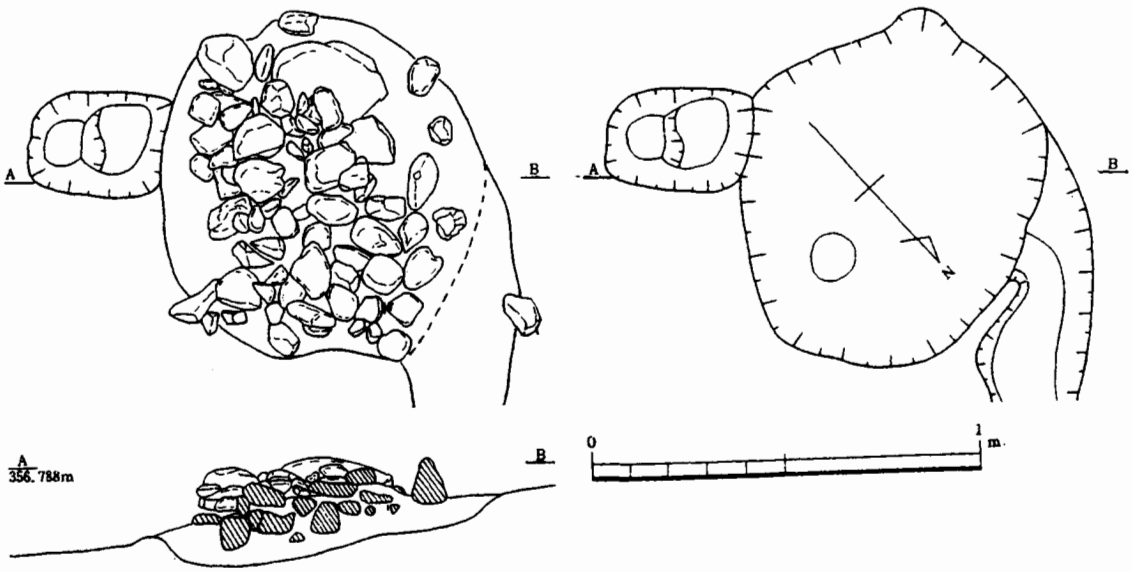

第22図　第７号集石炉跡実測図

第８・９号集石炉跡　（第23図，図版７・10）

第８・９号集石炉跡は、Ｆ地区の24D区に所在し、両者は互いに近接（約10cm程）する。両者とも上部が削平され、土壙の底部だけ残存した状態で検出された。本来はもっと大きなものであったと推測される。こうした場合、両者が切り合うことになり、先後関係が問題になるが、検出時の切り合い関係では不明である。しかし、後述するように、第８号集石炉跡の埋土は第Ⅲ層の暗褐色土で、第９号集石炉跡は第Ⅱ層の黒色土である。このため、第８号集石炉跡の方が第９号集石炉跡よりも古いと推測される。

第８号集石炉跡は、東西約60cm、南北約130cm、深さ約30cmの楕円形のプランを有する。埋土は暗褐色土で、炭化物や焼土を含む。上部のφ10cm前後の礫の整理後、下部より雑然と置かれた大形の３個の扁平な川原石が検出された。埋土内より遺物は検出されなかったため、本集石炉跡の時期

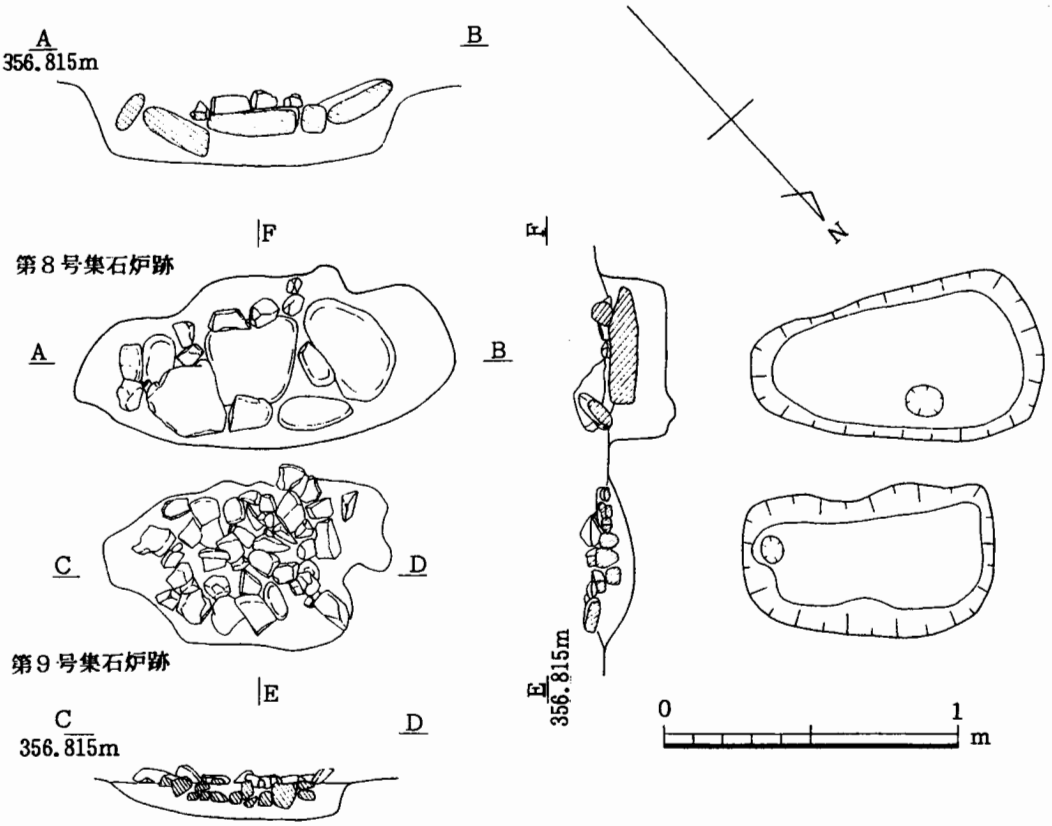

第23図　第8号・9号集石炉跡実測図

は不明である。

第9号集石炉跡は、東西約55cm、南北約100cm、深さ約20cmのややいびつな楕円形のプランを有する。埋土はφ1～5cm前後の角礫を含む黒色土で、炭化物を少量含むものである。礫はφ10cm前後の円礫がほとんどであるが、扁平な円礫を割ったものもある。ほとんどの礫は火を受けた痕を有する。埋土中からは遺物は検出されなかった。このため、本集石炉跡の時期は不明である。

また、第8号集石炉跡と第7号集石炉跡との間に3個の扁平な川原石を並べた土壙が検出されたが、埋土に炭化物や焼土を含んでいないため、集石炉跡としなかった。いずれも上部が削平されているため、詳細は不明である。

第10号集石炉跡　（第24図，図版11）

本集石炉跡は、F地区とC地区との境の23・H区に所在する。前述した第5号集石炉跡に近接する。第Ⅲ層暗褐色土層掘削中に検出された。東西78cm、南北84cm、深さ約30cmのほぼ円形のプランを有する。

埋土は黒色土で、炭化物や焼土が若干含まれている。礫は、円礫や円礫が割れた角礫からなり、

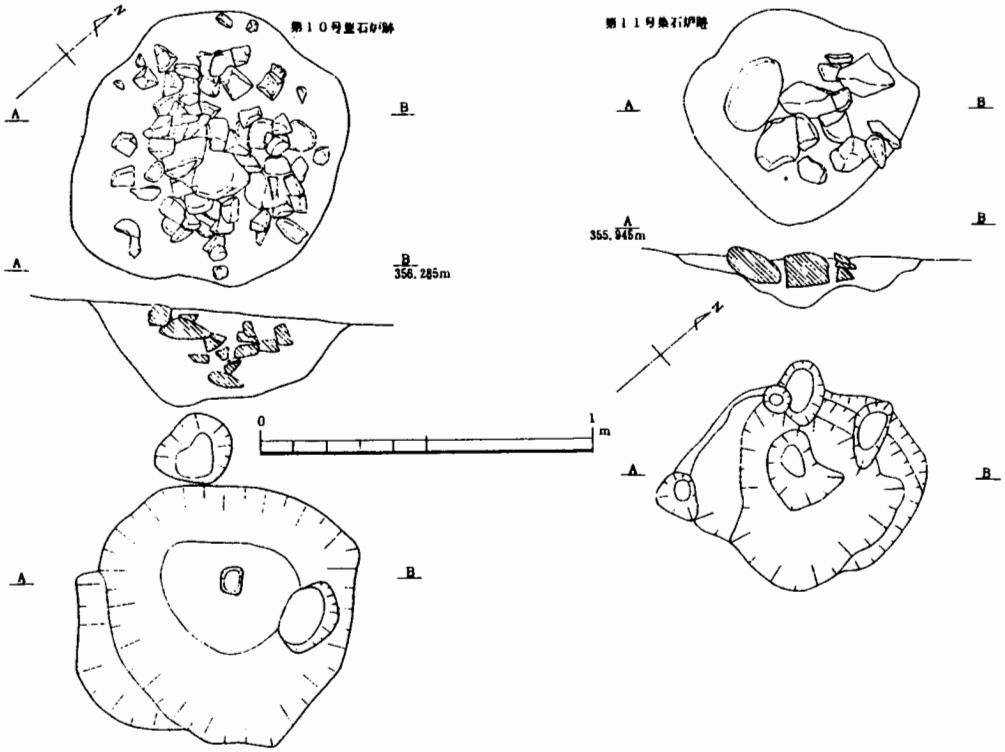

第24図　第10号・11号集石炉跡実測図

火を受けた痕が認められる。埋土中からは土器などの遺物は検出されなかった。このため本集石炉跡の時期は不明である。

本集石炉跡の掘り上げ時に、すぐ横からピットが検出されたが、ピットの覆土は本集石炉跡の埋土と同じで、炭化物も混入しているため、本集石炉跡に付随するものかも知れない。

第11号集石炉跡　（第24図，図版11）

本集石炉跡は、Ｃ地区の23・Ｉ区に所在する。第10号集石炉跡に近接する。第Ⅲ層暗褐色土層掘削中に検出されたが、上部は削平され、下部だけかろうじて残存した状態で検出された。東西60cm、南北70cm、深さ約17cmのやや楕円形のプランを有する。

埋土は黒色土で、炭化物を含む。礫は円礫と角礫からなる。礫には火を受けた痕が認められる。埋土中からは遺物は検出されなかったため、本集石炉跡の時期は不明である。

本集石炉跡の掘り上げ時に壁面から小ピットが検出されたが、覆土は本炉跡の埋土と同じであるため、本炉跡に付随するものかも知れない。

第12号集石炉跡　（第25図，図版11）

本集石炉跡は、Ｂ地区の25・Ｊ区に所在する。Ｃ地区とＦ地区との境に位置する。昭和62年度の調査時に確認されていたが、昭和63年度に検出された。本集石炉跡は、改田時に上部が削平されたと思われ、耕作土の直下の敷土層より検出された。東西112cm、南北130cm、深さ約35cmのほぼ円形のプランを有する。

埋土は、３層に分けられる。第Ⅰ層は、敷土層で、敷土に鉄分やマンガン分を大量に含む硬化した層である。第Ⅱ層は暗褐色土で、多量の炭化物を含む。第Ⅲ層は明黄褐色土塊が混入する暗褐色土である。炭化物を含む。礫は、円礫と角礫からなり、火を受けた痕跡が認められる。

埋土中からは遺物は検出されなかったため、本集石炉跡の時期は不明である。

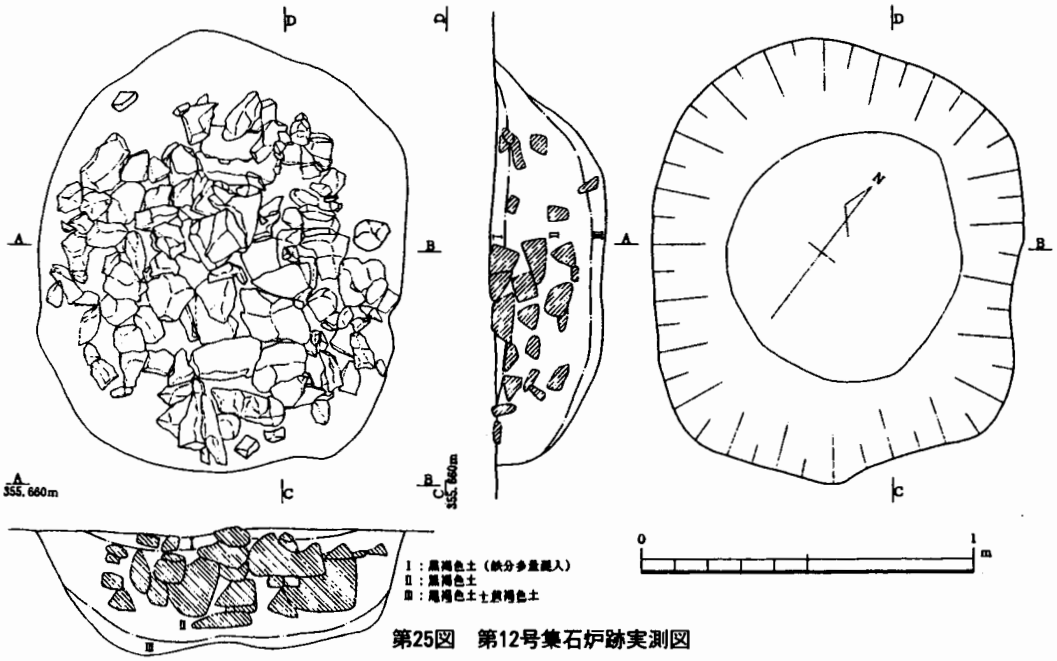

第25図　第12号集石炉跡実測図

ピット群遺構　（第26図，図版７）

本遺構は、Ｆ地区の27・Ｆ区を中心に所在する。昭和62年度の調査時において、耕作土下の敷土の除去後、第Ⅱ層の黒褐色土層中より大量の土器片（前期：北白川下層系土器・諸磯系土器）が出土し、住居跡の可能性を考えていた。昭和63年度の調査では、前述のことを念頭において周辺のグリッドの掘削を行い、住居跡のプランの検出を実施したが、明瞭に検出できなかった。そのため、地山の黄色砂礫土層まで下げた。

この結果、多くのピット等は検出したが、炉跡やプランは検出できなかった。このため、本遺構を住居跡とせず、ピット群遺構とした。このため本遺構出土の遺物は、包含層出土のものと同様に扱った。

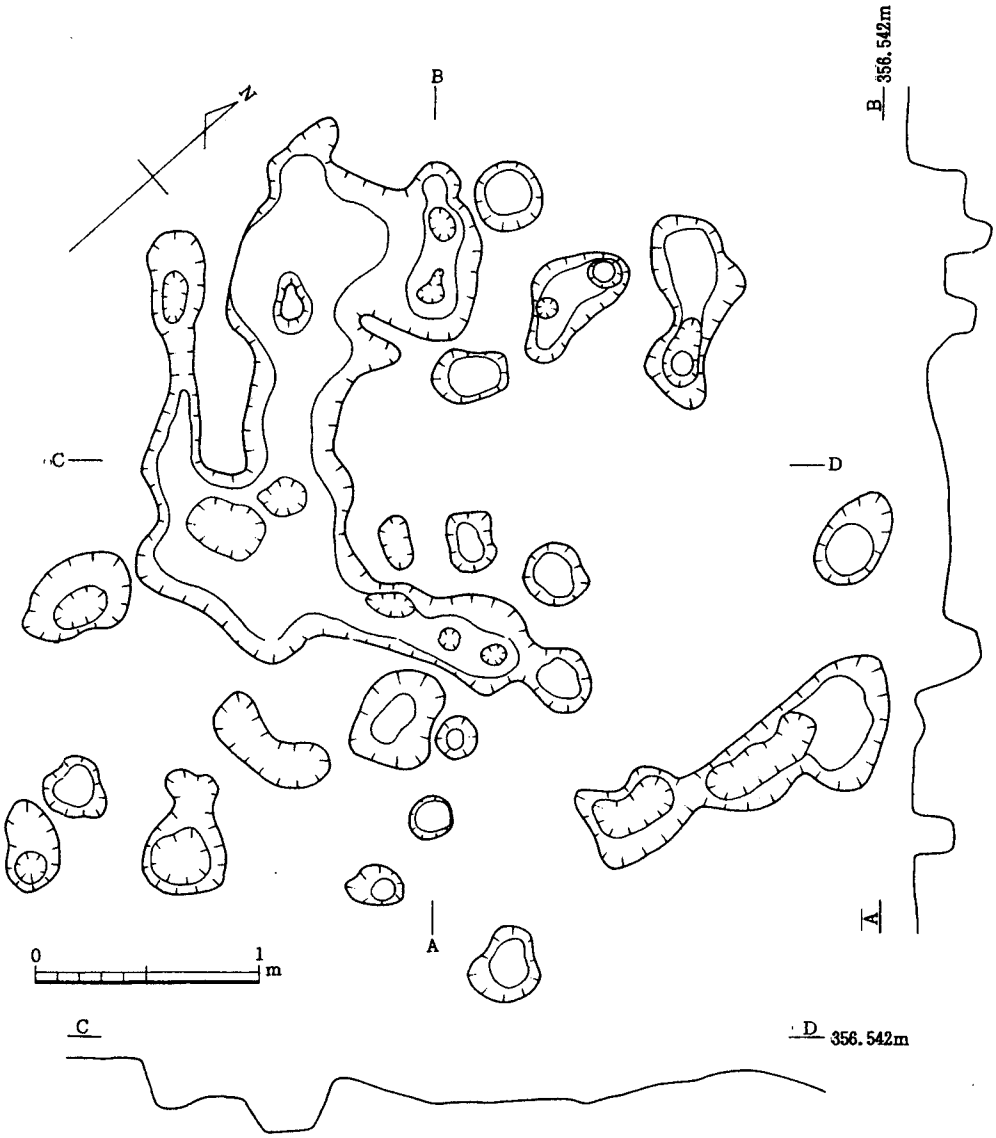

第26図　ピット群遺構実測図

土壙

本遺跡からは多くの土壙やピットを検出したが、いずれも時期や性格が明瞭でないものが多い。本遺跡では土壙は21カ所検出したが、倒木痕による土壙も存在する。

第3・8・13・21号土壙跡以外ではほとんど遺物は出土していないため、これらの土壙跡出土の遺物を中心に述べ、他は省略する。

第3号土壙跡（ＳＫ３）　本土壙跡は、17・K、18・K区に所在する。いびつな長方形を呈し、立ち上がりの壁はほとんど無く、断面は皿状である。埋土は黒褐色土である。底部は凹凸があり、ピットは検出できなかった。住居跡の可能性は薄いと考えられる。

遺物は比較的まとまって出土している。縄文時代早期の土器は押型文土器が1点、その他条痕文系の土器が若干出土しているだけである。他は前期後半の北白川下層系や諸磯系土器で、その他の時期のものはない。

・Ｓ３群土器（第27図79，図版14）山形の押型文土器。大波形を縦位・帯状に1条施す。胴部破片。

・Ｚ１群土器（第27図80，図版14）条痕文系土器。口縁に細い凸帯を1条めぐらす。器壁薄く、内外に条痕文を施すオセンベ土器群に属すものと思われる。内面に指頭圧痕が残る。

・Ｚ４群土器（第27図81〜86，図版14）81・82は凸帯に縄文を施す1類に属すもの。81は口縁部を面取りする。凸帯間は無文で、2条目の下からLRの縄文を施す。82は口端部を欠損。凸帯間は無文。2条目の下からRLの縄文を施す。83〜85は凸帯に刻目を施す2類に属すもの。83は短い斜位の刻目を施すものでⅣ種に属す。胴部破片。凸帯間にもLRの縄文を施す。84は凸帯に押圧状刻目を施すⅤ種に属すもの。口縁部破片。85は凸帯に「八」字状刻目を施すⅥ種に属すもの。胴部破片。凸帯の上部はLR下部はRLの縄文を施す。86は凸帯に何も施さない3類Ⅳ種に属す。緩やかな波状口縁を有す。口縁並行の凸帯間に縦位・横位・斜位に凸帯を施す。凸帯間は無文。

・Ｚ５群土器（第27図87〜91，図版14）沈線文系土器。87は3類に属する。半載竹管による平行沈線を施す。沈線の下部に擬似羽状縄文を施す。88〜91は6類に属する。半載竹管による平行沈線を縦位・横位・斜位・曲線状に施す。88〜90は口縁部。90は口縁内面に1条凸帯を施す。91は胴部破片。

・Ｚ６群土器（第27図92・93，図版14）列孔文土器。92は口端部がやや垂直に立ち、肩部に庇状に少し張り出す。93は口縁部から肩部にかけて丸く納める。

・Ｚ７群土器（第27図94〜96，図版14）縄文土器。94は羽状縄文。95・96は斜縄文である。

・Ｚ８群土器（第27図97，図版14）97は底部の破片。やや張り出すもの。文様は不明。

第8号土壙跡（ＳＫ８）　本土壙跡は21・Ｉ区に所在する。埋土からはわずかに土器片が出土している。これらの土器片は、縄文時代早期から前期前半の土器で、前期後半のものはない。早期のものも磨滅した小破片が2点だけである。

・Ｚ１群土器（第27図98，図版14）条痕文系土器。内外面に横位の条痕調整を施し、内面に指頭圧痕を残さない。

・Ｚ２群土器（第27図99・100，図版14）刺突文系土器。99は内外面に条痕調整を施し、指頭圧痕を残すもので、1類に属す。縁帯部に貝殻腹縁により斜位に何条か施す。縁帯部の継目に貝殻背圧痕を1条施す。100は内外面の条痕調整は不明であるが、半載竹管で無く、本物の爪でＣ字状に施す。

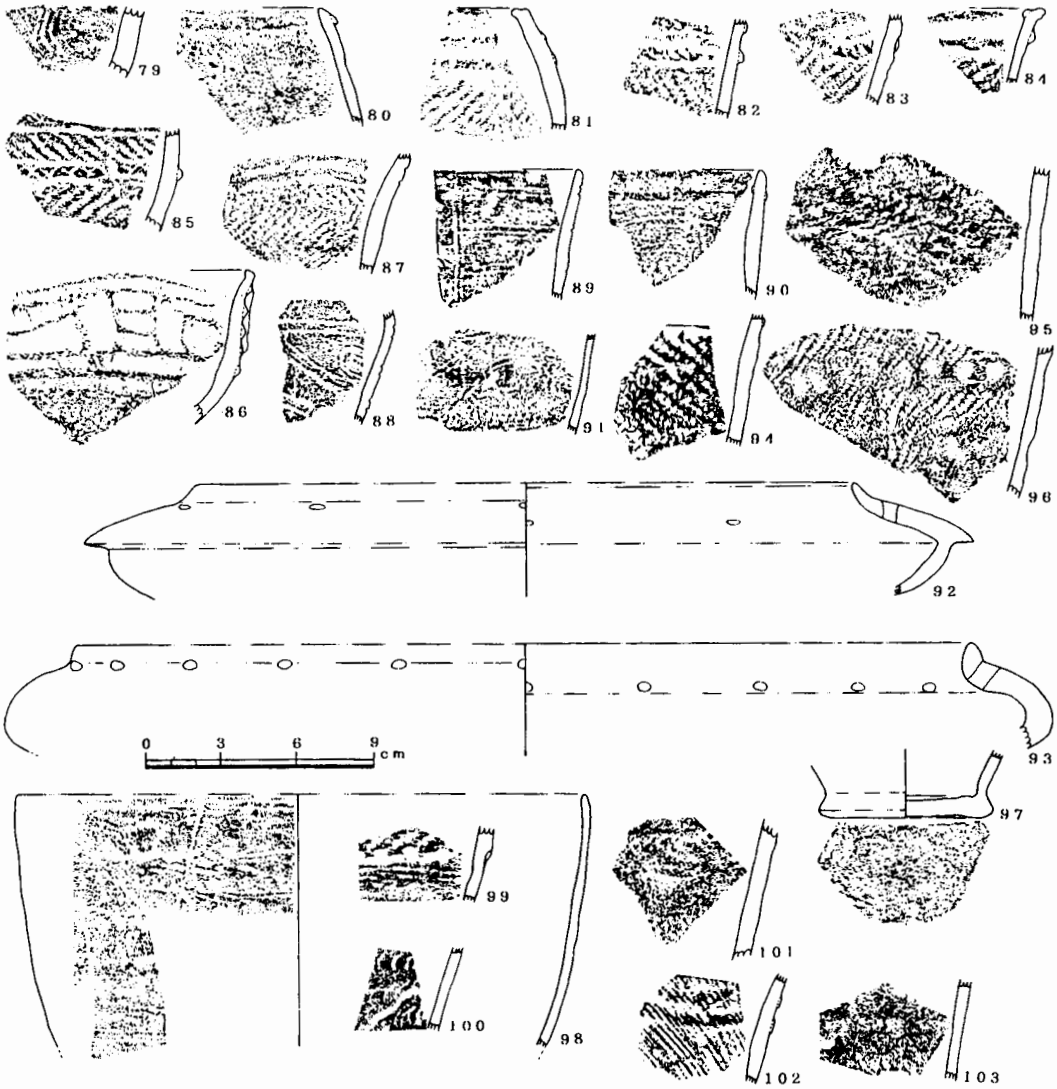

第27図　第３号・８号・13号土壙跡出土土器

第13号土壙跡（ＳＫ13）　本土壙跡は27・Ｈ区に所在する。このグリッド周辺は、塩屋式土器片が比較的まとまって出土している地点である。本土壙跡出土の遺物は少ないが、縄文時代早期末から前期初頭の土器片が出土している。

・Ｓ５群土器（第27図101～103，図版14）　101は５類の粕畑式土器式土器に属すもので、小形の爪形文を１条有す。内外面に条痕調整を施す。繊維を多量に含む。102は11類の塩屋式土器に属すもので、低い凸帯を２条めぐらし、その上から斜位に条痕を施す。少し繊維を含む。器壁薄く、焼成堅緻。103は外面に薄く条痕調整を施す。繊維を含む。器壁薄く、焼成堅緻。

第21号土壙跡（ＳＫ21）　本土壙跡は18・Ｈ区に所在する。第１号住居跡を切っている。南北

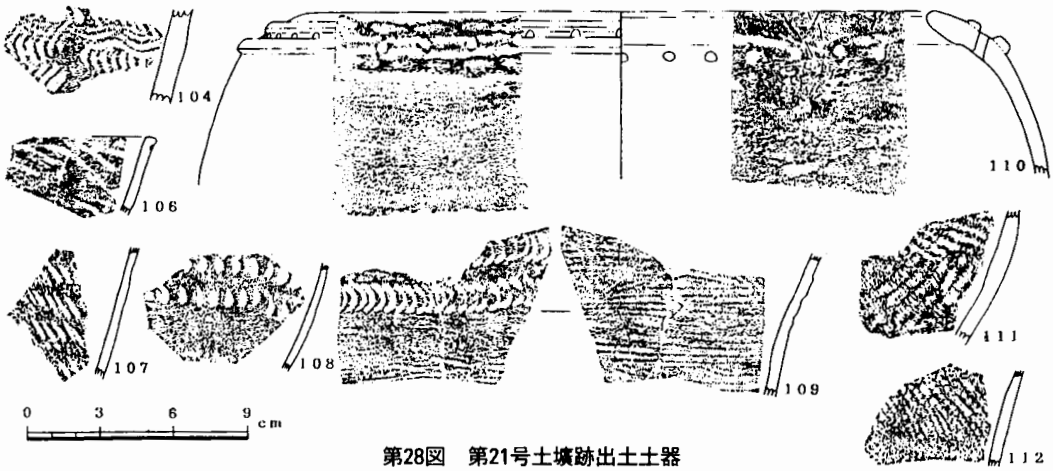

第28図　第21号土壙跡出土土器

1.2m、東西0.9m、深さ0.45mの楕円形を呈す。埋土は黒褐色土である。

出土遺物は、縄文時代早期の土器片を若干含むが、ほとんど前期のものである。本土壙跡は第1号住居跡を切っているため、この住居跡に伴う土器が混在しているものと考えられる。

・S3群土器（第28図104，図版14）　山形の押型文土器。縦位・密接の波形のなかに横位の波形を施す。少し繊維を含む。

・Z2群土器（第28図106・107，図版14）　刺突文系土器。106は貝殻腹縁によるもので、内外面に条痕調整を残す。口端部を面取りする。107は半載竹管による左斜位の爪形を何条か施す。内外面にあまり条痕調整を残さない。

・Z3群土器（第28図108・109，図版14）　爪形文土器。108は1類に属すもので、中形のD字形爪形文を施す。内外面に条痕調整を残す。109は3類I種に属す。中形のC字形爪形文を施す。内外面に条痕調整を残す。胴部文様帯の破片。

・Z6群土器（第28図110，図版14）　列孔文土器。口縁部に2条の凸帯を貼り付け、その間に孔を穿っている。口縁から胴部にかけて緩やかに湾曲する。口縁部の一部に赤彩痕が残る。

・Z7群土器（第28図111・112，図版14）　縄文土器。111は羽状縄文。112はRLの斜縄文を施す。内面に指頭圧痕を残す。

第４節　土　　器

小の原遺跡からは、縄文時代早期から前期末までの土器が、総数約８万点と大量に出土した。これらは破片ばかりで器形を復元できるものは少ない。また、本遺跡の遺物は、ほぼ一つの遺物包含層から出土しているため、層位的に明確に検出できなかった。だが、縄文時代早・前期の各小時期の各段階の土器が比較的まとまって出土していることは、県内をはじめ近辺地域でも少なく、好資料である。そこで、縄文時代早期の土器を８群に、前期の土器を８群に分類する。個々の土器の説明は、別表の土器観察表にゆずり、分類の基準や各類・各種の特徴的なことのみ記述する。

１．縄文時代早期の土器

縄文時代は、一般に草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の六時期に区分しているが、本遺跡出土の土器では、草創期に属するものは表裏縄文土器・多縄文系土器だけである。従って、本稿では、一応これらの土器を早期の土器に含めて扱うことにする。また、塩屋式土器までのものと、繊維を含むものや、わずかに繊維を含むもの・含まないものでどの形式に属する土器か判らないが、胎土・施文方法などから早期の土器と考えるものを、便宜的に早期の土器の中に含めて扱う。そこで、早期の土器を、次のように８群に分類する。

Ｓ１群土器　表裏縄文土器。　Ｓ４群土器　沈線文系土器。　Ｓ７群土器　縄文系土器。
Ｓ２群土器　撚糸文系土器。　Ｓ５群土器　貝殻条痕文系土器。　Ｓ８群土器　底部の破片。
Ｓ３群土器　押型文系土器。　Ｓ６群土器　刺突文系土器。

Ｓ１群土器　（第29図１～１３、図版15）

本群は、多縄文系土器に属するもので、内面にも縄文施文する表裏縄文土器である。いずれも小破片であるが13点出土している。全て繊維を含むものである。椛ノ湖Ⅱ式土器に類するものと考える。他に、多縄文系の土器は１点出土しているが、円形刺突文を施すもので、Ｓ６群土器（刺突文系土器）において説明する。部位によって次の２類に分類する。

１類土器　（１）　口縁部。縄文を縦位に施し、内面には縄文（ＬＲ）を縦位に近い斜位に施す。
２類土器　（２～13）　胴部。縄文を密に施し、内面の縄文はＬＲに施すものがほとんどである。

Ｓ２群土器　（第29図１４，１５，図版15）

撚糸文系土器を本群とする。部位によって次の２類に分類する。

１類土器　（14）　口縁部。丸く納める口端部に左斜位の撚糸文を施し、口縁部に左斜位の撚糸文

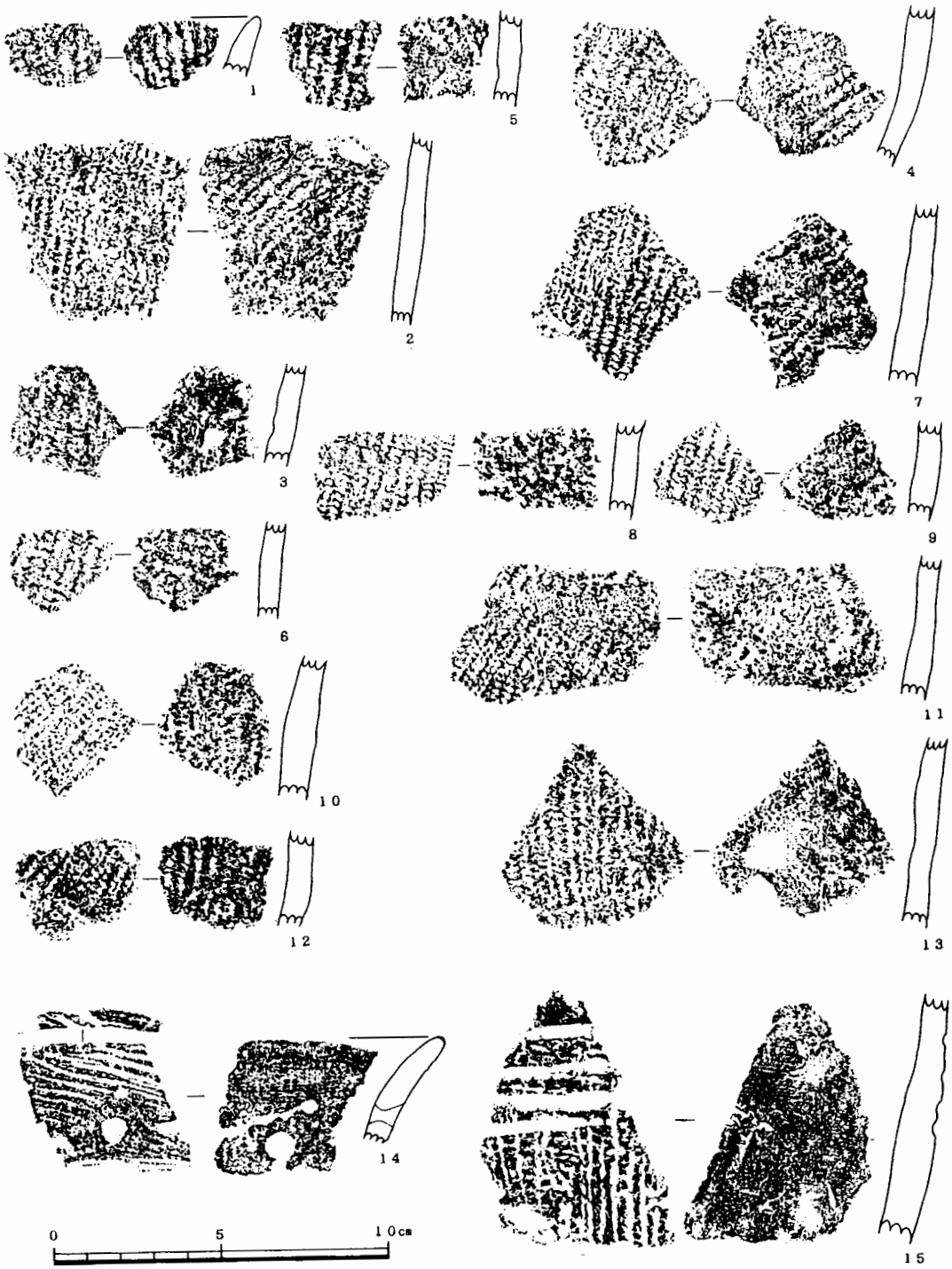

第29図　包含層出土縄文土器、S１群、S２群土器

を施す。この下に沈線を施す。内面は極めて平滑に調整。補修孔を有する。繊維を含まない。

２類土器　（15）　胴部。沈線文を伴うもの。４条以上の横位の沈線を施し、この下に縦位の撚糸文を施す。繊維を多く含み、内面は平滑に調整。厚手である。

Ｓ３群土器　（第30～32図１６～１１８，図版16）

本群は、押型文土器で、施文によって次の２類に分類する。

１類：山形の押型文を有するもの。２類：楕円形の押型文を有するもの。

１類土器　（第30～32図１６～１１３，図版16）

本類は、山形の押型文を有するもの。施文方法や伴う文様によって次の７種に細分する。

Ⅰ．縦位の押型文を施すもの。　Ⅳ．刻目凸帯を有するもの。　Ⅶ．胴部の破片。

Ⅱ．横位の押型文を施すもの。　Ⅴ．沈線を有するもの。

Ⅲ．凸帯を有するもの。　Ⅵ．連続した刺突文を有するもの。

この分類は、各形式や繊維の有無によって分けたものではなく、従来の形式にあてはめたものでもない。また、Ⅲ～Ⅵ種は、関西における穂谷式、関東における相木式に類する要素を有するが不明な点が多く、いずれも小破片で全体の器形がつかめない現段階では、本稿のように分類することとし、今後の調査研究によって明らかになることを期待する。次に、施文された山形の形態から、本稿では次のように分類して説明する。

・山形　：波頂部・波底部どちらも角張ったもの

・丸山形：波頂部・波底部一方が角張り、他方が丸味をもつもの

・波形　：波頂部・波底部どちらも丸味をもち、頂部間が狭く、頂部と底部間が広いもの

・大波形：波形と同じであるが、頂部間の間隔が広く、頂部と底部間が狭いもの

・Ⅰ種.（16～22）　口端部より縦位の押型文を施すもの。16は縦位・帯状の山形の押型文を施す。口縁内面は、横位の山形を施す。17～22は縦位・密接の押型文を施す。口端直下から施文するもの（17,18）と無文帯を有するもの（19,20,21）がある。17は外面山形で、内面も山形を施文。18は外面磨耗のため明瞭でないが山形を、内面は山形を施文。19の外面は山形、20の外面は丸山形。21は外面不明であるが、内面は山形を施す。22は外面は山形を密接に、内面は丸山形を施す。

・Ⅱ種.（23，25～31）　口縁部に横位の押型文を施すもの。この下に縦位の施文。また、帯状か密接か判明するものは１点。23は、外反する口縁部の口端部に右斜め上からの刻目を施す。外面は波形を横位に、波形や丸山形を縦位・帯状に施す。さらに波形を施す。内面は横位に施す。25～27は、口端部を丸く納める。口縁部が外反しないもの（25）と外反するもの（26，27）がある。25は大波形を横位に、その下に大波形を縦位に施す。内面は大波形を横位に施す。26は外面に大波形を横位に、内面は丸山形を横位に施す。28は、端部を面取りする。口縁部がやや外反する。外面は丸山形を、内面は丸山形を横位に施す。29は、丸く納めた口端外側角に刻目を施し、口縁部がやや外

反する。波状口縁をなす。外面は丸山形を横位に、内面は丸山形を横位に施す。30，31は、この種に属するもの。30は磨滅がひどく外面を確認できないが、内面は丸山形を横位に施す。31は口端部を欠損。外面は丸山形を横位に、その下に縦位に施す。内面に押型文を施文しない。

・Ⅲ種.（32〜37）　凸帯を有するもの。凸帯上や端部と凸帯との間の施文の有無によって細分する。32は、端部と凸帯の間や凸帯上が無文。外面は全く押型文を施していない。内面は波形を横位に施す。金雲母が多い。33は、端部と凸帯の間に横位の押型文を施し、凸帯上に施文しない。波形を施す。凸帯の境を沈線で区画する。内面は丸山形を横位に施す。34，35は、端部と凸帯の間に条痕を施し、凸帯上に押型文を施文する。34は端部に大波形を横位に施す。凸帯上は大波形で、その下に大波形を縦位・帯状に施す。内面は大波形を施す。35は凸帯上に大波形を、その下に大波形を縦位・帯状に施す。内面は大波形を施す。36は、胴部に凸帯を施す。口縁部欠損。内外面とも磨滅がひどい。凸帯上に波形を施し、その下に波形を縦位・密接に施す。内面の施文はない。37は、胴部に凸帯を施し、凸帯上が無文。口縁部欠損。凸帯の上部に大波形を施すが、さらにその上部は無文帯である。内面の施文はない。

・Ⅳ種.（38〜45）　刻目凸帯を有するもの。口縁部と凸帯間や刻目凸帯の施文方法により細分する。38，39は、刻目凸帯の下に縦位・帯状の押型文を施す。38は端部と凸帯との間に不規則な沈線を施す。凸帯の刻目は右斜め上から竹管で刻む。その下に山形を縦位・帯状に施す。内面は波形を施し、その下に丁寧な条痕調整を施す。40は、口縁部に横位の押型文を施す。やや外反する口縁部に山形を横位に施し、この下に刻目凸帯。内面は無文帯の下に山形を横位に施す。41は、やや外反する口縁部に2条の刻目凸帯を有し、凸帯の下に横位の沈線文を施す。刻目は指頭による押圧状刻目。平行沈線を5条以上施す。内面は、波形を横位に施す。42は、部位は不明。少し内湾する。無文帯に刻目凸帯を2条付け、この凸帯に1条の沈線を施す。この凸帯の下に山形を縦位・密接に施す。内面の施文はない。43〜45は、胴部の破片。43は削出した2条の隆帯に刻目を施し、無文帯の下に大波形を縦位・密接に施す。内面の施文はない。44は平行沈線による隆帯に刻目を施す。その下は磨滅がひどいが、本種に属する。45は刻目凸帯は不明だが、丸山形を縦位・密接に施す。

・Ⅴ種.（24,46〜56）沈線文や押引沈線文を有するもの。施文方法によって細分する。24は、口縁部に横位の山形を、その下に2条の沈線を施す。内面は山形を横位に施す。46は、胴部。沈線の下に横位の山形を、その下に縦位・帯状の押型文を施文。47〜49は、沈線の下に縦位・密接の押型文を施す。47は山形と丸山形を交互に施文。内面に施文はない。48は山形を施文。49は磨滅のため明瞭でないが、丸山形を施文。50〜53は、押引沈線文を伴う。50は丸山形を横位に、その下に押引沈線を2条施す。内面に丸山形を施文。51は1条の押引沈線の下に波形を1条横位に施し、さらに押引沈線を1条、その下に2条の波形を横位に施す。内面に施文ない。52は沈線と押引沈線の間に3条の波形を横位に施す。53は押引沈線の下に縦位・帯状の山形を施す。54は、曲線を描く沈線の間に縦位の山形を施すもの。55，56は、口縁部に太い沈線文と刺突文を有し、沈線の間に縦位・横位

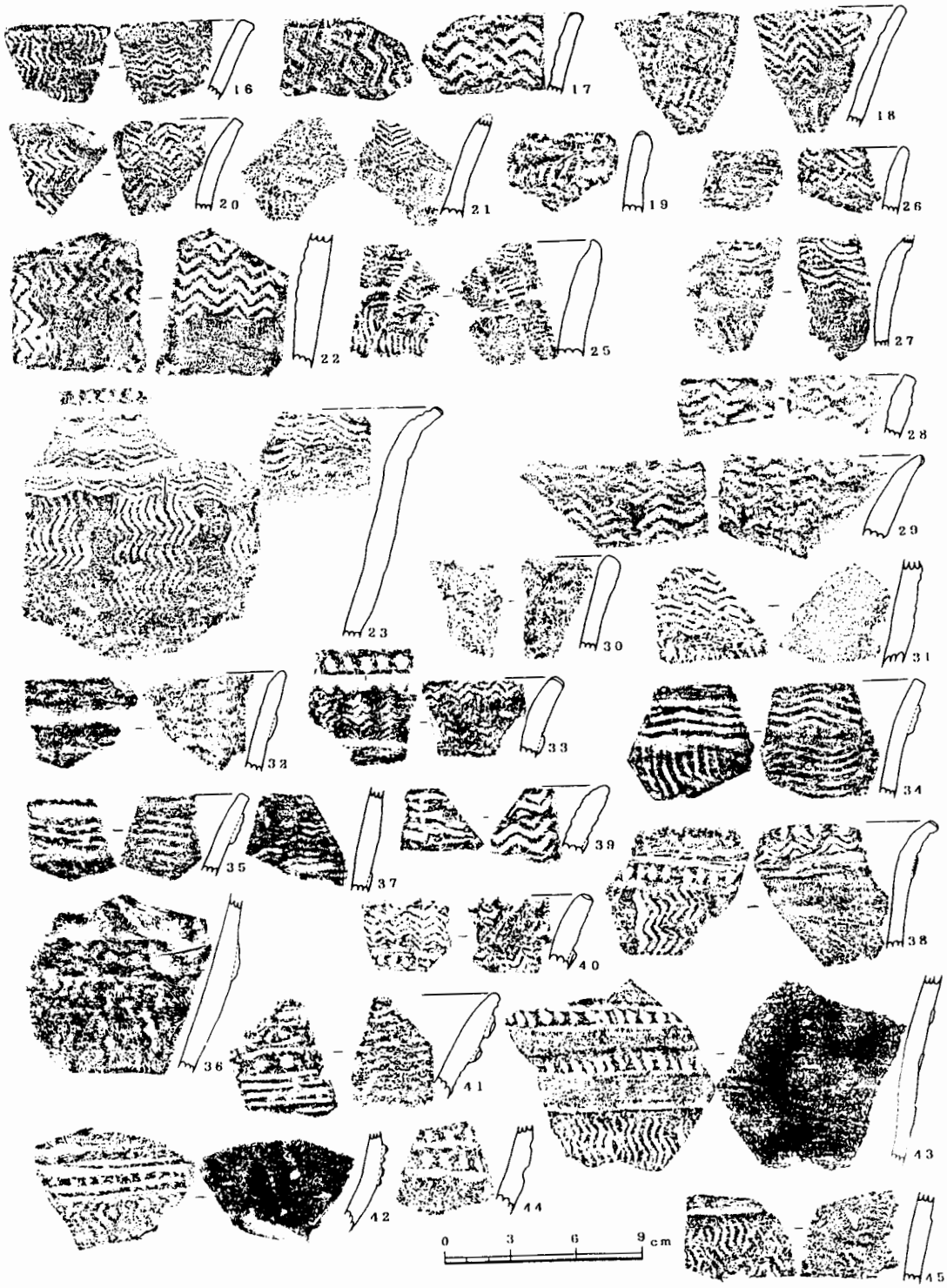

第30図　包含層出土縄文土器、Ｓ３群第１類(1)土器

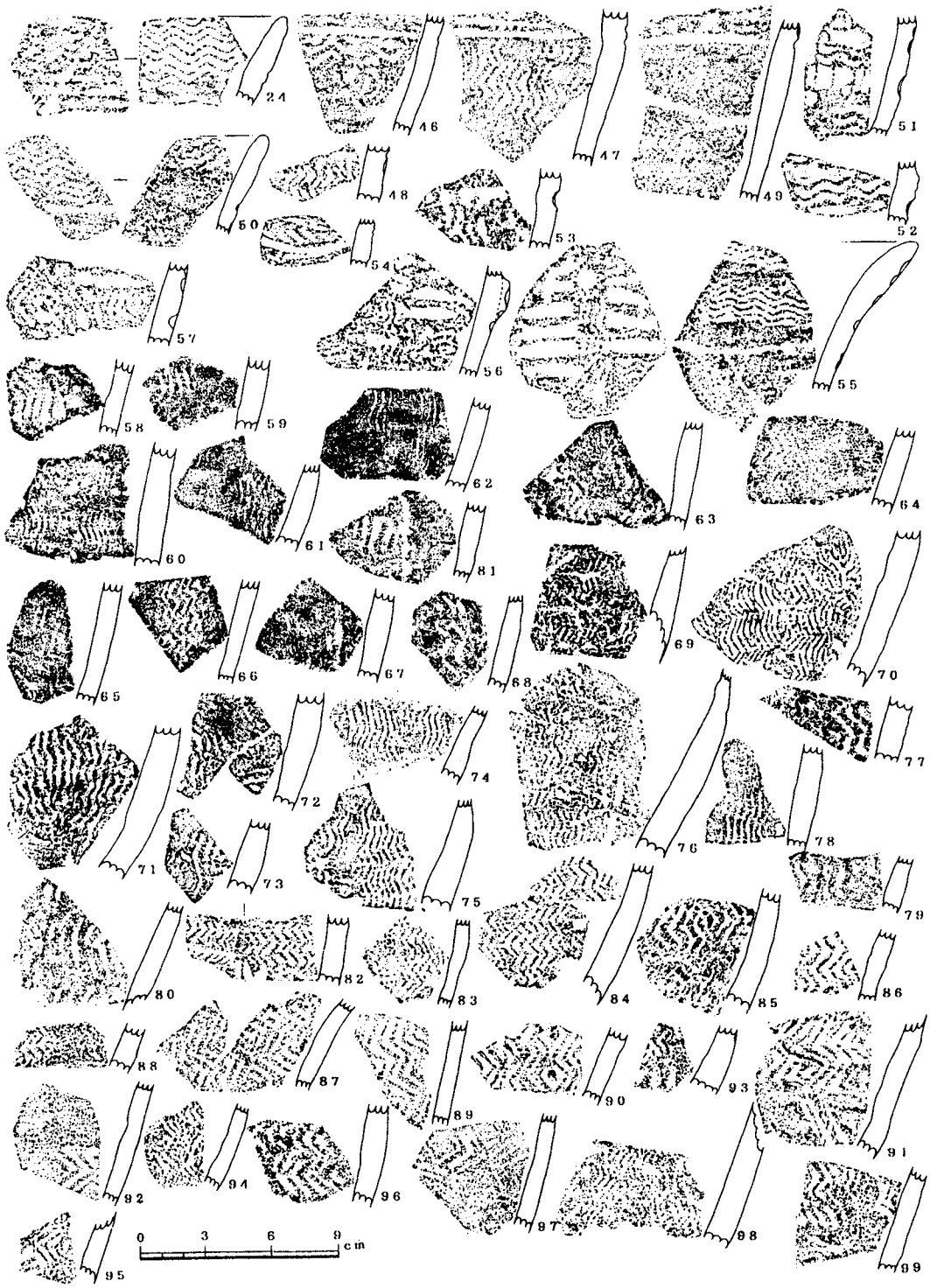

第31図　包含層出土縄文土器、S 3 群第 1 類(2)土器

第32図　包含層出土縄文土器、Ｓ３群第１類(3)・第２類、Ｓ４群第１類・第２類(1)土器

の押型文を施すもの。55は口縁部の円形刺突文の間に波形を縦位に3条施す。これらの左右に太い沈線を数条施す。沈線の下に波形を横位に施す。内面にも波形を施す。56は円形刺突文の下に波形を縦位に施す。

・Ⅵ種.（57）　連続刺突文を施すもの。山形を交互にずらし縦位・密接に施す胴部に、棒状工具による縦位・横位の連続した刺突文を施す。

・Ⅶ種.（58〜113）胴部の破片。施文方法によって細分する。58〜68, 81は、縦位・帯状に施文する。全て繊維を含む。波形（58〜60, 81）、大波形（61, 62）、山形（63〜66）、丸山形（67, 68）がある。69〜170は、縦位・密接に施文する。波形（69〜77）と大波形（78〜80）は繊維を含む。山形は繊維を多く含むもの（82〜95）とほどんど含まないもの（96, 97）がある。丸山形は繊維を含むもの（98〜102）と繊維をほとんど含まないもの（103〜107）がある。108〜113は、横位に施文する。波形（108,109）と大波形（109）があり、繊維を含む。

2類土器　（第32図１１４〜１１８, 図版16）

本類は、楕円形の押型文を施すもの。いずれも繊維を含む。114は、端部にも楕円形の押型文を施す。口端直下から縦位・密接に施す。115, 116,117は、胴部。内面に凹線文を伴い、高山寺式土器に類すると考えるもの。115は縦位・密接施文の下に横位に施文。116, 117は横位に施す。118は、胴部。内面に凹線文を伴わない。

Ｓ４群土器　（第32, 33図119〜147, 図版17）

早期に属すると考える沈線文系土器を本群とする。次の2類に分類する。

1類：田戸式土器に類するもの。2類：その他の沈線文系土器。

1類土器　（第32図１１９〜１２２, 図版17）

本類は、関東系の田戸式土器に類するもので、次のように分ける。小破片のため、明確にいえないが、胎土・文様パターンなど田戸下層式土器や田戸上層式土器と異なる点を持つが、モチーフの一部を取り入れて模倣した在地の土器と考えられる。

・Ⅰ種.（119）　田戸下層式土器に類するもの。竹管による刺突列の上下に沈線文を施すもの。

・Ⅱ種.（120〜122）　田戸上層式土器に類するもの。3点同一個体。120と121は口縁部で、122はこれらに続く部分。口端部は、ヘラ状工具による刻目を交互に方向を変え羽状に施す。内湾気味に開く口縁部には押引状刺突列を4条施し、くびれ部に2条の平行山形沈線文を施す。この下にまた、押引状刺突列を2条、平行山形沈線を2条施す。繊維は少なく、金雲母が多い。

2類土器　（第32, 33図１２３〜１３３, 図版17）

本類の土器は、所属する形式が不明であるが、早期の土器に属すると思われる沈線文系土器である。繊維の有無によって次の2種に細分する。

Ⅰ．繊維を含まないものやわずかに含むもの。　Ⅱ．繊維を多く含むもの。

第33図　包含層出土縄文土器、Ｓ４群第２類(2)、Ｓ５群第１類土器

・Ⅰ種.（123〜133）　繊維を含まないものやわずかに含むもので、早期の土器に属するものである。沈線文の施文工具によってさらに細分する。123は、半載竹管による平行沈線文を施す。胴部。縦位の無文帯の左右に平行沈線文を5条以上施す。124〜128は、半載竹管や棒状工具による沈線文を斜位に施す。V字状に施すもの（124）とY字状（集合沈線状）に施すもの（125〜128）がある。129,130は、沈線文と押引沈線文を施す。129は口端部と押引沈線文の間に4条以上の斜行沈線文を間隔を開けて施す。130は2条以上の押引沈線文の下に綾杉状沈線文を施す。131〜133は、押引沈線文を施す。3点同一個体。押引沈線文を集合沈線状に施す。

・Ⅱ種.（134〜144）　繊維を多く含むもの。施文具によってさらに細分する。134は、半載竹管の内側による平行沈線文を施す。沈線を1周させるがずれる。3条以上施す。135, 136は、半載竹管の外側による太い沈線文を斜位に施すもの。137〜139は、左右斜位・横位に沈線文を施す。竹管や棒状工具の外側を利用する。139は、タールか漆か何か塗布するもので、青黒色光りする。140は、沈線文と短い沈線状刺突文の下の無文帯に縄文を帯状に施す。141は、太い沈線文を横位に施し、屈曲する段を有し、茅山下層式土器に類するもの。142〜144は、大量の繊維を含み、内面を条痕調整する。142,143は直線的に144は曲線的に沈線文を施す。142, 143は茅山下層式土器に類する。145〜147は、ヘラ状工具による斜格子状沈線文を施す。赤色顔料を施す。9点同一個体。縦位・横位の沈線によって区画する内に斜格子状沈線を施す。茅山下層式土器に類するもの。

Ｓ５群土器　（第33〜53図１４８〜５２６，図版17〜22）

本群は、器面の内外を貝殻腹縁による条痕文で調整するもので、貝殻条痕文系土器である。各形式に従って、次の１１類に分類する。

1類.	野島式土器に類するもの。	7類.	入海Ⅰ式土器に類するもの。
2類.	鵜ケ島台式土器に類するもの。	8類.	入海Ⅱ式土器に類するもの。
3類.	茅山下層式土器に類するもの。	9類.	石山式土器に類するもの。
4類.	八ッ崎Ⅰ式土器に類するもの。	10類.	天神山式土器に類するもの。
5類.	粕畑式土器に類するもの。	11類.	塩屋式土器に類するもの。
6類.	上ノ山式土器に類するもの。		

１類土器　（第33図１４８〜１５７，図版17）

屈曲する段を持ち、沈線文や細隆起線文によって幾何学文を施したり、口端部から垂下させた凸帯に刺突文を加えるもので、関東系の野島式土器に類するが、関東のものと文様や胎土など異なる点がある。全体のモチーフなど似ている点もある。これも、模倣して製作した在地系の土器と考えられる。施文方法から次の2種に細分する。

Ⅰ．沈線文や細隆起線文による幾何学文を施すもの。

Ⅱ．口端部から垂下させた凸帯に連続的な刺突文を施すもの。

・Ⅰ種.（145～155）　沈線文や細隆起線文による幾何学文を施すもの。148，149は、口縁部。口端直下から斜位・横位・縦位の沈線による細隆起線文を施す。竹管による刺突文を交点以外にも規則的に施し、鵜ケ島台式土器に類する要素をもつため、野島式期の終末期のものと考えられるが、地域性のものとも考えられる。150～152は、文様帯。150は刺突文を伴わない。151，152は規則的な刺突文を施す。153～155は、屈曲部。153は刺突文を伴わない。154・155は規則的に施す。

・Ⅱ種.（156，157）　口端部から垂下させた凸帯に連続刺突文を施すもの。156は磨滅がひどいが、細隆起線文や垂下させた凸帯に刺突文を施す。157は沈線文と隆帯に刺突文を施す。

２類土器　（第34～36図１５８～１９６，４５７～４６４，図版17）

屈曲する段を持つが、細隆起線文を施さない、関東系の鵜ケ島台式土器に類するもの。１類土器のように、胎土及び施文具などに地域色が見られる。施文具や文様によって次の６種に細分する。

Ⅰ．沈線文による幾何学文を施すもの。

Ⅱ．太い竹管を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。

Ⅲ．細い竹管を用いた刺突状押引沈線文による幾何学文を施すもの。

Ⅳ．細い竹管を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。

Ⅴ．貝殻腹縁を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。

Ⅵ．その他のもの。

・Ⅰ種.（158～164）　沈線文による幾何学文を施すもの。半載竹管の背面を用いた沈線と細い沈線とによって幾何学文を施し、交点に刺突文を加える。内外に貝殻条痕文を明瞭に残す。158は口縁部で、159は屈曲部、160～164は文様帯の破片である。

・Ⅱ種.（165～168）　太い竹管を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。165は口縁部で横位・縦位・斜位に押引沈線を施す。166～168は文様帯で、166はかすかに屈曲が認められる。

・Ⅲ種.（169～183）　細い竹管を用いた刺突状押引沈線による幾何学文を施すもの。169～173は口縁部で、口端部を面取りするもの（169）、丸く納めるもの（170）、面取りして刻目を施すもの（171，172）、面取りして押引沈線を２条施すもの（173）がある。174～177は屈曲部で、いずれも屈曲する段に刻目を伴わない。178～183は胴部の破片である。

・Ⅳ種.（184～194，457～464）　細い竹管を用いた押引沈線による幾何学文を施すもの。184～189は口縁部で、押引沈線が斜行するもので、口端部に刻目を施すもの（184～186）と施さないもの（187，188）がある。また、押引沈線を縦位に施すもの（189）もある。190～194は屈曲部。191は口端部を有するもので、190・194は屈曲部の下部に文様帯を施すものである。457～464は文様帯。刺突文が大きいもの（457～460）や小さいもの（461）、刺突文を施さないもの（462，463）、押引沈線がやや荒いもの（464）などがある。

・Ⅴ種.（195）　貝殻腹縁を用いた押引沈線による幾何学文を施すものである。原体幅は約10㎜程で、斜位に押引く。

第34図　包含層出土縄文土器、S 5 群第 2 類(1)土器

第35図　包含層出土縄文土器Ｓ５群第２類(2)土器

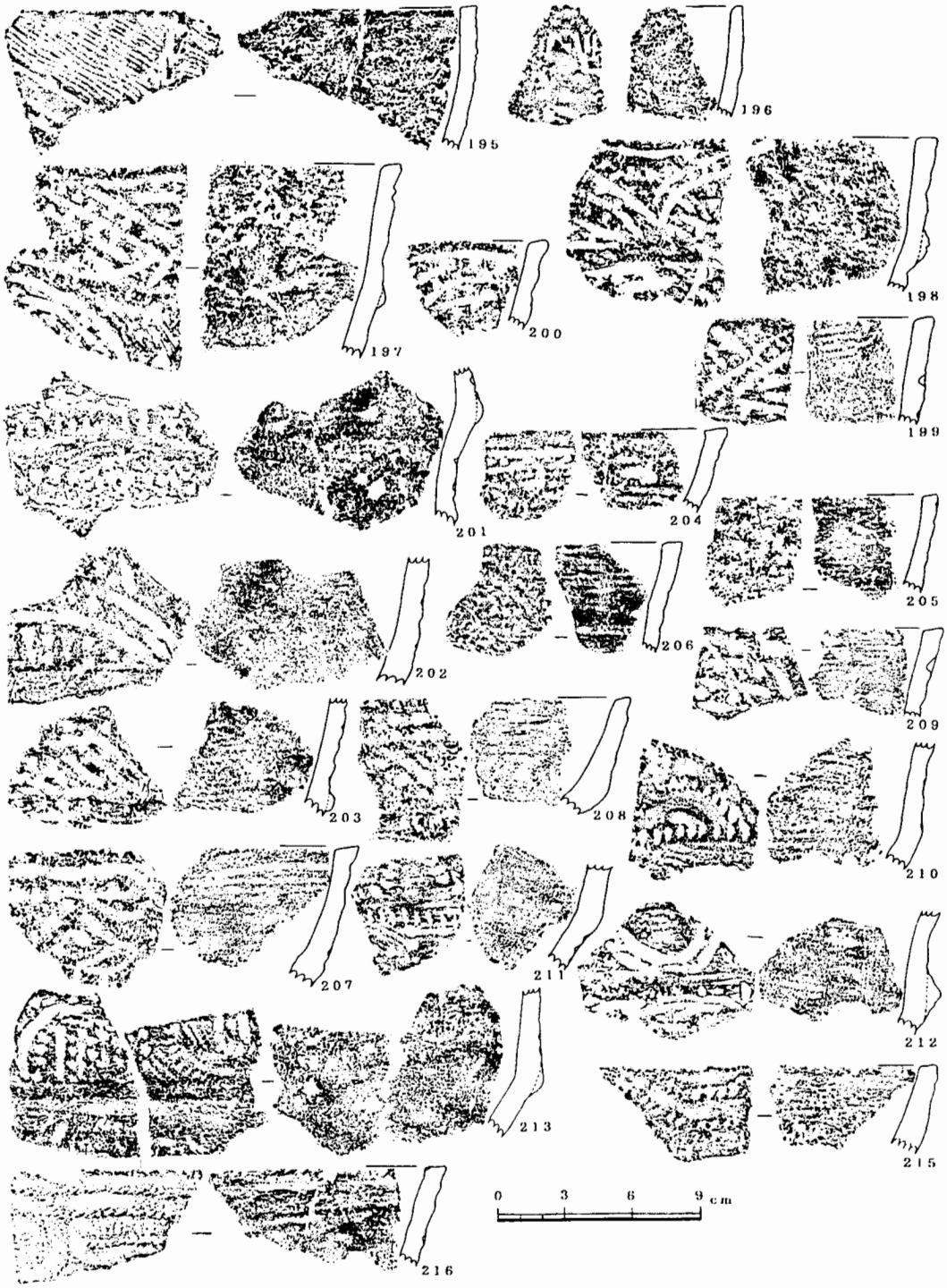

第36図　包含層出土縄文土器Ｓ５群第２類(3)・第３類(1)土器

・Ⅵ種.（196）　Ⅰ～Ⅴ種と異なり、隆帯上に押引沈線を施し、交点に刺突文を加える。

３類土器　（第36～42図197～310，図版18・19）

屈曲する段や耳状突起・角状突起を持つ、関東系の茅山下層式及び茅山上層式土器に類するもので、本類も前類と同じく地域色をもったものである。文様によって次の６種に細分する。

Ⅰ．刺突文を有するもの。　Ⅲ．沈線文を施すもの。　Ⅴ．その他のもの。

Ⅱ．地文として縄文を施すもの。　Ⅳ．縄文だけのもの。　Ⅵ．条痕文だけのもの。

・Ⅰ種.（197～245）　口端部を面取りし、口端内外側角に刻目を施し、刺突文を有するもので、施文方法により次の７種に細分する。

Ａ：沈線文で区画するもの。　Ｂ：押引沈線文で区画するもの。

Ｃ：沈線文や凹線文の間の隆帯上に刺突文を施すもの。Ｄ：凹線文が指で撫でただけのもの。

Ｅ：文様帯と胴部の境に屈曲する段を持たないもの。

Ｆ：口縁に縦位の刻目状刺突文を１条施し、凹線間に刺突文を施すもの。

Ｇ：その他の刺突文

ＩＡ：（197～206）　幾何学文を沈線文で区画し、その中を竹管による刺突文を充填するもの。区画内の刺突文が大きいもの（197～203）と比較的小さいもの（204～206）がある。

ＩＢ：（207～209）　竹管による押引沈線で区画するもの。

ＩＣ：（210～229）　沈線文や凹線文によって、波状文や平行文・渦巻文を施し、その間の隆帯上に竹管による刺突文を施すもの。刺突文の大きさによってさらに細分する。210～214は、刺突文が大きく、屈曲部の段に刻目を施すもの（210～212,214）と、施さないもの（213）がある。また、これらは大きく屈曲するものが多い。215～226は、刺突文が小さく沈線文を伴うものはない。凹線文だけである。また、渦巻文や平行文が主体となす。屈曲は弱いものが多い。227～229は、ヘラ状工具による小さな刺突文を施す。文様パターンは215と同じである。端部を面取りするが雑である。

ＩＤ：（230～239）　凹線文が形式的になり、指で撫でただけのもの。施文具や施文方法等によってさらに細分する。230～234は、端部を内傾状に面取りし、内外側角のどちらか一方だけに刻目を施し、竹管による刺突を平行文・波状文に施す。施文が規則的である。230，231は口縁部。232～234は屈曲部。屈曲する段に刻目を施し、屈曲もしっかりしている。235～236は、230と似ているが、端部を面取りせず丸く納めるが雑である。竹管の刺突による施文も不規則。第１と第２文様帯の境の屈曲部は、内面からの指頭による押圧で、わずかに屈曲させるだけ。第２文様帯と胴部との屈曲部は、内面からの指頭の押圧で屈曲させるがまだしっかりしている。237，238は、235と同じであるが、棒状工具を施文具とする。237は端部を235より丸く尖るものである。239は、235と同じであるが、237より端部が尖る。屈曲部もかすかに残るだけ。

ＩＥ：（240）　文様帯と胴部の境に屈曲部を持たないもの。茅山下層式土器の最終末期のものと考える。八ッ崎Ⅰ式土器と類似するが、刺突文の施文方法や文様は異なる。文様パターンはIDと

同じである。

ＩＦ：（241）　口端直下に縦位の刻目状刺突列を施すもの。凹線間に刺突文を施す。

ＩＧ：（242〜245）　その他のもの。242は面取りした端部に横位の条痕文を施し、沈線文と刺突文を施す。243は押引沈線状刺突文で幾何学文を施し、区画内に施文しない。244は屈曲する段に刻目を施し、その上下に棒状工具による刺突文列を施す。245はヘラ状工具による沈線で区画した内を竹管による刺突文と円形刺突文を不規則に施す。

・Ⅱ種.（246〜266）　地文に縄文を施すもの。伴う文様により次の３種に細分する。

ⅡＡ：（246〜249）　凹線を波状・渦巻状に施した区画内に地文の縄文を残すもの。246は波状口縁を持つ。248, 249は屈曲部で、段に刻目を施す。

ⅡＢ：（250〜260）　刺突文と凹線文を施すもので、施文工具によって細分する。250〜252は、凹線文間の隆帯部に竹管によるＤ字状の刺突文を施す。区画内に縄文を残す。250, 251は面取りした内外側角に小さな刻目を施し、口端上に条痕を施す。251は波状口縁。252は屈曲する段に刻目を施し、刺突文はやや大きい。253〜257は、250と同じであるが、Ｄ字状刺突文を上向き下向きに施す。253は端部を面取りするが丸味を持つ。254〜257は屈曲する段に刻目を施すもの（254, 256）と施さないもの（255, 257）がある。258, 259は、棒状工具による刺突文を施す。258は刺突文列を横位・縦位に施す。259は内面から指頭によって押圧して屈曲部を作り出している。260は、竹管による押引状刺突文を施す。屈曲部である。

ⅡＣ：（261〜266）　凹線文間の隆帯部に縄文原体を押圧したり（261, 264）、地文の縄文を残したり（265, 266）、刺突によって縄文状に似せているもの（262, 263）である。

・Ⅲ種.（267〜269）　沈線文を施すもの。267, 268は斜行沈線を施す。繊維を多く含み、内外面に条痕文を施すため、本類に属すると考える。269は屈曲する段に斜め下方からの刺突文列を施す。

・Ⅳ種.（270〜291）　屈曲する段を有し、縄文だけを施文するもの。部位によって細分する。

ⅣＡ：（270〜278）　口縁部。面取りした端部に刻目を施さないもの（270, 271）、内側角に施すもの（272, 273）、内外側角に施すもの（274,275）がある。丸く納める端部に刻目を施さないもの（276）、外側角に施すもの（277）、縄文を施すもの（278）がある。いずれも屈曲する段は不明だが、本類に属するものと考える。272は極端に内傾的に面取りする。275は縄文の中に円形刺突文を施す。

ⅣＢ：（279〜284）　屈曲する段に刻目を施さないもの。279〜284は、指頭の押圧によって屈曲する段を作り出す。279, 280は大きな波状口縁を持ち、面取りした端部内外側角に刻目を施す。２つの段を有し、第１と第２文様帯に縄文を施し、胴部に条痕文を施す典型的な茅山下層式土器の器形。279の端面は凹状を呈する。281は第１文様帯が幅広い。面取りした端部が極端に内傾し、内側角だけに刻目を施す。285は、屈曲部の上下に沈線を施し、屈曲する段を作り出す。286は、凸帯を付けて屈曲部を作り出す。

第37図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第３類(2)土器

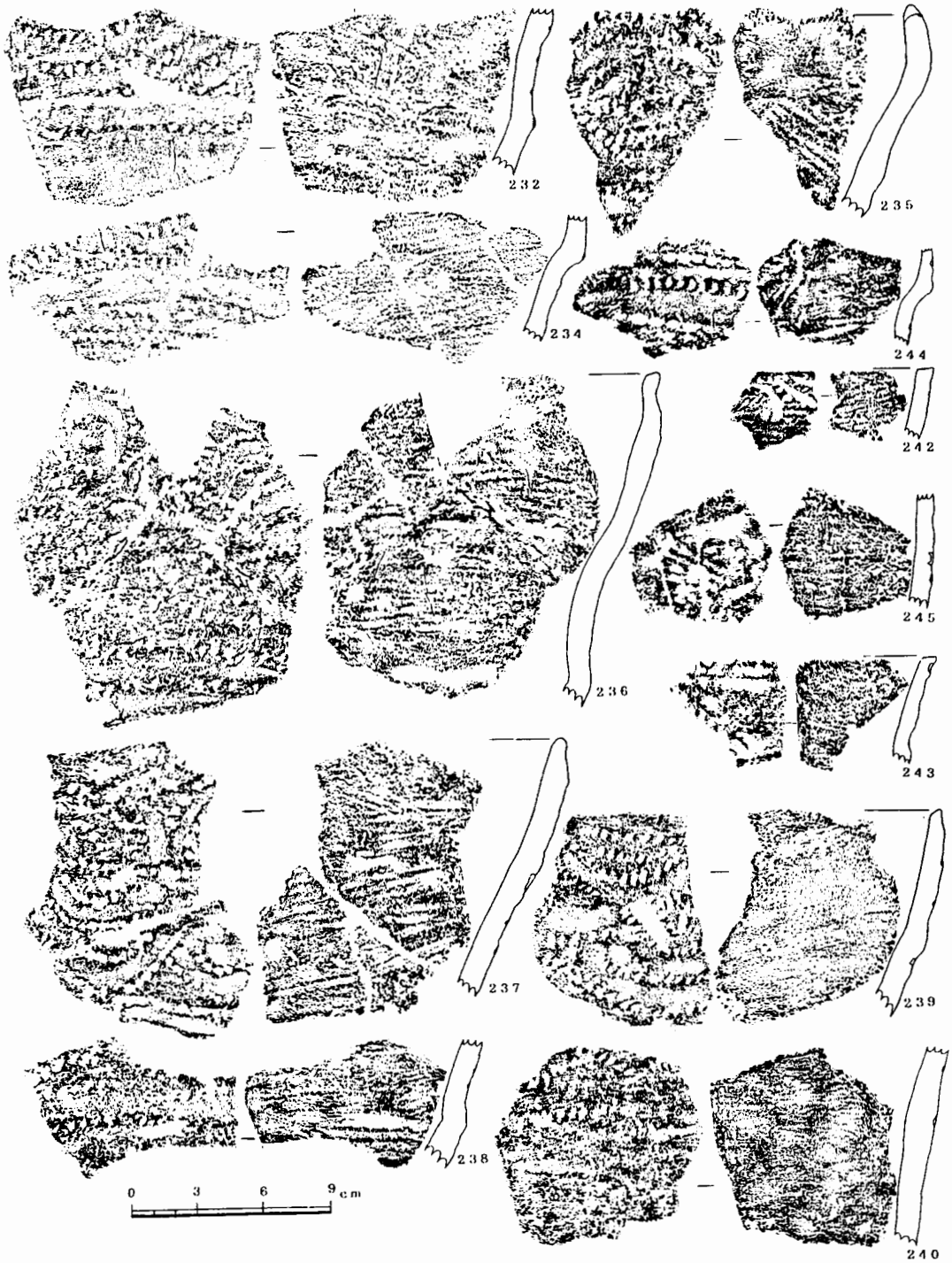

第38図　包含層出土縄文土器、S 5 群第 3 類(3)土器

第39図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第３類(4)土器

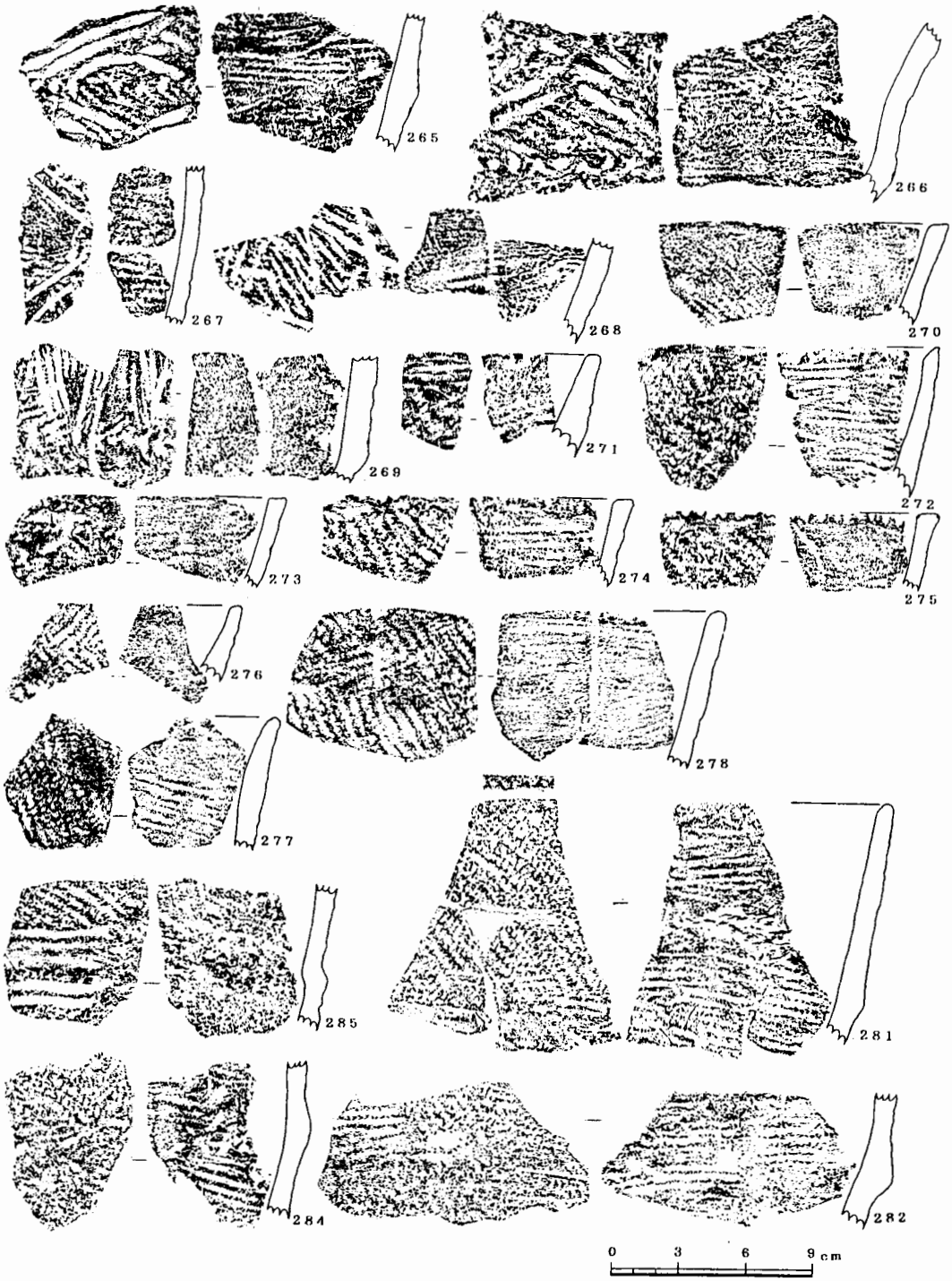

第40図　包含層出土縄文土器、S５群第３類(5)土器

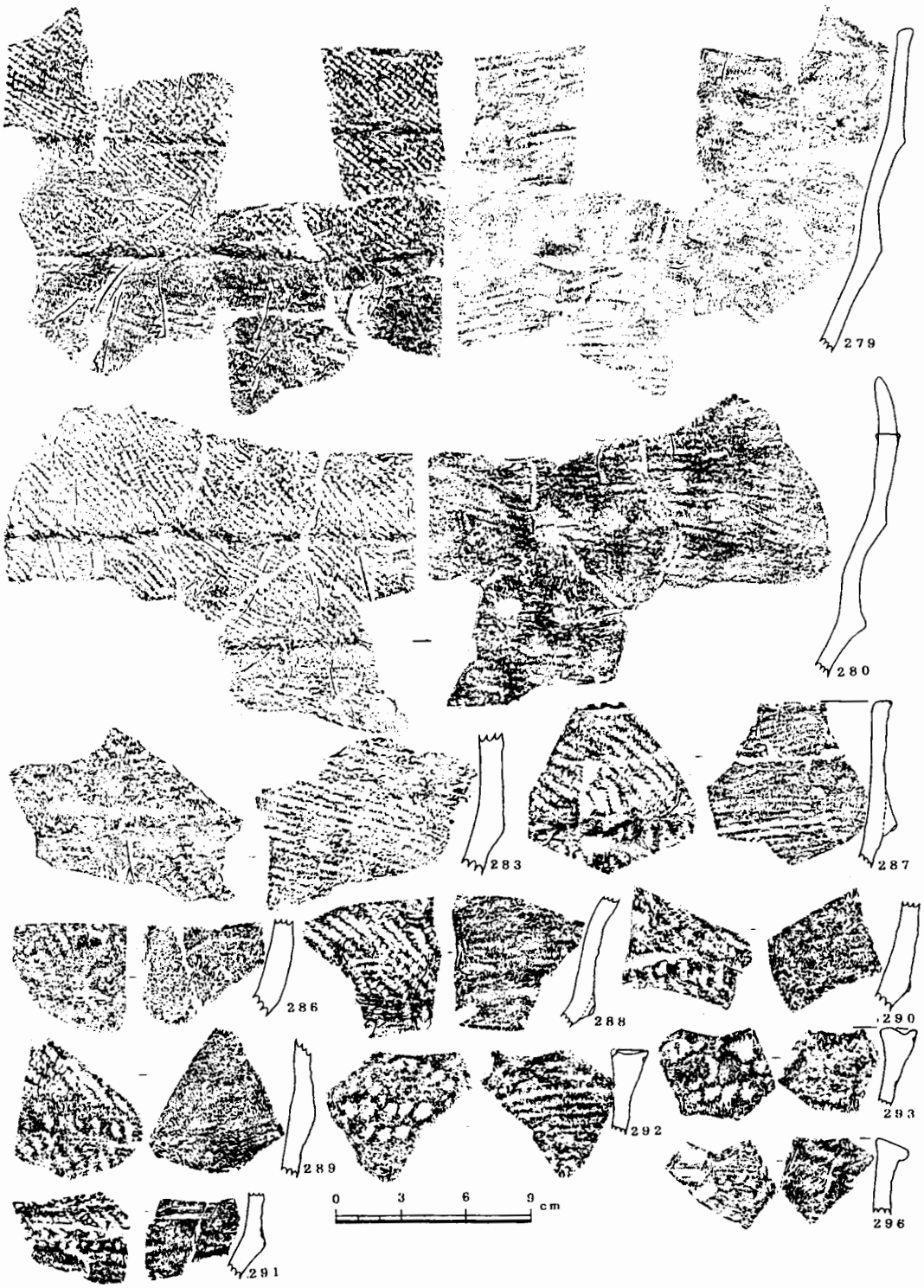

第41図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第３類(6)土器

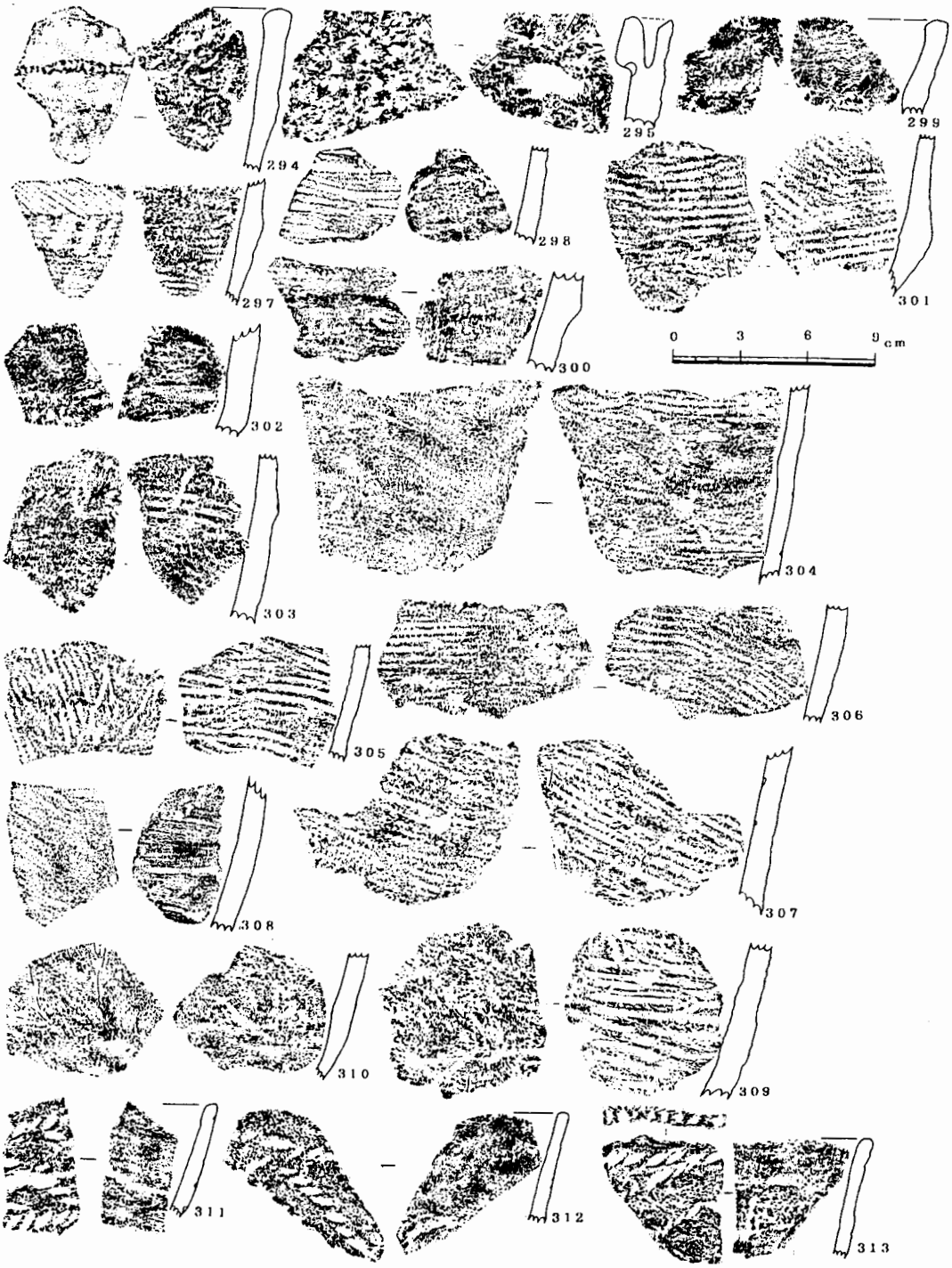

第42図　包含層出土縄文土器、S 5 群第 3 類(7)・第 4 類(1)土器

ⅣＣ：（287～291）　ⅣＢと異なり、屈曲する段に刻目を施すもの。290は屈曲する段に長い刻目を施す。291は屈曲する段の上部にＤ字状刺突文列を施す。

・Ｖ種.（292～298）　その他のもの。292～296は耳状突起。292，293は皿状。刺突文を施す。294は突起状。細かい刺突列を施す。295は筒状突起。器面が磨滅しているが幅広い沈線による隆帯に刺突文を施す。296は皿状突起。条痕文だけ。297はわずかに屈曲する段に貝殻腹縁の幅広い押引状刻目を施す。298は沈線の下に貝殻背圧痕文を施す。

・Ⅵ種.（299～310）　条痕文だけのもの。299は端部を面取りする。刻目は施さない。300～303は屈曲する段に刻目を施さないもの（300，301）や施すもの（302，303）がある。いずれも茅山上層式土器に類する。304～310は胴部。内外に条痕文だけを施す。茅山下層式・上層式土器どちらに属するか不明。胎土・繊維の混入・焼成など、粕畑式土器とは明らかに異なるもので、茅山系のものは、粕畑系に比べて、繊維の混入率が少なく焼け締まりが良く堅緻で条痕文も明瞭である。

４類土器　（第42～44図311～325，図版19）

本類は、八ッ崎Ｉ式土器に類するもので、関東系の茅山下層式土器と東海系の粕畑式土器とをつなぐ過渡的な土器として知られている。爪形文による平行文や波状文を施し、屈曲する段をわずかに持つもの・持たないものがあるが、本稿では屈曲部が不明のため、爪形文の施文方法によって次の２種に細分する。

Ｉ：弧状・波状に爪形文を施すもの。　Ⅱ：口縁平行に爪形文を施すもの。

・Ｉ種.（311～321）　弧状・波状に爪形文を施すもの。311～315は口縁平行に1～2条の爪形文を、その下に弧状・波状の爪形文を施す。311～313は波状口縁。丸く納める端部に刻目を施す。316～319は口縁平行の爪形文を持たず、波状の爪形文を施す。316，317は指頭による上からの押圧状刻目を施し、口端直下の内側に爪形文を施す。320，321は耳状突起。突起部の端部や端部の刻目の施文方法が、316，317と同じ指頭による押圧状刻目と口端直下内側に爪形文を施す。

・Ⅱ種.（322～325）　口縁平行に爪形文を１～３条施すもの。平口縁（322）と波状口縁（323～325）がある。322は、口径56cm。全て端部の上からと内側からの刺突状刻目を施す。

５類土器　（第43～51図３２６～４５６，図版20・21）

本類は、平行爪形文を１～２条施したり、条痕文だけのもので、屈曲部を全く持たない東海系の粕畑式土器に類するもの。施文によって次の２種に細分する。

Ｉ．爪形文を有するもの。　Ⅱ．条痕文だけのもの。

だが、端部の作り方に共通点が多く、次のように細分する。

Ａ：端部を丸く納めるもの。　　Ｂ：端部を水平に面取りするもの。

Ｃ：口端内側を面取りするもの。　Ｄ：口端外側を面取りするもの

Ｅ：端部が丸く尖るもの。

Ｆ：端部を丸く納めるが、上から指や竹管・棒状などで押圧し、端部が小波状のもの。

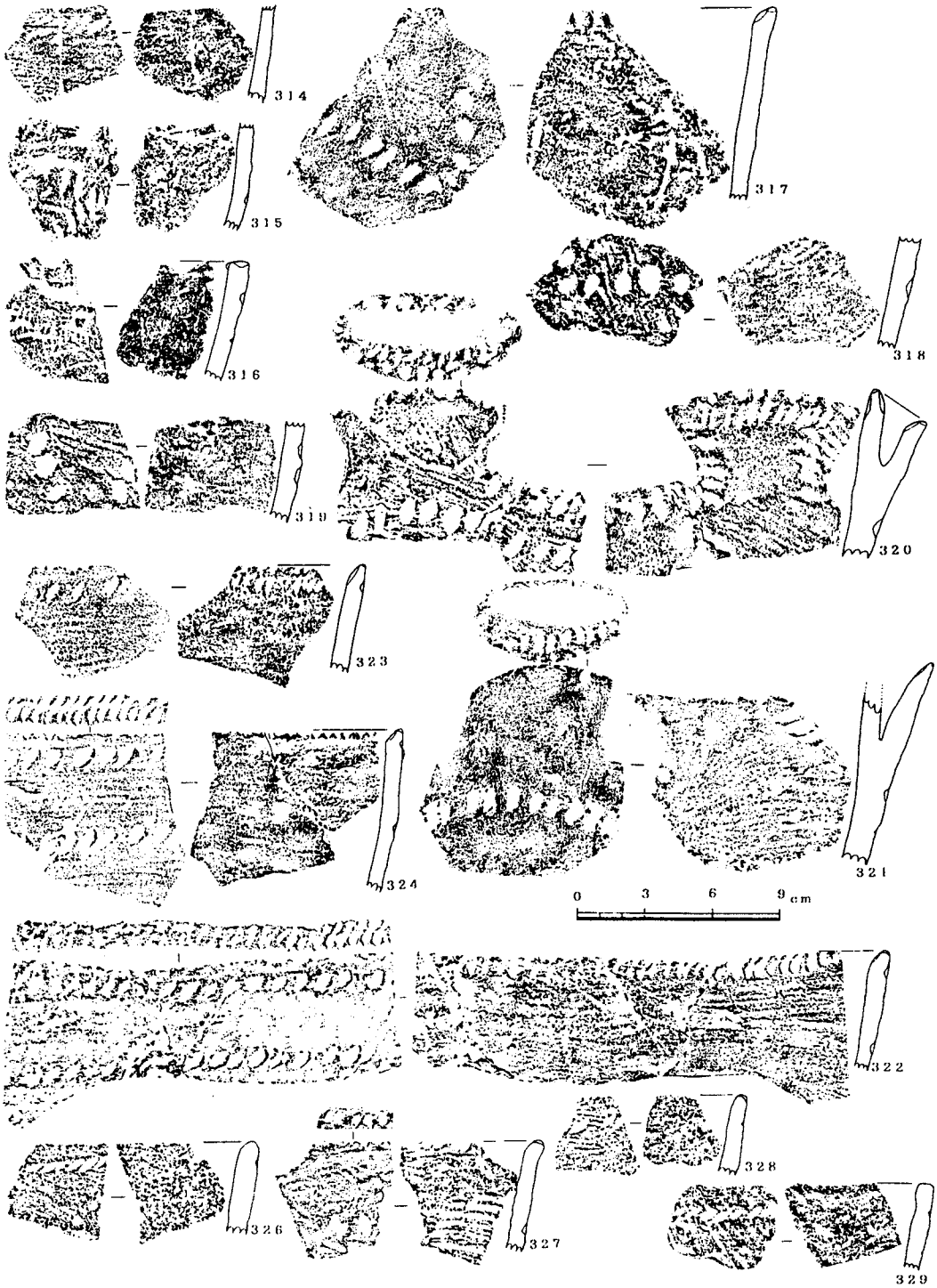

第43図　包含層出土縄文土器、S 5 群第 4 類(2)・第 5 類(1)土器

第44図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第４類(3)・第５類(2)土器

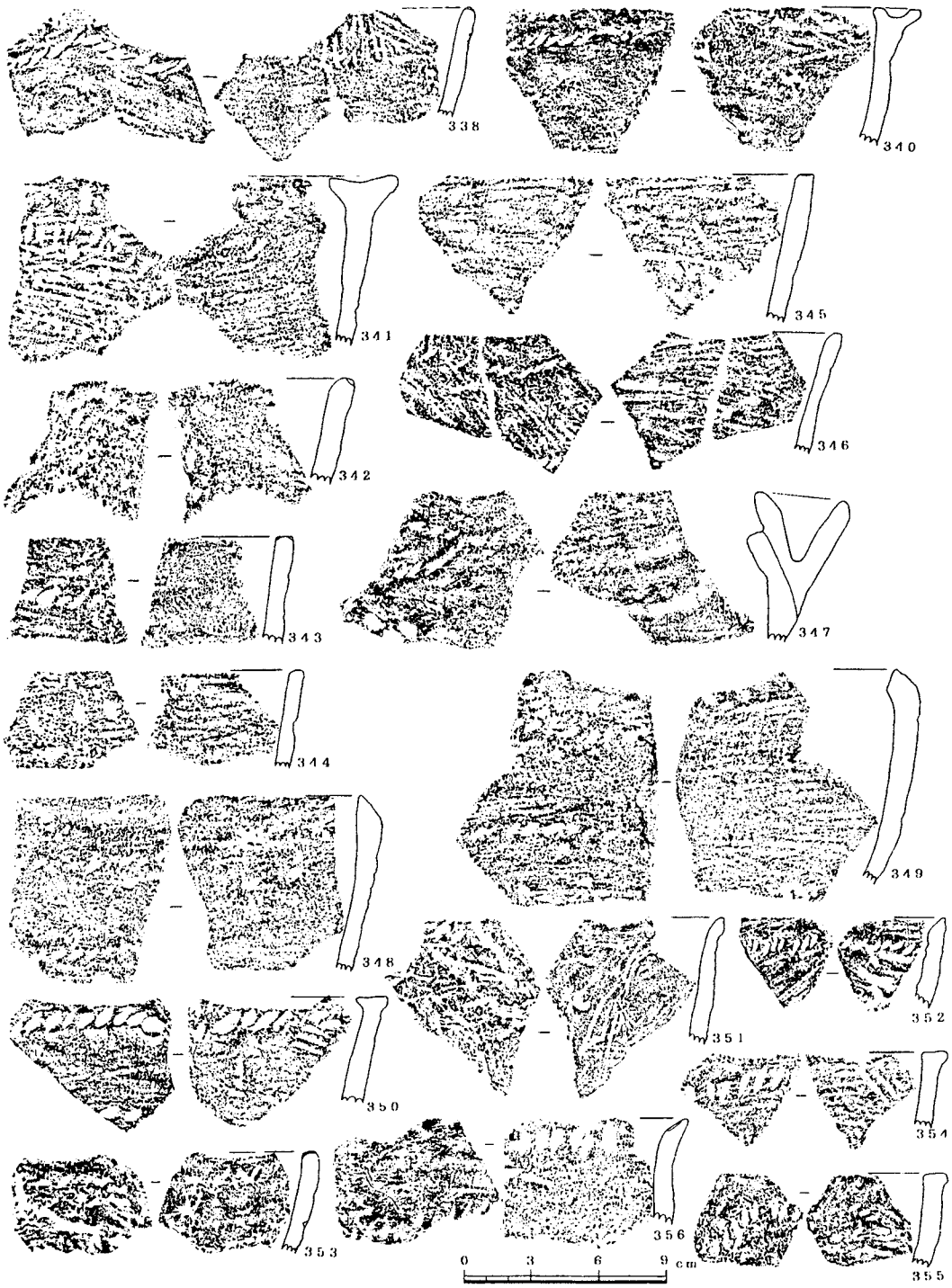

第45図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第５類(3)土器

第46図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第５類(4)土器

G：端部を丸く納めたり丸く尖るもので、斜め上からの押圧により、小波状になるもの。

H：その他の口縁部。

I：胴部。

また、爪形文の大きさによって、次のように分けて説明する。

・極小形のもの：長軸の長さが　5㎜前後のもの。

・小形のもの　：長軸の長さが　9㎜前後のもの。

・中形のもの　：長軸の長さが1 3㎜前後のもの。

・大形のもの　：長軸の長さが1 5㎜以上のもの。

・I種：（326〜399）　爪形文を有するもの。前述のように端部の作り方によって、細分する。

IA：（326〜331）　端部を丸く納めるもの。刻目を施さないもの（326）と施すもの（327〜331）がある。爪形文は、小形で右傾のもの（326〜329）と極小形の左傾のもの（330）がある。331は、小形の爪形文を押引状に施文する。

IB：（332〜344）　端部を水平に面取りするもの。刻目を施さないもの（332〜335）や施すもの（336〜340）、内側角に施すもの（341）、内外側角に施すもの（342, 343）がある。爪形文は、貝殻腹縁を用いる（332〜335）があり、他は竹管による小形のもの。いずれも右傾。341はやや縦位に近い押引状。336は底部を欠損。胴部から真っすぐ口縁へ立ち上がる。口径約33㎝、器高約35.5㎝。突起は、やや開いたラッパ状で口端内側に刻目を施す。口縁下に小形の爪形文を1条施す。332, 341の突起は中が充塡された皿状突起で、342は角状。

IC：（345, 346）　口端内側を面取りし、刻目を施すもの。345は縦位に、346は斜位に施す。爪形文は小形。

ID：（347〜349）　口端外側を面取りするもの。内側角に指頭による押圧状刻目を施す。爪形文は、右傾の小形のものを端部に沿って1条と、口縁下に1条施す。また、端部に沿った爪形文列と端面にかけて波状・弧状に爪形文を施す。八ッ崎I式土器に近いものと考える。347は耳状突起で、端部に内外側から押圧状刻目を施し、突起は端部の外側に付ける。

IE：（350〜357）　端部が丸く尖るもの。端部に刻目を施すもの（350〜355）や、内側から押圧するもの（356, 357）、また、内面に刻目を有するもの（350, 352, 353, 355〜357）と有しないものがある。356, 357の内面の爪形文は、棒状のもので強く押圧して施す。爪形文はいずれも小形で、351は押引状である。350, 353〜355は、小形の耳状突起。

IF：（358〜360）　端部を丸く納め、指や竹管等で押圧し、小波状に施すもの。358, 359は上から押圧し、360は上からと外側からの押圧を加える。爪形文は小形で、貝殻腹縁を利用する。

IG：（361〜363）　端部を丸く納めたり丸く尖り、斜め上から押圧した小波状のもの。斜め上内側から外側へ押圧するもの（361）、斜め上外側から内側へ押圧するもの（362）、左斜め上内側から外側へ押圧するもの（363）がある。爪形文は小形。

ＩＨ：（364～366）　端部が不明の耳状突起。364は突起の下に左傾の中形の爪形文を、365は小突起で右傾の中形の爪形文を、366は口端内外に短い粘土紐をコブ状に付け、爪形文は右傾の小形。

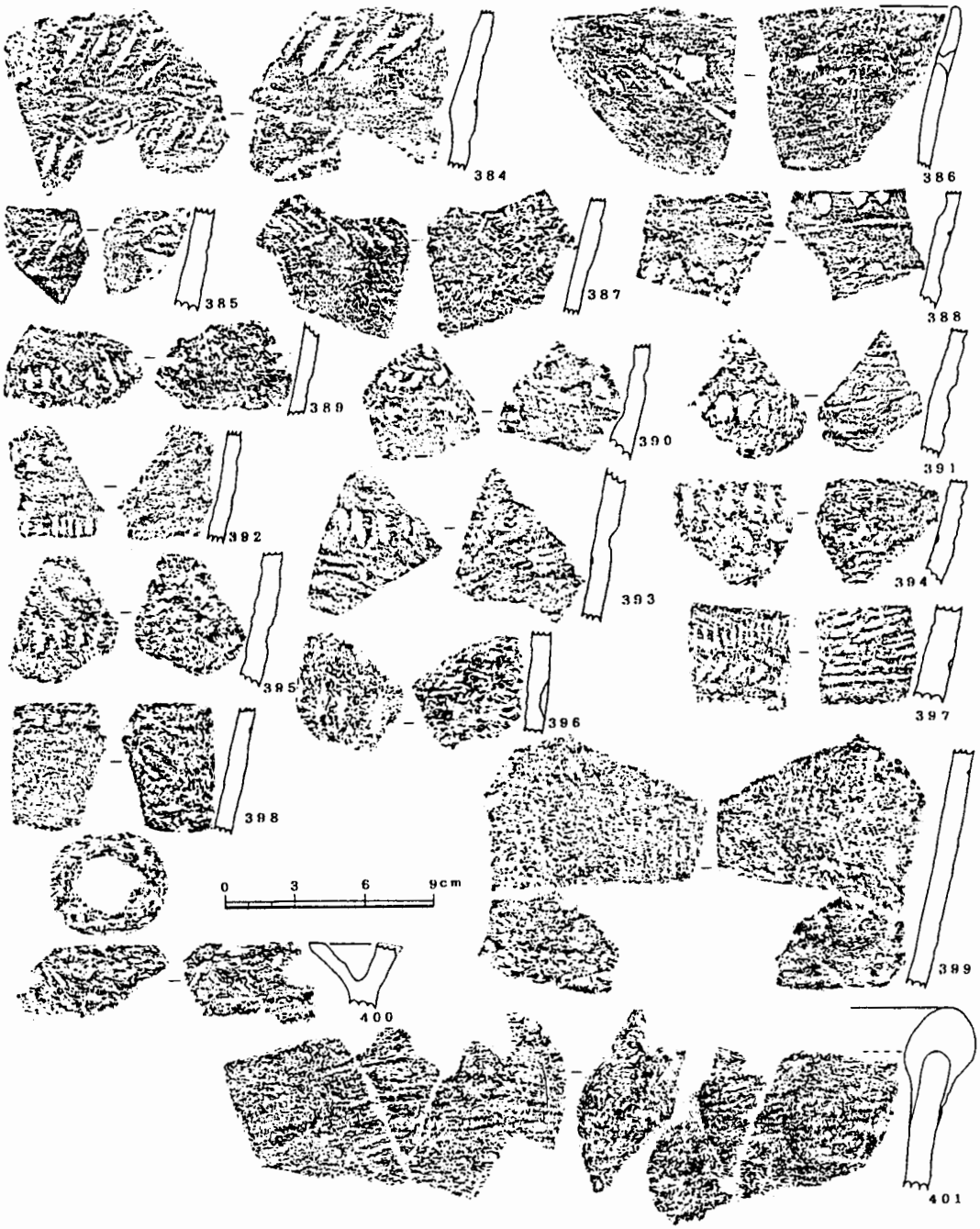

第47図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第５類(5)土器

ＩＩ：（367～399）　文様帯の破片で、爪形文の大きさ等によって細分する。367～374は、爪形文が中形（13㎜前後）。爪形文が右傾のもの（367～372）と左傾のもの（373, 374）がある。375～380は、爪形文が小形（９㎜前後）。爪形文が右傾のものだけ。381～383は、爪形文が極小形（５㎜前後）。爪形文が右傾のものだけ。384～387は、爪形文が大形（15㎜前後）。爪形文が右傾のもの（384, 385）と左傾のもの（386, 387）がある。384は内面にも大形の爪形文を施す。388～391は、楕円状の爪形文を施す。388は内面にもほぼ縦位に施文する。392～396は、縦位の爪形文を施す。爪形文が小形のもの（392）と大形のもの（393～396）がある。395は貝殻腹縁を利用して施文する。397は縦位の爪形文と右傾の爪形文を施す。398, 399はその他の爪形文。398はＤ字状の爪形文。399はＣ字状の爪形文が上に開くもので、横一列に２条施す。

・Ⅱ種.（400～456）　条痕文だけのもの。Ｉ種と同じく、端部の作りによって細分する。

ⅡＡ：（400～404）　端部を丸く納めるもの。端部に刻目を施さないもの（400～403）と施すもの（404）がある。400はラッパ状に開く耳状突起で、401はコブ状突起。

ⅡＢ：（405～413）　端部を水平に面取りするもの。刻目を施さないもの（405）と施すもの（406～410）、内側角に施すもの（411, 412）、内外側角に施すもの（413, 414）がある。406, 411は横長の楕円形の耳状突起で、突起の口端内側に刻目を施す。411, 413は三角状の一面を細長い耳状に施す。突起の端部に刻目を施す。413は411より幅広い。414は底部を欠損するが、器形を復元できたもので、口径27㎝・残存高27㎝、胴部下部より真っすぐ口縁部に立ち上がる。２個の楕円形の耳状突起を持ち、突起の間に２個１組の三角状突起（角状）を施す。

ⅡＣ：（415～418）　口端内側を面取りするもの。内側角に刻目を施すもの（415, 416）、外側角に施すもの（417）、内外側角に施すもの（418）がある。

ⅡＥ：（419～421）　端部が丸く尖るもの。刻目を施さないもの（419, 420）と施すもの（421）がある。いずれも薄手。内側から少し押圧を加えるものは無い。

ⅡＦ：（422～424）　端部を丸く納めるが、上から指や竹管等で押圧し、端部を小波状に施す。422は竹管か棒状のもので押圧し、他は指頭による。

ⅡＧ：（425～436）　端部を丸く納めたり尖るもので、斜め上から押圧し、端部を小波状に施す。斜め上内側から外側に指頭の押圧状刻目を施すもの（425～429）、斜め上外側から内側へ押圧状刻目を施すもの（430, 431）、左斜め上内側から外側へ押圧状刻目を施すもの（432～436）がある。425は口縁部に粘土紐を貼り付けたコブ状突起。432～436は器壁が特に薄手（６～７㎜）。

ⅡＨ：（437～440）　その他の耳状突起。437, 438は横長の耳状突起で、端部に刻目を施さない。438は突起の内面に赤色顔料が残る。439, 440は細長い皿状突起で、440は両端が反り上がる。

ⅡＩ：（441～464）　条痕文だけの破片。Ｉ種・Ⅱ種どちらに属するものか不明。器壁の厚いもの（10㎜前後：441～446）と薄いもの（７㎜前後：447～464）がある。456は底部付近のもの。

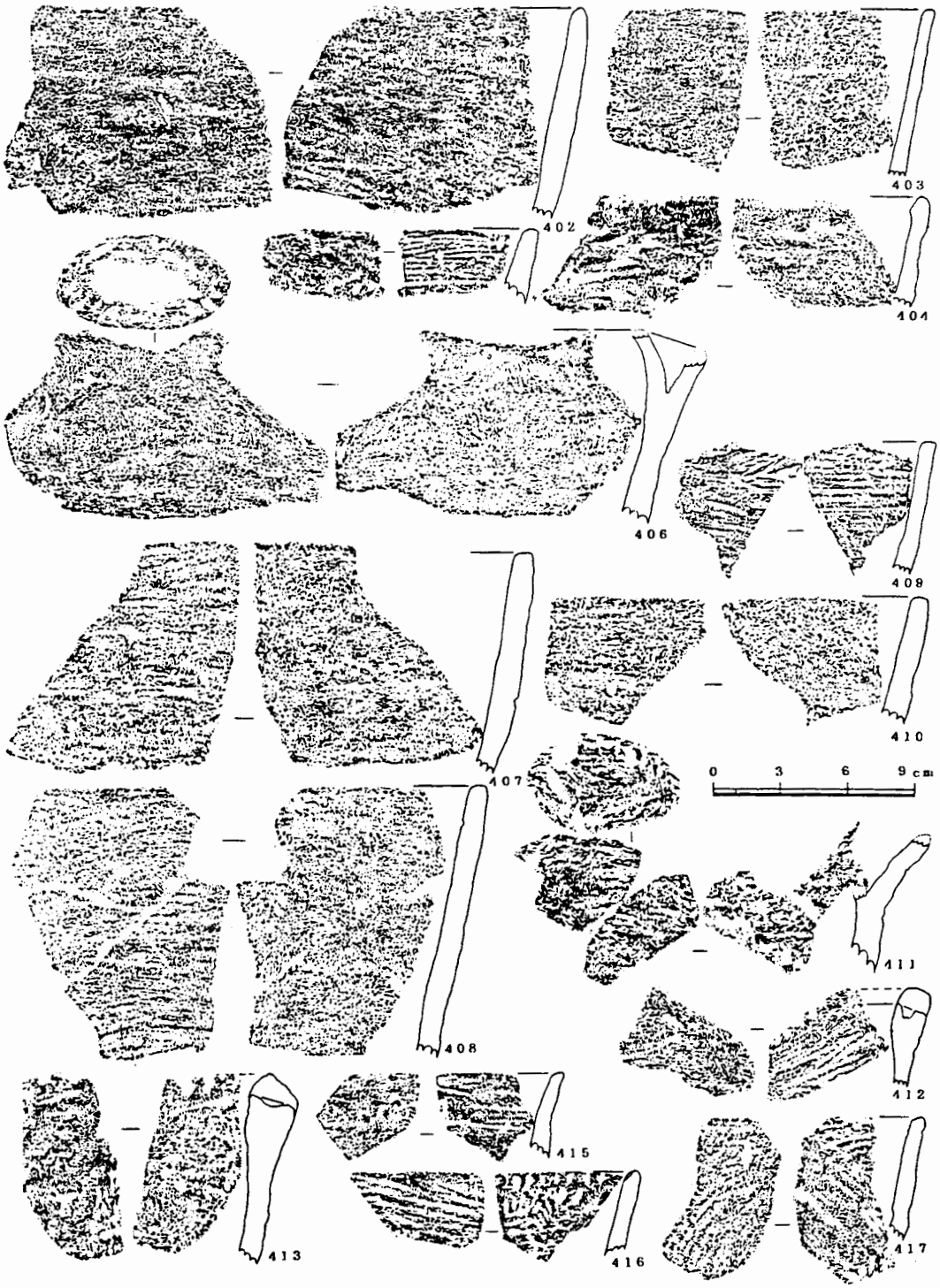

第48図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第５類(6)土器

第49図　包含層出土縄文土器、S 5 群第 5 類(7)土器

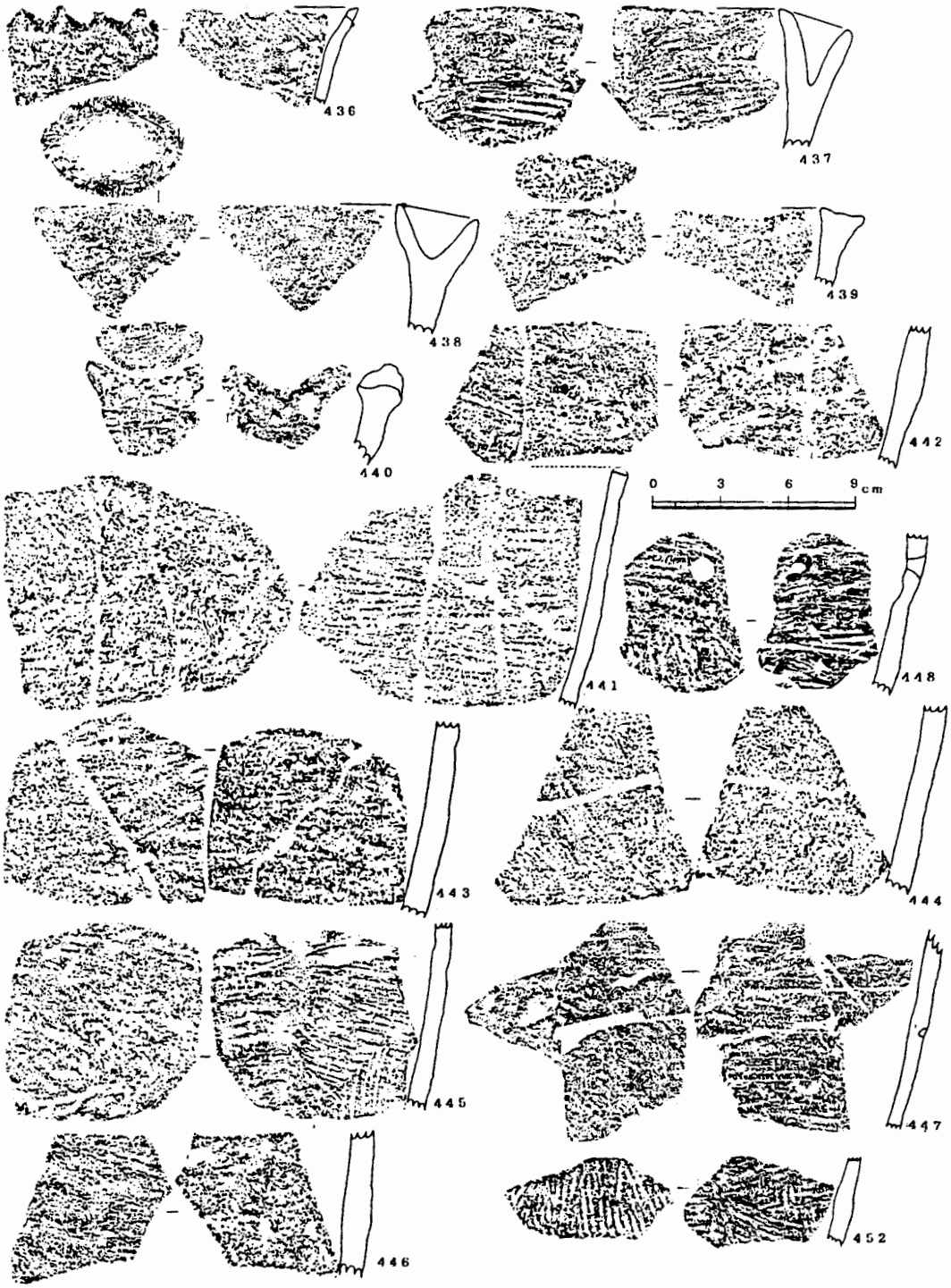

第50図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第５類(8)土器

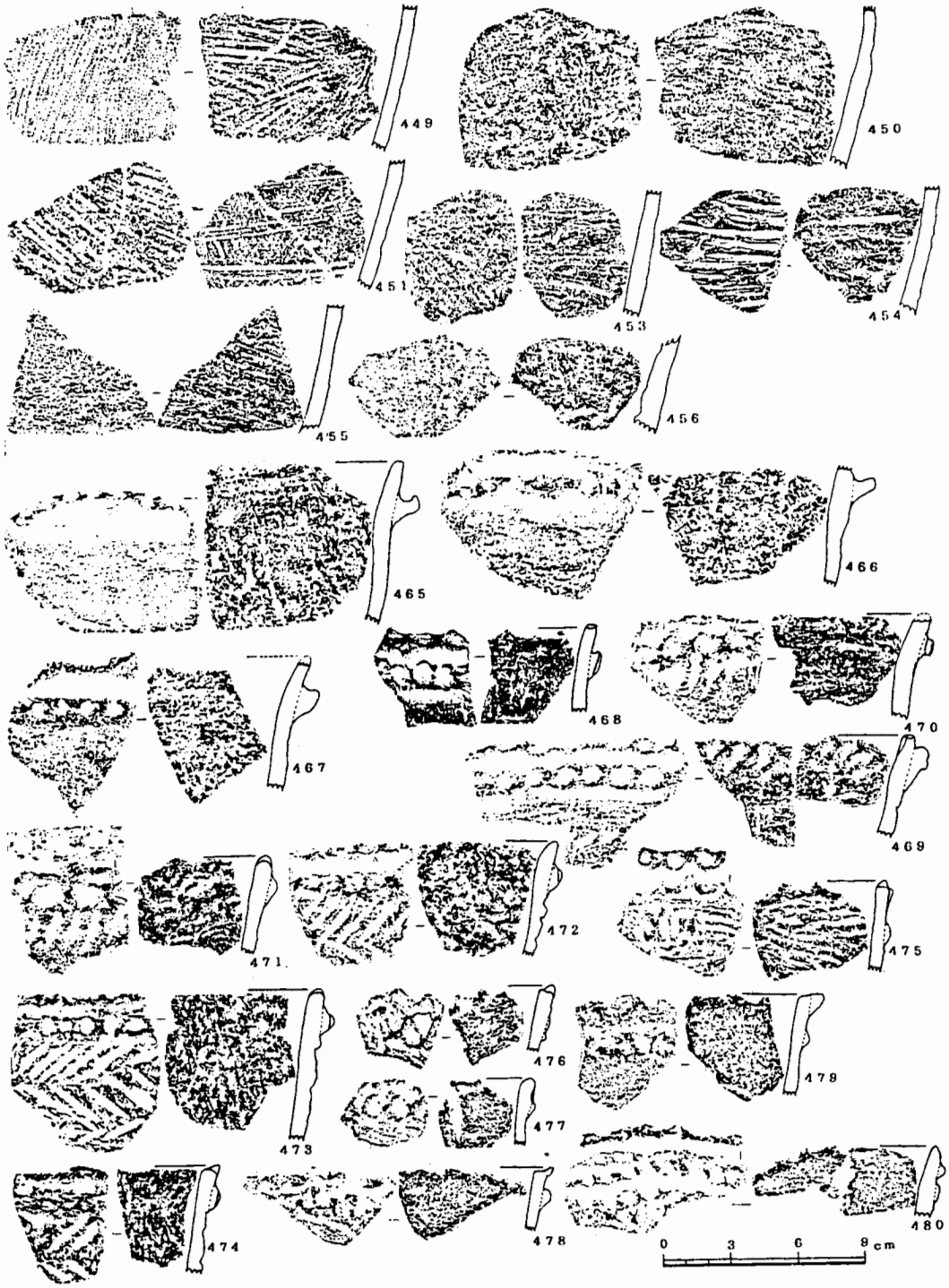

第51図　包含層出土縄文土器、S 5 群第 5 類(9)・第 6 類(1)土器

6類土器　（第51，52図465～491，図版21）

本類は、上ノ山式土器に類するもの。凸帯の有無や施文方法から次の3種に分ける。

Ⅰ：上からの押圧や刺突による刻目状凸帯を有するもの。

Ⅱ：上下交互の押圧による刻目状凸帯を有するもの。　Ⅲ：凸帯を有しないもの。

・Ⅰ種.（465～474）　上からの押圧や刺突による刻目状凸帯を有するもの。凸帯以外の施文原体によって次の4種に細分する。

ⅠA：（465～468）　条痕文だけ施文するもの。口縁部に8cm程の短い10mm程突出した凸帯を付けるもの（465～467）と低い凸帯を付けるもの（468）がある。指頭による押圧状刻目を端部に施す。凸帯の刻目の施文具は、工具によるもの（465～467）と指頭によるもの（468）がある。

ⅠB：（469）　凸帯の下に爪形文を施すもの。端部は外側から内側に向ってやや斜め上から押圧状に施す。また、内側口端直下に右傾の押圧状爪形文を施す。凸帯はあまり突出せず、指頭による押圧状刻目を施す。この凸帯の下に右傾の爪形文（幅10mm程）を施す。

ⅠC：（470，471）　貝殻腹縁による刺突文を施すもの。端部は内外側から指頭による押圧状刻目を、凸帯は上からの指頭による押圧状刻目を有する。右傾した刺突文を凸帯の途中から施し、口縁内面にも貝殻腹縁刺突文を施す。

ⅠD：（472～474）　短い沈線を羽状に施すもの。ⅠAと同じ端部の作りで、ⅠAより細かく刻目を施す。ⅠBと同じ凸帯の刻目で、ⅠBより細かい。

・Ⅱ種.（475～482）　上下交互の押圧による刻目状凸帯を有するもので、凸帯の形態によって、次のように5種に細分する。

ⅡA：（475）　極端に短い凸帯（3cm程）付けるもの。端部の刻目は内外側から交互に指頭による押圧を加え、凸帯は粘土粒を2個付け、上下・左右から指頭で摘んだだけである。

ⅡB：（476，477）　短い凸帯を付けるもの。端部の刻目は内外側から交互に指頭による押圧を加えたもの。凸帯の刻目も斜め上下方向から指頭による押圧を加える。

ⅡC：（478，479）　凸帯の刻目はⅡBと同じであるが、口端外側を角状に摘み出すもの。

ⅡD：（480）　2条以上の凸帯を付けるもの。端部の刻目は上からと外側からの押圧によって施す。凸帯は口端直下に1条とその下に接するように数条付け、刻目は工具を用いて押圧する。

ⅡE：（481，482）　その他のもの。凸帯の刻目の施文方法がこの種と同じものをここに入れた。

・Ⅲ種.（483～491）　凸帯を有しないもの。伴う文様によって、次のように5種に細分する。

ⅢA：（483，484）　爪形文を施すもの。爪形文は大形（幅13mm前後）のものでほぼ縦位に施す。口端部を少し肥厚させ、上からと内側斜め上方からの押圧による刻目を施す。口縁部内面にも指頭による押圧状爪形文を施す。

ⅢB：（485，486）　施文具は不明であるが、動物の歯牙と思われるものを用いて施文するもの。端部の作りはⅢAと同じで、口端内面直下に指頭による押圧状爪形文を施す。

ⅢＣ：（487）　短い沈線を羽状に施すもの。ＩＤは右傾から始めるのに対し、左傾の沈線から始める。口縁部を肥厚させ、端部を丸く尖らせる。上からと内側角に指頭による細かい押圧状刻目を施す。断面三角状に肥厚させた上面に指頭による押圧状刻目を施す。

ⅢＤ：（488）　条痕文だけのもの。端部の刻目はⅢＡなどと同じである。

ⅢＥ：（489〜491）　ＩＤ・ⅢＣの破片。489は右傾の沈線で終るためＩＤの破片、490は左傾の沈線で終るためⅢＣの破片と考えられる。

７類土器　（第52図492，図版22）

本類は、東海系の入海Ｉ式土器に類するもので、１点出土。口縁部欠損。刻目凸帯を２条施す。

８類土器　（第52図493〜504，図版22）

本類は、東海系の入海Ⅱ式土器に類するもので、凸帯の有無によって次の２種に分ける。

・Ｉ種.（493〜500）　低い凸帯を有するもの。493〜498は凸帯と器面に爪形文を施すもの。口縁部の器面に１条爪形文を施すもの（493）と、２条施すもの（494）がある。どちらも端部に刻目を施す。493は平口縁、494は波状口縁と思われる。刻目凸帯を平行文・波状文状に施す。499，500は凸帯だけに刻目を施すもの。凸帯の断面が三角状を呈する。499は端部に刻目を施す波状口縁。

・Ⅱ種.（501〜504）　凸帯を有しないもの。口端平行に１条爪形文を施すもの（501）、２条爪形文を施すもの（502，503）がある。また、端部に刻目を施すもの（501，502）、刻目を施さず丸く尖るもの（503）がある。

９類土器　（第52図505〜508，図版22）

本類は、関西系の石山式土器と呼ばれているものに類するもの。焼成堅緻で器壁は薄い。施文方法によって次の２種に分ける。

・Ｉ種.（505，506）　爪形文によって平行文・波状文を施すもの。端部に刻目を施す。

・Ⅱ種.（507，508）　押引状爪形文によって、平行文・波状文を施すもの。いずれも端部に刻目を施す。波状口縁。508は波状口縁の頂部に深い刻目を２個以上施し、三角状の突起をなす。

１０類土器　（第52図509，510，図版22）

本類は、東海系の天神山式土器に類するもの。条痕文を意図的に波状文としているもので、器厚薄く、繊維をわずかに含む。２点しか出土していない。

１１類土器　（第52,53図511〜526，図版22）

本類は、塩屋式土器に類するもの。細い凸帯を平行・波状に付けた後、クシ状工具や貝殻腹縁による沈線や条痕を施すもので、器壁薄く内面に指頭圧痕を残す。本類は、いわゆる「オセンベ土器」と呼ばれる一群に含まれるが、早期末に位置付けられている。繊維をごくわずかに含む。凸帯を平行に付けるものと、波状に付けるものとに分ける。

・Ｉ種.（511〜522）口縁平行に２条以上凸帯を付けるもの。端部に刻目を施さないもの（511〜513）と施すもの（514〜516）がある。平口縁のもの（512〜515）と波状口縁のもの（511，516）

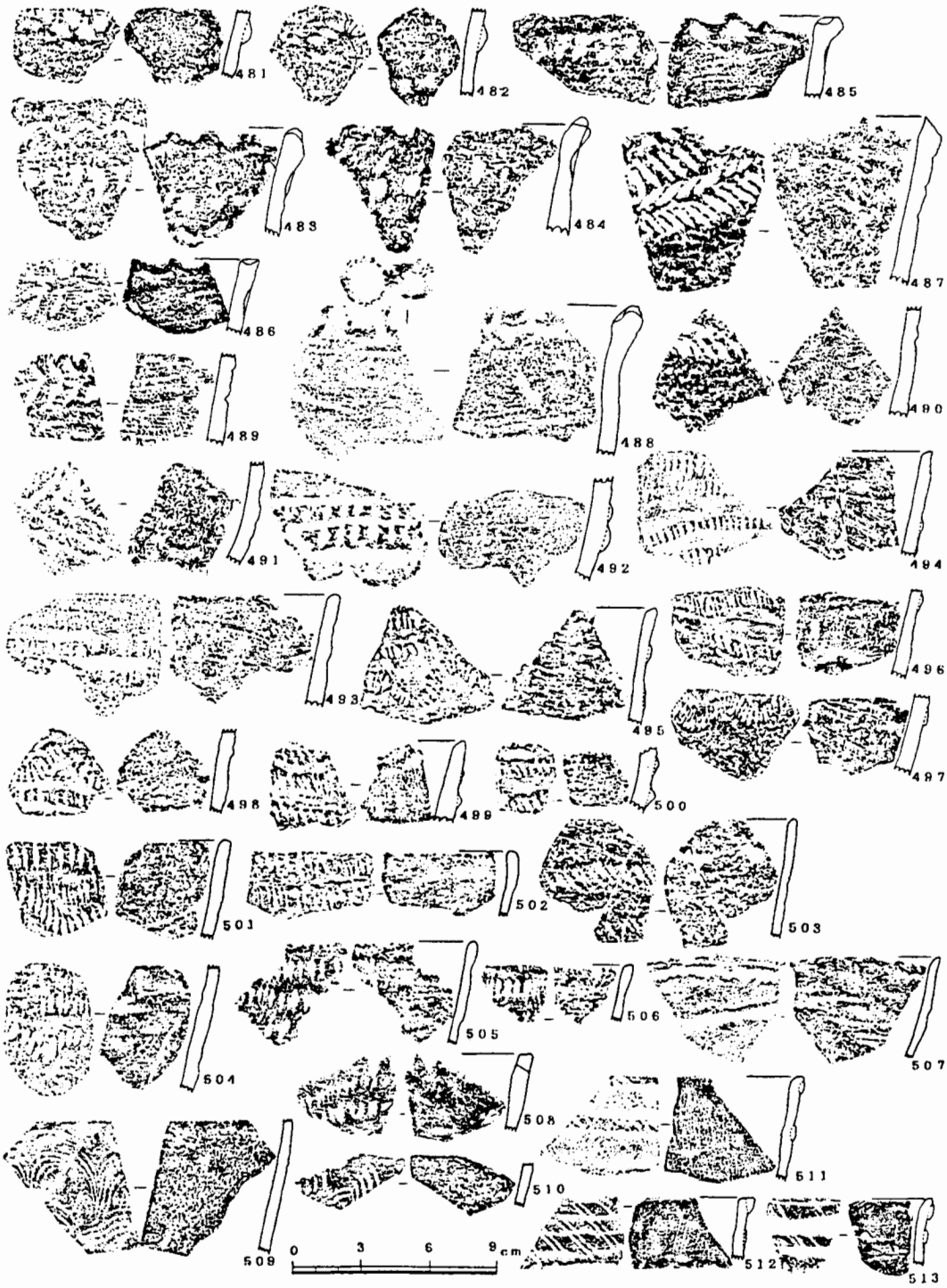

第52図　包含層出土縄文土器、Ｓ５群第６類(2)・第７類・第８類・第９類・第10類・第11類(1)土器

第53図　包含層出土縄文土器、S５群第11類(2)、第６群第１類・第２類・第３類(1)土器

がある。

・Ⅱ種.（523〜526）　凸帯を波状に付けるもの。523は凸帯を波状に付けて複雑な構成を施す。波状口縁。524，525は凸帯で平行文・波状文を施し、526は複雑な構成を施すもの。

Ｓ６群土器　（第53,54図５２７〜５６０，図版22）

本群は、施文・胎土などから明らかに早期の土器で、刺突文を施すもの。繊維の有無や地文によって次の４類に分類する。

１類：多縄文系土器に刺突文を施すもの。　２類：縄文地文に刺突文を施すもの。

３類：繊維を含むもので、地文が条痕文や無文のものに刺突文を施すもの。

４類：繊維を含まないもの・含むか不明のもので、地文が条痕文や無文に刺突文を施すもの。

１類土器　（第53図５２７，図版22）

多縄文系土器に刺突文を施すもの。１点出土。丸く納めた口端部に縄文を押圧する。口縁部に竹管による円形刺突文を２条施す。繊維を含む。内面に縄文を施さない。

２類土器　（第53図５２８〜５３７，図版22）

本類は、縄文地文に刺突文を施すもので、刺突原体によって次の２種に分ける。

Ⅰ：絡状体圧痕文を施すもの。Ⅱ：竹管や棒状工具によって刺突するもの。

・Ⅰ種.（528）　絡状体圧痕文を施すもの。繊維を含む。端部を丸く納め、口端直下から左斜めに３個１組を連続的に押圧する。圧痕文の下部の縄文はLRである。

・Ⅱ種.（529〜537）　竹管や棒状工具で刺突するもの。無文帯に刺突文を施すもの（529，530）と縄文地文に刺突文を施すもの（531〜537）がある。また、棒状工具を用いるもの（529〜532）と竹管を用いるもの（533〜537）がある。529は面取りする口端直下に２条の刺突文列を施す。この下の縄文はRL。530は無文帯に４条の刺突文列を施すが、途中で施文方向を変えている。縄文はLR。531，534は、斜縄文（RL）のなかに２条の刺突文を施す。532，533，535は擬似羽状縄文の中に２条刺突文を施すもの。536，537は同一個体で、丸く納める口端直下に１条刺突文列を施し、胴部にも１条刺突文列を施すもの。この胴部の刺突文は、最終的にずれて２条施すところがある。

３類土器　（第53，54図５３８〜５５５，図版22）

本類は、繊維を含み、地文が条痕文や無文のものに刺突文を施すもの。施文具や文様の違いによって次の４種に分ける。

Ⅰ：竹管や棒状工具による刺突文を施すもの。　Ⅲ：刻目状爪形文を施すもの。

Ⅱ：半載竹管による爪形文を施すもの。　Ⅳ：縄文原体の圧痕文を施すもの。

・Ⅰ種.（538〜544）　竹管や棒状工具による刺突文を施すもの。538，539は同一個体で、口端直下に竹管による刺突文を２段施すもので、２条めぐらす。540は波状口縁。刺突文列を直線的・曲線的に施し、内外に条痕を残す。茅山下層式土器に類するものと思われる。541は棒状工具による

刺突文列を5条以上細かく施す。542は端部に斜位の刻目を深く施し、口端直下から左斜位の沈線を4条施し、これに沿って円形刺突文列を施す。

・Ⅱ種.（545～550）　半載竹管による爪形文を施すもの。545は竹管の内側を利用して、左側から刺突状に爪形文を施す。口端直下に2条の爪形文列を、そして浅い沈線を2条施し、その下にまた爪形文列を施す。546は竹管の外側を利用して爪形文を施す。羽島下層Ⅱ式土器に見られる2連1組で施文し、3字状の爪形文を施すものと酷似する。口端直下に3字状の爪形文を1条施し、その下に浅い条痕状の沈線を横位に3条、また3字状爪形文を1条施す。さらに条痕状の浅い沈線を数条施す。器壁厚く、口径約12cm、平口縁。547～549は半載竹管の外側を利用するもので、S5群8・9類土器の爪形文に類似する。547は条痕文を残す。548は内面にも爪形文を施す。549は波状口縁。550の爪形文は、口端直下に左傾に1条、部分的に右傾の爪形文を施し、羽状となす。

・Ⅲ種.（551, 552）　刻目状爪形文を施すもの。551は口縁部の無文帯の下に刻目状爪形文を施す。552は、凸帯を数条付けた間に刻目状爪形文を施す。

・Ⅳ種.（553～555）　胴部の破片で、短い縄文原体を横位や横位に近い右斜位に押圧するもので、原体の長さは15mm前後。

4類土器　（第54図556～560，図版22）

本類は、繊維を含まないもの・わずかに含むもので、地文が条痕文や無文のものに刺突文を施すもの。556～558は、竹管や棒状工具による刺突文を施す。556は口端直下に左からの小さな刺突文を1条、間を開けて下に左からの大きめの刺突文を2条施す。外面に条痕文を残すが、内面は平滑に調整。557は押引状刺突文で、558は隆帯上に斜め左右に交互に刺突する。559, 560は、爪形文を施す。559は右傾の爪形文を1条施す。560は沈線による隆帯上に羽状に爪形文を施す。

S7群土器　（第54～56図561～622，図版23）

本群は、縄文のみ施文するもので、施文方法によって次の4類に分類する。

1類：絡状体によるもの。　3類：羽状縄文のもの。

2類：斜縄文のもの。　4類：その他のもの。

1類土器　（第54図561～572，図版23）

本類は、絡状体を回転して施文するもの。561, 562は口縁部。2点。端部に絡状体圧痕文を施す。口縁部は横位に施文する。内面を平滑に調整する。繊維を含む。563～572は胴部。絡状体圧痕文を横位（564,566,568,572）・斜位（565,567,569～571）に施す。曲線的に施すもの（563）もある。

2類土器　（第54, 55図573～603，図版23）

本類は、斜縄文を施すもので、条痕調整の有無によって分ける。573～580は、条痕調整を有する。繊維を多く含む。LRの縄文を施すもの（573～577）とRLの縄文を施すもの（578～580）がある。

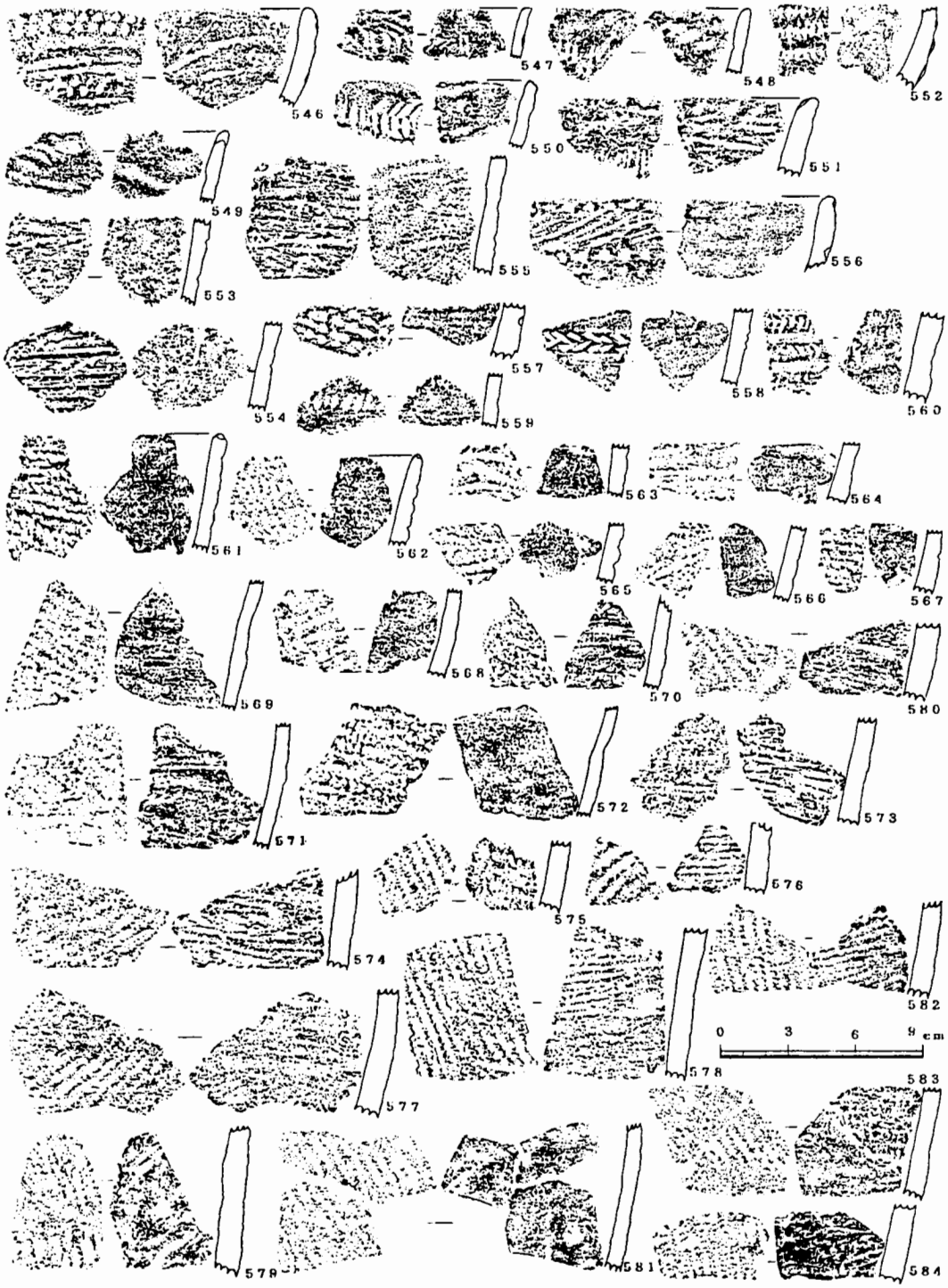

第54図　包含層出土縄文土器、Ｓ６群第３類(2)・第４類、Ｓ７群第１類・第２類(1)土器

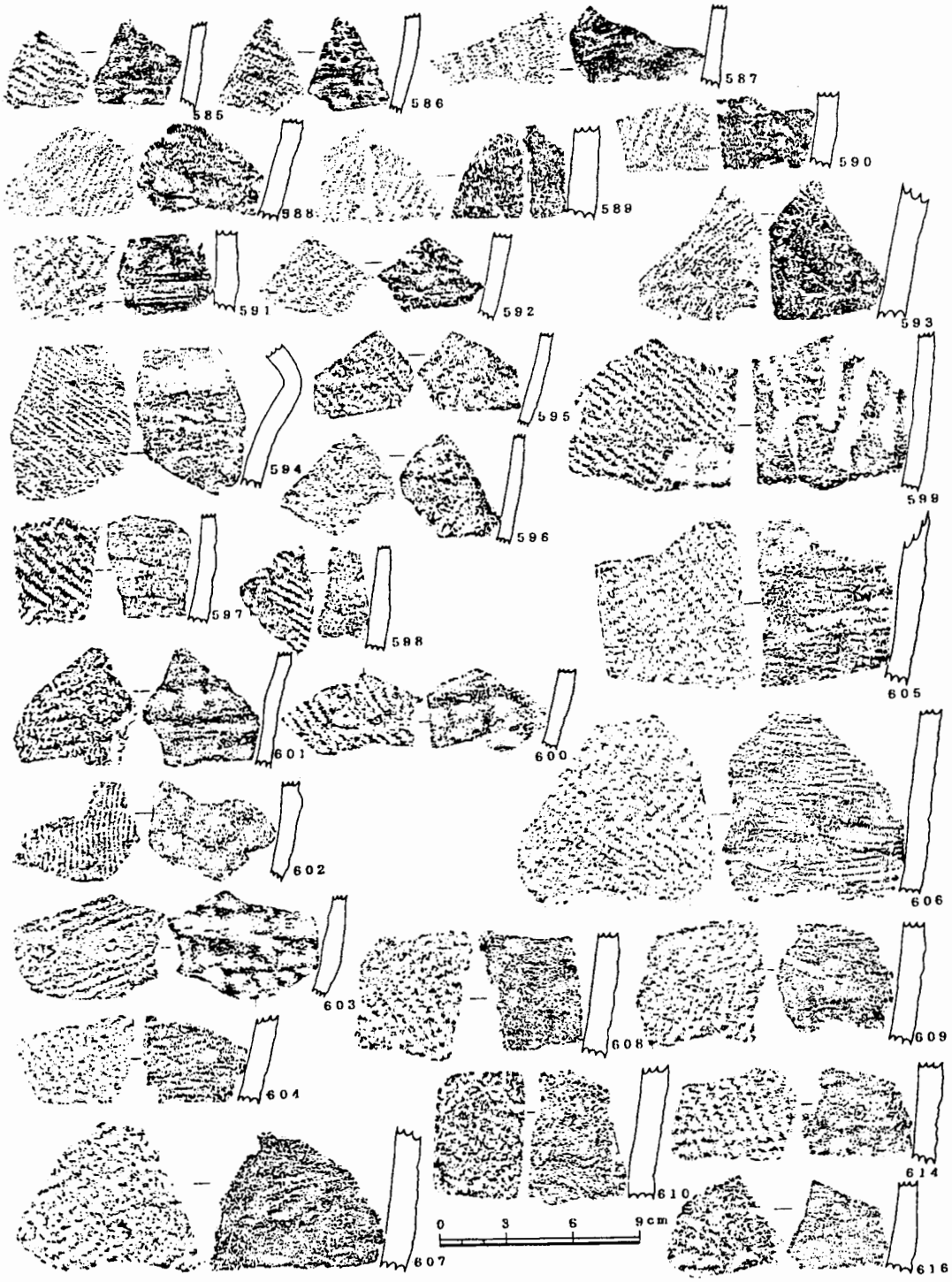

第55図　包含層出土縄文土器、S 7 群第 2 類(2)・第 3 類(1)土器

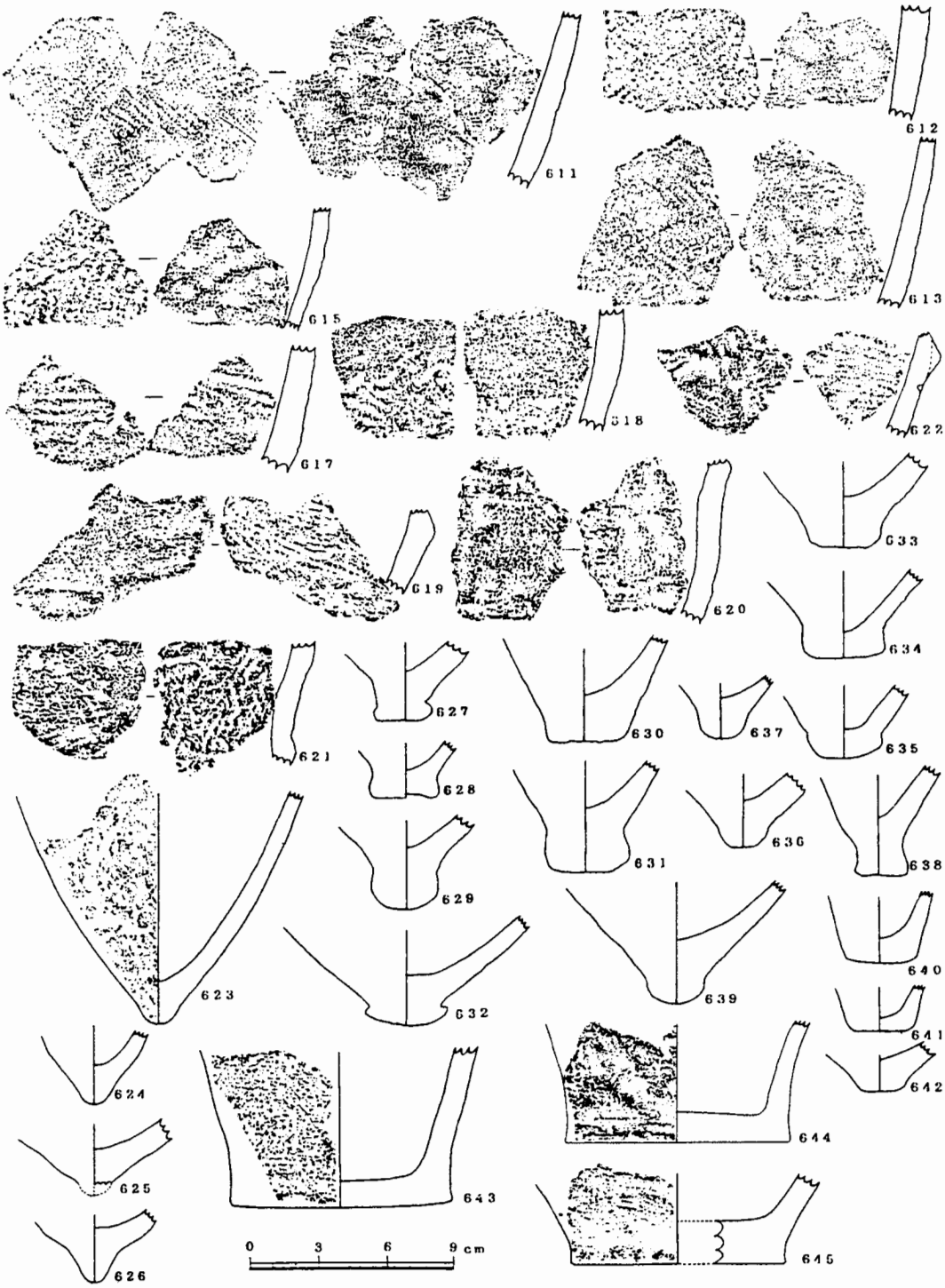

第56図　包含層出土縄文土器、Ｓ７群第３類(2)・第４類、Ｓ８群第１類・第２類(1)土器

茅山下層式土器に類するものと思われる。581～603は、条痕調整を有しない。繊維を多く含むもの（581～593）とわずかに含むものや含まないもの（594～603）がある。RLの縄文を施すもの（581～587,594～600）とLRの縄文を施すもの（588～593, 601～603）がある。

3類土器　（第55, 56図６０４～６１５, 図版23）

羽状や擬似羽状に縄文を施すもので、条痕調整の有無によって分ける。604～606は、条痕調整を有する。外面は判らないが、内面に条痕文を有する。繊維を多く含む。607～615は、条痕調整を有しない。内外面を平滑に調整する。繊維を多く含む。

4類土器　（第56図６１６～６２２, 図版23）

その他のもの。616～618はループ文を有するもので、RLの縄文を施す。繊維を少し含む。いずれもループ文の下は無文帯。619～622は、横位に四角く折れ、縦位にも屈曲する段のように折れる。全体の器形は不明。屈折による区画のなかにRLの縄文を施す。屈曲部に刻目を施すものもある。繊維を多く含む。

Ｓ８群土器　（第56,57図６２３～６５４）

早期の土器に伴う底部を本群とする。底部の形態によって次の３類に分類する。

１類：尖底のもの。　２類：平底のもの。　３類：上底状のもの。

１類土器　（第56図６２３～６４２）

尖底の底部のもの。623～626は尖底。いずれも繊維を多く含む。623は条痕文を施す。底部からあまり開かずに立ち上がる。625は底部から開いて立ち上がる。627～639は団子状・円盤状のものを付けるもの。いずれも繊維を多く含む。団子状のものが大きいもの（627～633）と小さいもの（636～639）、底部の薄いもの（634, 635）がある。粕畑系の土器の底部であろう。640～642は丸底状の小さな底部。底部の器厚は薄く、繊維が多い。

２類土器　（第56, 57図６４３～６４９）

平底のもので、底部の厚いもの（10㎜以上；643～647）と薄いもの（10㎜未満；648, 649）があ

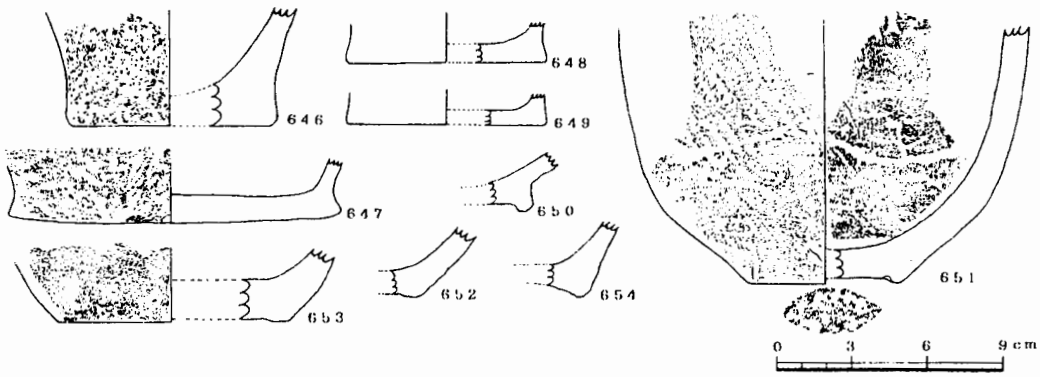

第57図　包含層出土縄文土器、Ｓ８群第２類(2)・第３類土器

る。いずれも繊維を多く含む。茅山下層系の土器の底部であろう。

３類土器　（第57図６５０～６５４）

上底状のもの。650は高台を付ける。赤色顔料を施す。651は上底状の底部に絡状体を押圧する。器面の縄文は疎らに、方向を変えて回転施文する。652は上底状底部に縄文原体を押圧する。器面は羽状に密に施すが、同じ段の途中で施文方向を変える。653，654は上底状の底部に施文しない。胴部も無文。

２．縄文時代前期の土器

本稿では、出土土器を層位的に検出できなかったことや、各形式の土器に当てはめることができないものや不明のものが多いため、施文された文様によって次の８群に分類する。

Ｚ１群土器　条痕文系土器。　Ｚ４群土器　凸帯文系土器。
Ｚ２群土器　刺突文系土器。　Ｚ５群土器　沈線文系土器。　Ｚ７群土器　縄文系土器
Ｚ３群土器　爪形文土器。　Ｚ６群土器　列孔文土器。　Ｚ８群土器　底部

Ｚ１群土器（第58～60図１～７９，図版23，24）

器壁薄く焼成堅緻で、内外面に条痕調整を施したり、無文のもので、前期に属すると思われる条痕文系土器を本群とする。条痕調整によって、次の４類に分類する。

１類　内外面に条痕調整を施すもの。
２類　外面に条痕調整を施すが、内面には条痕調整がほとんど残らないもの。
３類　内外面に条痕調整がほとんど残らないもの。　４類　その他の条痕文系土器。

１類土器（第58・59図１～３３，図版23，24）

内外面に条痕調整を施すもの。指頭圧痕の有無によって次の３種に分ける。

Ⅰ：指頭圧痕を有しないもの。　Ⅱ：指頭圧痕を有するもの。　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ種の胴部の破片。

・Ⅰ種．（1～7）　指頭圧痕を有しないもの。1，2は繊維を多く含み、端部を丸く納める小さな波状口縁を有する。ヘラか板状工具による条痕調整を施す。器壁やや薄く焼成堅緻。内面に明瞭な指頭圧痕を有しない。3～7は繊維をほとんど含まず、端部を面取りするもの（3）、丸く納めて刻目を施さないもの（4）、刻目を施すもの（5）、口端内側に刻目を施すもの（6，7）がある。いずれも貝殻腹縁による条痕調整を施す。

・Ⅱ種．（8～33）　指頭圧痕を有するもの。いずれも繊維をあまり含まない。貝殻腹縁による条痕調整を施す。8，9は端部を丸く納め、条痕調整を不規則に施す。10～14は端部を面取りし、わずかに外反させる。口端外側を少し突出させ、端面に縄文を施すもの（10～12）、面取りするもの（13）、斜めの刻目を施すもの（14）がある。15，16は端部が丸く尖る波状口縁。波頂部に大きな

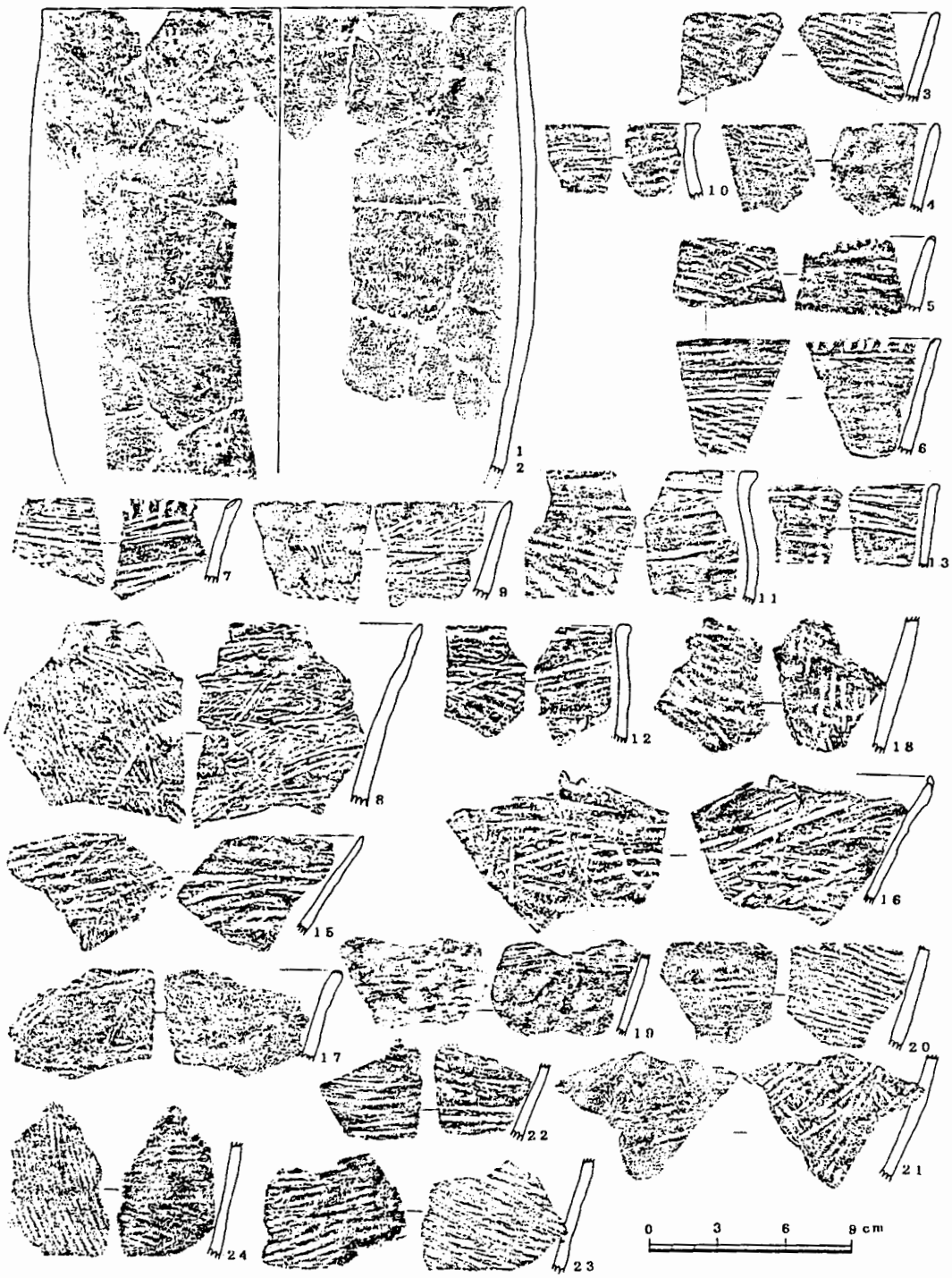

第58図　包含層出土縄文土器、Ｚ１群第１類(1)土器

刻目を、他は細かい刻目を施す。条痕調整は不規則で雑然と施す。17は端部を面取りし、押引状の刻目を施す。条痕調整は雑然と施す。内面の条痕はあまり目立たない。

・Ⅲ種.（18～33）　Ⅰ・Ⅱ種の胴部の破片。18～21は指頭圧痕を有する。貝殻腹縁による条痕調整を不規則に施す。繊維を少し含む。19は指頭圧痕に指紋が残る。22～24は指頭圧痕を有する。Ⅱ種より条痕調整を規則的に施す。繊維をわずかに含む。25～28は指頭圧痕を有する。条痕調整を雑然と施す。29，30は指頭圧痕を有しない。Ⅰ種に類する条痕調整を施す。器壁薄く焼成堅緻。31～33も指頭圧痕を有しないが、器壁がやや厚い。

２類土器（第59図３４～５５，図版24）

本類は、外面に条痕調整を施すが、内面にほとんど条痕調整が残らないもの。条痕調整の仕方によって次の３種に分ける。

Ⅰ：口縁部の条痕調整を横位に施すもの。

Ⅱ：口端部より条痕調整を斜位に施すもの。　　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱの胴部の破片。

・Ⅰ種.（34～38）　口縁部の条痕調整を横位に施すもの。34，35は口端部を面取りする。34は端部に刻目を施す。35は押圧状に面取りし、内外側に少し突出する。内側角に斜めの刻目を施す。36～38は端部を丸く納める。口端内側に刻目を施すもの（36）と上部に刻目を施すもの（37，38）がある。

・Ⅱ種.（39～43）　口端部より条痕調整を斜位に施すもの。39～41は端部を丸く納める。40は端部に刻目を施し、41は口端内側に施す。42，43はやや外反する口縁部の端部を面取りする。42は細かい刻目を施し、43は先が二叉に割れた施文具による刺突状刻目である。

・Ⅲ種.（44～55）　Ⅰ・Ⅱ種に属する胴部の破片。44～48は内面を平滑に調整する。46は強く屈曲する。49～52は内面に指頭圧痕を残す。条痕調整を残さない。53～55は内面に指頭圧痕や条痕調整を残す。

３類土器（第59，60図５６～７３，図版24）

本類は、内外面を平滑に調整し、条痕調整をほとんど残さないものや無文のもの。56～67は口縁部。56～65は端部を丸く納める。刻目を施さないもの（56～58）と細かい刻目を施すもの(59，60)、内側に刻目を施すもの（61～63）、押圧状の刻目を施すもの（64，65）がある。指頭圧痕が残るもの（57，60～63）もある。66，67は端部を面取りする。66は波状口縁に刻目を施し、67は端面に細く短い粘土紐を付ける。いずれも指頭圧痕が残る。68～73は胴部の破片。68～70は内外面を平滑に調整し、指頭圧痕はほとんど見られない。71，72は内面に条痕調整を残し、指頭圧痕はほとんど見られない。73は指頭圧痕を有し、板状工具などによる条痕調整を施す。

４類土器（第60図７４～７９，図版24）

その他の条痕文系土器。74～77は器壁が１～３類土器よりやや厚い（７㎜前後）。繊維をやや含む。丸く納めるもの（74）、刻目を施すもの（75，76）、斜めの刻目を施すもの（77）がある。78，

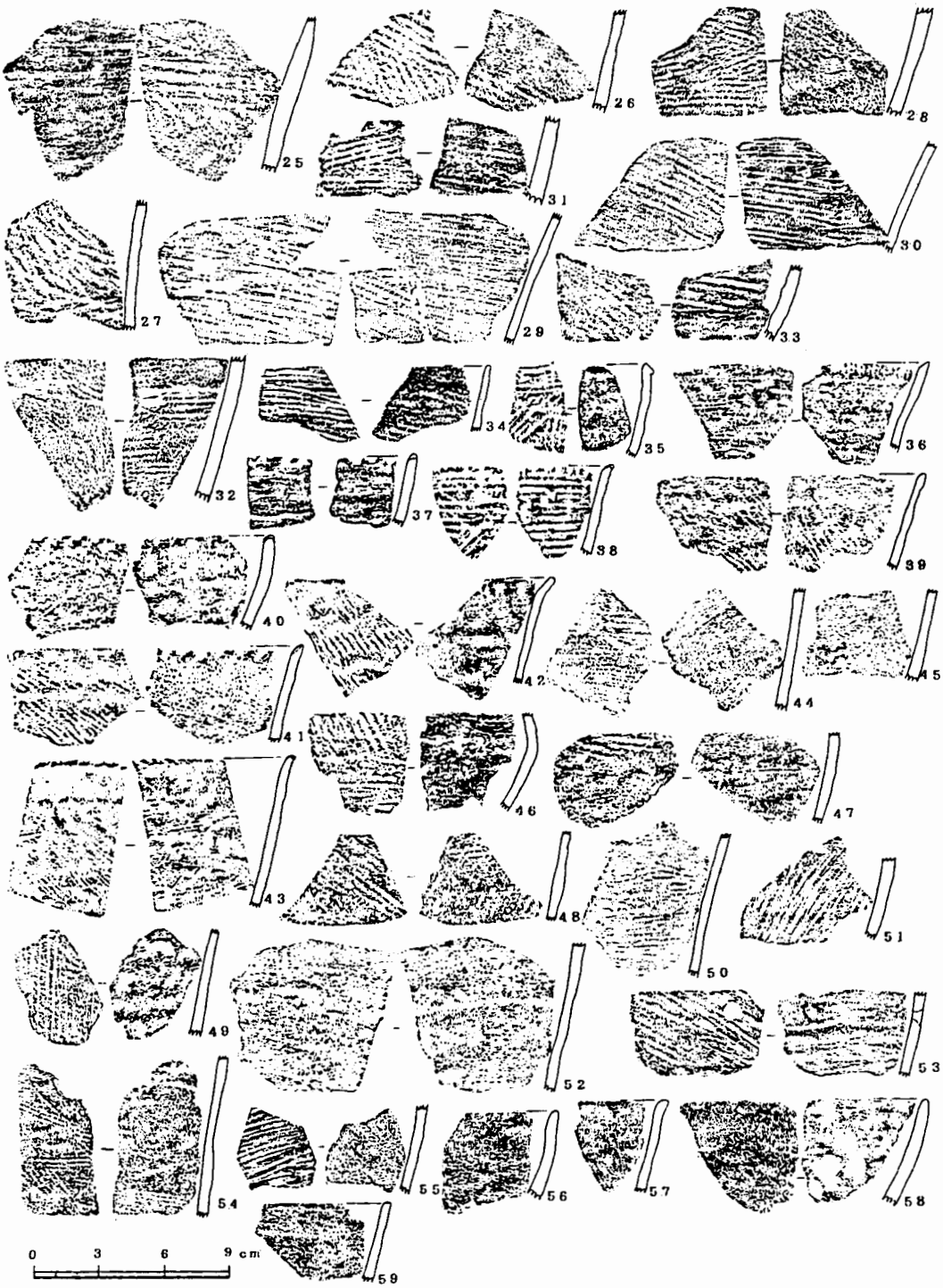

第59図　包含層出土縄文土器、Z 1 群第 1 類(2)・第 2 類・第 3 類(1)土器

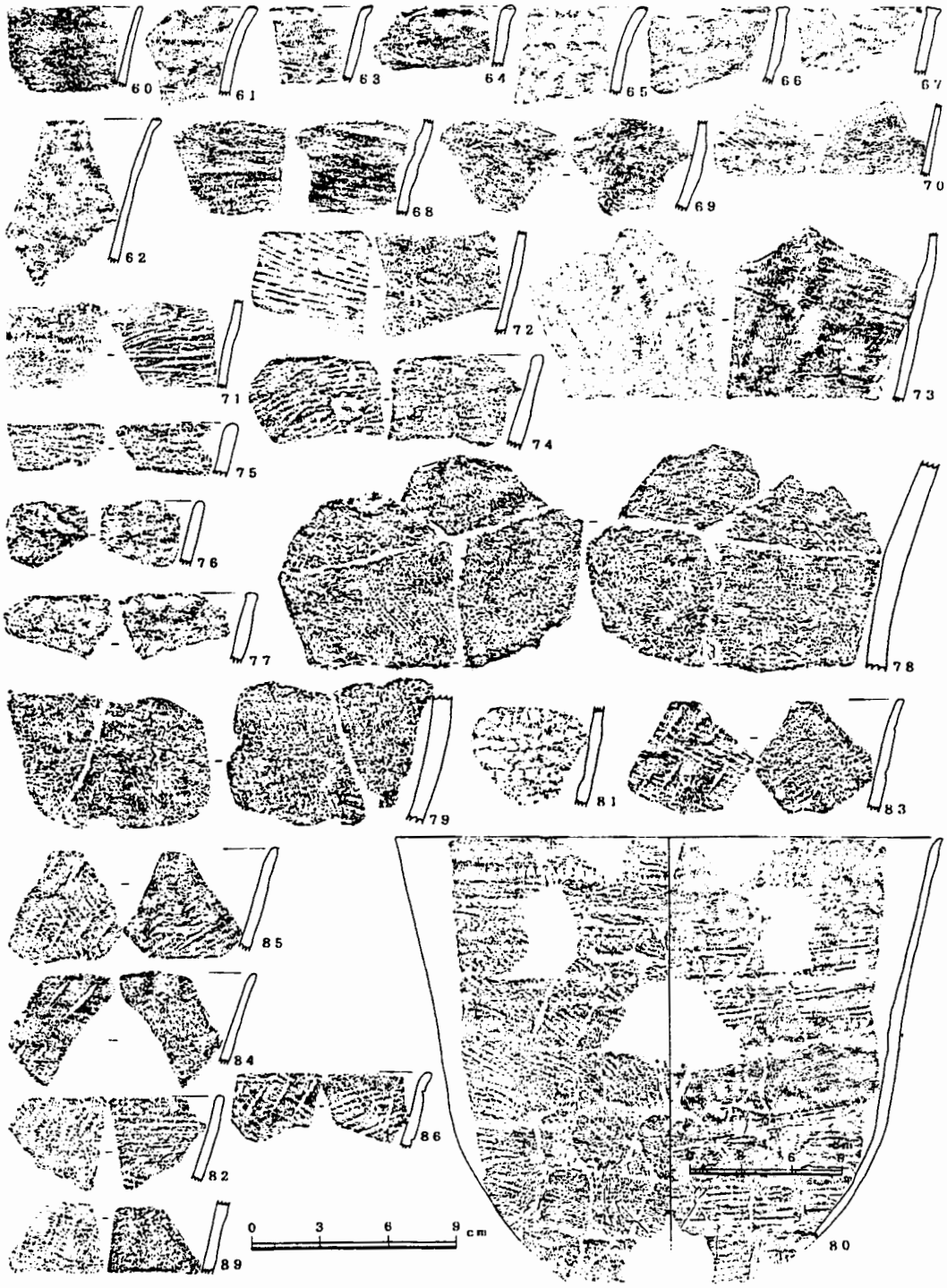

第60図　包含層出土縄文土器、Ｚ１群第３類(2)・第４類、Ｚ２群第１類(1)土器

79は器壁が厚い（10㎜前後）。繊維をわずかに含む。内外面に細かい条痕を施す。板状工具によると思われる。

Ｚ２群土器（第60〜62図８０〜２１４，図版24，25，27）

本群は、器壁薄く焼成堅緻で、前期に属する刺突文系の土器である。ただし、北白川下層式系や諸磯式系の爪形文は、Ｚ３群土器として別の群に分ける。条痕調整の有無により２類に分類する。

１類　内外面に条痕調整を施し、指頭圧痕を残すもの。

２類　内外面一方に条痕調整を残すか、どちらにも残さないもの、条痕調整が不明のもの。

１類土器（第60，61図８０〜９６，図版24，27）

本類は、内外面に条痕調整を施し、指頭圧痕を残すもの。施文工具により次の２種に分ける。

Ⅰ：竹管によるもの。　Ⅱ：貝殻腹縁によるもの。

・Ⅰ種.（80，81）　竹管によるもの。80は口径約29㎝、現存高約26㎝、底部を欠損。口端部下から右斜め横からの刺突文列と斜め上からの刺突文列を１単位（間隔17㎜程）とし、間隔（10〜15㎜程）をあけて３単位施し文様帯をなす。文様帯の下部は条痕調整だけで第２文様帯はない。底部を欠損するが、底部からやや開き気味に立ち上がり、胴部下部で丸く湾曲し、やや外反気味に真っすぐ口縁部に立ち上がる。端部は丸く尖り、内側に粗く斜位の刻目を施す。粘土紐の継目の指頭圧痕が顕著に残る。連続形爪形文に含まれるもの（北白川下層Ⅱａ式並行）とも考えられるが、下部文様帯がないこと、器形的に異なることなどから、清水ノ上Ⅰ・Ⅱ式に続く在地のものと考えられる。

・Ⅱ種.（82，96）　貝殻腹縁によるもの。右斜行のものと左斜行のものがある。82〜90は右斜行貝殻腹縁文を口縁部に２条以上施す。外面は左斜位、内面は右斜位の条痕調整を施す。87は内外面とも横位に条痕調整を施す。いずれも内面に指頭圧痕を残す。原体の長さは19㎜前後のものと13㎜前後のもの（87・88・90）がある。口端部に刻目のないもの（82〜85）、刻目を施すもの（86）、貝殻腹縁を施すもの（87）がある。91〜96は左斜行貝殻腹縁文を口縁部に１条以上施す。内外面とも条痕調整は横位に施す。原体の長さは13㎜前後。口端部に刻目を施さないもの（91）、施すもの（92）、貝殻腹縁によるもの（93）がある。

２類土器（第61，62図９７〜２１４，図版24，25）

内外面のどちらかに条痕調整を残すものやどちらにも残さないもの、条痕調整が不明のものを本類とする。施文原体によって次の３種に分ける。

Ⅰ：竹管や棒状工具によるもの。

Ⅱ：貝殻腹縁によるもの。　　Ⅲ：地縄文の中に刺突文を施すもの。

・Ⅰ種.（97〜156）竹管や棒状工具によるもの。施文方法などによって次の８種に細分する。

Ａ：爪形文状のもの。　Ｂ：半載竹管を利用し、２連１組を単位とするもの。

Ｃ：竹管以外のものを利用し、２連１組を単位とするもの。

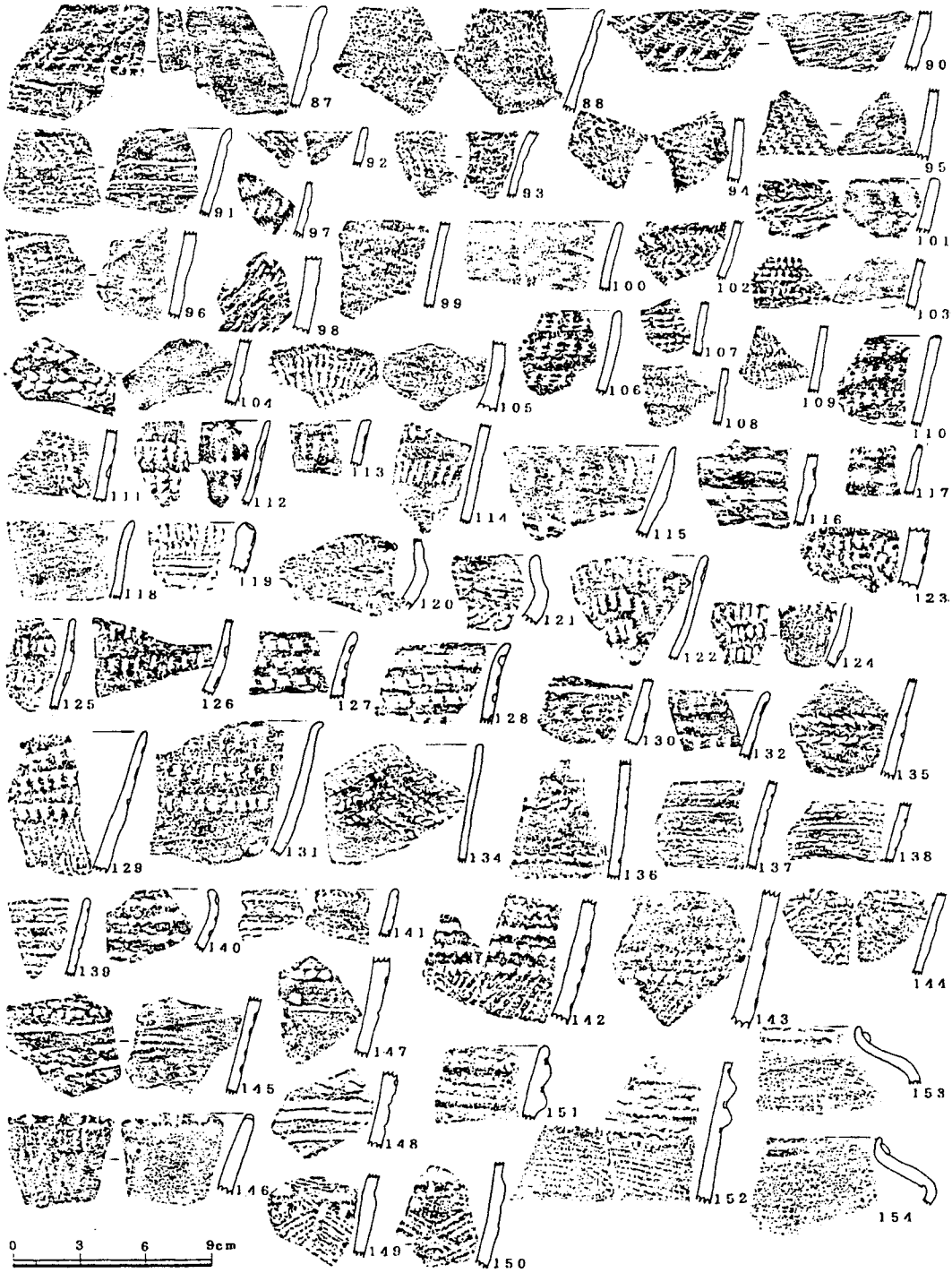

第61図　包含層出土縄文土器、Z 2 群第 1 類(2)・第 2 類(1)土器

D：4分割以上した竹管による緩やかなカーブの刺突文を施すもの。

E：米粒状の刺突点列を施すもの。　G：沈線文を伴うもの。　H：その他の刺突文。

ＩＡ：（97〜102）　爪形文状のもの。爪形文の施文方向によってさらに細分する。縦位の爪形文を施すもの（97）、上に開く爪形文を不規則に施すもの（98）、右傾の爪形文を施すもの（99）、左傾の爪形文を施すもの（100・101）、右傾左傾交互に施し羽状とするもの（102）がある。97・98は実際の爪で施文したものかもしれない。99は面取りした口端外側角に斜位の刻目を施す。100は丸く納める端部に刻目を施す。98はやや厚でのもの。

ＩＢ：（103〜112）　半載竹管を利用し、2連1組を単位とするもの。施文方法によって細分する。103, 104は半載竹管の背側を利用し、2連刺突文の連結が固く3字状を呈する。105、106は前者と同じであるが、施文原体が細かい。103〜106は羽島下層Ⅱ式に類するものと思われる。107は103と同じであるが、施文原体が細かく2連1組施した後もう1列加えて3連にする。108、109は半載竹管の背側を利用するが、刺突文が非常に細かく2連間の結合が弱い。110、111は半載竹管の腹側を利用して刺突するが、2連規制を強く意識し、一度刺突した後片側をなぞって再度刺突し、2連1組となす。丸く納めた端部にD字状の刺突による刻目を施す。112は107と似ているが、刺突がやや長く、3連1組を単位として施す。

ＩＣ：（113〜122）　竹管やその他の工具を利用して、2連1組を単位として施す特殊なもの。施文原体によってさらに細分する。113、114はヘラ状工具で施文し、面取りした端部に貝殻腹縁による刻目を施す。115は幅の狭い貝殻腹縁で施文する。丸く納める端部に刻目を施さない。116, 117は棒状工具又は半載竹管の断面両端角を利用して、2連1組を単位として刺突する。118は116と同じ工具を用いて施すが、下のものが痕跡程度に浅い。119は外側を面取りした端部に刻目を施し、口端直下に2連1組を単位とする刺突文列を1条施す。その下に沈線を伴う。120, 121は半載竹管の断面両端角を利用して施す短い沈線状の刺突文の上下2個を1単位として施文。122は板状工具か4分割以上された緩やかなカーブの半載竹管で、2連1組を単位として施文する。

ＩＤ：（123〜132）　4分割以上された緩やかなカーブの半載竹管で刺突するもの。123, 124は少し斜めから刺突する。124は口縁平行及び斜行状に刺突文列を施す。口端内側角に刻目を施す。125, 126はほぼ垂直に刺突する。内面に指頭圧痕を残す。125は端部を丸く納める。127, 128は左右両方向から刺突し、断面がV字状を呈する。面取りした口縁部を少し外反させる。129,130は127と同じであるが、127より雑で、V字状の凹が浅い。端部も丸く尖らせ刻目を雑に施す。130は、複合口縁の継ぎ目。131, 132は129と同じであるが、左右からの刺突がほとんど形式化する。面取りした口縁部をわずかに外反させる。内面の指頭圧痕は顕著である。

ＩＥ：（133〜139）　米粒状の刺突点列を施すもの。半載竹管の両端を交互に刺突する（133〜136）。連続形爪形文の施文方法と同じである。137〜139は下の刺突文列が押引沈線となる。内外面とも平滑に調整され、器壁薄く焼成堅緻。139は口端内側角に刻目を施す。いずれも北白川下層

Ⅱａ式土器に類するものと考える。

ＩＦ：（140～146）　押し引き状刺突文を施すもの。140はやや内湾する口縁部に半載竹管の背側で押引状刺突文を施す。内面に条痕調整と指頭圧痕を残す。141は半載竹管の両端による押引状刺突文を施す。内面を平滑に調整し、口端内側角に刻目を施す。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものかもしれない。142，143は沈線によって上部文様帯を作り、下部文様帯は半載竹管の背側による押引状刺突文である。やや器壁が厚い。144は押引状刺突文を斜行させる。これに平行してわずかに刺突文列があるため、これも連続形爪形文の部類に入ると思われる。刺突文間８㎜程。内面にも１条の刺突文列を施す。外面に条痕調整を残す。145は右斜め下方からの刺突文列と押引状刺突文列を施す。押引状刺突文列が曲線を描くところもある。１類土器のＩ種と類似するが、内面を平滑に調整し内外面に条痕調整を残さないことから、連続形爪形文の部類に入ると思われる。146は口端直下に板状工具による押引状刺突文を施す。端部に刻目を施す。外面に赤色顔料を施す。

ＩＧ：（147～150）　沈線文を伴うもの。147，148は沈線文と刺突文列を施す。148は沈線文間の隆帯部に細かい沈線による斜格子文を施す。149，150は文様帯間に屈曲部を有し、屈曲する段に刺突文列を施す。上部文様帯は不明だが、下部文様帯は半載竹管による綾杉状沈線文を施す。

ＩＨ：（151～156）　その他の刺突文。151，152は口端直下に凸帯を付けたキャリパー状口縁に細かいＣ字状刺突文（３㎜未満）を渦巻状・斜行状に施す。153，154は口縁部に数条の凸帯を付け、その間に円形刺突文を施す。155は右斜め下からの刺突文列を施す。156は施文原体が不明。

・Ⅱ種.（157～204）　貝殻腹縁による刺突文。施文方法によって次の５種に細分する。

ⅡＡ：（157～166）　右傾・左傾させて羽状に施すもの。右傾から始めるもの（157，158）、左傾から始めるもの（159～161）がある。また、端部を丸く納めるもの（157，159）、貝殻腹縁による刻目を施すもの（158）、他のものによる刻目を施すもの（160，161）がある。162～166は文様帯の破片で、165，166は施文角度が極端に異なる。原体幅は10㎜前後の小形のもの（159,162,163,165,166）や13㎜前後の中形のもの（158,160）、17㎜前後の大形のもの（157,161,164）がある。

ⅡＢ：（167～177）　右傾や左傾させたものと横位・縦位に施すもの。いずれも端部に刻目を施す。口端直下とその下に横位の沈線文や貝殻刺突文を施し、この間に右傾・左傾に施すもの（167，168）、口縁部下に緩やかな波状に刺突し、口端部との間に右傾・左傾に施すもの（169）、口縁に数条横位に施し、その間に右傾・左傾の貝殻文を施し羽状となすもの（170，171）、口端直下に横位にその下に右傾・縦位に施すもの（172～175）がある。176，177は文様帯の破片。

ⅡＣ：（178～186）　横位に施すもの。１条施すもの（178）、２条のもの（179，180）、３条以上のもの（181）がある。また、口端直下に１条施し、数条斜行させるもの（182）、口端部から数条斜行させ、爪形文列を伴うもの（185）、横位に施し貝殻背圧痕文を伴うもの（186）がある。183，184は文様帯の破片。

ⅡＤ：（187～202）　短い貝殻腹縁を縦位に３条施すもの。口端部に貝殻腹縁による刻目を施す

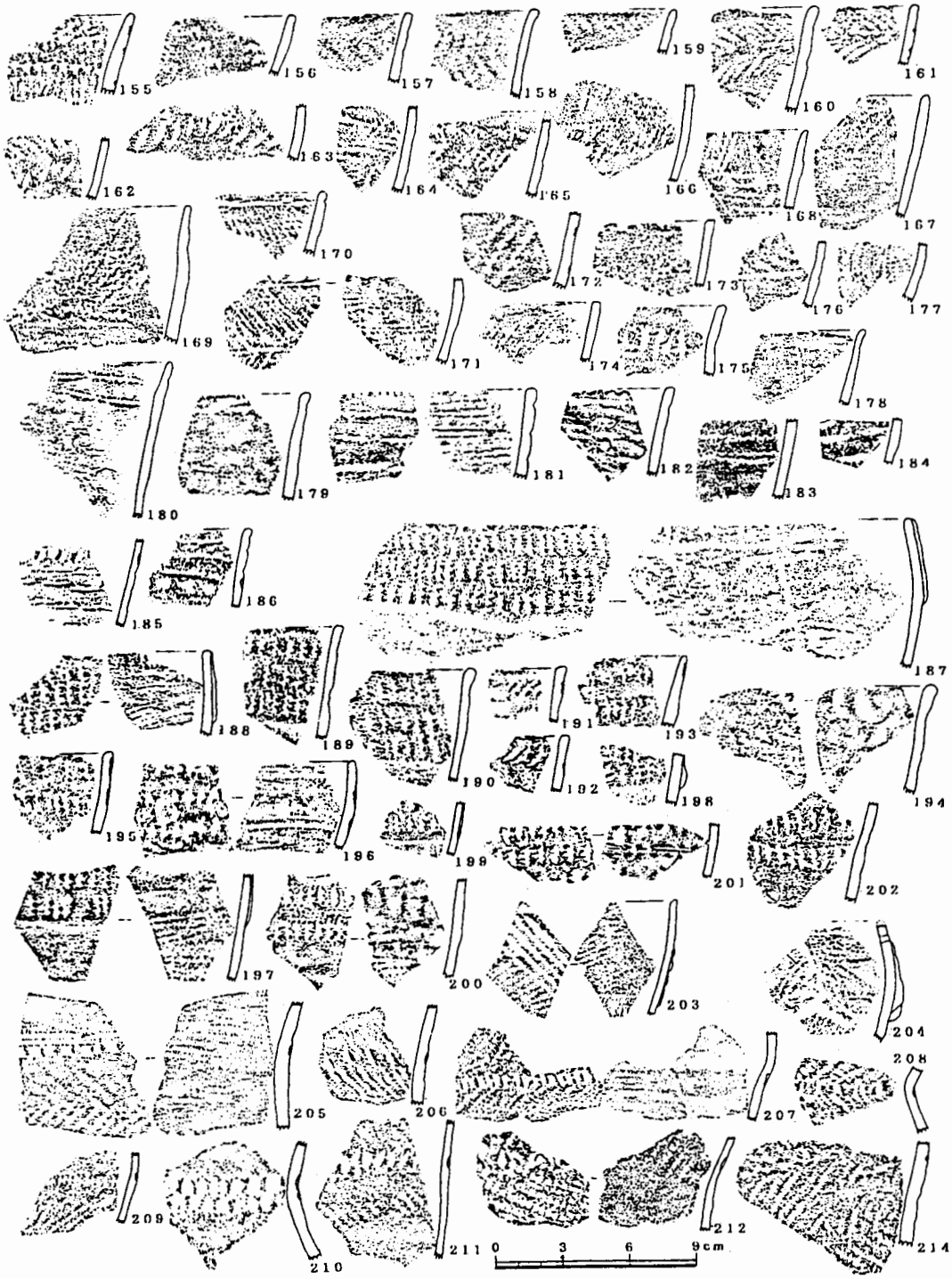

第62図　包含層出土縄文土器、Z 2 群第 2 類(2)土器

もの（187～190）、竹管などで施すもの（191, 192）、刻目を施さないもの（193, 194）、指頭による押圧状刻目を施すもの（195）、条痕調整を施すもの（196）がある。197～202は文様帯の破片。縁帯部を持つもの（187～190, 197～199）と持たないもの・不明のものがある。187, 188は口端内側に貝殻腹縁による刺突文を１条施す。施文原体の幅は７～11㎜である。

ⅡＥ：（203, 204）　その他のもの。203は縁帯部を持ち、右傾左傾の平行文を組み合す。204は波状口縁の波頂部で、円孔を施す。文様は複雑な構成をなす。

・Ⅲ種.（205～214）　地縄文の中に刺突文を施すもの。205～208は爪形状刺突文を施す。205, 206は無文帯と縄文帯の境に刺突文を施す。205は内面に条痕調整を残す。半載竹管による逆Ｄ字状刺突文。地縄文の中に押引状刺突文を１条施す。208は連続形爪形文と縄文との間に施す。209は刻目状刺突文を施す。無文帯と縄文帯の境に細い刻目状刺突文を１条施す。210, 211は左右から刺突した八字状刺突文を施す。地縄文で、胴部屈曲部に１～２条施す。212は210と同じであるが地縄文は羽状で、屈曲した胴部の内面にもＬＲの縄文を施す。213, 214は羽状縄文を施す胴部に円形刺突文を１条施す。内面は平滑に調整。

Ｚ３群土器　（第63～66図２１５～４２７，図版25, 26）

刺突文系土器の中で、北白川下層式系や諸磯式系の爪形文土器を本群とする。施文する爪形文によって次の５類に分類する。

１類：Ｄ字形爪形文を施すもの。

２類：連続形爪形文を施すもの。　　４類：その他の爪形文を施すもの。

３類：Ｃ字形爪形文を施すもの。　　５類：赤色顔料を施すもの。

また、鳥浜貝塚の報告書の中で、連続形やＣ字形の爪形文の大きさについて分類された基準に従って、本稿の中でも用いることとするが、「鳥浜」では触れられていない24㎜以上の特に大きいものや６㎜前後の特に小さいものがあるため、次のようにする。

・極小形のもの：６㎜以下。　・中形のもの　：13㎜前後。　・特大形のもの：24㎜前後。

・小形のもの　：９㎜前後。　・大形のもの　：19㎜前後。

ただし、Ｄ字形爪形文の場合は、

・小形のもの：６㎜前後　　・中形のもの：９㎜前後である。

１類土器　（第63図２１５～２１９，図版25）

Ｄ字形爪形文を施すものを本類とする。北白川下層Ｉａ式土器に類するものと考える。爪形文の大きさによって分ける。215～217は小形のＤ字形爪形文。215は面取りした端部に刻目を有する波状口縁。竹管の背側を利用して、Ｄ字形爪形文を施す。218～219は中形のＤ字形爪形文。218は端部にもＤ字形の刻目を施す。219は丸く納める。

2類土器（第63〜65図２２０〜３２４，図版25，26）

連続形爪形文を施すもの。条痕調整の有無や爪形文の施文方法によって次の７種に分ける。

Ⅰ：内外面に条痕調整を残し、直線的に施すもの。　Ⅱ：刺突文を伴うもの。

Ⅲ：連続形爪形文を施すとき、下端を意識的に刺突状に施すもの。

Ⅳ：蛇行・鎖状に施すもの。

Ⅴ：内面を無文で平滑に調整するか、浅い条痕調整を残すもので、直線的に施すもの。

Ⅵ：蛇行・鎖状に施すが、区画沈線によって割り付けるもの。　Ⅶ：凸帯を伴うもの。

・Ⅰ種.（220〜228）　内外面に条痕調整を残し、直線的に施すもの。爪形文は小形のもの（220）、中形のもの（221〜225）、大形のもの（226〜228）がある。端部に上から刻目を施す。221のように三角状の突起を施すものもある。北白川下層Ⅰｂ式土器に類するものと考える。

・Ⅱ種.（229〜254）　連続形爪形文に刺突文を伴うもの。内外面の条痕調整はほとんど残らず、無文で平滑に調整するものが多い。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものと考える。伴う刺突文の形態によって次の４種に細分する。

ⅡＡ：（229〜236）　横位の刺突文を伴うもの。端部に刻目を施し、刺突文列を２条施すもの（229〜231）と刻目を施さず丸く納め、刺突文列を１条施すもの（232）がある。また、爪形文の間に１条刺突文列を施すもの（233〜235）と２条施すもの（236）がある。233，234は文様帯と胴部の境のもので、胴部に縄文を施す。特大形のもの（229〜231）、大形のもの（232,233，236）、中形のもの（234，235）がある。

ⅡＢ：（237〜241）　横位の短い沈線状刺突文を伴うもの。端部に細かい刻目を施す小さな波状口縁を持つ。爪形文の間に短い沈線状刺突文を１〜２条施す。大形のもの（237〜239）と特大形のもの（240，241）がある。

ⅡＣ：（242〜251）　縦位の刺突文を伴うもの。口端部を内傾状に面取りし刻目を施すもの(242〜244）と水平に面取りし刻目を施すもの（245，246）がある。刺突文は逆Ｄ字状が多いが、251はＤ字状。243，244は爪形文との境に凸帯を付ける。242，246は口端部に三角状の突起を施す波状口縁。他は平口縁。爪形文は特大形のもの（243）、大形のもの（242）、中形のもの（245，247）、小形のもの（248〜251）がある。247〜250は内面に浅い条痕調整を残す。

ⅡＤ：（252〜254）　刻目状刺突文を伴うもの。低い凸帯を付けて縦位の刻目状刺突文を施す。口端部と爪形文との間に２条、爪形文間に１条施す。爪形文はいずれも特大形。

・Ⅲ種.（255〜261）　連続形爪形文を施す時、下端を意識的に刺突状に施すもの。口端部に刻目を施す。255は波状口縁、256は平口縁。261は縦位に貝殻背圧痕文を施す。爪形文は大形のもの（255〜260）と中形のもの（261）がある。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものと考える。

・Ⅳ種.（262〜274）　蛇行・鎖状に連続形爪形文を施すもの。刺突文を伴わないもの（262〜269）と伴うもの（270〜274）がある。刺突文を伴わないものでは、267は蛇行・鎖状でなく、縦位・斜

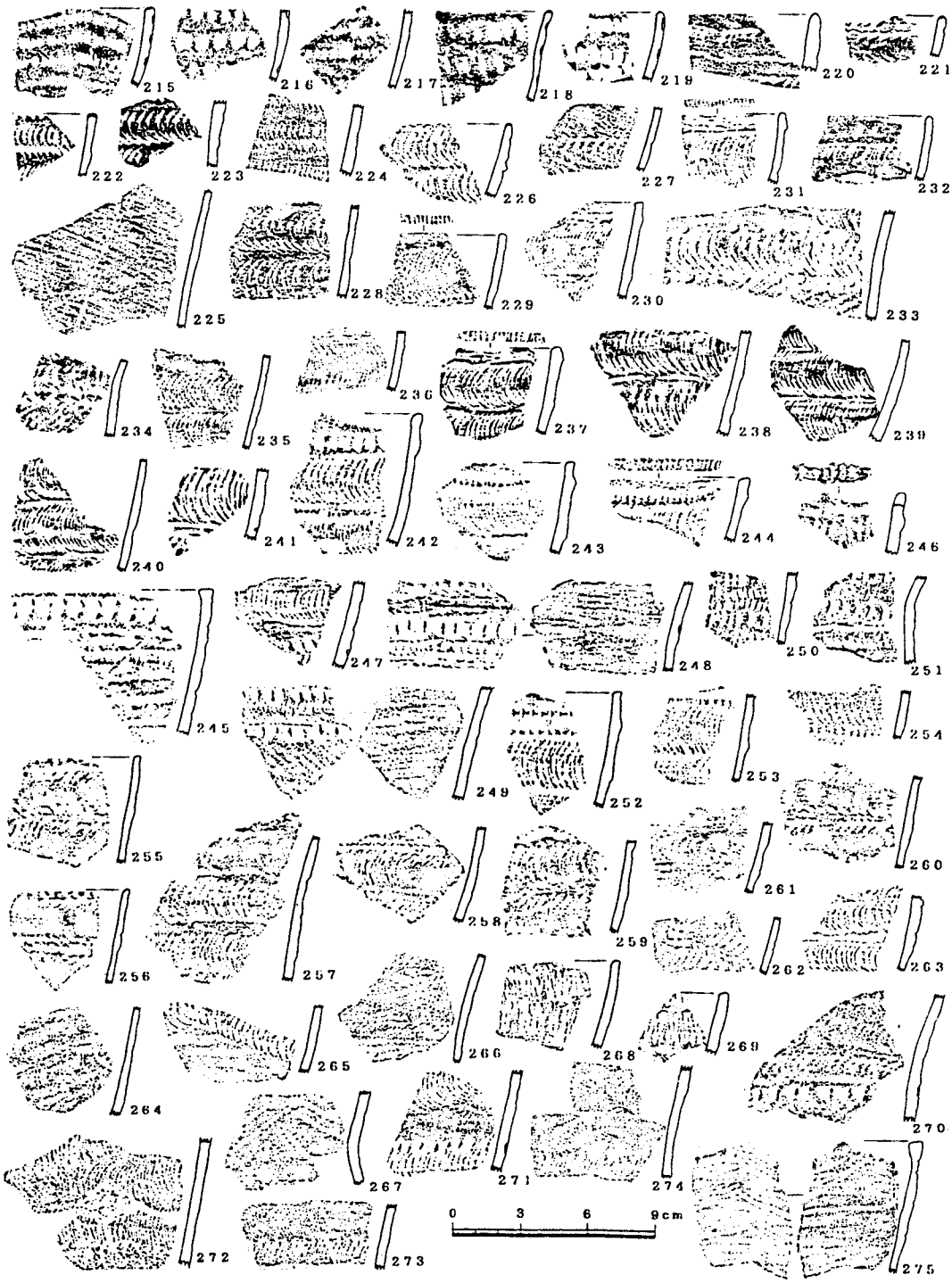

第63図　包含層出土縄文土器、Ｚ３群第１類・第２類(1)土器

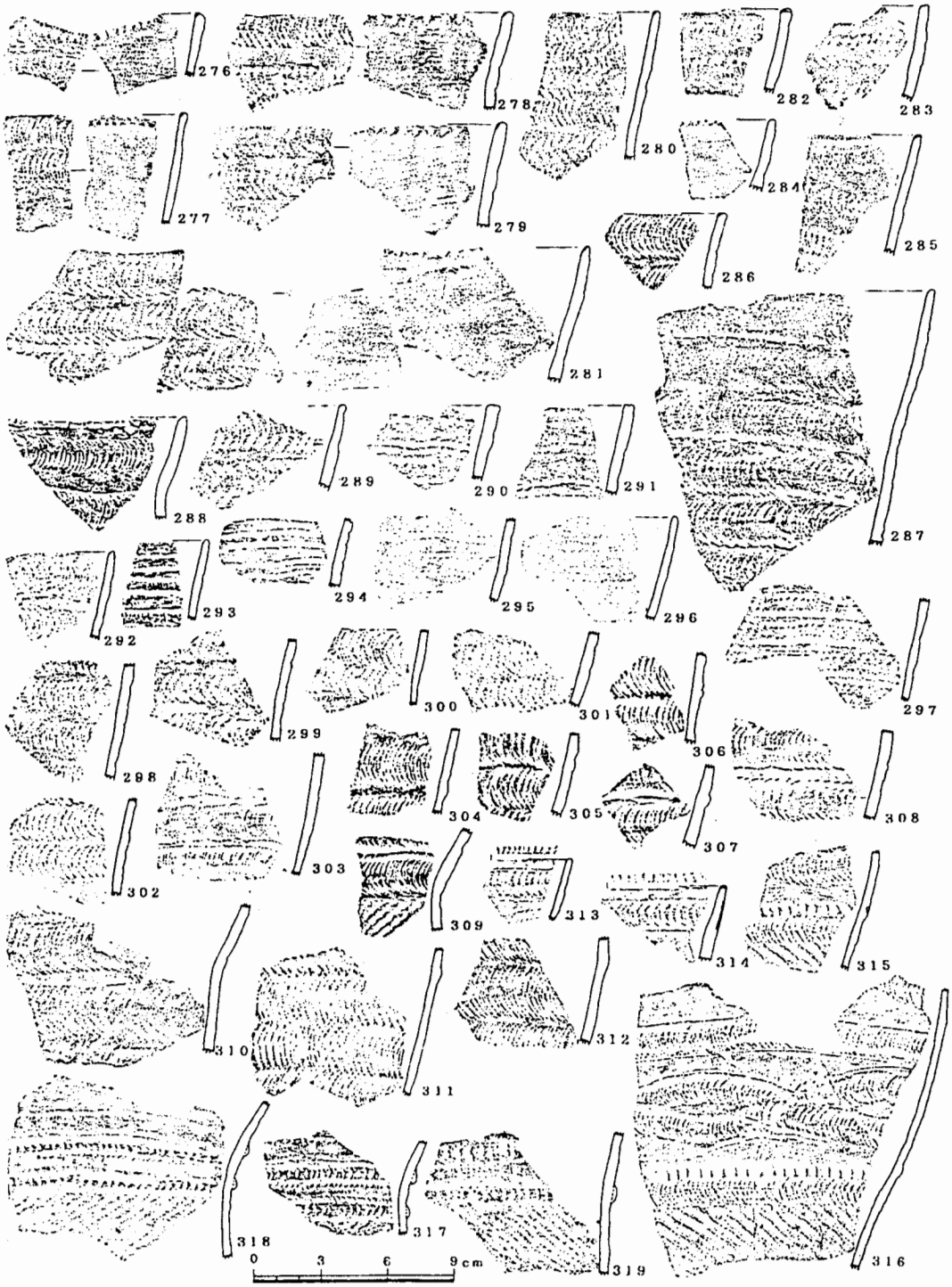

第64図　包含層出土縄文土器、Z 3 群第 2 類(2)土器

位に施す特殊な構成をなす。268, 269は雑な連続施文をするもので、施文具が竹管でなく板状工具かもしれない。刺突文を伴うものでは、横一列に施すもの（270～272）と縦一列に施すもの（273, 274）がある。爪形文は小形のもの（266, 267）、中形のもの（262～265, 268～270, 273, 274）、大形のもの（271, 272）がある。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものと考える。

・Ⅴ種.（275～312）　内面を無文で平滑に調整するか、浅い条痕調整を残すもので、直線的に施すもの。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものと考える。部位によって次の2種に細分する。

ＶＡ：（275～292）　口縁部。275は爪形文が極小形。面取りした口端内側角に刻目を施す波状口縁。波頂部が三角状を呈す。口縁内面にも同様な爪形文を1条施す。276は爪形文が小形。面取りした口端内側角に刻目を施す波状口縁。波頂部が三角状を呈す。口縁内面に爪形文を施さない。277～285は爪形文が中形。面取りした口端内側角に刻目を施すもの（277～281）、施さないもの（282, 283）、上面に施すもの（284）、丸く納めた端部に刻目を施すもの（285）がある。いずれも平口縁で、内面の施文はない。282, 283は端部の数カ所に三角状突起を施す。286, 287は爪形文が大形。面取りした口端内側角に刻目を施すもの（286）と内傾状に面取りして刻目を施すもの（287）がある。288は爪形文が特大形。丸く尖らせた口端内側に刻目を施す。289～292は逆Ｃ字状連続形爪形文を施す。289は端部を外傾状に面取りするが刻目を施さない。内面に浅い条痕調整を残す。290, 291は面取りした端部に刻目を施す。290は三角状突起を施す。292は丸く納めた端部に刻目を施す。いずれも中形の爪形文。

ＶＢ：（293～312）　文様帯の破片。爪形文は極小形のもの（293, 294）、小形のもの（295, 296）、中形のもの（297～303）、大形のもの（304～309）、特大形のもの（310～312）がある。303は特に先端の鋭利なもので施文する。309は爪形文帯と縄文帯の境で強く屈曲する。

・Ⅵ種.（313～316）　Ⅳ種のように蛇行・鎖状に施すが、区画沈線によって割り付けるもの。北白川下層Ⅱｂ式土器に類するものと考える。面取り気味の端部に刻目を施すが、やや内側角の方に施す。縄文帯との境に爪形文を1条施し、この爪形文の上部に逆Ｄ字状の刺突文を1条施す。

・Ⅶ種.（317～324）　連続形爪形文に凸帯を伴うもの。凸帯に刻目を施すもの（317～321）、施さないもの（322, 323）、特殊なもの（324）がある。刻目凸帯を有するものでは、爪形文帯と縄文帯との境に2条凸帯を施す。317, 318はこの凸帯との間に連続形爪形文を施す。319は縄文帯との境に1条だけ施す。318では上部の凸帯を付けた部分に凸帯を伴わない刻目を施す。この刻目と凸帯との間には連続形爪形文を施す。320, 321は2条の凸帯の間に逆Ｄ字状刺突文を施す。爪形文帯には連続形爪形文を施す。無文の凸帯を施すものでは、322は連続形爪形文の間に凸帯を施す。端部に刻目を施す。323は口縁部に2条の無文の凸帯を施すが、凸帯間には施文しない。凸帯の下から連続形爪形文を直線的に施す。少し内傾状に面取りする端部に小さな三角状突起を施し、刻目を施す。324は波状口縁。三角状の波頂部を肥厚させ、口端直下に凸帯を口縁平行に付け、凸帯間に連続形爪形文を施す。322と同じものかもしれない。面取りした端部に所々刻目を施す。また、

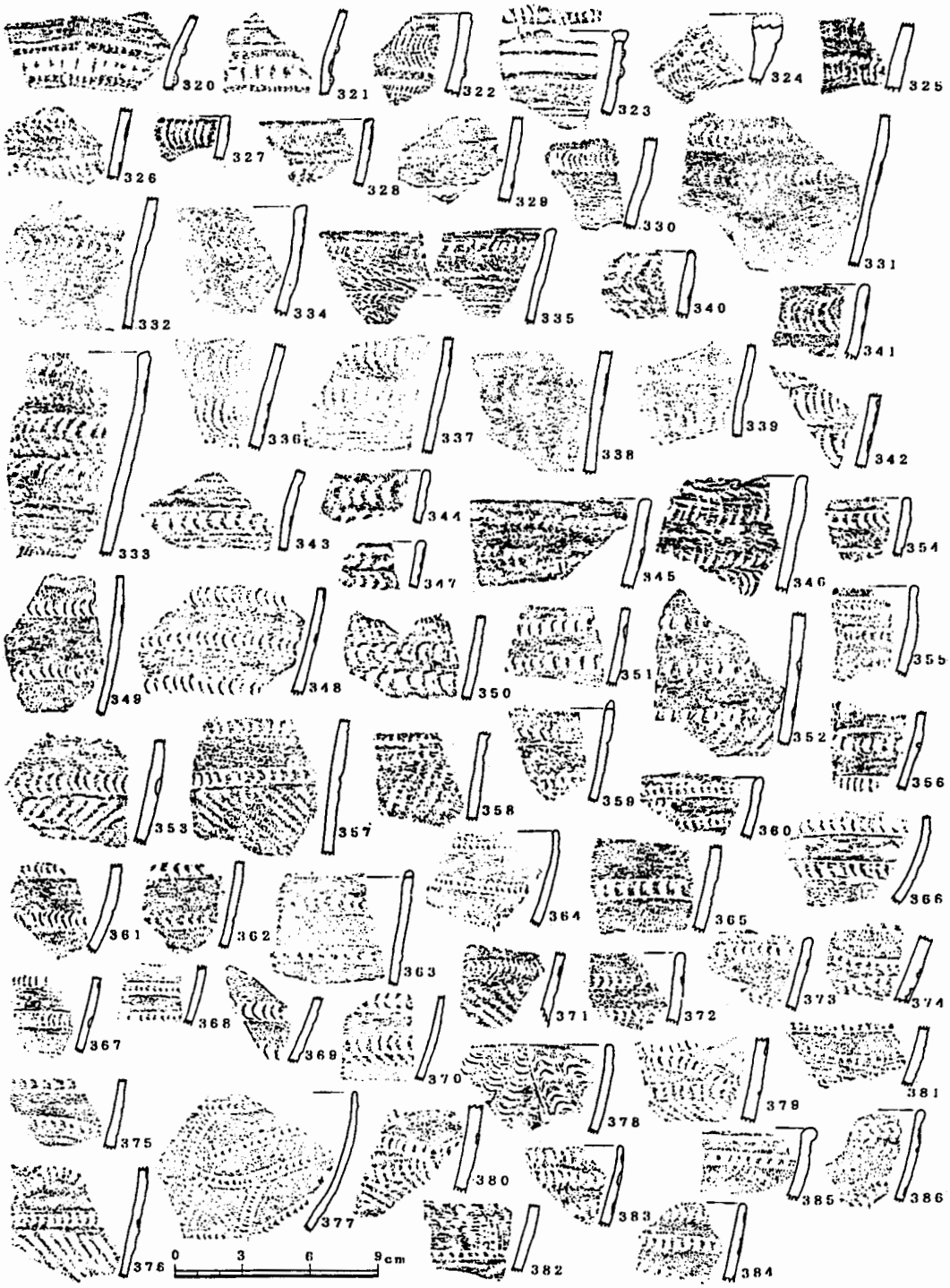

第65図　包含層出土縄文土器、Z 3 群第 2 類(3)・第 3 類(1)土器

波頂部に円孔を有する。

３類土器　（第65・66図３２５～４００，図版26）

Ｃ字形爪形文を施すもの。条痕調整の有無や爪形文の施文方法によって次の７種に分ける。

Ⅰ：内外面に条痕調整を残し、直線的に施すもの。　　Ⅱ：刺突文を伴うもの。

Ⅲ：内外面に条痕調整を残さないものや内面に浅い条痕調整を残すが、端部の刻み方からこの種と考えられるもの。

Ⅳ：直線上の爪形文帯を口縁に平行に施し、区画沈線を持たないもの。

Ⅴ：直線上の爪形文帯に割り付け線として区画沈線を施すもの。

Ⅵ：爪形文帯中に鎖状・弧状のものを含むものや、さらに縦位・横位の爪形文帯を付飾して複雑な文様を構成するもの。

Ⅶ：小さな爪形文を施すもの。

・Ⅰ種.（325～338）　内外面に条痕調整を残し、直線的に施すもの。北白川下層Ⅰｂ式土器に類するものと考える。325，326は小形の爪形文を施すもの。いずれも文様帯の破片。326は逆Ｃ字形爪形文で、胴部文様帯の破片。327～332は中形の爪形文を施すもの。327，328は口縁部。面取りした端部に刻目を施すが、やや内側角にかかる。331，332は逆Ｃ字形爪形文。331は胴部文様帯。332は口縁部文様帯の破片。333～338は大形の爪形文を施すもの。333～335は端部に刻目を施す。333は口縁部に３条爪形文を施す。336～338は文様帯の破片。

・Ⅱ種.（339）　刺突文を伴うもの。Ｃ字形爪形文の下に逆Ｃ字状の刺突文を施す。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものと考える。爪形文は中形。

・Ⅲ種.（340～343）　内外面に条痕調整を残さないものや内面に浅い条痕調整を残すが、端部の刻み方からこの種と考えられる。北白川下層Ⅱａ式土器に類するものと考える。340，341は口縁部。いずれも端部に刻目を施す。342は文様帯の破片。343も文様帯の破片。間隔のあいたＣ字形爪形文を施す。これは刺突文かも知れない。爪形文は大形のもの（340，341）、中形のもの（342）、小形のもの（343）がある。

・Ⅳ種.（344～353）　直線状の爪形文帯を口縁平行に施し、区画沈線を持たないもの。内外面は平滑に調整する。北白川下層Ⅱｂ式土器に類するものと考える。344，345は口縁部の破片。344は丸く納めた端部に刻目を施すが、345は丸く納める。345は一見Ⅱａ式段階までのＣ字形と似ているが、やはり竹管の管内側を利用して施文しているので、この種に入れる。346，347は逆Ｃ字形爪形文。346の端部に二叉状の施文具による刻目を施す。347の端部にも刻目を施す。348～353は爪形文帯の破片。爪形文は小形のものがほとんどで、346は中形。351は胴部の破片で、逆Ｃ字形爪形文。

・Ⅴ種.（354～372）　直線状の爪形文帯に割り付け線として区画沈線を施すもの。北白川下層Ⅱｂ式土器に類するものと考える。区画沈線によって次のように細分する。

ＶＡ：（354～362）　爪形文帯の上端又は下端一方だけ単一線を施すもの。上端だけのもの

（354～358）と下端だけのもの（359～362）がある。354，355は口縁部。354は面取りした端部に刻目を施さず、355は内側角に刻目を施す。356～358は爪形文帯の破片。357は縄文帯との境の爪形文が逆C字形。359，360は口縁部の破片。端部に三角状突起を施す。359は内側角に刻目を、360は丸く尖る口端内側に刻目を施す。361，362は文様帯の破片。

ＶＢ：（363～371）　爪形文帯の両端に平行沈線を施すもの。363，364は口端内側角に刻目を施す波状口縁。365～371は爪形文帯の破片。370，371は縄文帯との境の破片。371は逆C字形。

ＶＣ：（371）　逆C字形爪形文。面取りした端部内側角に刻目を施す。

・Ⅵ種.（373～386）　爪形文帯中に鎖状・弧状のものやさらに縦位・横位の爪形文帯を付飾して複雑な文様構成をなすもの。爪形文や区画沈線によって次のように細分する。

ⅥＡ：（373～376）　爪形文帯の上端や下端一方だけに単一線を施すもの。373は丸く納める端部に三角状突起を施す。374～376は爪形文帯の破片。376は縄文帯との境の破片。逆C字形爪形文。

ⅥＢ：（377～382）　爪形文帯の両端に平行沈線を施すもの。377，378は口縁部。377は丸く尖る端部に刻目を施す。378は面取りした端部に刻目を施さない。379～382は爪形文帯の破片。

ⅥＣ：（383～386）　逆C字形爪形文。いずれも口縁部。端部を丸く納めるもの（383，384）、面取りして三角状突起を付けるもの（385）、丸く納めて三角状突起を付けるもの（386）がある。

・Ⅶ種.（387～400）　極めて小さな爪形文（５㎜以下）を施すもの。387～394は爪形文帯の両端に平行沈線を施すもの。端部を丸く納めるもの（387）、面取りするもの（388）、面取りした端部に三角状突起を付けるもの（389）がある。388は爪形文帯の幅が狭く、３㎝程ですぐ縄文帯を施す。390～394は爪形文帯の破片。爪形文帯を直線的に施すもの（394）は少ない。複雑な文様構成を施すものが多い。395～397は爪形文帯のどちらか一方だけに単一線を施すもの。いずれも爪形文帯を直線的に施す。395は波状口縁で、逆C字形爪形文。398～400は区画沈線を施さないもの。398は内傾的に面取りし刻目を施す平口縁。逆C字形爪形文を直線的に施す。399，400は縄文帯の中に１～２条爪形文帯を施す。

４類土器　（第66図４０１～４１０，図版26）

小形の爪形文を施し、複雑な文様をなすもの。諸磯系爪形文に類するものを本類とする。口縁部（401，402）、屈曲部（403～405）、文様帯（406～410）がある。口縁部では401は厚手のもので、端部を面取りし刻目を施すが雑である。402は丸く尖る端部で口縁部が強く内湾するもの。屈曲部はいずれも強く内湾し、屈曲する段に施文する。文様帯は複雑な構成をする。406は縄文を磨消した痕跡が見られる。

５類土器　（第66図４１１～４３０，図版26）

爪形文帯に赤色顔料を施すもの。北白川下層式系・諸磯式系のものがある。また、どちらに属するか不明のものもある。

Ⅰ：北白川下層式系のもの。　　Ⅱ：諸磯式系のもの、及びどちらに属するか不明のもの。

・Ⅰ種.（411～413）　北白川下層式系のもの。411，412は口縁部。411は面取りした口端内外角に斜めの刻目を施し、C字形の細かい爪形文を施す。412は面取りした口端内側に刻目を施し、低く細い凸帯に刻目状爪形文を施す。

・Ⅱ種.（414～430）　諸磯式系のもの及びどちらに属するか不明のもの。414～422は小さな爪形文帯を縦位・斜位・木の葉状に施す。147～419は縄文を文様帯に含み、その外は縄文を磨消してい

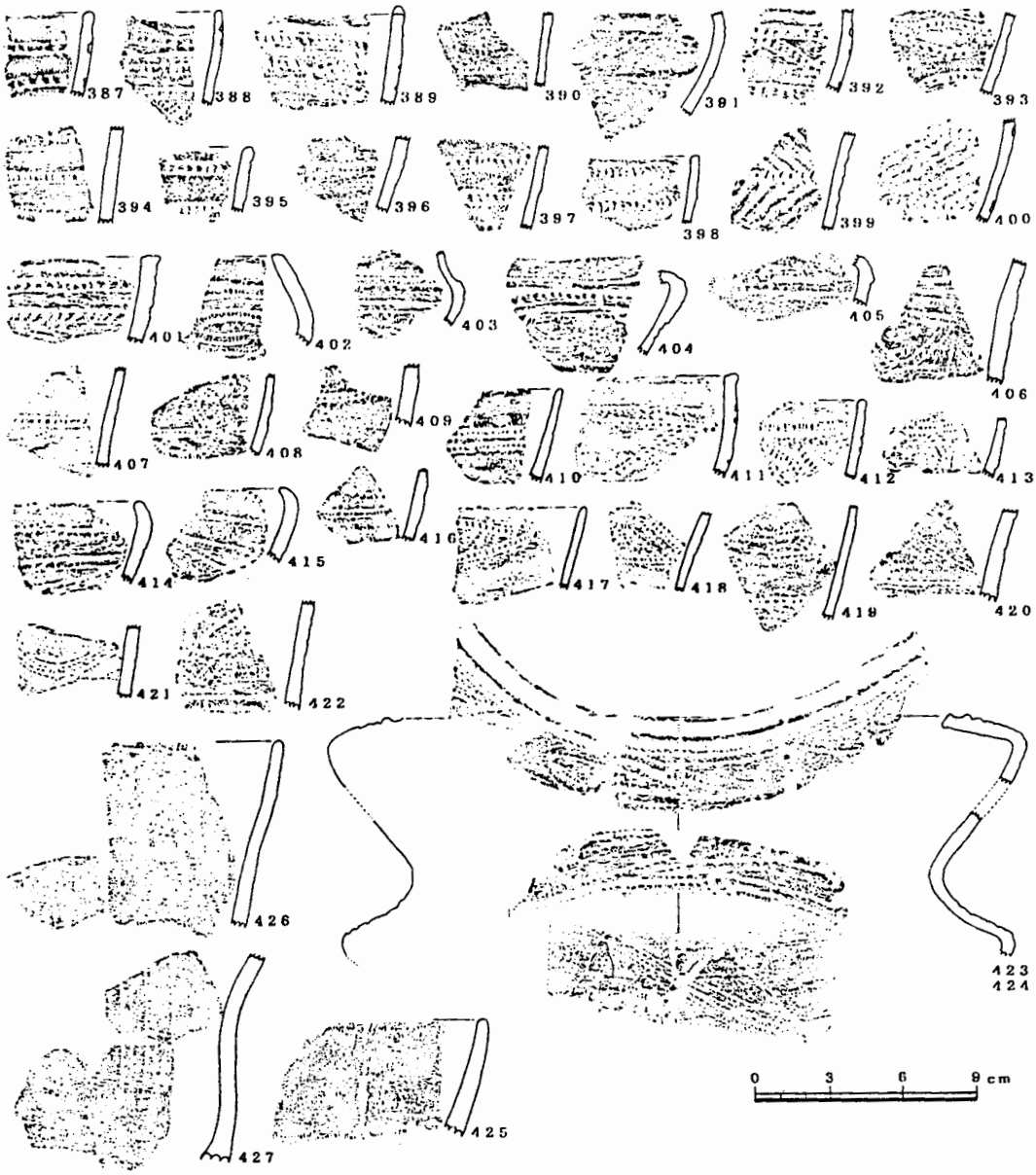

第66図　包含層出土縄文土器、Ｚ３群第３類(2)・第４類・第５類土器

る。423, 424は強く内湾したキャリパー状の口縁をなすもので、頸部はよく締まり、強く張り出す肩部から胴部の境は強く屈曲する。口縁部に2条の凸帯をめぐらし、凸帯以下に沈線文と小さな爪形文帯によって文様帯を構成する。赤色顔料は口縁部に斑点状に残るが、肩部に一部残るだけである。426, 427は底部を欠損するが、底部付近からやや外反気味に立ち上がる。小さな爪形文帯を1～3条縦位・斜位に施す単純な構成のもので、赤味を持った精製された胎土である。赤色顔料は口縁部内面と外面の一部に残る。425はわずかに内湾する。爪形文帯の施文はないが、胎土などから426と同一の部類と考える。

Z4群土器　(第67～72図428～677, 図版27, 28)

本群は、凸帯文系土器で、凸帯上の施文によって次のように4類に分類する。

1類. 凸帯に縄文を施すもの。　　3類. 凸帯上が無文のもの。

2類. 凸帯に刻目を施すもの。　　4類. 赤色顔料を施すもの。

本遺跡出土の凸帯文系土器は、北白川下層式や諸磯式の純然たる搬入品はほとんどなく、それぞれを模倣した在地のものである。また、従来凸帯が付くものは北白川下層Ⅱc式期からと言われていたが、最近の鳥浜貝塚の成果から、網谷氏はⅡb(新)式期から凸帯が付くと述べている。

1類土器　(第67・68図428～482, 図版27)

凸帯に縄文を施すもので、凸帯の条数によって次のように4種に分ける。

Ⅰ：凸帯を1条横位直線状に付けるもの。　　Ⅱ：凸帯を2条横位直線状に付けるもの。

Ⅲ：凸帯を3条以上横位直線状に付けたり、縦位・斜位に凸帯を付けて複雑に構成するもの。

Ⅳ：Ⅰ～Ⅲの破片。

・Ⅰ種. (428～431)　凸帯を1条横位直線状に付けるもの。428, 429は口縁部がほとんど内湾しない。端部に縄文を施すもの(428)と面取りするもの(429)がある。428は口端直下に凸帯を付けるが、429は無文帯を挟み、凸帯下より縄文を施す。内面は平滑に調整。口縁部に指頭圧痕が残る。430は口縁部が弱く内湾する。丸く納める口端直下に凸帯を付け、この下から縄文を施す。内面は平滑に調整。口縁部に指頭圧痕が残る。431は口縁部が強く内湾する。口縁部の凸帯の上下は無文帯で、屈曲部から縄文を施す。

・Ⅱ種. (432～453)　凸帯を2条横位直線状に付けるもの。口縁部の作りによって細分する。

ⅡA：(432～437)　口縁部がほとんど内湾しないもの。面取りした端部に縄文を施すもの(432)、斜め上から押圧し小波状に施すもの(433)、上からの押圧状刻目を施すもの(434)、丸く納める端部に縄文を施すもの(435)、435と同じく丸く納める端部に縄文を施すが432と同じ口端直下に凸帯を付け凸帯間が非常に狭いもの(436)、端部に斜めの刻目を施すもの(437)がある。1条目の凸帯が口端直下に施すもの(432, 436)と間をあけるものがある。2条の凸帯間が狭いもの(436)と間をあけるものとがある。次に、凸帯間に縄文を施すもの(434, 437)と施さないものがある。いずれも内面

第67図　包含層出土縄文土器、Ｚ４群第１類(1)土器

を平滑に調整するが、指頭圧痕を残す。

ⅡB：(438〜443)　口縁部が弱く内湾するもの。端部を面取りするもの(438)と丸く納めるもの(439〜443)がある。また、端部に縄文を施すもの(439, 441)と刻目を施すもの(442)がある。凸帯と端部との間をあけるもの(438〜442)と口端直下に凸帯を付けるもの(443)がある。凸帯間が無文のもの(438, 439)と凸帯間に縄文を施すもの(440〜442)がある。

ⅡC：(444〜447)　やや強く内湾するもの。端部を丸く納めるもの(444, 445)と丸く納める端部に縄文を施すもの(446, 447)がある。縄文は2条目の凸帯の下から施す。凸帯上と胴部の縄文は同一原体で同一方向に施文する。

ⅡD：(448〜453)　強く内湾するもの。丸く納める端部に縄文を施すもの(448,449, 451)と施さないもの(450,452,453)がある。凸帯を口端直下に付けないもの(448,449)と付けるもの(450〜453)がある。いずれも凸帯間は無文である。

・Ⅲ種.(454〜474)　凸帯を3条以上横位直線状に付けたり、縦位・斜位に凸帯を付けて複雑に構成するもの。口縁部の作りによって細分する。

ⅢA：(454〜457)　ほとんど内湾しないもの。凸帯間に縄文を施さないもの(454, 455)と施すもの(456, 457)がある。454, 456は端部を内傾状・水平などに面取りし刻目を施す。454, 455は波状口縁。455は丸く納めた端部の内外側角に刻目を施す。457は文様帯の破片。

ⅢB：(458〜462)　弱く内湾するもの。3条の凸帯を横位直線状に付けるもの(458〜460)と縦位・斜位の凸帯を付けて複雑な構成をなすもの(461, 462)がある。また、凸帯間に縄文を施さないもの(458, 459)と施すものがある。内面に指頭圧痕を残す。

ⅢC：(463〜467)　やや強く内湾するもの。3条の凸帯を横位直線状に付けるもの(463, 464)、1条の横位の凸帯に縦位・斜位に付けて複雑な構成をなすもの(465)、2条の横位の凸帯に縦位・斜位に付けて複雑な構成をなすもの(466)、3条以上の横位の凸帯に縦位・斜位に付けて複雑な構成をなすもの(467)がある。凸帯間に縄文を施さないもの(463〜465,467)と施すもの(466)がある。

ⅢD：(468〜474)　強く内湾するもの。468, 469は口端直下に凸帯を付け、第1と第2の凸帯の間に縦位・斜位に付ける。470は口端直下と屈曲部に直線的に凸帯を付け、この間に梯子状に凸帯を付けたり、細長い楕円状に凸帯を付ける。471, 472は器壁が厚く、縦位・斜位に凸帯を付け、複雑な構成をなす。473, 474は端部に皿状突起を施す。468は波状口縁。

・Ⅳ種.(475〜482)　Ⅰ〜Ⅲまでの破片。小破片のため、内湾の有無が不明のもので、475〜478は口縁部、479〜482は文様帯の破片。

2類土器　(第68〜71図483〜625，図版27・28)

凸帯に刻目を施すものを本類とする。刻目によって次の6種に分ける。

Ⅰ：縦位の刻目を施すもの。　　Ⅱ：長い斜位の刻目を施すもの。

Ⅲ：短い斜位の刻目を施すもので、凸帯間が無文のもの。

第68図　包含層出土縄文土器、Ｚ４群第１類(2)・第２類(1)土器

Ⅳ：Ⅲと同じであるが、凸帯間に縄文を施すもの。

Ⅴ：指頭などの押圧による刻目を施すもの。　　Ⅵ：八字状の刻目を施すもの。

・Ⅰ種.（483〜510）　縦位の刻目を施すもの。施文具や施文方法によって、さらに細分する。

ⅠA：（483〜489）　ヘラ状工具による刻目を施し、凸帯を横位平行に何条か付けるもの。粘土端を内側に曲げ端部を丸く納めるもの(483)や丸く納めた端部に三角状突起を付けるもの(484)、刻目が細かいもの(485)、丸く納めた端部に凸帯と同様な刻目を施すもの(486, 487)がある。488, 489は文様帯の破片。いずれも凸帯間は無文。内面は平滑に調整。

ⅠB：（490〜493）　ヘラ状工具による刻目を施し、凸帯を曲線的に付けるもの。490は端部を内傾状に面取りする。491〜493は文様帯の破片。いずれも凸帯間は無文。内面は平滑に調整。

ⅠC：（494〜502）　竹管による刻目を施し、凸帯を横位平行に何条か付けるもの。端部を面取りするもの(494, 495)や面取りした口端直下の器面に爪形文を施すもの(496)、面取りした端部に三角状突起を付けるもの(497, 498)、面取りした端部に刻目を施すもの(499)がある。499は指頭による押圧状刻目を施す凸帯も付ける。500〜502は文様帯の破片。

ⅠD：（503〜507）　刻目凸帯の下に縄文を施すもの。503〜506は文様帯の破片。ⅠAに属するもの(503, 504)とⅠCに属するもの(505, 506)がある。507は面取りした口端内側角に刻目を施し、口端直下に凸帯を付け凸帯間に縄文を施す。いずれも内面は平滑に調整する。

ⅠE：（508〜510）　凸帯を縦位・斜位・横位に付けて複雑な文様構成をなし、凸帯の刻目を不規則に施すもの。やや強く内湾する。508, 509は端部を面取りした波状口縁。510は文様帯の破片。

・Ⅱ種.（511〜533）　長い斜位の刻目を施すもの。刻目の施文方法によってさらに細分する。

ⅡA：（511〜515）　右斜位の刻目を施す凸帯と左斜位の刻目を施す凸帯を交互に配するもの。端部を丸く納めるもの(511, 512)と面取りするもの(513)がある。514, 515は文様帯の破片。

ⅡB：（516〜519）　ⅡAと同じであるが、縦位の刻目を伴うもの。516は面取りした端部から刻目を施す凸帯を垂下させる。517〜519は文様帯の破片。

ⅡC：（520〜522）　ⅡAと同じであるが、凸帯の下から縄文を施すもの。520は端部を面取りし、2条の凸帯を施す。521, 522は文様帯の破片。

ⅡD：（523〜529）　同方向の刻目を施す凸帯を配するもの。端部を面取りするもの(523)、斜外方から工具による押圧状刻目を施すもの(524, 525)、上から工具による押圧状刻目を施すもの(526, 527)がある。また、文様帯の破片であるが、縦位の刻目を施すもの(528)がある。

ⅡE：（530〜533）　ⅡDと同じであるが、凸帯の下から縄文を施すもの。530は面取りした端部に短い粘土紐を皿状に付けた波状口縁。文様帯は幅広く、複雑な構成をなす。531〜533は文様帯の破片。533は2条の凸帯の上下に縄文を施す。

・Ⅲ種.（534〜573）　短い斜位の刻目を施し、凸帯間が無文のもの。凸帯の付け方によって次のように細分する。

第69図　包含層出土縄文土器、Z 4 群第 2 類(2)土器

第70図　包含層出土縄文土器、Z 4 群第 2 類(3)土器

ⅢＡ：(534～544)　凸帯を何条か平行に施すもの。534～536は凸帯を１条付ける。口端外側角に凸帯を付け右傾の刻目を施し、内側角にも左傾の刻目を施すもの(534)や端部と凸帯の間があき弱く内湾するもの(535)、強く内湾するもの(536)がある。いずれも凸帯下から縄文を施す。535は口端外側角に刻目を施す。537～544は２条以上の凸帯を付ける。端部を丸く納めるもの(537, 538)、面取りするもの(539～541)、面取りした端部に刻目凸帯を蛇行させるもの(543)、凸帯上に先割れの施文具による逆Ｃ字状の刻目を施すもの(544)がある。

ⅢＢ：(545～554)　ⅢＡと同じであるが、口端部との間に弧状・縦位・横位に短い凸帯を付けるもの。545は凸帯を１条付ける。端部と凸帯の間に短い凸帯を斜位に付ける。546～554は凸帯を２条以上付ける。端部と第１凸帯との間に斜位・縦位に凸帯を付け端部を丸く納めるもの(546～548)や面取りするもの(549～551)、波頂部に円盤状の突起を付けるもの(552)、口端内外角を面取りし、第２と第３凸帯との間に弧状の凸帯を付けるもの(553)、端部を肥厚させて刻目を施すもの(554)がある。552は突起の下を穿孔する。

ⅢＣ：(555～566)　凸帯を弧状・波状・斜位に付けて複雑な構成をなすもの。梯子状に凸帯を付けるものと付けないものとがある。555～559は梯子状に凸帯を付ける。口端内外側角に刻目を施すもの(555)、面取りした端部に粘土紐を付けるもの(Ⅰ556)、面取りした口端内側角を庇状に少し張り出すもの(557)、面取りした口端内側角を庇状に少し張り出し端面に刻目凸帯を施すもの（558, 559)がある。557～559は少し内湾する。560～566は凸帯を弧状・波状・縦位・斜位に付け複雑な構成をなす。端部を丸く納めるもの(560, 561)、刻目を施すもの(562, 563)、面取りするもの(564～566)がある。564～566は少し内湾する。

ⅢＤ：(567～573)　文様帯の破片。ⅢＡに属するもの(567, 568)、ⅢＢに属するもの(569)、ⅢＣに属するもの(570～573)がある。

・Ⅳ種.(574～599)　短い斜位の刻目を施し、凸帯間に縄文を施すもの。凸帯の付け方などによって次の５種に細分する。

ⅣＡ：(574～576)　何条かの平行凸帯を付けるもの。端部と第１凸帯の間が無文で、端部を面取りするもの(574)、口端外側角に刻目を施すもの(575)、面取りした端部に短い凸帯を付けるもの(576)がある。576は口縁部が弱く内湾するもので、波状口縁。

ⅣＢ：(577, 578)　凸帯を縦位・斜位・弧状に付け、複雑な構成をなすもの。577はあまり内湾しない。578は強く内湾する。いずれも端部を面取りする。

ⅣＣ：(579～588)　文様帯の破片。ⅣＡに属するもの(579～581)、ⅣＢに属するもの(582～586)、どちらに属するか不明のもの(587, 588)がある。

ⅣＤ：(589～595)　刻目凸帯に沈線文を伴うもの。端部を面取りするもの(589)、口端内外側角に刻目を施すもの(590, 591)がある。592は589の文様帯の破片。593～595は沈線文に凸帯を伴う。

ⅣＥ：(596～599)　諸磯系のもの。搬入品でなく、模倣して作った在地のものである。596, 597

は強く屈曲する胴部の破片で、598, 599は少し内湾する端部を面取りする。

・V種.（600〜613）　指頭等の押圧による刻目を施すもの。凸帯間の縄文の有無により細分する。

ＶＡ：(600〜609)　凸帯間が無文のもの。端部を丸く納めるもの(600)、刻目を施すもの（601, 602)、面取りするもの(603)がある。端部を丸く納め、口端上に細い凸帯を付けるもの(604, 605)や口端上を凹めて内外側角に押圧状刻目を施すもの(606, 607)もある。608, 609は文様帯の破片。

ＶＢ：(610〜613)　凸帯間に縄文を施すもの。端部を面取りするもの(610)や口端上を凹めるもの(611)がある。612, 613は文様帯の破片。

・Ⅵ種.（614〜625）　八字状の刻目を施すもの。614〜619は凸帯間が無文。端部に竹管などの工具による押圧状の刻目を施すもの(614〜616)と文様帯の破片(617〜619)がある。620〜622は凸帯間に縄文を施す。いずれも文様帯の破片。623〜625は屈曲部に八字状刻目を施す。

３類土器　（第71・72図６２６〜６６３，図版28）

凸帯が無文のもの。凸帯の付け方によって次の５種に分ける。

Ⅰ：凸帯を平行に１条施すもの。　　Ⅱ：凸帯を平行に２条施すもの。

Ⅲ：凸帯を平行に３条施すもの。

Ⅳ：凸帯を平行だけでなく、縦位・斜位に付け、複雑に構成するもの。

Ⅴ：その他のもの。

・Ⅰ種.（626〜631）　凸帯を平行に１条施すもの。口縁部が湾曲しないもの(626)、少し内湾するもの(627〜629)、やや強く内湾するもの(630, 631)がある。いずれも口端から凸帯の間は無文。端部は丸く納めるもの(626, 627,630)、面取りするもの(629,631)、刻目を施すもの(628)がある。

・Ⅱ種.（632〜641）　凸帯を平行に２条施すもの。632は口縁部が内湾しない。丸く納める口端直下に１条凸帯を付ける。凸帯間は無文。633は口縁部が少し内湾する。丸く納めた端部と凸帯間は無文。634〜638は口縁部が弱く内湾する。端部と凸帯の間が無文のもの(634〜636,638)と端部と凸帯間や凸帯間に縄文を施すもの(637)がある。また、端部に刻目を施すもの(634)、指頭による押圧状刻目を施すもの(635, 636)、丸く納めるもの(637)、面取りした端部に刻目を施した細い凸帯を波状に付けるもの(638)がある。639は口縁部がやや強く内湾する。端部を丸く納め凸帯間が無文。640, 641は口縁部が強く内湾する。凸帯の下から縄文を施すもの(640)と屈曲部に刻目を施し、その下に沈線文を施すもの(641)がある。

・Ⅲ種.（642〜645）　凸帯を平行に３条施すもの。口縁部は内湾しないもの(642)、少し内湾するもの(643)、弱く内湾するもの(644)、強く内湾するもの(645)がある。また、端部を丸く納めるもの(642, 644, 645)と面取りするもの(643)がある。いずれも口端直下に凸帯を付ける。

・Ⅳ種.（646〜654）　凸帯を平行だけでなく、縦位・斜位等複雑な構成をなすもの。口縁部は内湾しないもの(646, 647)、弱く内湾するもの(648, 649)、強く内湾するもの(650〜654)がある。文様帯の幅は狭く屈曲部より下に縄文を施す。端部を丸く納めるもの(652, 653)以外は面取りする。

第71図　包含層出土縄文土器、Ｚ４群第２類(4)・第３類(1)土器

・V種.（655～663）　その他のもの。口縁部に凸帯を付け、その下に沈線文を施すもの(655～661)やⅣ種と同じであるが凸帯間に縄文を施すもの(662, 663)がある。

4類土器　（第72図６６４～６７７，図版28）

凸帯文土器に赤色顔料を施すもの。664～669は凸帯に刻目を施す。内湾しないもの(664, 665)と内湾するもの(668, 669)がある。666, 667は内湾しないものの文様帯の破片。670～672は沈線文を伴う。670は口縁部で、内面にも凸帯を２条施す。671, 672は文様帯の破片。673は指頭による押圧状刻目凸帯を施す。丸く納めた口端外側角にも押圧状刻目を施す。674は凸帯が無文。面取りした口端外側角に縄文を施す。凸帯間に縄文を施す。675は屈曲部に付けた凸帯に八字状刻目を施す。凸帯外の器面に爪形文を施す。676, 677は低い凸帯に×字状刻目を施す。沈線文を伴う。

Ｚ５群土器　（第72～75図６７８～８１３，図版29・30）

前期に属する沈線文系土器を本群とする。沈線文の施文方法により次の７類に分類する。

１類　細線文による。　　２類　斜格子状沈線文を施すもの。

３類　平行沈線文を施すもの。　　４類　平行沈線文を集合状に施すもの。

５類　コンパス文を施すもの。

６類　沈線文を縦位・斜位・曲線状に施し、複雑に構成するもの。

７類　赤色顔料を施すもの。

１類土器　（第72図６７８～６９８，図版29）

本類は細線文によるもので、施文方法によって次の６種に分ける。

Ⅰ：植物の茎状のもので擦痕状に施すもの。　Ⅱ：縦位に細線を施すもの。

Ⅲ：口端直下から半載竹管による斜格子状沈線文を施すもの。

Ⅳ：口端直下から細線を斜位に施すもの。

Ⅴ：口端直下に豆粒状の粘土の塊を付け、細線を縦位・斜位に施すもの。

Ⅵ：口縁下に１条の凸帯とその下に細い凸帯を波状に付け、細線を斜位に施すもの。

・Ⅰ種.（678）　植物の茎状のもので擦痕状に口端直下から斜位に施すもの。口縁部内面にも施す。内面に指頭圧痕を有す。面取りした端部に刺突状刻目を施す口縁部はやや外反する。

・Ⅱ種.（679）　端部を折り曲げて凸帯状に施し、この下に細い凸帯を付け縦位に細線を施す。

・Ⅲ種.（680）　口端直下から半載竹管等による斜格子状沈線文を施すもの。半載竹管による平行沈線文を斜格子状に施すもの(680,681, 684,685)とヘラ状工具によるもの(682, 683)がある。端部に刺突状刻目を施すもの(680～682)と内側角に施すもの(683)がある。684, 685は胴部の破片。

・Ⅳ種.（686～696）　口端直下から細線を斜位に施すもの。端部に押圧状刻目を施し左斜位に細線を施すもの(686)や端部にヘラ状工具による刻目を施し右斜位に細線を施すもの(687)、端部に押圧状刺突文を施し細線の傾きを交互に複合鋸歯文状に施すもの(688)がある。689～691は胴部の破片。

第72図　包含層出土縄文土器、Ｚ４群第３類(2)・第４類、Ｚ５群第１類土器

沈線を複合鋸歯文状に施す。692～696は隆帯部の破片。隆帯部の刻目を片側一方から刻むもの(692)、両方から刻むもの(693)、斜めに刻むもの(694, 695)、押圧状に刻むもの(696)がある。隆帯部の内面にはいずれも指頭圧痕を残す。

・Ⅴ種.（697）　口端直下に豆粒状の粘土の塊を付け、細線を縦位・斜位に施すもの。面取りした端部に先割れの工具による押引状刻目を施す。

・Ⅵ種.（698）　口縁下に1条の凸帯とその下に細い凸帯を波状に付け、細線を斜位に施すもの。面取りした端部がやや外反する。

2類土器　（第73図699，700，図版29）

斜格子状沈線文を施すもの。内外面に細かい条痕調整を残す。面取りした端部に斜めの刻目を施す。

3類土器　（第73　図701～717，図版29）

半載竹管による平行沈線文を横位に施すもの。701は内外面に条痕調整を残す。端部を丸く納める。702～707は内外面を平滑に調整し細い竹管を用いる。端部を丸く納めるもの(702)、面取りするもの(703)、外側角に刻目を施すもの(704)、上部に刻目を施すもの(705)、端部に刺突状の刻目を施すもの(706, 707)がある。708～717は内外面を平滑に調整し太い竹管を用いる。端部を丸く納めるが、条間が等間隔のもの(708, 711)や等間隔でないもの(709, 710)、端部外側角に斜めの刻目を施すもの(712)、上部に刻目を施すもの(713)、内側角に刻目を施すもの(714, 715)がある。716, 717は胴部の破片。713, 715は波状口縁。

4類土器　（第73図718～724，図版29）

平行沈線文を集合状に施すもの。羽状のもの(718, 719)、複合鋸歯文状のもの(720, 721)、渦巻状のもの(722～724)がある。

5類土器　（第73図725，図版30）

コンパス文を施すもの。胴部の破片。内外面を平滑に調整する。コンパス文を上下に施す。黒浜式のコンパス文との関係が考えられるが、小破片1点のため不明である。

6類土器　（第73・74図726～779, 図版30）

半載竹管による沈線文を縦位・斜位・曲線状に施し、複雑に構成するもの。縄文の有無によって次の3種に細分する。

・Ⅰ種.（726～748）磨消縄文を施すもの。口縁部がやや外反するもの(726)、真っすぐ立ち上がるもの(727, 728)、少し内湾するもの(729, 730)、少し内湾するが口縁内側に横位・縦位の凸帯を付けるもの(732)、強く内湾するもの(733, 734)がある。735～748は胴部の破片。

・Ⅱ種.（749～756）　地縄文に沈線文を施すもの。半載竹管による沈線文を施すもの(749～751)と沈線文を平行・斜位・曲線状に施すもの(752～756)がある。いずれも胴部の破片。

・Ⅲ種.（757～779）　磨消縄文かどうか不明のもの、全く縄文を施さないもの。口縁部がやや外反

第73図　包含層出土縄文土器、Ｚ５群第２類・第３類・第４類・第５類・第６類(1)土器

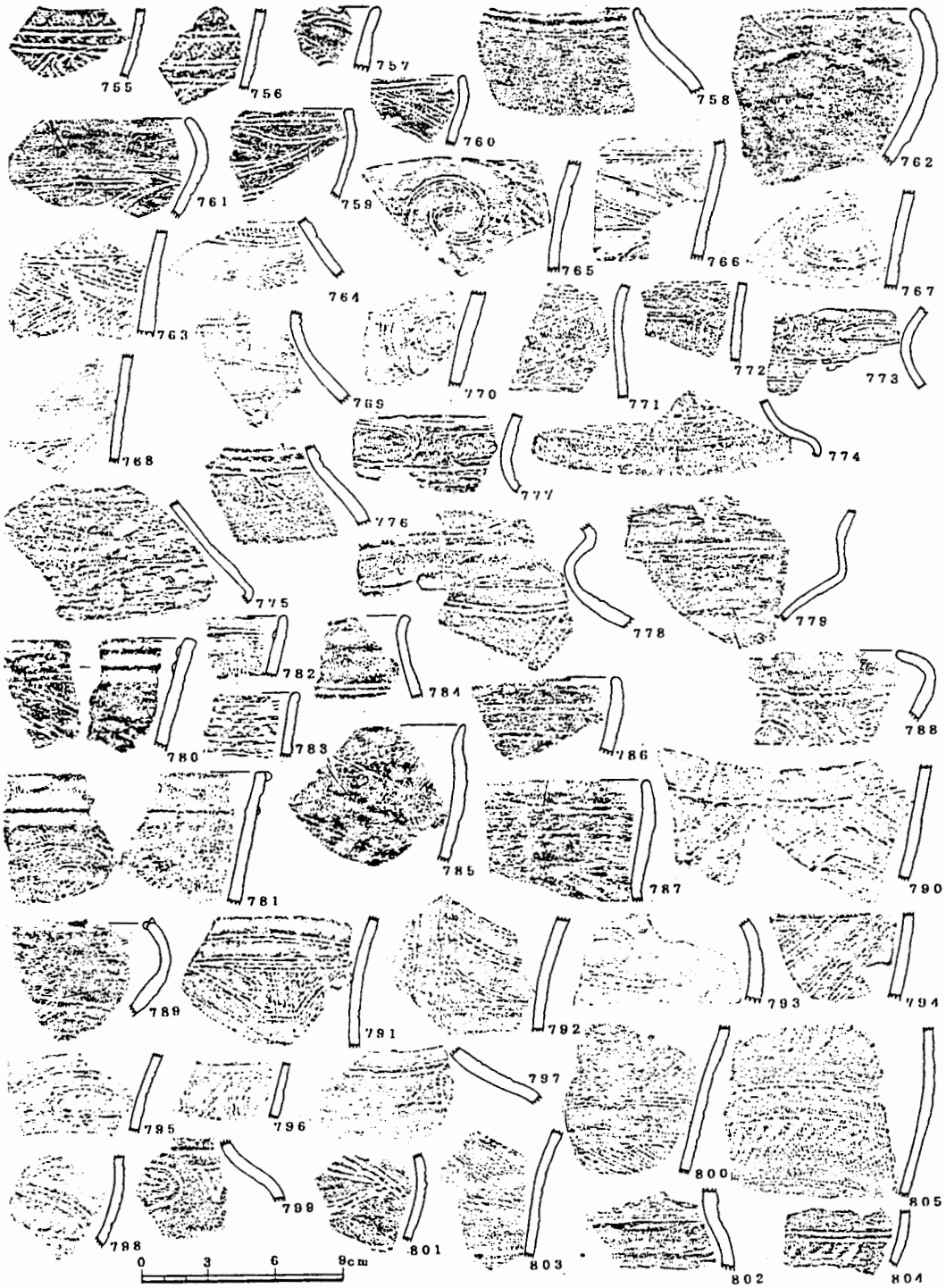

第74図　包含層出土縄文土器、Z 5 群第 6 類(2)・第 7 類(1)土器

するもの(757)、内傾して端部で短くやや立ち上がるもの(758)、弱く内湾するもの(759, 760)、強く内湾するもの(761, 762)がある。763〜779は胴部の破片。

７類土器　(第74・75図７８０〜８１３, 図版３０)

本類は、沈線文系土器に赤色顔料を施すもの。780〜803は磨消縄文を施す。真っすぐ立ち上がるが、口縁内側に１〜２条の凸帯を付けるもの(780〜782)と口端内側角に刻目を施すもの(783)や、やや外反するもの(784, 785)、少し内湾するもの(786, 787)、強く内湾するもの(788, 789)がある。788, 789は内面にも赤色顔料を施す。789は端部に皿状突起を付ける。790〜803は胴部の破片。804, 805は地縄文に沈線文を施す。胴部の破片。804は外面に炭化物の付着が多い。806〜813は磨消縄文かどうか不明のものや全く縄文を施さないもの。806〜808は口縁部。端部を丸く納める。内面に赤色顔料を施さない。809〜813は胴部の破片。

Ｚ６群土器　(第75・76図８１４〜８６２, 図版３０)

列孔文土器を本群とする。一般に本群の土器は、赤味の強い土を使用し、器面を丁寧に調整し、赤色顔料を施すものが多い。文様の有無によって次の２類に分類する。

１類　無文のもの。　　２類　有文のもの。

１類土器　(第75・76図８１４〜８５６, 図版３０)

本類は、無文の列孔文土器。814〜843は口縁部。814〜817は口縁部に凸帯を付けるもの。端部が立ち上がらないもの(814)、少し立ち上がるもの(815, 816)、やや強く立ち上がるもの(817)がある。814, 817は外面に赤色顔料がわずかに残る。816は口縁部に列孔文を伴わないものであるが、本類に属するものと考えられる。818〜843は凸帯を持たないもの。端部が立ち上がらないもの(818〜820)、少し立ち上がるもの(821〜824)、やや強く立ち上がるもの(825〜833)、強く立ち上がるもの(834〜837)がある。また、胴部は、丸く屈曲するもの(821, 824, 832, 834)、鋭角的に屈曲するもの(827, 831, 833, 835)、鋭角的に屈曲し庇状に張り出すもの(829, 830, 836)がある。822は外面に、834は内外面に赤色顔料が残る。838は口端部がやや強く立ち上がるもので、口縁部は水平近く内傾し、鋭角的に屈曲し庇状に張り出す。胴部は丸味を持って下がり鍋形を呈する。843も鍋形を呈するが、屈曲部は丸味を持つ。庇部を面取りして成形する。底部と胴部の境に段を持ち、丸味を持った広い底部である。口径約25.0cm、器高約13.8cm、屈曲部径約32.2cm。外面に赤色顔料を残すが、炭化物も大量に付着する。839は壺形を呈する。口縁部はやや外反気味に立ち上がり、胴部との境に列孔文を配する。胴部は強い丸味を持つ。840は口径約33.0cm、現在高約8.5cm、屈曲部を３段持つものと思われる。端部はやや強く立ち上がり、第１屈曲部は丸味を持って鋭角的に屈曲する。端部と屈曲部の間が広い。黒褐色の胎土で、赤色顔料は確認できない。841は２段の屈曲部を有する小形のもの。端部がやや強く立ち上がる。第１屈曲部はやや丸く鋭角的に屈曲する。端部と屈曲部との間は狭い。口径約15.0cm、器高約6.8cm、屈曲部径約20.5cm、底部は丸味を持つ。842は３段の

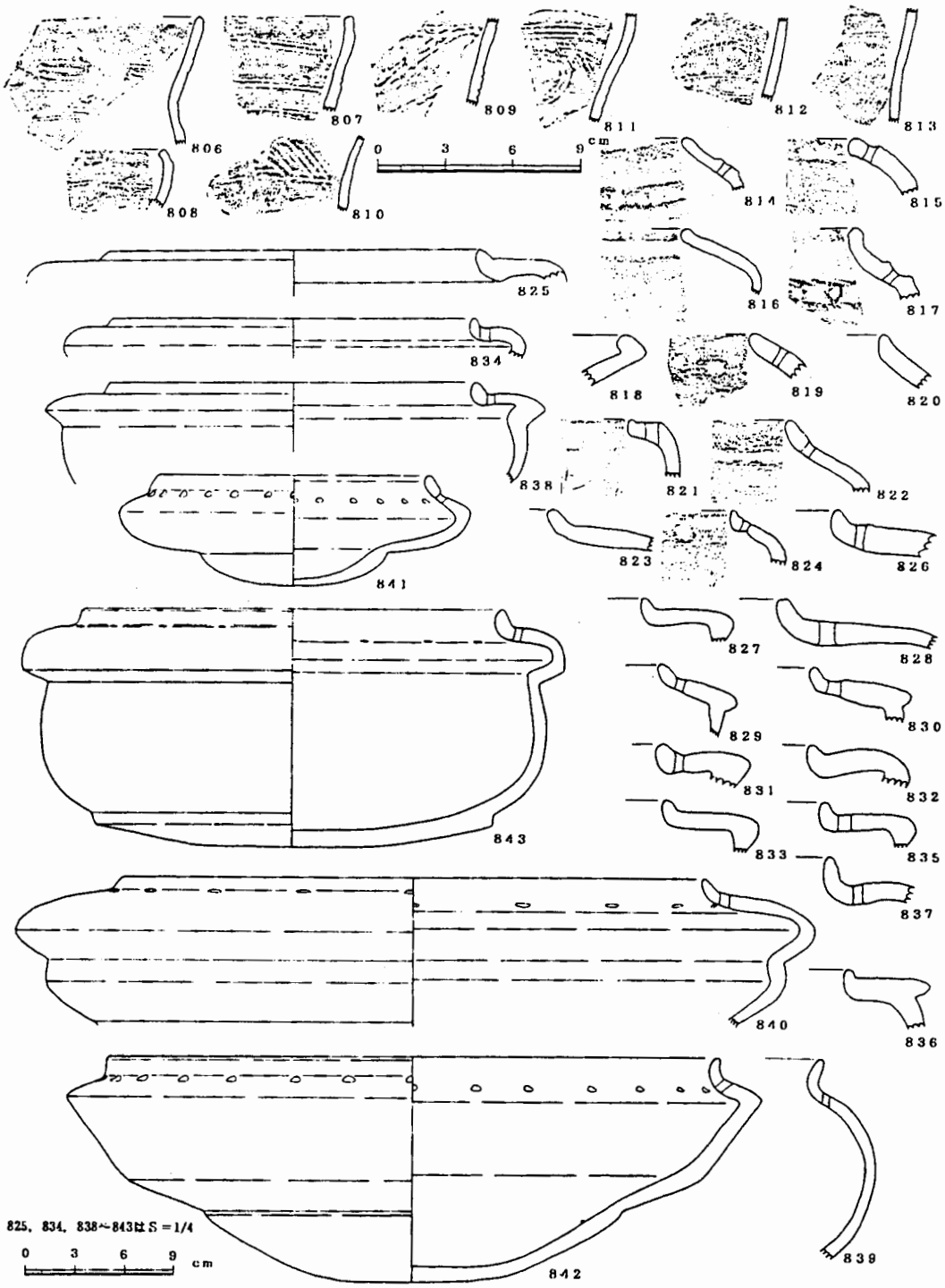

第75図　包含層出土縄文土器、Z 5 群第 7 類(2)、Z 6 群第 1 類(1)土器

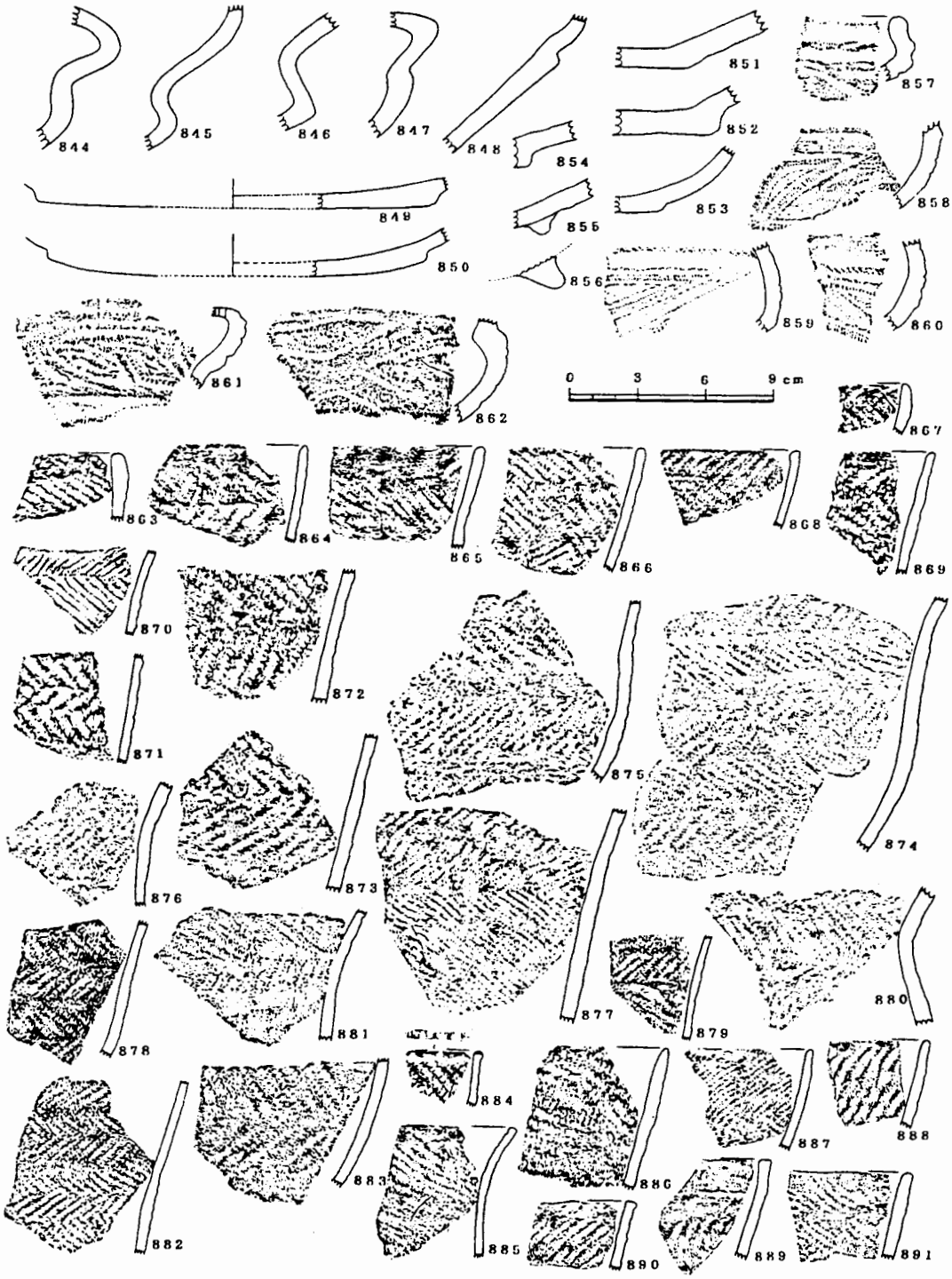

第76図　包含層出土縄文土器、Ｚ６群第１類(2)・第２類、Ｚ７群第１類・第２類(1)土器

屈曲部を有する。口径約35.5cm、屈曲部径約41.7cm、器高約13.7cmの大形のもの。端部は強く立ち上がり、端部と屈曲部との間が狭い。第1屈曲部は丸味を持たず屈曲する。第1と第2屈曲部との間は直線的につながり、第3屈曲部と底部は連続的につながる。840は第1号住居跡の覆土より出土した。841～843は第2号住居跡の覆土出土。844～848は胴部の破片。849～856は底部の破片。底部の形態も様々で、広く丸底のもの(849,850)、平底のもの(851～854)、高台の付くもの(855,856)がある。

2類土器　(第76図857～862, 図版32)

有文のもの。深い沈線で文様を描き、爪形文を施すものもある。破片ばかりで全体の器形のわかるものはない。

Z7群土器　(第76～78図863～935)

前期に属する縄文だけ施された土器を本群とする。施文方法によって次の3類に分類する。

1類：羽状縄文を施すもの。　2類：斜縄文を施すもの。　3類：その他の縄文土器。

1類土器　(第76図863～883)

羽状縄文を施すものを本類とする。部位によって次の3種に分ける。

・Ⅰ種. (863～869)　口縁部。端部を丸く納めるもの(863)、丸く尖るもの(864)、面取りするもの(865)、刻目を施すもの(866)、内外側角に刻目を施すもの(867)、面取した内側角に刻目を施すもの(868, 869)がある。内面は指頭圧痕を残すもの(865)もあるがいずれも平滑に調整する。

・Ⅱ種. (870～876)　羽状縄文を施す胴部の破片。内面を平滑に調整するもの(870～874)と指頭圧痕を残すもの(875, 876)がある。内面を平滑に調整するものでは、器壁の薄いもの(870, 871)と比較的厚いもの(872～874)がある。指頭圧痕の残るものは、比較的器壁が厚い。

・Ⅲ種. (877～883)　擬似羽状縄文を施す胴部の破片。内面を平滑に調整するもの(877～879)と浅い条痕調整を残すもの(880, 881)、指頭圧痕を残すもの(882, 883)がある。いずれも比較的器壁の厚いものが多い。

2類土器　(第76～78図884～927)

斜縄文を施すものを本類とする。部位によって次の2種に分ける。

・Ⅰ種. (884～914)　口縁部。884～900は内面を平滑に調整する。端部の作りは、端部に押圧状刻目を施し内面にも縄文を施すもの(884)、端部に刻目を施し内面に押引沈線文と端部との間に貝殻腹縁文を刺突するもの(885)、端部を丸く納めるもの(886～888)、面取りするもの(889, 890)、内側角に刻みを施すもの(891, 892)、刻目を施すもの(893～896)、指頭等による押圧状刻目を施すもの(897, 898)、工具による押圧状刻目を施すもの(899, 900)などがある。901～904は内面に浅い条痕調整を残す。端部を面取りするもの(901, 902)、内側角に刻目を施すもの(903)、指頭などによる押圧状刻目を施すもの(904)がある。905～914は内面に指頭圧痕を残す。端部の作りは、丸く納め

るもの(905)、面取りするもの(906)、刻目を施すもの(907, 908)、指頭等による押圧状刻目を施すもの(909～913)、端部を面取りし細い凸帯を波状に付けたもの(914)などがある。913は強く外反する。

・Ⅱ種. (915～927)胴部の破片。915～922は内面を平滑に調整する。縄文の間にループ文を伴うもの(915, 916)と伴わないもの(917～922)がある。器壁の薄いもの(917～920)と厚いもの(915, 916, 921, 922)がある。920は胴部のくびれ部である。923, 924は内面に浅い条痕調整を残す。比較的器壁の厚いものが多い。

３類土器　(第７７，７８図９２５～９３５)

その他の縄文土器を本類とする。928, 929は縄文土器に赤色顔料を施す。928は端部に工具による押圧状刻目を施す。外面に赤色顔料を施す。929は胴部の破片。内面に赤色顔料を施す。930～935はその他の縄文土器。930, 931は無文地の中に縄文を一段横位に施す。内面を平滑に調整する。

Ｚ８群土器　(第７８図９３６～９６８)

前期に属する土器の底部を本群とし、一括して扱うこととする。底部付近の胴部に施された文様によって次の５類に分類する。

１類：条痕文・無文のもの。　２類：縄文を施すもの。

３類：凸帯文を施すもの。　４類：沈線文を施すもの。　５類：赤色顔料を施すもの。

１類土器　(第７８図９３６～９４８)

底部近くの胴部の文様が条痕文や無文のものを本類とする。936～941は張り出し部が強くでている。張りだし部が無文のもの(936～938)と刻目を施すもの(939～941)がある。942～948は張り出し部があまり出ていない。張り出し部が無文のもの(942, 943)、刻目を施すもの(944, 945)、上げ底状のもの(946)、張り出しのないもの(947, 948)がある。

２類土器　(第７８図９４９～９５１)

本類は、胴部に縄文を施す土器の底部である。949は張り出し部が出ているが、950, 951はあまり出てないもので、底部の器厚は薄い。いずれも張り出し部は無文。

３類土器　(第７８図９５２，９５３)

本類は、胴部に凸帯文を施す土器の底部である。いずれも張り出し部はほとんどないが、952は少し高台状に出ているが底部は丸底。

４類土器　(第７８図９５４～９５８)

本類は、胴部に沈線文を施す土器の底部である。張り出し部の大きいもの(954, 955)とほとんど出ていないもの(956～958)がある。954は丸底で、956～958は少し高台状に出ている。

５類土器　(第７８図９５９～９６８)

本類は、赤色顔料を施す土器の底部である。胴部の文様が無文や条痕文のもの(959～962)、凸帯

第77図　包含層出土縄文土器、Z 7 群第 2 類(2)・第 3 類(1)土器

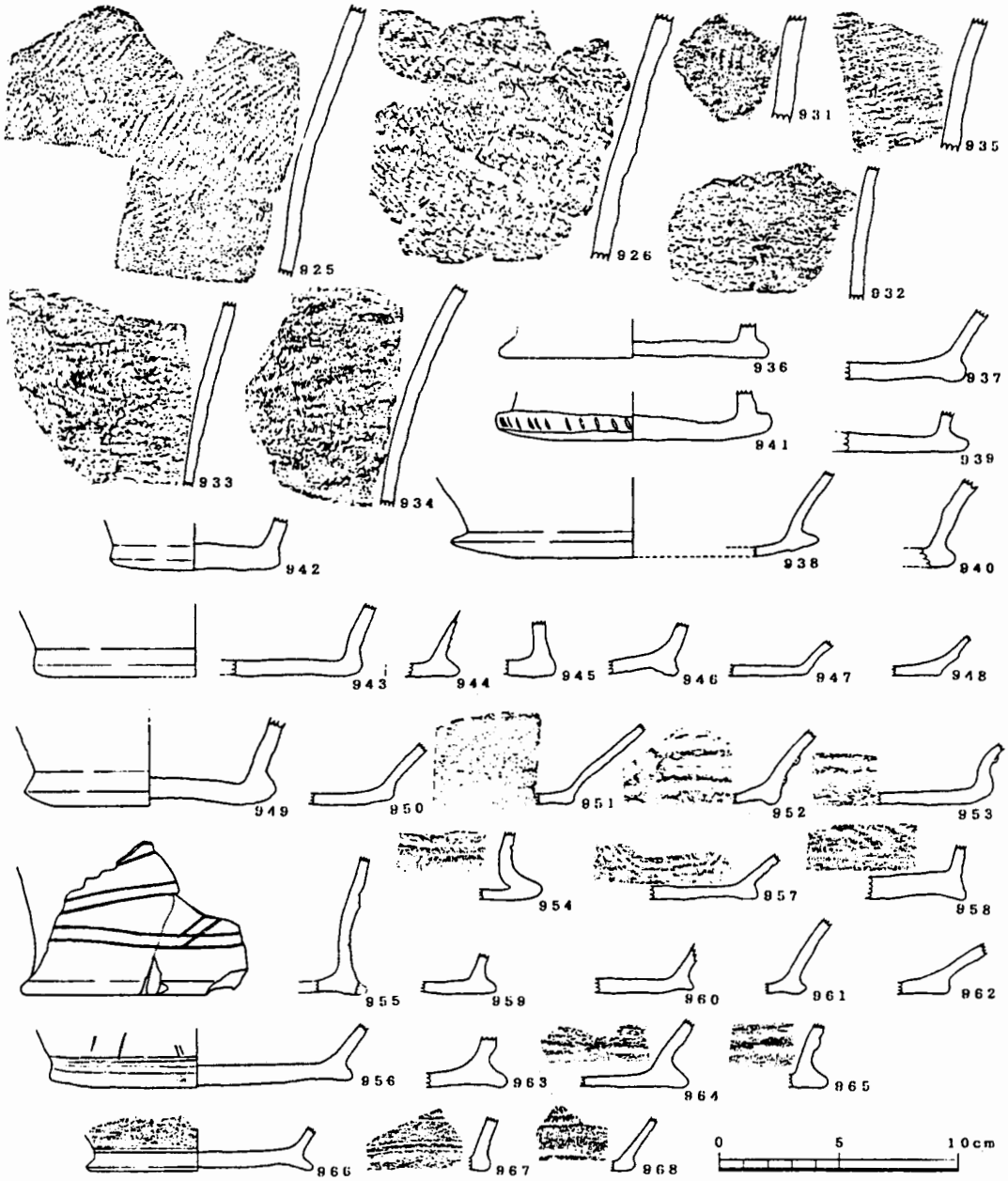

第78図　包含層出土縄文土器、Ｚ７群第２類(3)・第３類(2)、Ｚ８群土器

のもの(963～965)、沈線文のもの(966, 967)、刺突文のもの(968)がある。いずれも赤色顔料は外面に施す。

小の原遺跡の土器分類

Ⅰ．縄文時代早期

群	類	種		備考
1．表裏縄文土器	1．口縁部	縄文を縦位に、内面には縄文(LR)を縦位に近い斜位に施す。		
	2．胴部	縄文を密に施し、内面はLRに施す。		
2．撚糸文系土器	1．口縁部	口縁部に左斜位の撚糸文を施し、この下に沈線を施す。		
	2．胴部	横位の沈線文を数条施し、この下に縦位の撚糸文を施す。		
3．押型文系土器	1．山形の押型文を有するもの	Ⅰ．縦位に押型文を施すもの	・帯状の押型文を施す。 ・密接の押型文を施す。	
		Ⅱ．横位の押型文を施すもの	・端部に右斜め上から刻目を施す。 ・端部を丸く納める。　・端部を面取りする。 ・口端外側角に刻目を施す。　・その他。	
		Ⅲ．凸帯を有するもの	・端部と凸帯の間や凸帯上が無文の。 ・端部と凸帯の間に横位の押型文を施し、凸帯上に施さない。 ・端部と凸帯の間に条痕を、凸帯上に押型文を施す。 ・胴部。凸帯上に押型文を、その下に縦位・密接に施す。 ・胴部。押型文を施文した凸帯の上部に横位の押型をこの上部に無文帯を施す。	
		Ⅳ．刻目凸帯を有するもの	・刻目凸帯の下に縦位・帯状の押型文を施す。 ・口縁部に横位の押型文を施す。 ・口縁部の2条の刻目凸帯の下に沈線を5条以上施す ・無文帯につけた2条の刻目凸帯に1条の沈線を施す ・その他	
		Ⅴ．沈線を有するもの	・口縁部に横位の押型文とその下に沈線を施す。 ・沈線の下に横位の、その下に縦位・帯状の押型文を施す。 ・沈線の下に縦位・密接の押型文を施す。 ・押引沈線文を施す。 ・曲線を描く沈線の間に押型文を施す。 ・太い沈線と刺突文を伴う。	
		Ⅵ．連続した刺突文を有するもの		
		Ⅶ．胴部の破片	・縦位・帯状に施す。・縦位・密接に施す。 ・横位に施す。	
	2．楕円の押型文を有するもの	・口縁部。　・胴部。凹線文を伴う。 ・胴部。凹線文を伴わない。		
4．沈線文系土器	1．田戸式土器に類するもの	Ⅰ．田戸下層式土器に類するもの。 Ⅱ．田戸上層式土器に類するもの。		
	2．その他の沈線文土器	Ⅰ．繊維を含まないものや、わずかに含むもの	・半截竹管による平行沈線文を施す。 ・竹管や棒状工具による沈線文を斜位に施す。 ・沈線と押引沈線を施す。・押引沈線を施す。	
		Ⅱ．繊維を多く含むもの	・半截竹管の腹側を使い平行沈線文を施す。 ・半截竹管の背側を使う太い沈線を斜位に施す ・左右斜位・横位に沈線を施す。 ・沈線と短い沈線状刺突文を施す。 ・太い沈線を横位に施し、屈曲する段を有する ・内面を条痕調整する。 ・ヘラ状工具による斜格子状沈線文を施す。	

群	類	種		備考
5．貝殻条痕文系土器	1．野島式土器に類するもの	Ⅰ．沈線や細隆起線文による幾何学文を施すもの。 Ⅱ．口端部から垂下させた凸帯に連続的な刺突文を施すもの。		
	2．鵜ヶ島台式土器に類するもの	Ⅰ．沈線文による幾何学文を施すもの。 Ⅱ．太い竹管を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。 Ⅲ．細い竹管の刺突状押引沈線文による幾何学文を施すもの。 Ⅳ．細い竹管を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。 Ⅴ．貝殻腹縁を用いた押引沈線文による幾何学文を施すもの。 Ⅵ．その他のもの。		
	3．茅山下層式土器に類するもの	Ⅰ．刺突文を有するもの。	A：沈線で区画する。　B：押引沈線で区画する。 C：沈線や凹線の間の隆帯上に刺突文を施す。 D：凹線が指で掬でただけのもの。 E：文様帯と胴部の境に屈曲する段を持たない。 F：口縁に縦位の刻目状刺突文を1条施す。 G：その他の刺突文	
		Ⅱ．地文として縄文を施すもの。	A：凹線文だけを施す。B：刺突文と凹線文を施す C：隆帯に縄文原体を押圧したり、地文の縄文を残したり、刺突によって縄文状に似せる。	
		Ⅲ．沈線文を施すもの。		
		Ⅳ．縄文だけを施すもの。	A：口縁部。　B：屈曲する段に刻目を施さない。 C：屈曲する段に刻目を施す。	
		Ⅴ．その他のもの。	・耳状突起。　・その他	
		Ⅵ．条痕文だけ施すもの。		
	4．八ッ崎1式土器に類するもの	Ⅰ．弧状・波状に爪形文を施すもの	・口縁平行の爪形文を伴う。 ・口縁平行の爪形文を伴わない・耳状突起	
		Ⅱ．口縁平行に爪形文を施すもの		
	5．鵜畑式土器に類するもの	Ⅰ．爪形文を有するもの。	A：端部を丸く納める。D：口端外側を面取りする B：端部を水平に面取りする。E：端部が丸く尖る C：口端内側を面取りする。 F：端部を丸く納めるが、上から指や竹管・棒状等で押圧し、端部が小波状。 G：端部を丸く納めたり丸く尖り、斜め上からの押圧により、小波状になる。 H：その他の口縁部。　I：胴部。	
		Ⅱ．条痕文だけのもの		
	6．上ノ山式土器に類するもの	Ⅰ．上からの押圧や刺突による刻目状凸帯を有するもの	A：条痕文だけ施文する。 B：爪形文を施文する。 C：貝殻腹縁による刺突文を施す。 D：短い沈線を羽状に施す。	
		Ⅱ．上下交互の押圧による刻目状凸帯を有するもの	A：極端に短い凸帯を付ける。 B：短い凸帯を付ける。 C：口端部外側を角状に横み出す。 D：2条以上の凸帯を付ける。E：その他	
		Ⅲ．凸帯を有しないもの	A：爪形文を施す。　B：動物の歯等で施文する。 C：短い沈線を羽状に施す。　D：条痕文だけ。 E：ⅠD・ⅢCの破片。	
	7．入海Ⅰ式土器に類するもの			
	8．入海Ⅱ式土器に類するもの	Ⅰ．低い凸帯を有するもの	・凸帯と器面に爪形文を施す。 ・凸帯だけに刻目を施す。	
		Ⅱ．凸帯を有しないもの		
	9．石山式土器に類するもの	Ⅰ．爪形文による波状文を施すもの。 Ⅱ．押引状爪形文によるもの。		

第4表　小の原遺跡縄文土器分類表(1)

II．縄文時代前期

群	類	種	
1．条痕文系土器	1．内外面に条痕調整を施すもの		I．指頭圧痕を有しないもの。 II．指頭圧痕を有するもの。III．I・II種の胴部の破片
	2．外面に条痕文を有するが、内面にほとんど条痕調整が残らないもの		I．口縁の条痕調整を横位に施すもの。 II．条痕調整を斜位に施すもの。 III．I・IIの破片
	3．内外面を平滑に調整し、条痕がほとんど残らないもの		
	4．その他の条痕文土器		
2．刺突文系土器	1．内外面に条痕調整を施し、指頭圧痕を残すもの		I．棒状工具や竹管によるもの II．貝殻腹縁によるもの
	2．内外面一方に条痕調整を残すもの・どちらも残さないもの、条痕調整が不明のもの	I．内外面に条痕調整を施し、指頭圧痕を残すもの。棒状工具や竹管によるもの	A．爪形文状 B．半截竹管を利用し、2連1組を単位とする C．竹管以外を利用し、2連1組を単位とする D．緩やかな力一つの竹管で刺突する E．米粒状の刺突点列を施す　G．沈線文を伴う F．押引状刺突文を施す　H．その他の刺突文
		II．貝殻腹縁によるもの	A．左傾・右傾させて羽状に施す B．左傾や右傾させたものと横位・縦位に施す、いずれも口端部の刻目は貝殻腹縁で施す。 C．横位に施す　E．その他の貝殻腹縁文 D．短い貝殻腹縁を縦位に何条か施す
		III．地縄文の中に刺突文を施すもの	・爪形状刺突文を施す。・刻目状刺突文を施す。 ・左右から刺突する刺突文を施す。 ・内面に縄文を施す。・円形の刺突文を施す。
3．爪形文土器	1．D字形爪形文を施すもの		・小形のもの（6㎜前後）・中形のもの（9㎜前後）
	2．連続形爪形文を施すもの	I．内外面に条痕調整を残し、直線的に施すもの	・小形のもの（9㎜前後） ・中形のもの（13㎜前後） ・大形のもの（19㎜前後）
		II．刺突文を伴うもの III．連続爪形文を施すときに下端を意識的に刺突状に施すもの IV．蛇行・鎖状に施すもの V．内面を無文で平滑に調整するか、浅い条痕調整を残すもので、直線的に施すもの VI．蛇行・鎖状に施すが、区画沈線によって割り付けるもの VII．凸帯を伴うもの	
	3．C字形爪形文を施す	I．内外面に条痕調整を残し、直線的に施すもの	・小形のもの（9㎜前後） ・中形のもの（13㎜前後） ・大形のもの（19㎜前後）
		II．刺突文を伴うもの III．内面に条痕調整を残さないものや内面に浅い条痕調整を残すが、端部の刻み方からこの種と考えられるもの IV．直線状の爪形文帯を口縁に平行に施し、区画沈線をもたないもの V．直線状の爪形文帯に割り付け線として区画沈線を施すもの VI．爪形文帯中に鎖状・弧状のものを含むものや、さらに縦位・横位の爪形文帯を付施して複雑な文様を構成するもの VII．小さな爪形（5㎜以下）を施すもの	
	4．その他のもの	諸磯系爪形文に類するもの	
	5．赤色顔料を施すもの	I．北白川下層式系のもの。 II．諸磯式系のもの、及びどちらに属するか不明のもの。	

	10．天神山式土器に類するもの		
	11．塩屋式土器に類するもの		I．口縁平行に2条以上細い凸帯を付けるもの。 II．波状に凸帯を付けるもの
6．刺突文系土器	1．多縄文系土器に刺突文を施すもの		
	2．縄文地文に刺突を施すもの		I．結状体圧痕文を施すもの。 II．棒状工具や竹管によるもの。
	3．繊維を含む条痕文・無文のもの		I．棒状工具や竹管によるもの。III．刻目状爪形文を施すもの II．爪形文を施すもの。　IV．縄文原体圧痕文を施すもの
	4．条痕・無文のもので、繊維を含まないものやわずかに含むもの		・棒状工具や竹管によるもの。 ・爪形文を施すもの。
7．縄文土器	1．結状体によるもの		
	2．斜縄文のもの	・条痕調整を有するもの	・条痕調整を有しないもの
	3．羽状縄文のもの	・条痕調整を有するもの	・条痕調整を有しないもの
	4．その他のもの		
8．底部	1．尖底のもの	・尖底．・団子・円錐状のもの．・丸底状の小さな底部	
	2．平底のもの	・底部の厚いもの	・底部の薄いもの
	3．上底状のもの	・高台を付けたもの．・縄文原体を押圧したもの。 ・結状体を押圧したもの．・無文のもの	

4．凸帯文系土器	1．凸帯に縄文を施すもの	Ⅰ．凸帯を1条横位直線状に付けるもの。 Ⅱ．凸帯を2条横位直線状に付けるもの。 Ⅲ．3条以上凸帯を付けるもの、縦位・斜位に凸帯を付け複雑に構成するもの　Ⅳ．Ⅰ～Ⅲまでの破片	
	2．凸帯に刻目を有するもの	Ⅰ．縦位の刻目を施すもの	A．ヘラ状工具による刻目を有するもので、凸帯を平行に何条か付けるもの。 B．Aと同じであるが、凸帯を曲線的に付けるもの。 C．竹管による刻目を有するもので、凸帯を平行に何条か付けるもの。 D．刻目凸帯の下に縄文を施すもの。 E．凸帯を縦位・斜位・横位に付け、複雑　な文様構成を施し、凸帯上の刻目を不規則に施すもの。
		Ⅱ．長い斜位の刻目を有するもの	A．右斜位の刻目を施す凸帯と左斜位の刻目を施す凸帯を交互に配するもの B．Aと同じであるが、縦位の刻目凸帯を伴うもの C．凸帯の下から縄文を施すもの D．両方向の刻目凸帯を配するもの E．凸帯の下から縄文を施すもの
		Ⅲ．短い斜位の刻目を有するもの、凸帯間が無文のもの	A．凸帯を何条か平行に施すもの。 B．Aと同じであるが、端部との間や凸帯間に弧状・縦位・横位に短い凸帯を付けるもの。 C．凸帯を弧状・波状・斜位などに付け、複雑な構成を施すもの。　D．文様帯の破片
		Ⅳ．短い斜位の刻目をもつもので、凸帯間に縄文を施すもの	A．何条かの平行凸帯を貼り付ける。 B．凸帯を縦位・斜位・弧状に付け、複雑な構成をなす。　C．文様帯破片 D．刻目凸帯に沈線を伴う。　E．その他
		Ⅴ．指頭等の押圧による刻目を施すもの	A．凸帯間が無文。 B．凸帯間に縄文を施す。
		Ⅵ．八字状の刻目を有するもの	
	3．凸帯に何も施されていないもの	Ⅰ．凸帯を平行に1条施すもの　Ⅱ．凸帯を平行に2条施すもの Ⅲ．凸帯を平行に3条施すもの　Ⅳ．その他のもの Ⅳ．凸帯を平行だけでなく、縦位・斜位等複雑に付けるもの	
	4．赤色顔料を施すもの	・凸帯に刻目を施す。　・沈線文を伴う。 ・指頭による押圧状刻目凸帯を施す。　・凸帯状に何も施さない。 ・八字状刻目を施す。　・×字状刻目を施す。	
5．沈線文系土器	1．細線文によるもの	Ⅰ．植物の茎状のもので擦痕状に施すもの。 Ⅱ．縦位に細線を施すもの。 Ⅲ．口端直下から半截竹管による斜格子状沈線文を施すもの。 Ⅳ．口端直下から細線を斜位に施すもの。 Ⅴ．口端直下に豆粒状の粘土の塊を付け、細線を縦位・斜位に施す。 Ⅵ．口縁下に1条の凸帯とその下に細い凸帯を波状に付け、細線を斜位に施すもの	
	2．斜格子状沈線文を施すもの		
	3．半截竹管による平行沈線文を横位に施すもの	・内外に条痕調整を残すもの。 ・内外を平滑に調整するもの。	
	4．半截竹管による平行沈線を集合して施すもの		
	5．コンパス文を施すもの		
	6．半截竹管による沈線を縦位・斜位・曲線状に施し、複雑に構成するもの	Ⅰ．磨消縄文のもの。 Ⅱ．地縄文のもの Ⅲ．磨消縄文か不明のもの、全く　縄文を施さないもの	
	7．赤色顔料を施すもの		

6．列孔文土器	1．無文のもの		
	2．有文のもの		
7．縄文土器	1．羽状縄文を施すもの	Ⅰ．口縁部。Ⅱ．羽状縄文。Ⅲ．擬似羽状縄文。	
	2．斜縄文を施すもの	Ⅰ：口縁部。Ⅱ：胴部の破片。	
	3．その他の縄文土器	・赤色顔料を施すもの。・その他の土器。	
8．底部	1．条痕文・無文のもの	・張り出し部が強く出ているもの。 ・張り出し部が強く出ていないもの。	
	2．縄文を施すもの		
	3．凸帯を施すもの		
	4．沈線文を施すもの		
	5．赤色顔料を施すもの	・無文のもの。　・凸帯を施すもの。 ・沈線文を施すもの。　・刺突文を施すもの。	

小の原遺跡縄文土器分類表(3)

第５節　石　　器

本遺跡より出土した石器及び石製品は38,860点であり、内、打製石器とその製作に関連する資料が中心を占め、他は磨製石斧16点、石製品５点があるのみである。打製石器の内訳は石鏃1,415点、有舌尖頭器２点、石槍７点、石錐280点、石匙208点、掻器198点、削器259点、異形石器15点、異形部分磨製石器１点、ピエス・エスキーユ132点、ヘラ形石器83点、打製石斧28点、石核557点、打面再生剥片98点、ＲＦ616点、ＵＦ782点、石錘24点、磨石･凹石･敲石類466点、未成品855点、剥片・砕片32,834点である。

これらの内、遺構に伴うものとして、攪乱等の問題が若干あるものの第１号住居跡の埋土中より石鏃19点、石錐８点、石匙６点、掻器６点、磨製石斧１点、ＲＦ１点、ＵＦ４点、剥片214点、砕片48点が、第２号住居跡の埋土中より、石鏃19点、石錐２点、石匙１点、掻器１点、削器２点、ピエス・エスキーユ１点、ヘラ形石器１点、石核11点、ＲＦ２点、ＵＦ３点、未成品８点、剥片321点、砕片72点が出土している。これら以外は第Ⅱ・Ⅲ層及び第Ⅳ層直上より出土しているが、包含層そのものに二次堆積の可能性等が考えられ、土器形式に見合うような詳細な時期区分はできなかった。しかし、多くものが縄文時代草創期・早期・前期迄の間に製作・使用・廃棄されたものと考えられ、また膨大な量の石鏃や剥片・砕片等の存在から一遺跡における必要不可欠分とは考えられず石器製作・供給の核としての遺跡の性格を考えるべきかもしれない。

以下に各器種ごとにその分類を中心に説明する。

石鏃（第79図～82図，図版31）

未製品と考えられる一群まで含めると1,415点であり、石材はほとんどがチャートであるが、他に安山岩、黒曜石、頁岩製をわずかに含む。石鏃の分類に関しては多くの分類方法が試みられているが、その大部分が基部の形態的な差異に着目したものであるのでそれらを以下のように大別整理し、さらに細分する。

Ｉ類：基部に抉りの入るもの。ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅに細分される。

ａ：丸みを帯びた深い抉り込みの入るもので、左右対称形のものをa_1（１～19）、片脚となるものa_2（20～32）とする。302点出土。

ｂ：「く」の字状の抉り込みの入るもの。26点出土。（33～36）

ｃ：半円形のわずかな抉り込みが入るもの。184点出土。（37～43）

ｄ：凹状のわずかな抉り込みが入るもの。127点出土。（44～49）

ｅ：深く鋭角な抉り込みが入るもので、「く」の字状となるものをe_1（50～61）、やや先端部の長いものをe_2（62～65）とする。115点出土。

Ⅱ類：所謂平基鏃であり、基部が直線状をなすもの。199点出土。(66～71)

Ⅲ類：所謂円基鏃であり、基部側が丸みを帯びて突出するもの。56点出土。(72～78)

Ⅳ類：所謂有茎鏃であり、基部に茎をもつもの。11点出土。(79・80)

Ⅴ類：特殊な形態となるもの。7点出土。(81・82)

Ⅵ類：左右・両側にノッチの入るもの。4点出土。(83)

Ⅶ類：折損して形態が不明なものをⅦａ、未製品と考えられるものをⅦｂとした。384点出土。

有舌尖頭器（第83図，図版32）

2点とも完形品であり、逆刺が非常に顕著で樋状剥離による丹念な調整が加えられている。石材は2点ともチャート製である。(84・85)

石槍（第83図，図版32）

両面加工によって素材の幅や厚みを減じ尖った先端部（槍先）を作り出した石器を石槍とした。7点出土しているが、完形品は1点のみで他は先端部・基部等を欠損している。石材はチャート製4点、安山岩製2点、頁岩製1点である。

Ⅰ類：両面加工で細身のもの。(86・90)

Ⅱ類：両面加工で幅広であり、基部に最大幅のあるもの。(87・88・89)

石錐（第84図，図版33）

素材となった剥片の縁辺の一端あるいは両端に調整加工を加え尖った先端部を作り出した石器を石錐とした。素材として利用している剥片には形態的統一性はなく、つまみ部分に調整を加えてないものも多い。石材はほとんどがチャート製で、一部安山岩製を含む。以下のように分類する。

Ⅰ類：剥片の一端に長い尖頭部を持つもの。尖頭部と基部との境にはやや大きめのノッチを入れつまみ部分との機能の区分化を図っている。92点出土。(91～94)

Ⅱ類：長い棒状の形態を呈し、基部と尖頭部の区分が不明瞭なもの。調整が全体に及び形態的統一性が見られる。両端に尖頭部を持つものをⅡａ（95～98)、一端に持つものをⅡｂ（99～103）とする。Ⅱａについては石鏃と形態的に区別が困難のものもあるが先端部に磨耗痕が認められることを一つの目安として区分した。Ⅱａは53点、Ⅱｂは３１点出土。

Ⅲ類：剥片の一端を尖らせて尖頭部を作り出したもの。素材の形を大きく変えることがなく多様な形態となり、他と比較して尖頭部が短い。104点出土。(104～109)

石匙（第85図～87図，図版32）

全部で208点の出土があるが、ほとんどがチャート製であり、一部に安山岩・頁岩製を含む。本

石器を定義づける特長である相対する方向からノッチを入れることにより作り出したつまみ部分と刃部の位置関係により以下に分類する。

Ⅰ類：つまみを上方に置いた時、平行する側縁が刃部となる所謂縦形のもの。30点出土。(110～113)

Ⅱ類：つまみを上方に置いた時、直交するその下端の縁部が刃部となる所謂横形のもの。97点出土。(114～123、125～129)

Ⅲ類：Ⅰ・Ⅱの中間的形態となるもの。11点出土。(124)

Ⅳ類：破損品、未成品で形態が不明のもの。70点出土。

掻器（第87図～88図，図版33）

急角度に調整された刃部を持つ石器を掻器とした。刃部は樋状剥離によって作出されている。263点の出土があるが、やはり大半がチャート製である。刃部の位置と数により以下に分類する。

Ⅰ類：素材の全周が刃部となる所謂ラウンドスクレイパーである。20点出土。(130)

Ⅱ類：素材の一縁辺を除く三縁辺が刃部となるもの。45点出土。(131～133)

Ⅲ類：縦長剥片が素材として用いられ、その左側縁と末端が刃部となるもの。16点出土。(134～136)

Ⅳ類：縦長剥片が素材として用いられ、その右側縁と末端が刃部となるもの。11点出土。(137・138)

Ⅴ類：　素材の長軸先端部に刃部を作り出したもの。106点出土。(139・140)

削器（第89図，図版33）

剥片の縁辺に連続的な調整によって刃部を作り出した石器を削器とした。素材となった剥片は不定形なものが多く、刃部を作り出している調整加工も様々である。素材や刃部の位置関係により以下に分類する。

Ⅰ類：縦長（横長）剥片を素材とし、両面加工により刃部を作出したもの。33点出土。(141)

Ⅱ類：縦長（横長）剥片を素材とし、両面加工により作出された刃部と片面加工により作出された刃部を合わせ持つもの。6点出土。(142・143)

Ⅲ類：縦長（横長）剥片を素材とし、片面加工により刃部を作出したもの。220点出土。(144～146)

異形石器（第90図，図版34）

規格的な形態を持たず特殊な形となるものを異形石器とした。(147～158) これらは所謂糸巻形石器と呼ばれているものである。両面の縁辺部・あるいは全体に丁寧な調整を施して器厚を

薄くし、胴部中央にノッチを入れ〝わたくり〟を作出している。平らな両端を持つものと尖った両端を持つものの二種類見られる。

異形部分磨製石器（第91図，図版34）

1点のみ出土している。(159) チャート製で全長27㎜、最大幅20㎜、最大厚さ8㎜であり、小型の部類に入る。両面中央部付近に顕著な研磨痕が認められる。

ピエス・エスキーユ（第91図，図版34）

長軸方向の相対する位置にハンマーによる加撃と対象物からの衝撃による剥離痕が認められる石器をピエス・エスキーユとした。加撃と衝撃による剥離が他辺までぬけきったものは少なく、先端部のつぶれによる微細な剥離痕が著しい。全部で132点の出土があり、ほとんどがチャート製であるる。(160〜163、170)

ヘラ形石器（第91図，図版34）

やや分厚で寸づまりの縦長剥片の両側を折り取り、あるいは節理面（表皮）が残存している場合はその面をそのまま利用した狭小な側面を持ち、長軸方向一端に刃部を持つ石器をヘラ形石器とした。刃部は剥片剥離時の鋭利な刃部を利用しているものと細かい数回の剥離を加えているものがある。83点出土しており、大半がチャート製で、安山岩製が一部見られる。(164〜169)

打製石斧（第93図，図版34）

打製石斧は28点が出土している。内、完形品は1点のみである。石材は黒色片岩、ホルンフェルス、砂岩が利用されている。形状は撥形・短冊形で、171は中央部両側に荒い調整を加え装着部を作り出している。(171〜179)

磨製石斧（第93図，図版34）

磨製石斧は破損品を含め16点が出土している。内、完形品は3点のみである。石材は結晶片岩、ホルンフェルスが利用されているが、1点のみ砂岩（？）製がある。ほとんどのものが両側縁に面取りを持つ定角式の石斧で、形状は刃部側が扇状に開くものと直線状の二つに大別できる。刃部はすべて両刃である。また、186は環状石斧で、砂岩製である。(180〜186)

石核（第94図〜97図）

石核の出土は557点と非常に多い。これらの大部分の石核は、本来は残核と呼ぶものが多く占めていると考えられるが、剥片石器を主体とする縄文時代においてもその基盤にはある種の規則的な

剥片剥離工程が存在すると考えられ、その抽出のために残された形状－素材・打面設定・打面調整・剥離作業面・目的的剥片等－を足掛かりとして以下の10類に分類した。

Ⅰ類：厚手の幅広剥片の周辺部の平坦部を打面とし剥片剥離作業を行う。剥片剥離作業は背面ないしは腹面側一面に限定され、石核の中心に向かって作業が進むため90°ないしは180°の打面転移が行われている。114点出土。(187～190)

Ⅱ類：厚手の幅広剥片を素材とする点はⅠ類と同様であるが、周辺部に平坦部が存在しないため裏面を打面としている。打面の調整も見られるものもあるが、他はほぼⅠ類に類似し、Ⅰ類の剥片剥離作業が進行した姿と捉えるべきかもしれない。61点出土。(191～193)

Ⅲ類：Ⅰ類とほぼ同様な在り方を示すが剥片剥離作業が背・腹両面に及ぶ。62点出土。(194～195)

Ⅳ類：Ⅱ類とほぼ同様な在り方を示し、剥片剥離作業が背・腹両面に転換されるため一方の作業面が他方の剥離作業における打面調整的役割も結果的に兼ることになる。84点出土。(197～199)

Ⅴ類：厚みのある板状剥片を素材とし、背・腹面いずれかを打面とし、剥離作業を行う。尚、打面転移は行われず作業面は長軸一端に限定される。打面調整が行われているものも存在する。18点出土。(200、201)

Ⅵ類：Ⅴ類とほぼ同様な在り方を示すが、打面は腹面に限られ、作業面は全周に及ぶ。29点出土。(202、203、205、206)

Ⅶ類：円礫を分割したようなサイコロ状の剥片を素材とし、剥離作業面は一面に限られ90°の打面転移が顕著に見られる。打点をよく集中させて大きく剥片を得ながら後退させている。24点出土。(207)

Ⅷ類：円礫を分割し調整を加えた剥片のネガティブ面あるいは節理面を打面とし、打点を左右にずらしながら剥離作業を行う。90°の打面転移が顕著に見られる。作業面は表裏二面に及ぶものもある。10点出土。(204、209)

Ⅸ類：盤状の剥片一辺に調整を加え所謂山形打面を作り出し、石核の底面を有するような横長剥片を作出しているもの。5点出土。(210、211)

Ⅹ類：直方体状の剥片を素材とし、短軸側に打面を設定し長軸側を剥離作業面とする。25点出土。(208)

打面再生剥片（第98図）

形状から取り上げたのみで、どの類型の石核と結びつくのかという接合作業まで及んでいないので、積極的な意味は持っていないが、数多くの類型資料が見られるので取り上げておく。98点の出土がある。(212～214)

ＲＦ（第98図）

剥片に二次加工を加えているが、刃部を形成するようなあきらかな剥離痕が認められないがある程度大きさが揃って連続的に続く細かい剥離痕が認められるものをＲＦとした。全部で616点の出土がある。(215)

ＵＦ（第98図）

剥片の縁辺に「刃こぼれ」状の細かい剥離痕がある程度連続しているもの、あるいは縁辺全体としてみた場合、この細かい剥離痕が多く見られるものをＵＦとした。全部で782点の出土がある。(216〜219)

石錘（第99図〜100図）

石錘は25点出土している。内、所謂礫石錘が16点、剥片素材のものが９点である。石材は黒色片岩、安山岩（？）、ホルンフェルス、砂岩が利用されている。いずれも礫・剥片の長軸両端部に数回の剥離を入れ紐かかり部を作り出している。剥片素材のものには打製石斧状に階段状剥離加えた後、紐かかり部を作出したものも存在する。(220〜227)

磨石・凹石・敲石類

本来は詳細な区分が必要であるがこの類の石器にはいくつかの機能を合わせ持つものが多く、ここでは一括して取り上げた。多孔質の河原石を素材としており、明らかに加熱しているものも見られる。以下のように分類する。

Ⅰ類：平面形が楕円形のもの。断面形により細別する。

　　ａ：断面が楕円形のもの。

　　ｂ：断面が円形のもの。

　　ｃ：断面が凸レンズ状のもの。

　　ｄ：断面が四角形のもの。

Ⅱ類：平面形がずんぐりした長方形を呈し、断面が楕円形のもの。

石製品（第101図，図版35）

237、238は翡翠製の玦状耳飾りである。２点ともほぼ二分の一ほど残存しており、237は推定外径50㎜前後、推定中央部形10㎜前後、238は推定外径30㎜前後、推定中央径12㎜前後である。239は翡翠製の管玉である。全長26㎜、長軸中央に径50㎜の穿孔をみる。240は全長34㎜の磨製石斧のミニチュア品である。結晶片岩製で２カ所に穿孔の痕を見るが貫通していない。241は器厚の薄い砂岩製の河原石に２カ所両側から穿孔している。一種の垂飾りであろうか。

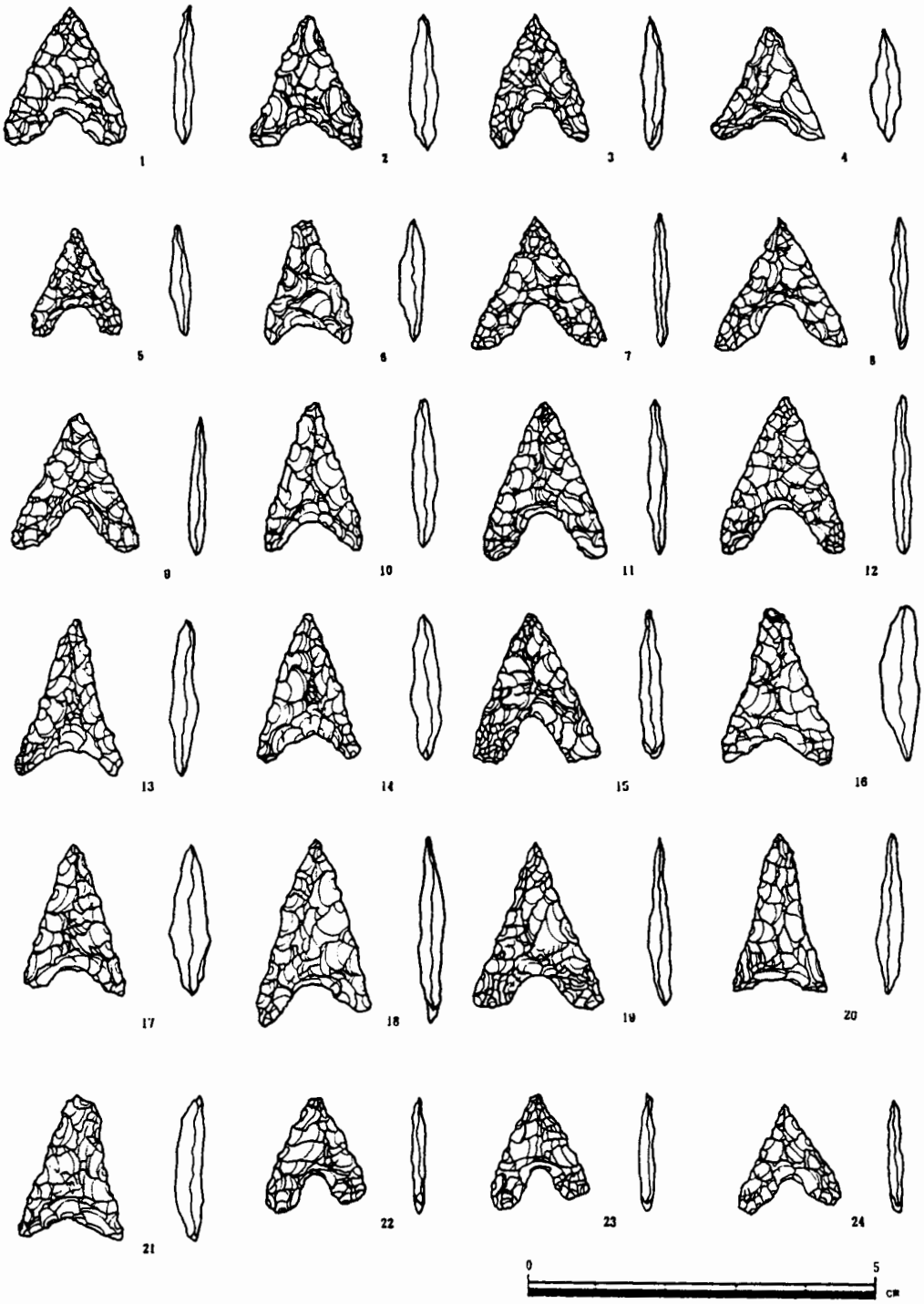

第７９図　　石器実測図(1)　石鏃①

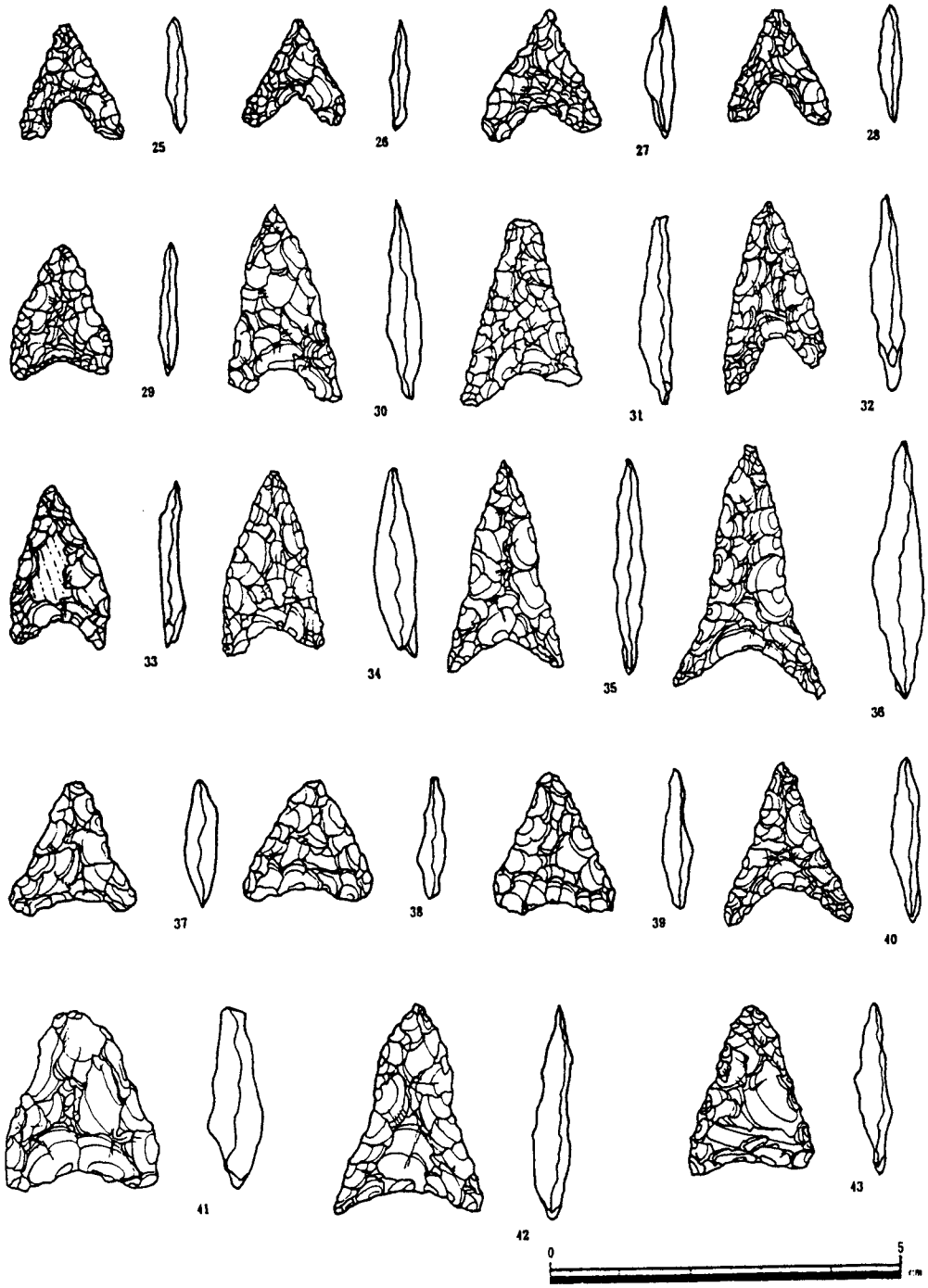

第８０図　石器実測図(2)　石鏃②

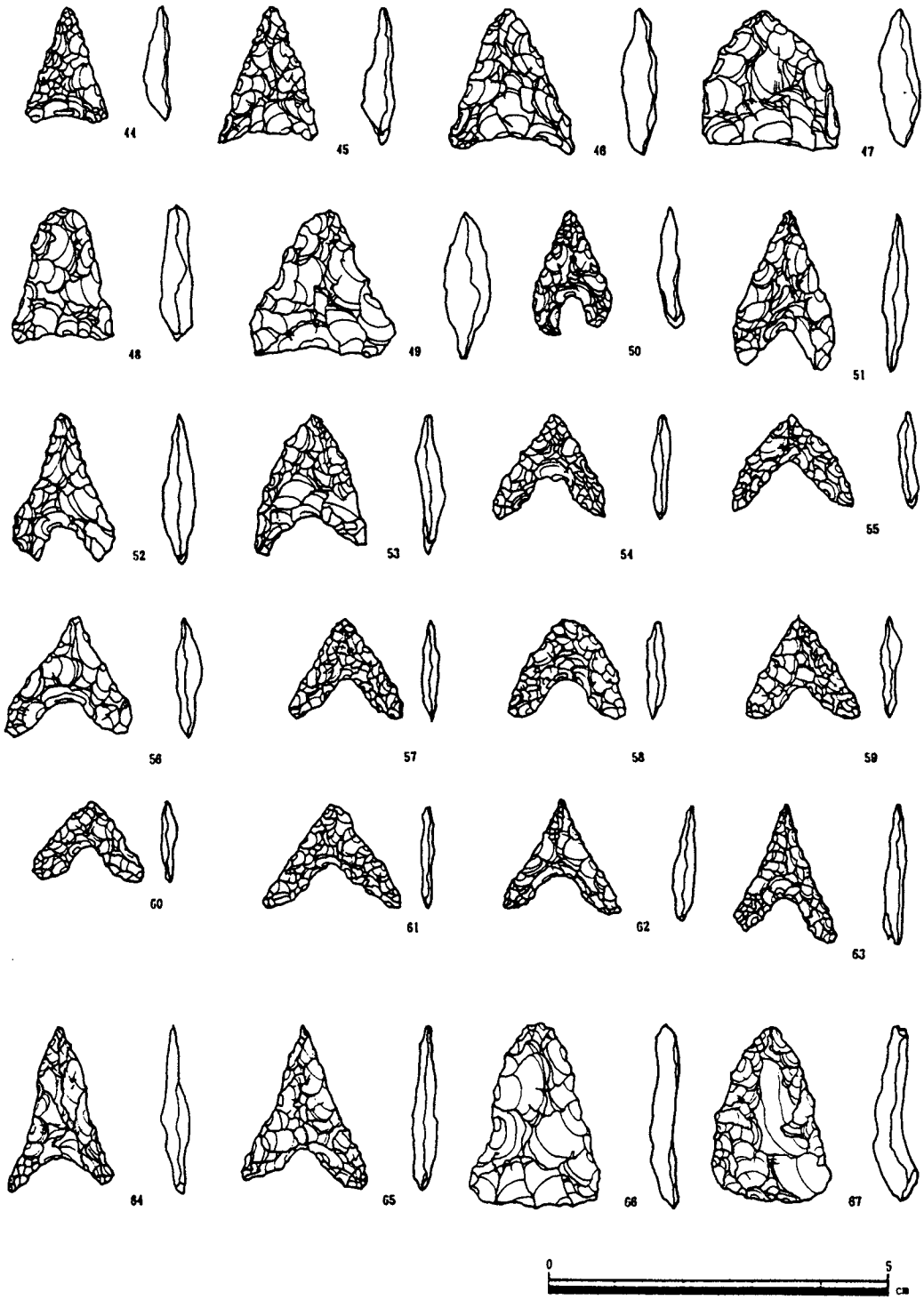

第８１図　　石器実測図(3)　石鏃③

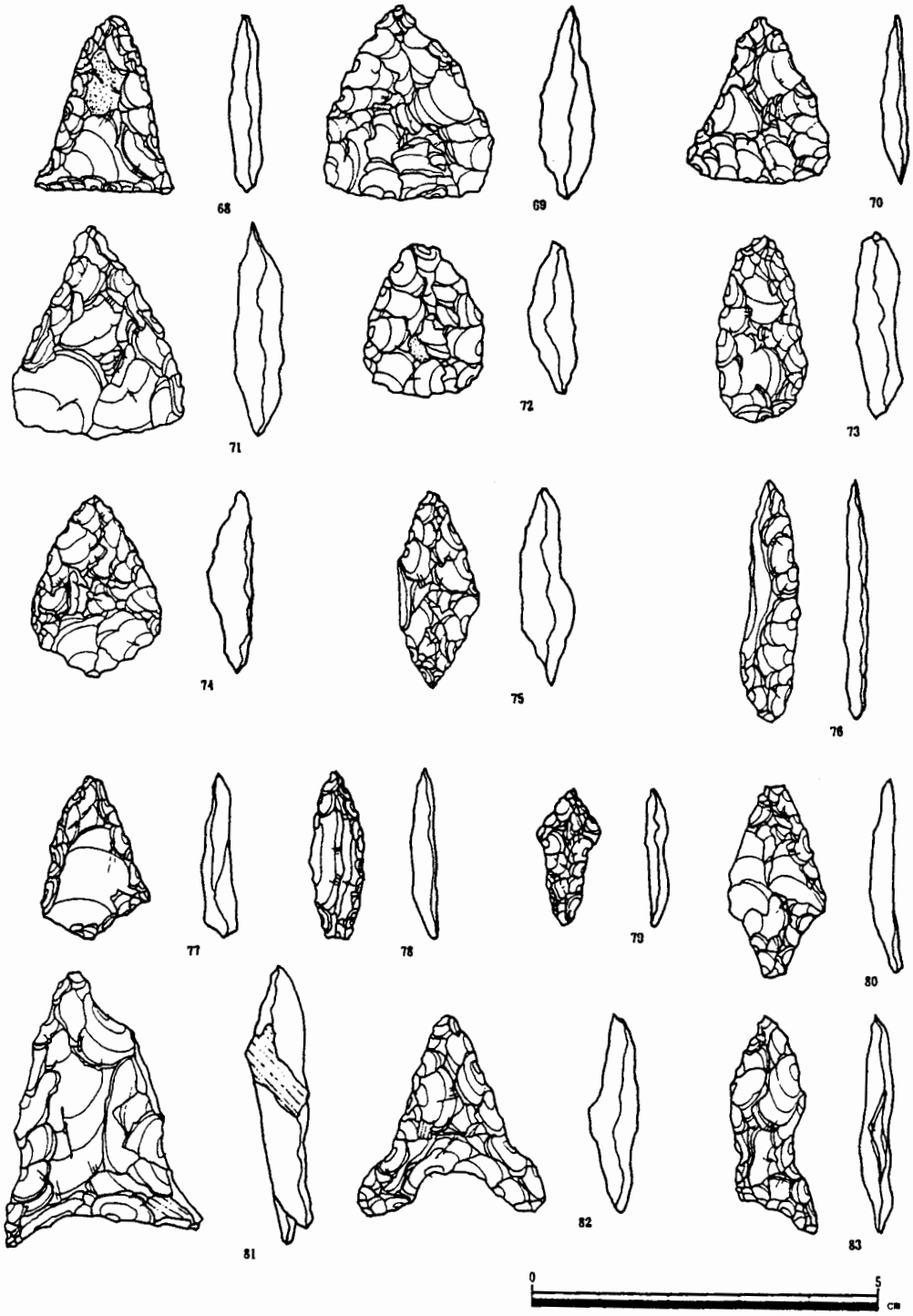

第８２図　石器実測図(4)　石鏃④

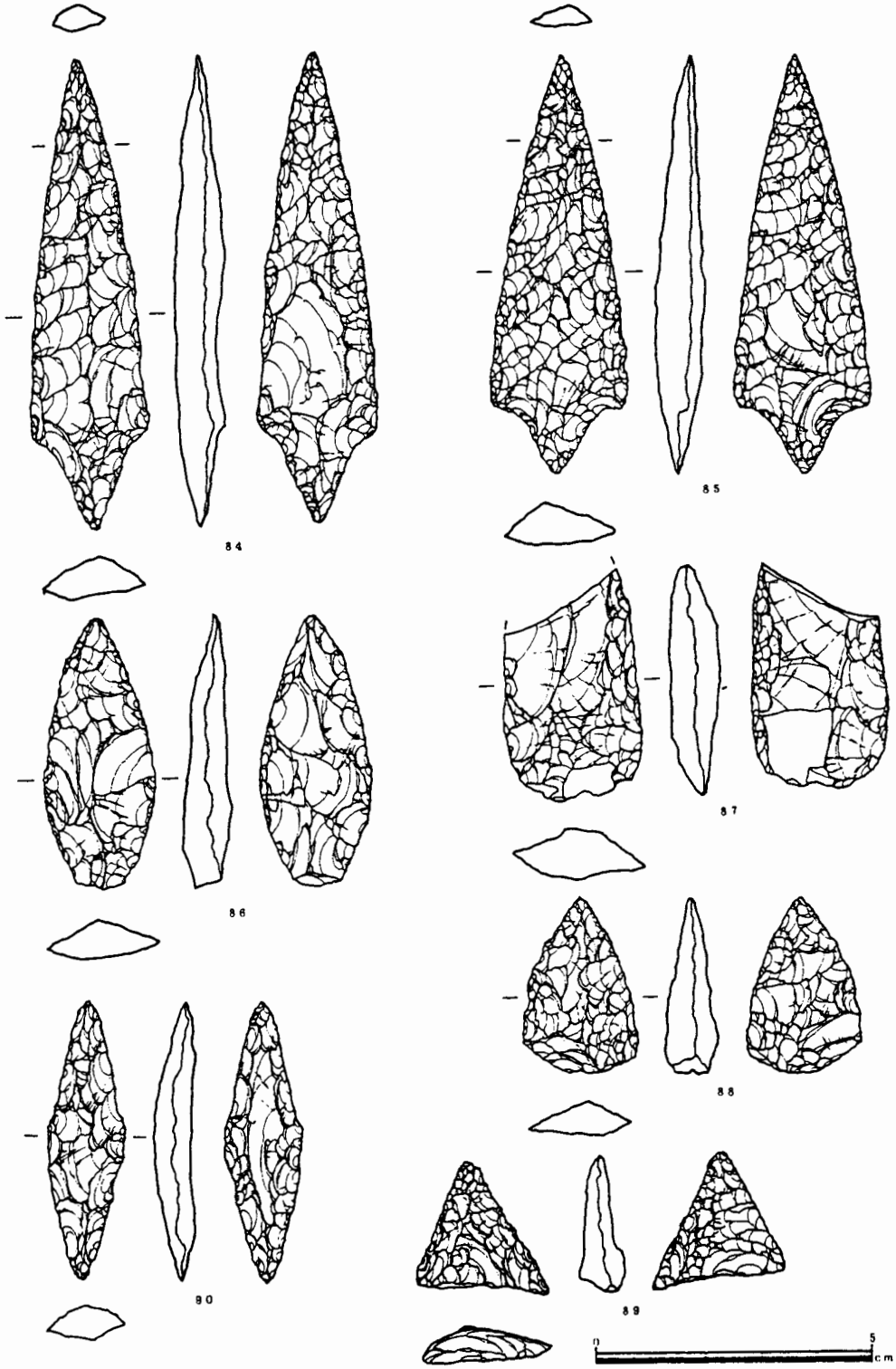

第８３図　　石器実測図(5)　有舌尖頭器，石槍

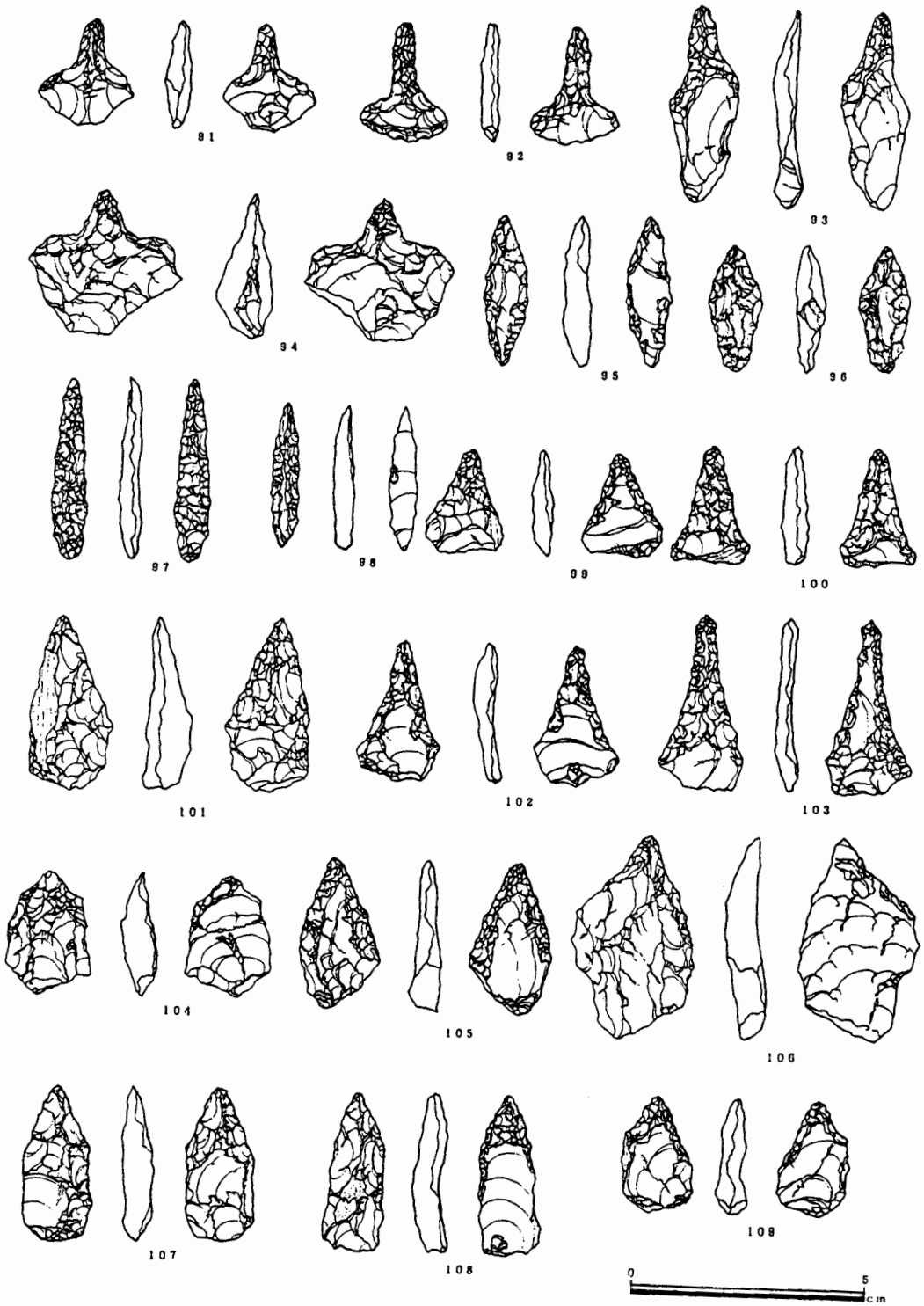

第84図　石器実測図(6)　石錐

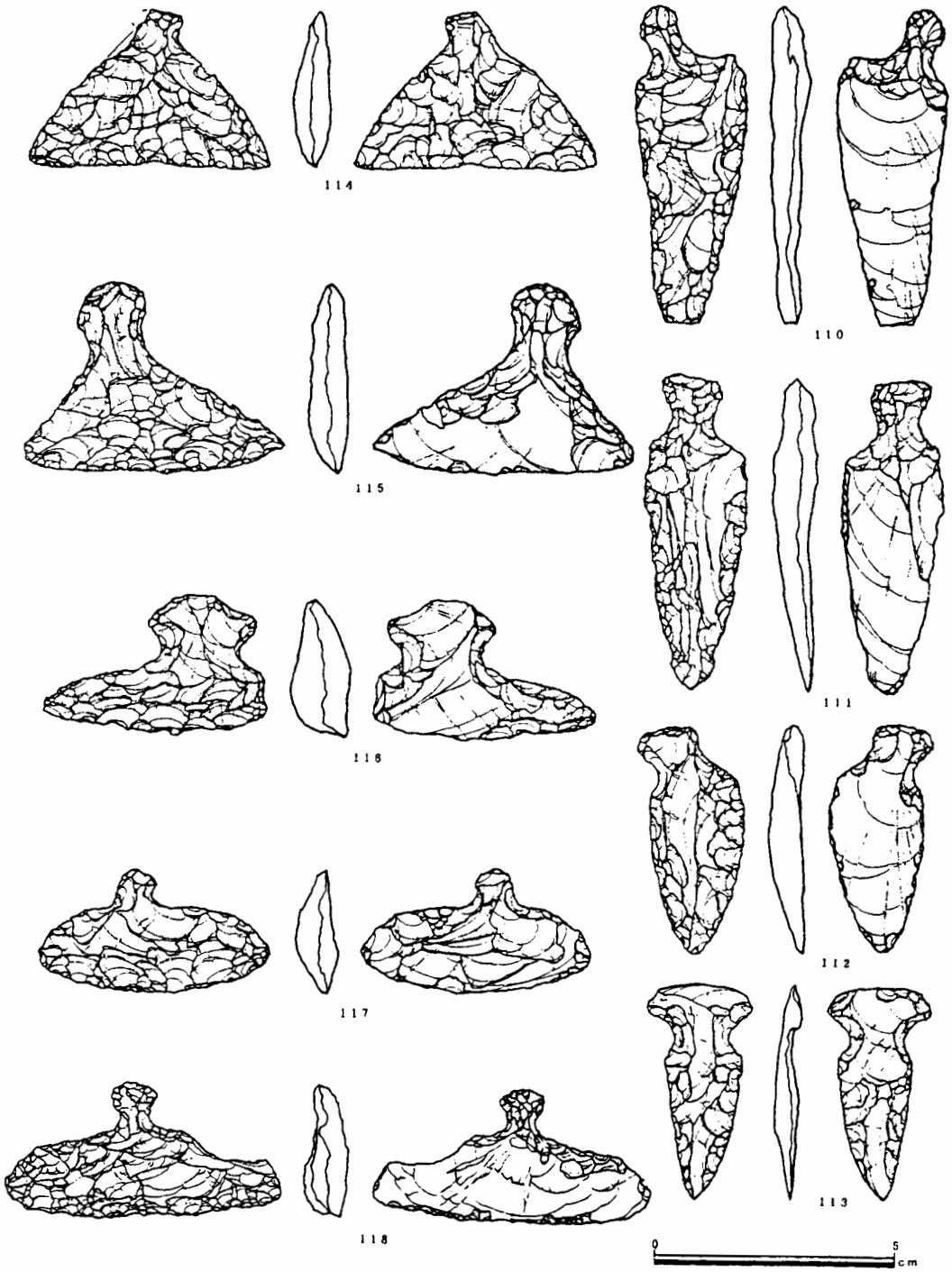

第８５図　　石器実測図(7)　石匙①

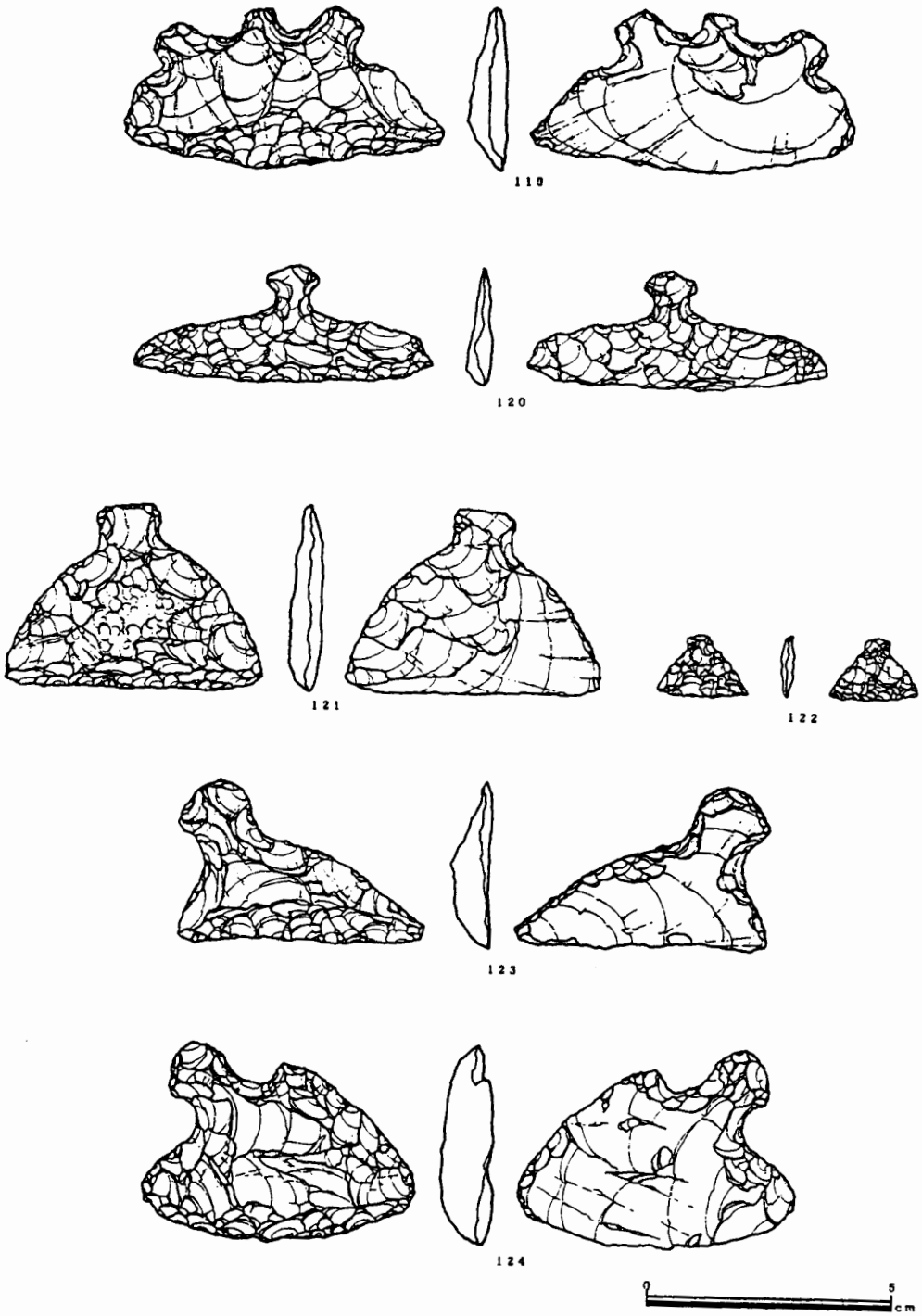

第86図　石器実測図(8)　石匙②

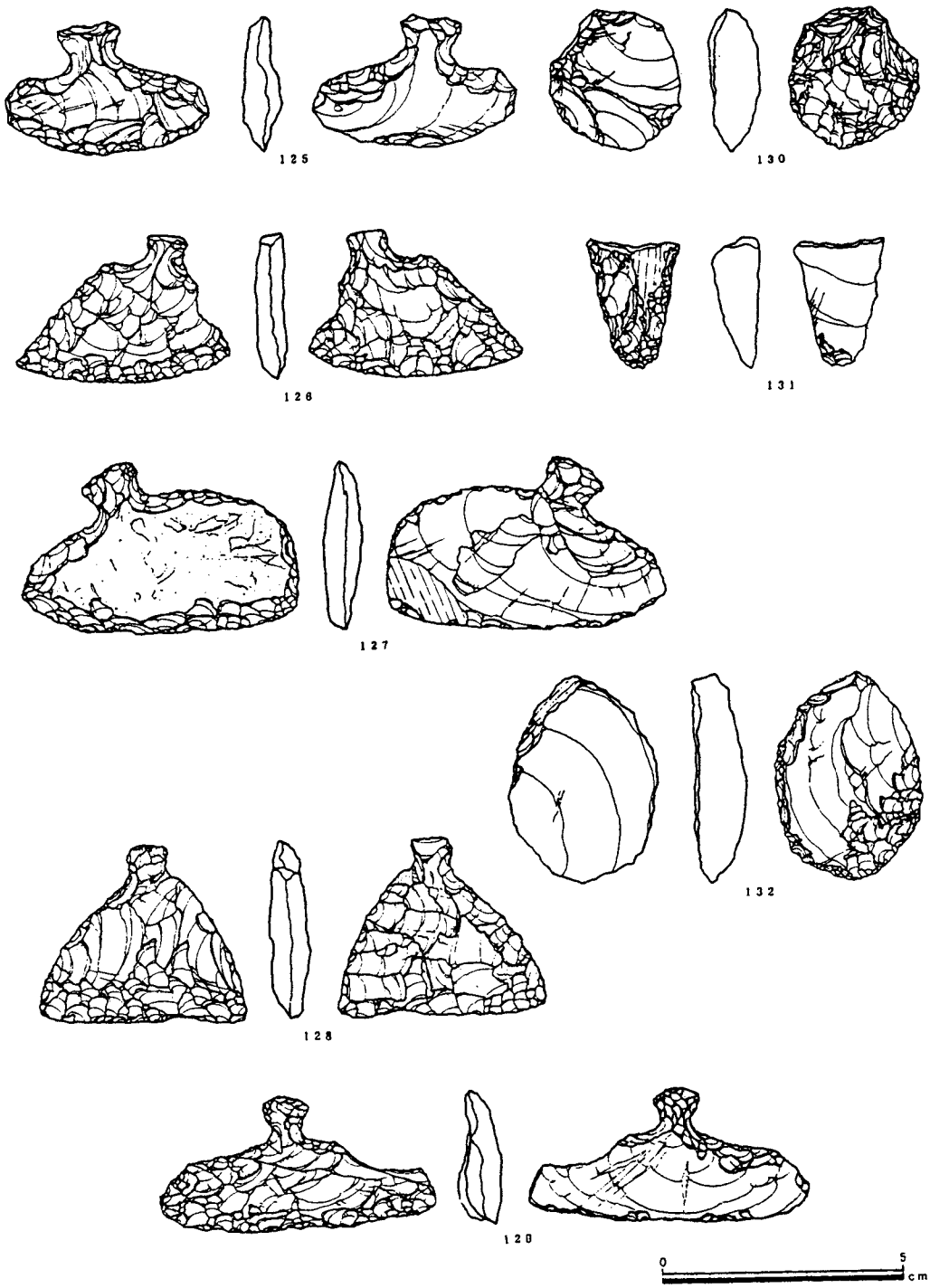

第８７図　　石器実測図(9)　石匙③，掻器①

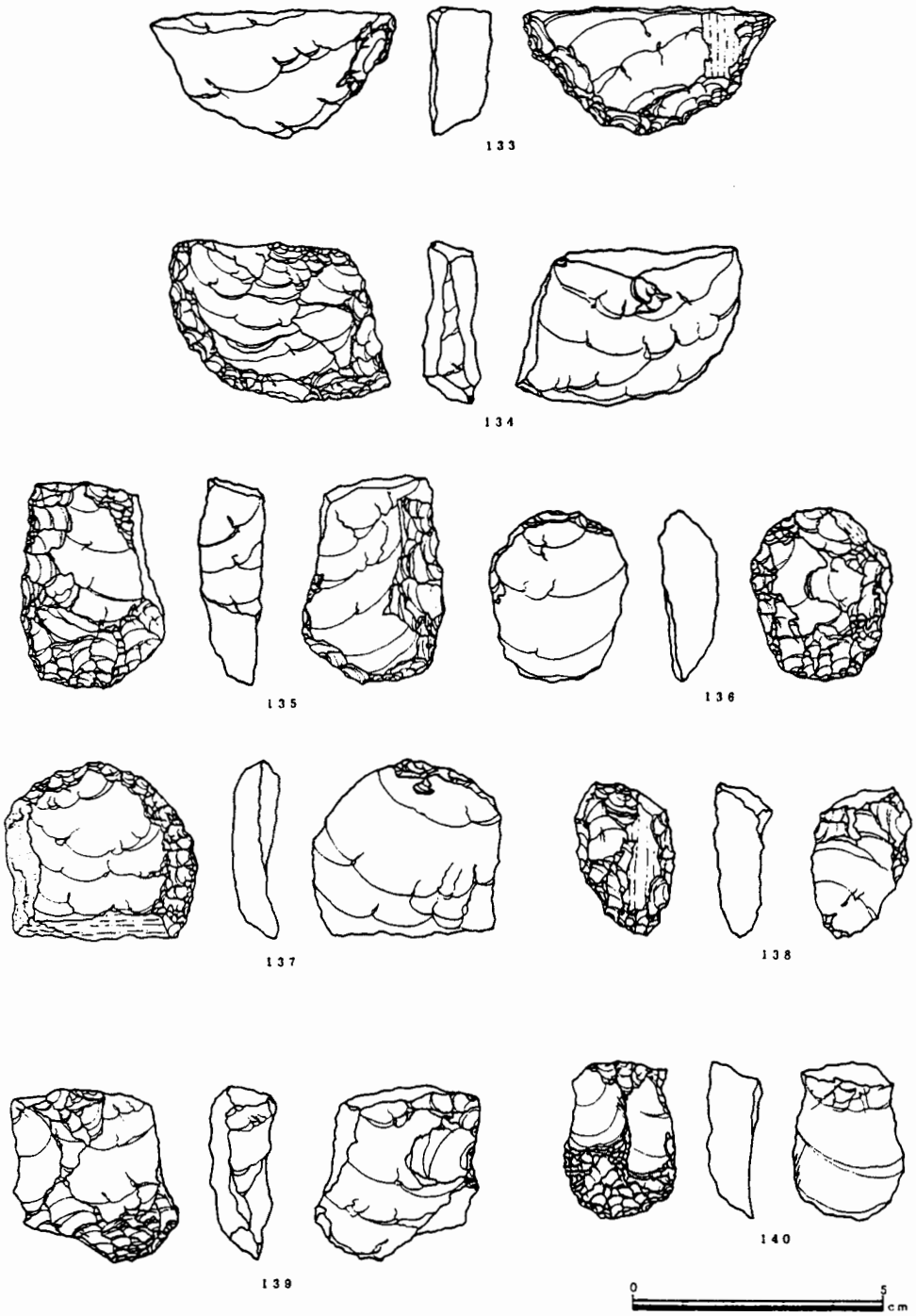

第88図　石器実測図(10)　搔器②

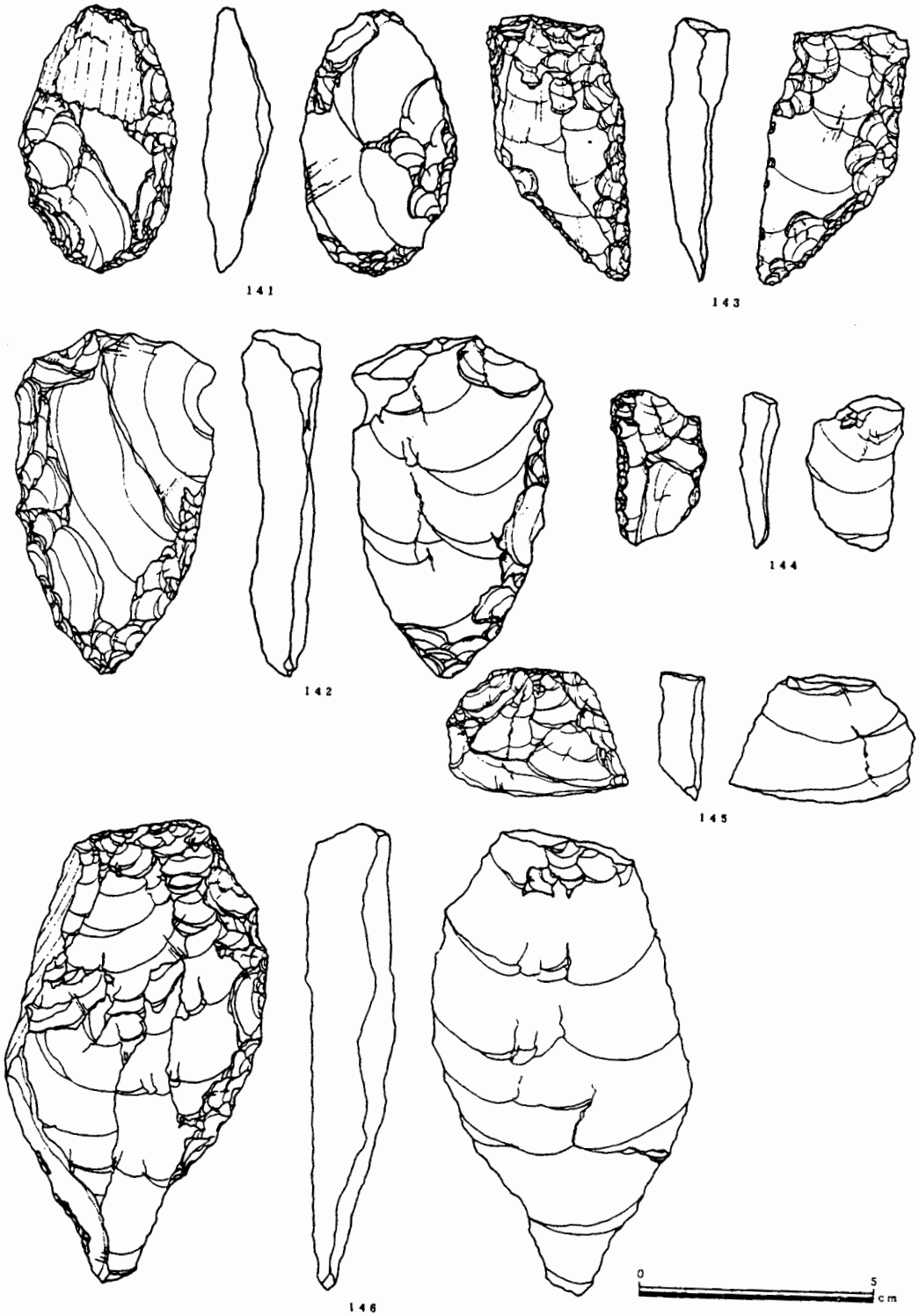

第８９図　　石器実測図(11)　削器

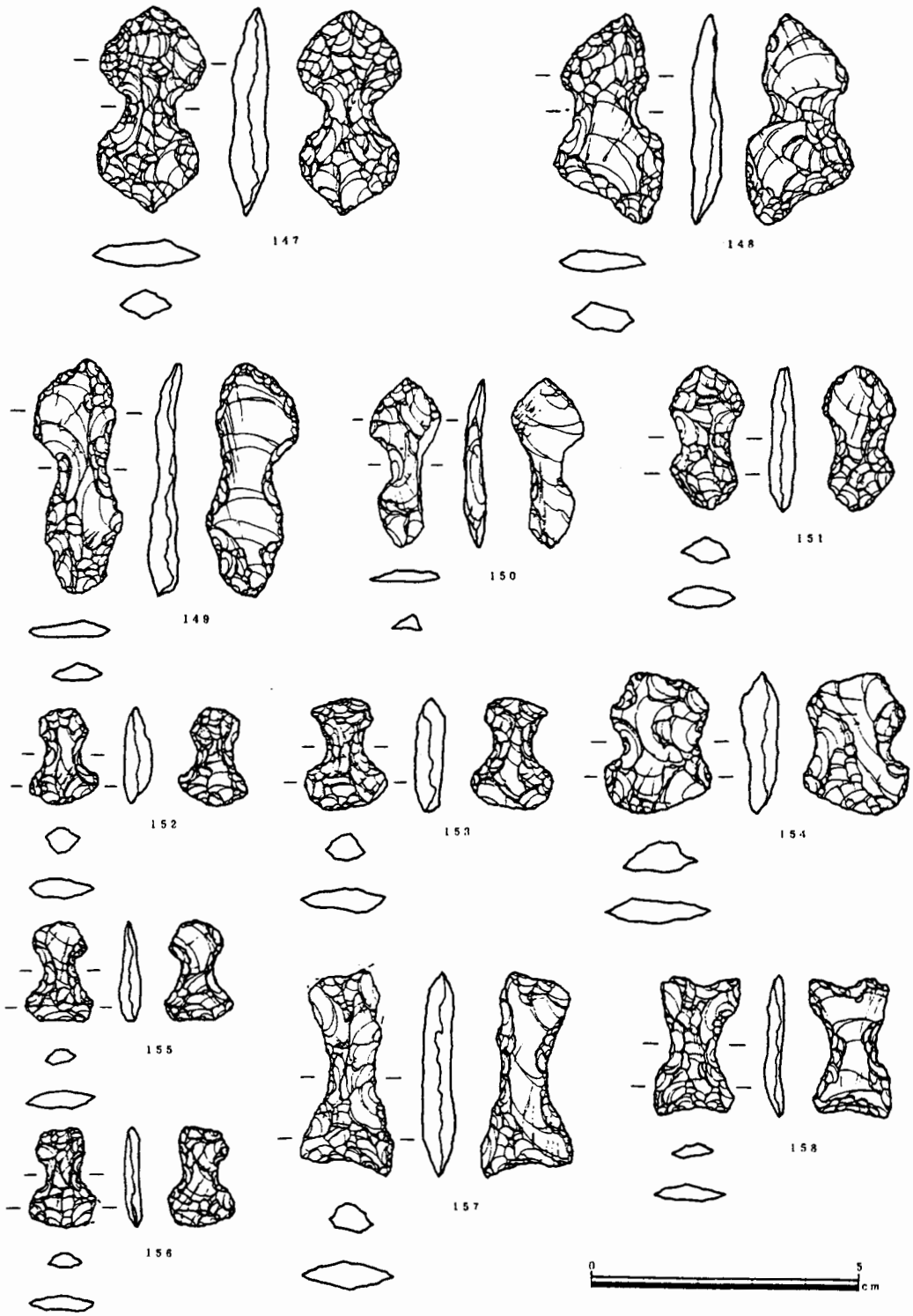

第９０図　石器実測図(12)　異形石器

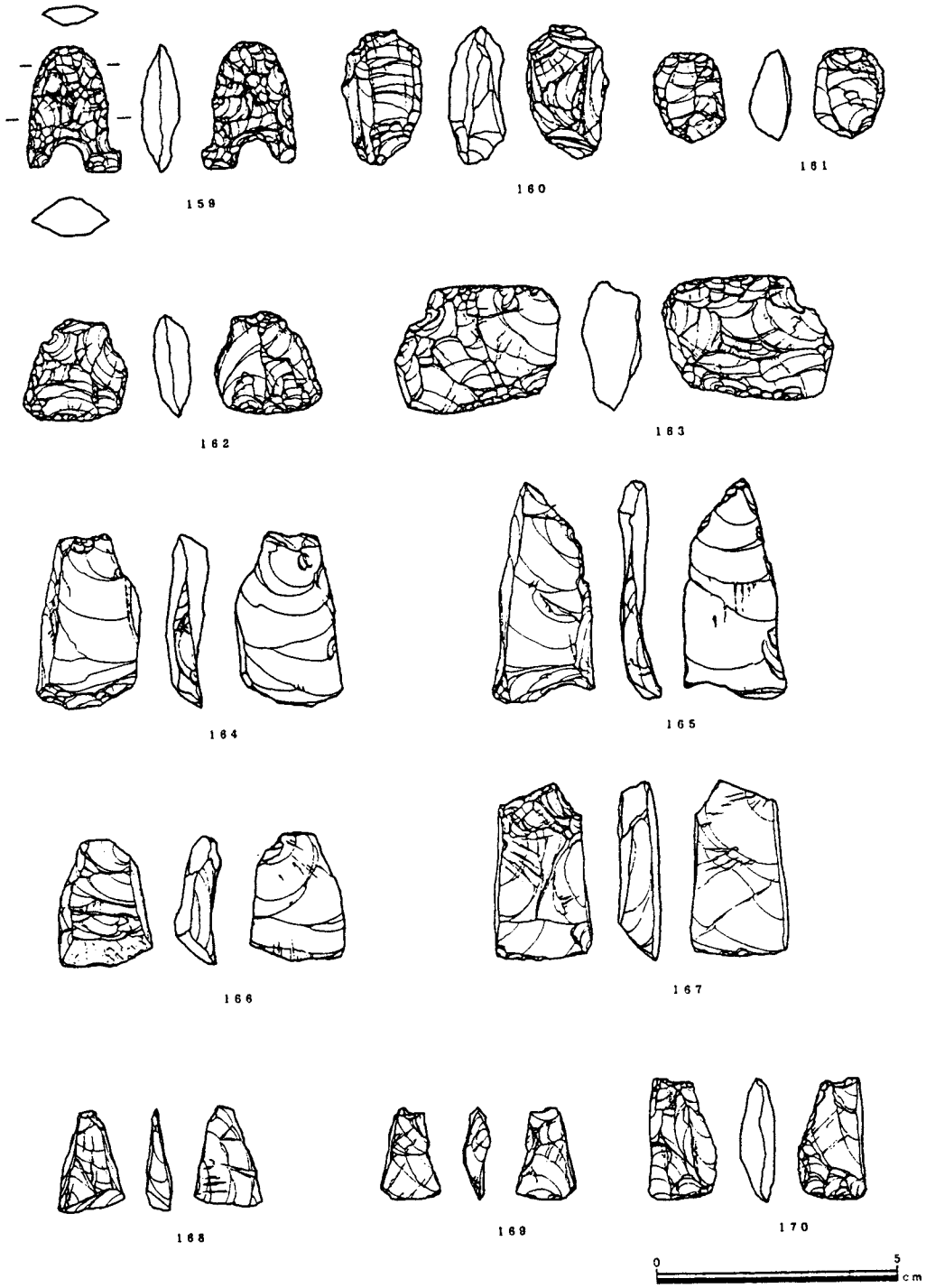

第９１図　　石器実測図(13)　異形部分磨製石器，ピエス・エスキーユ，ヘラ形石器

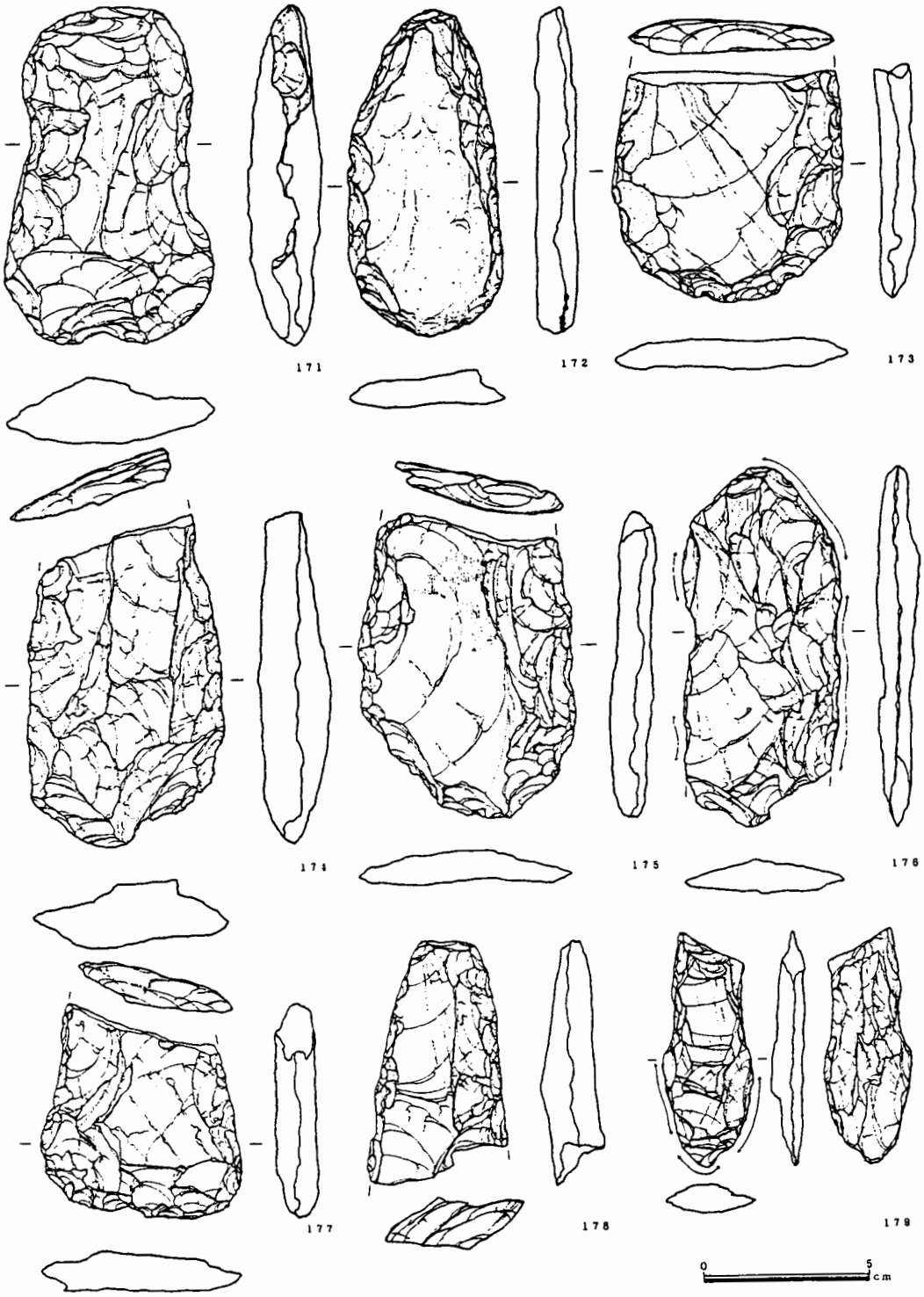

第92図　石器実測図(14)　打製石斧

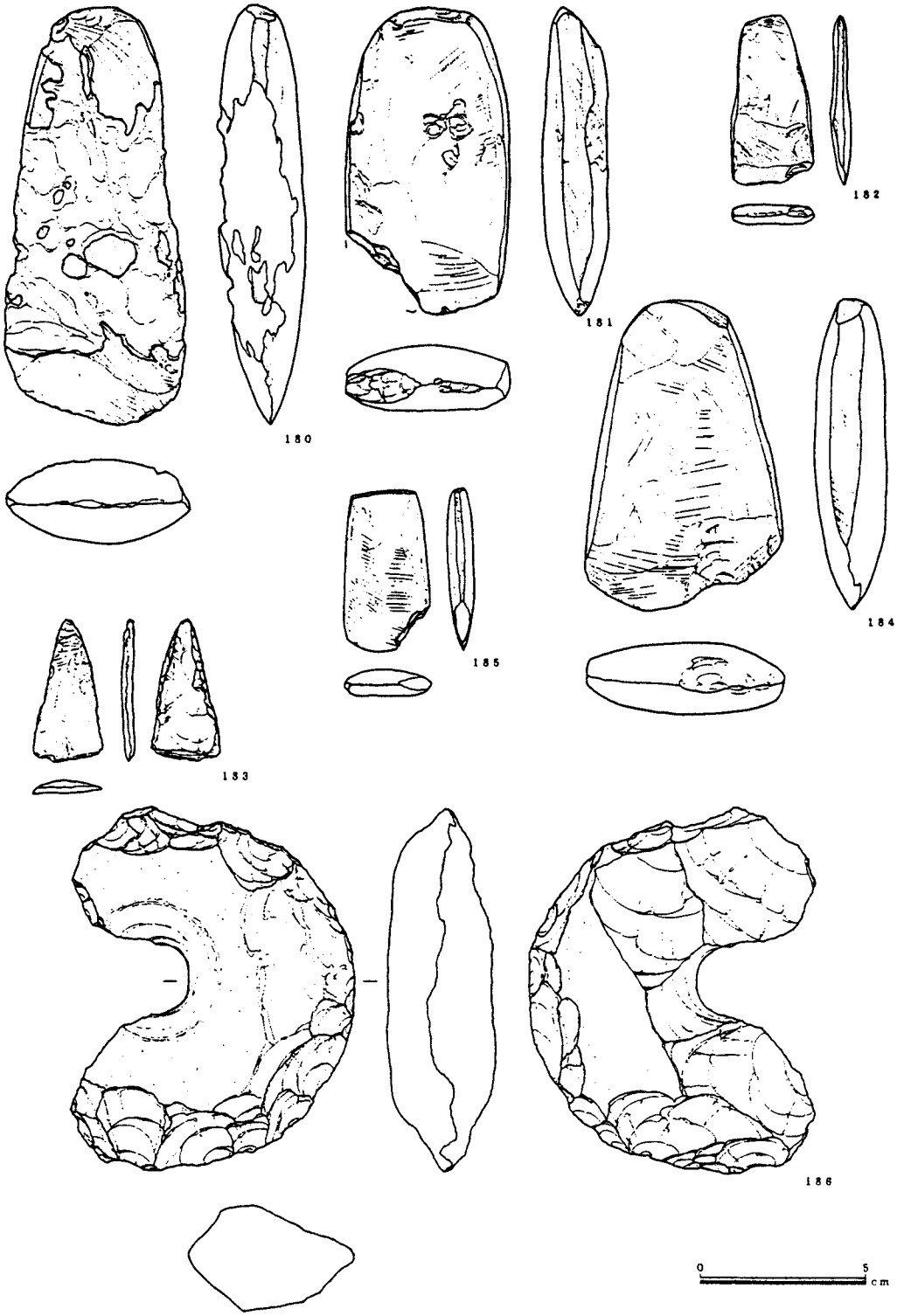

第９３図　　石器実測図(15)　磨製石斧

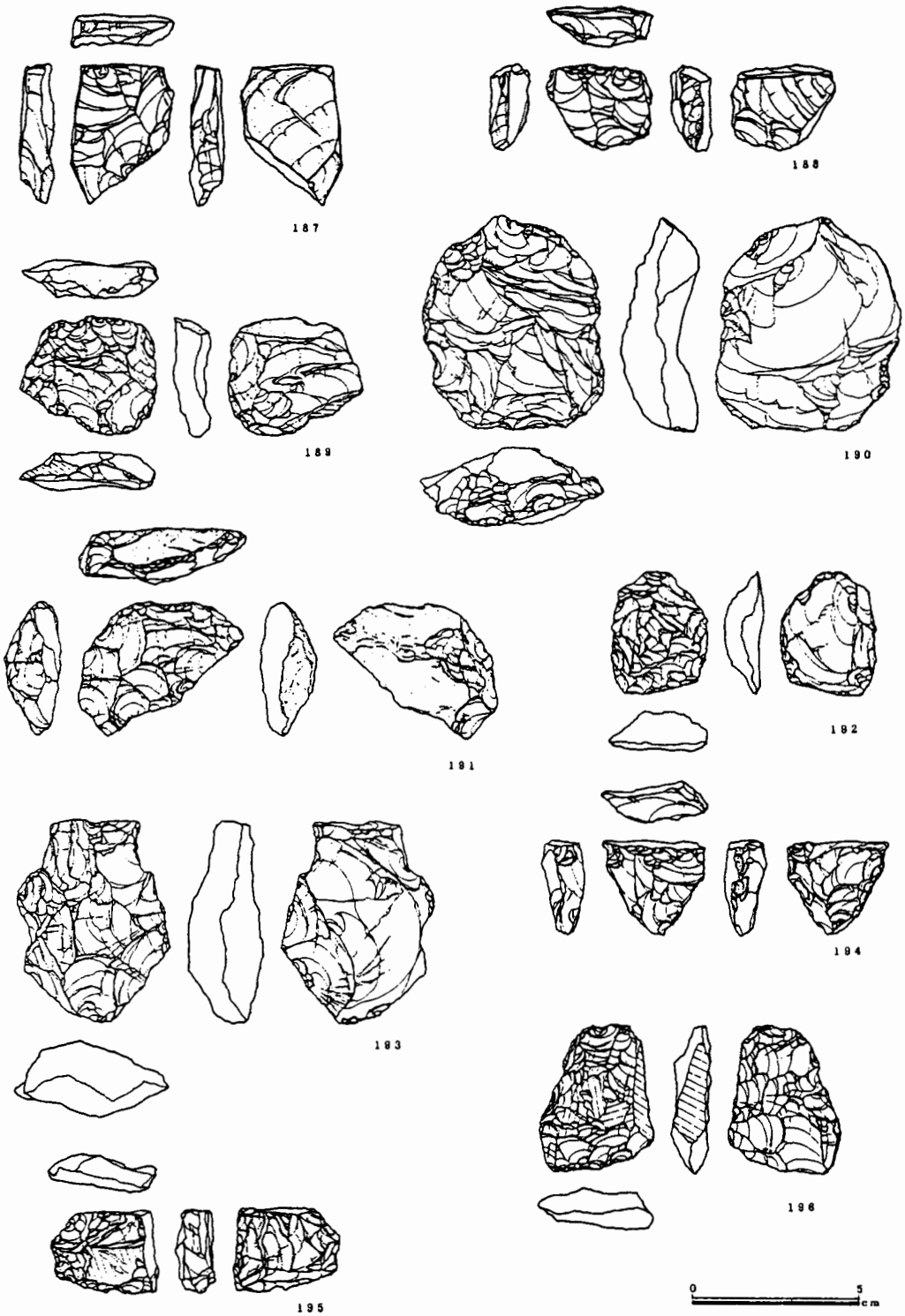

第９４図　石器実測図(16)　石核①

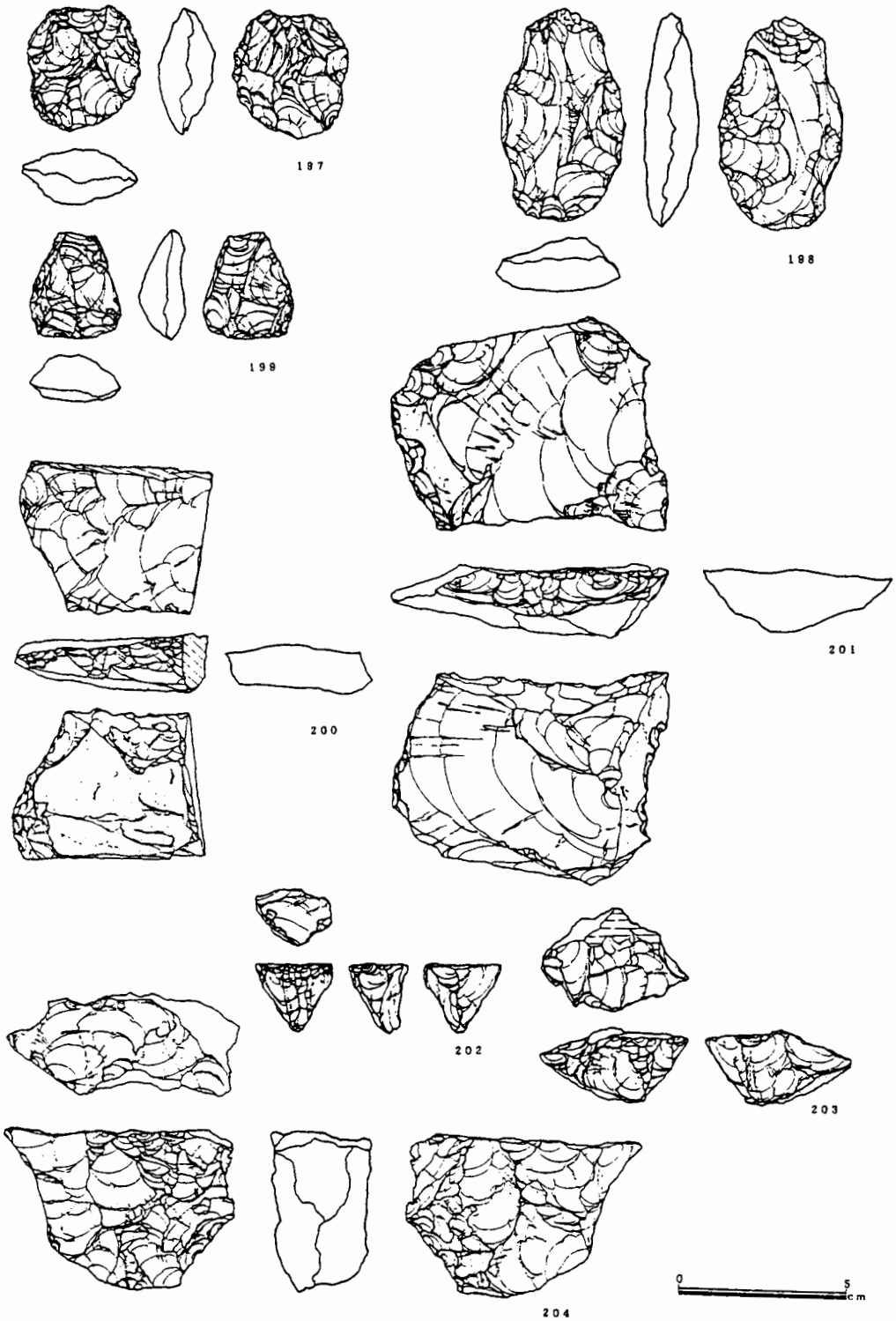

第９５図　　石器実測図(17)　石核②

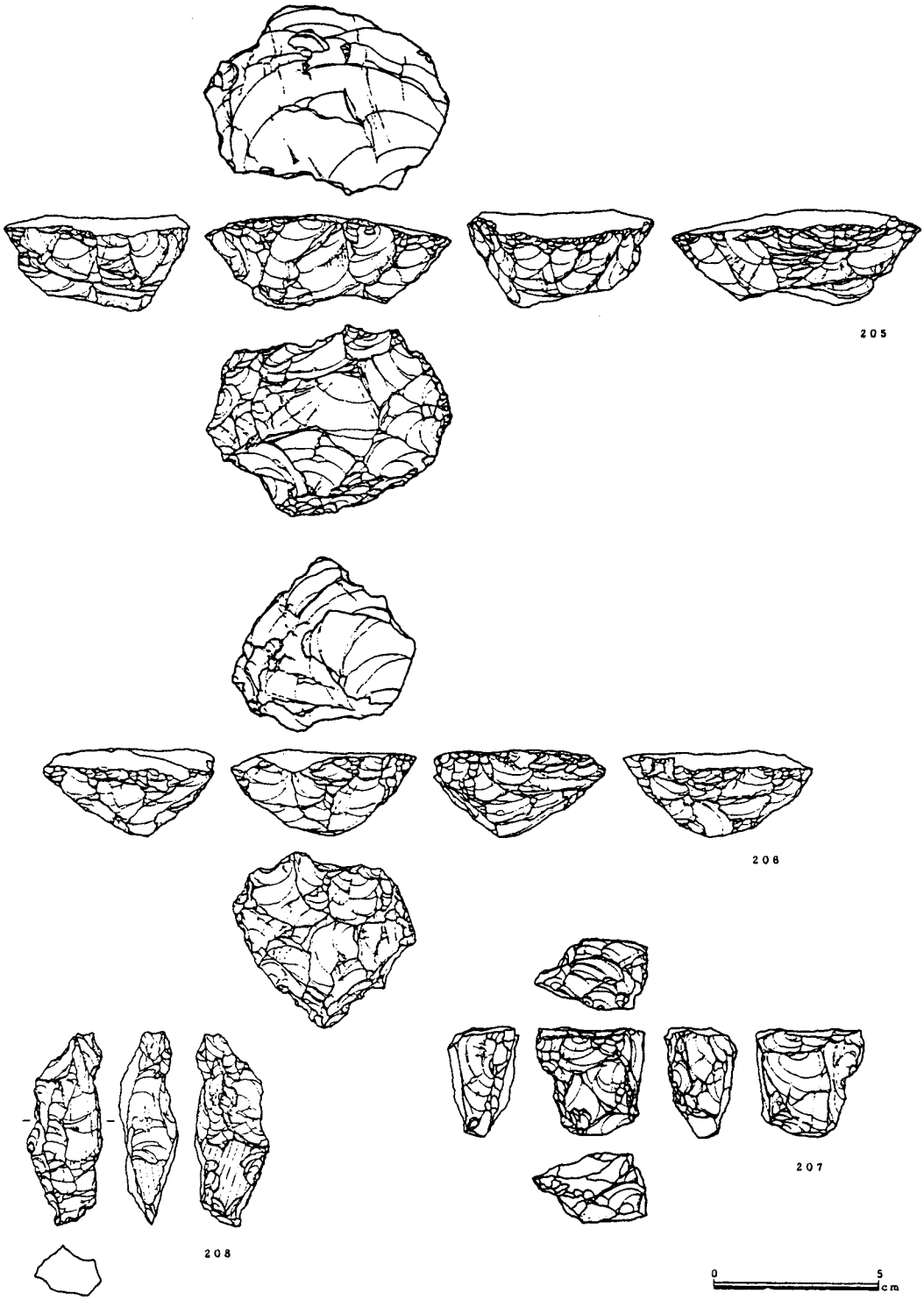

第96図　石器実測図(18)　石核③

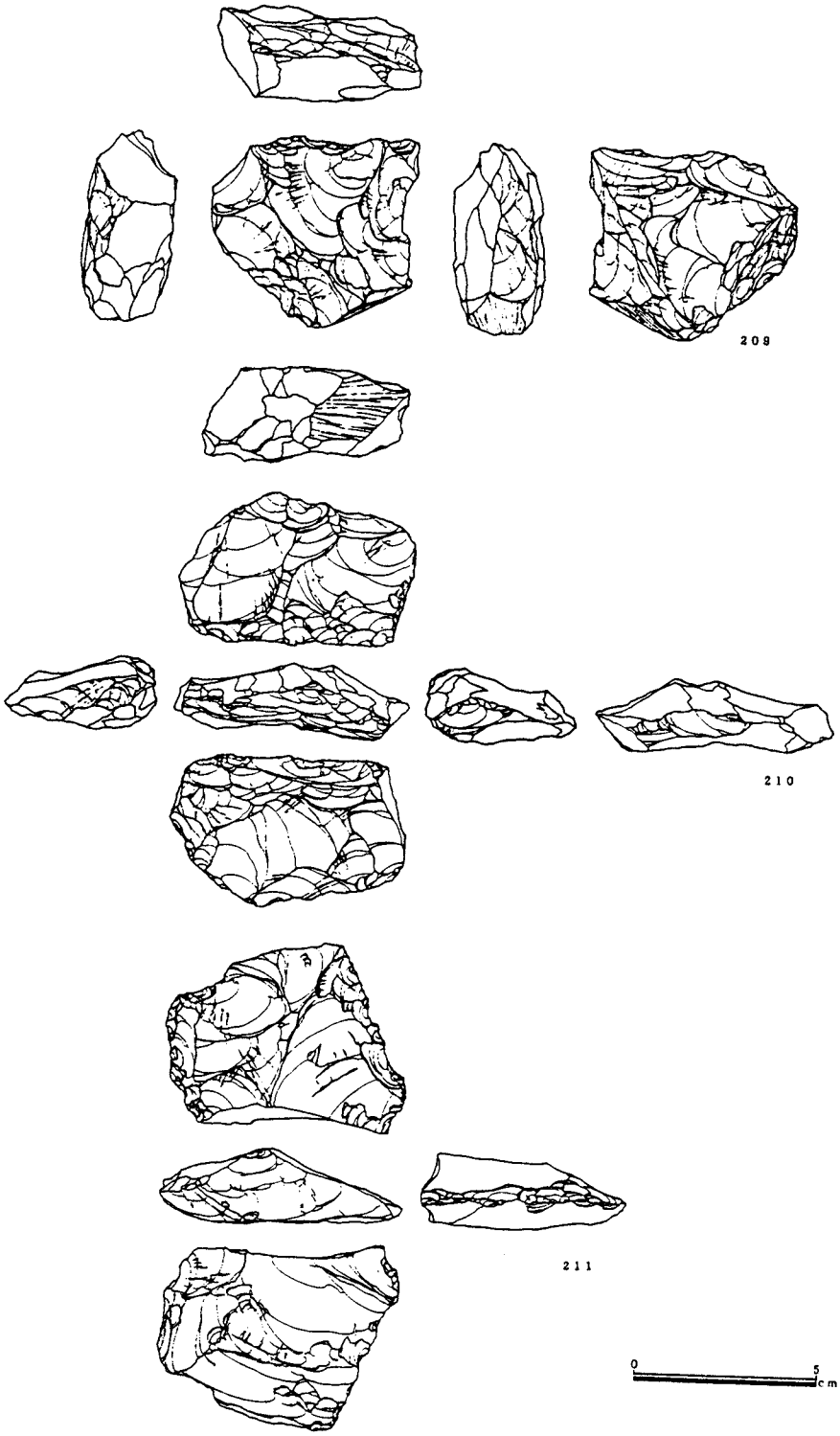

第９７図　　石器実測図(19)　石核④

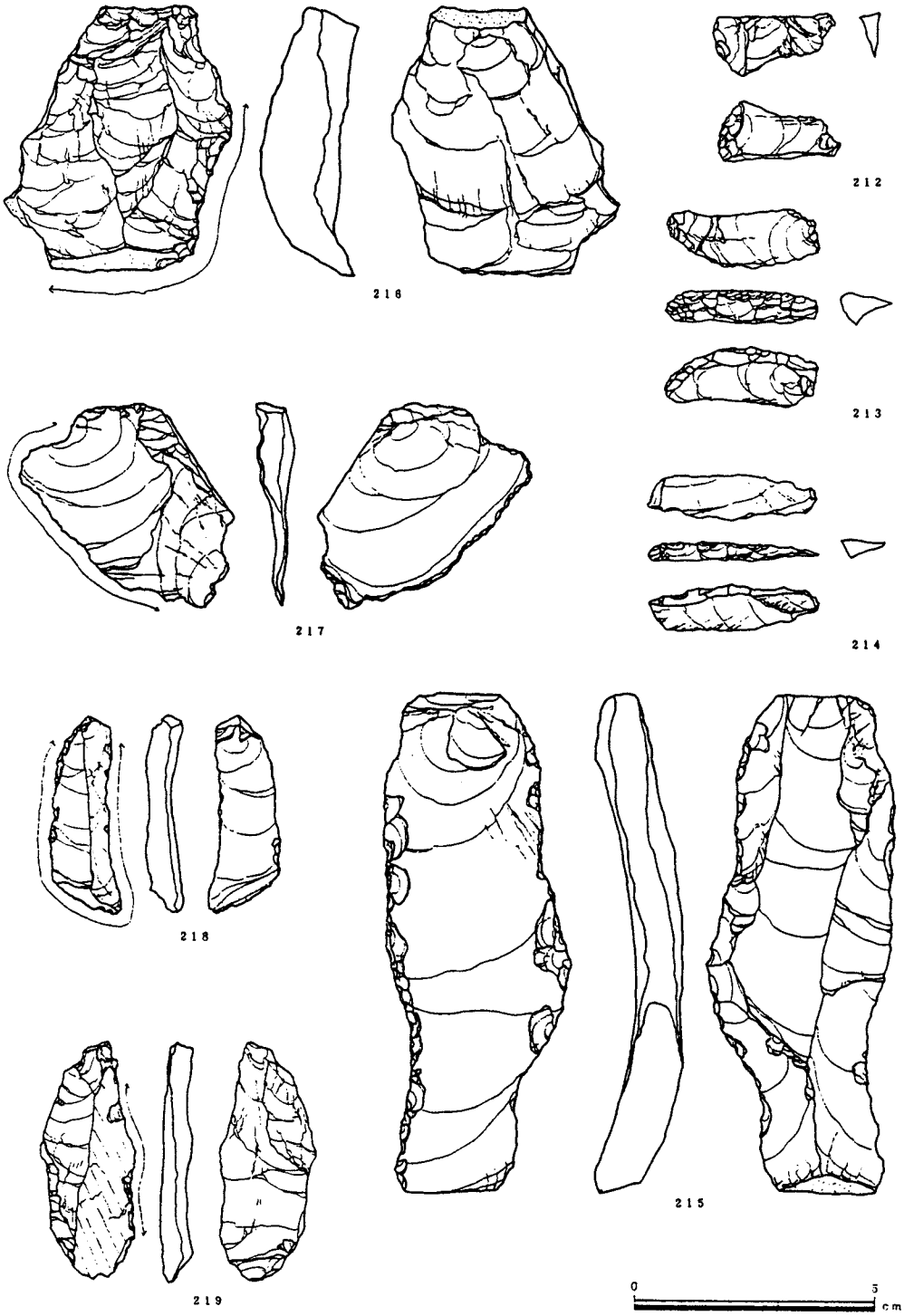

第９８図　石器実測図(20)　打面再生剥片，ＲＦ，ＵＦ

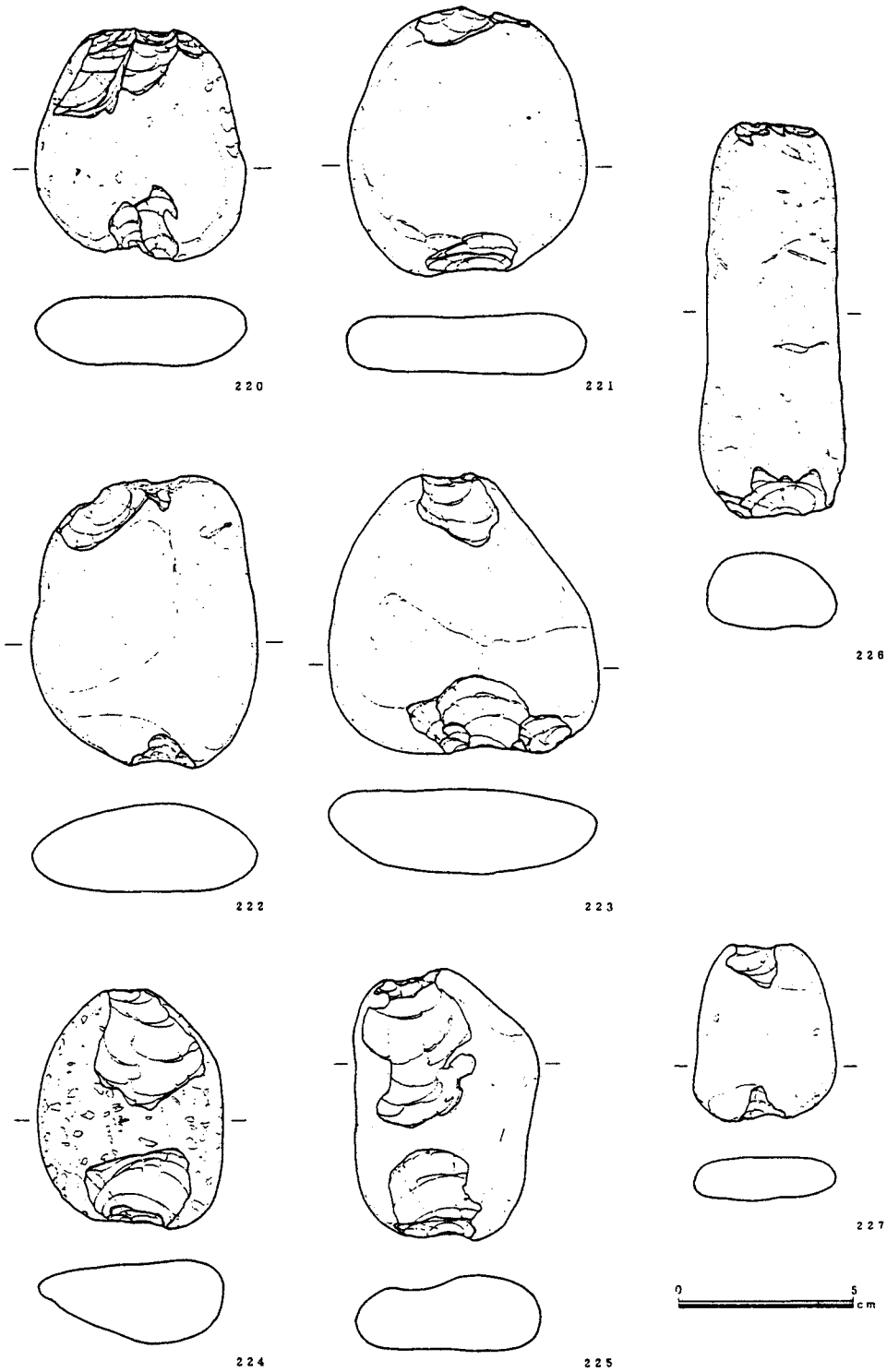

第９９図　　石器実測図(21)　石錘①

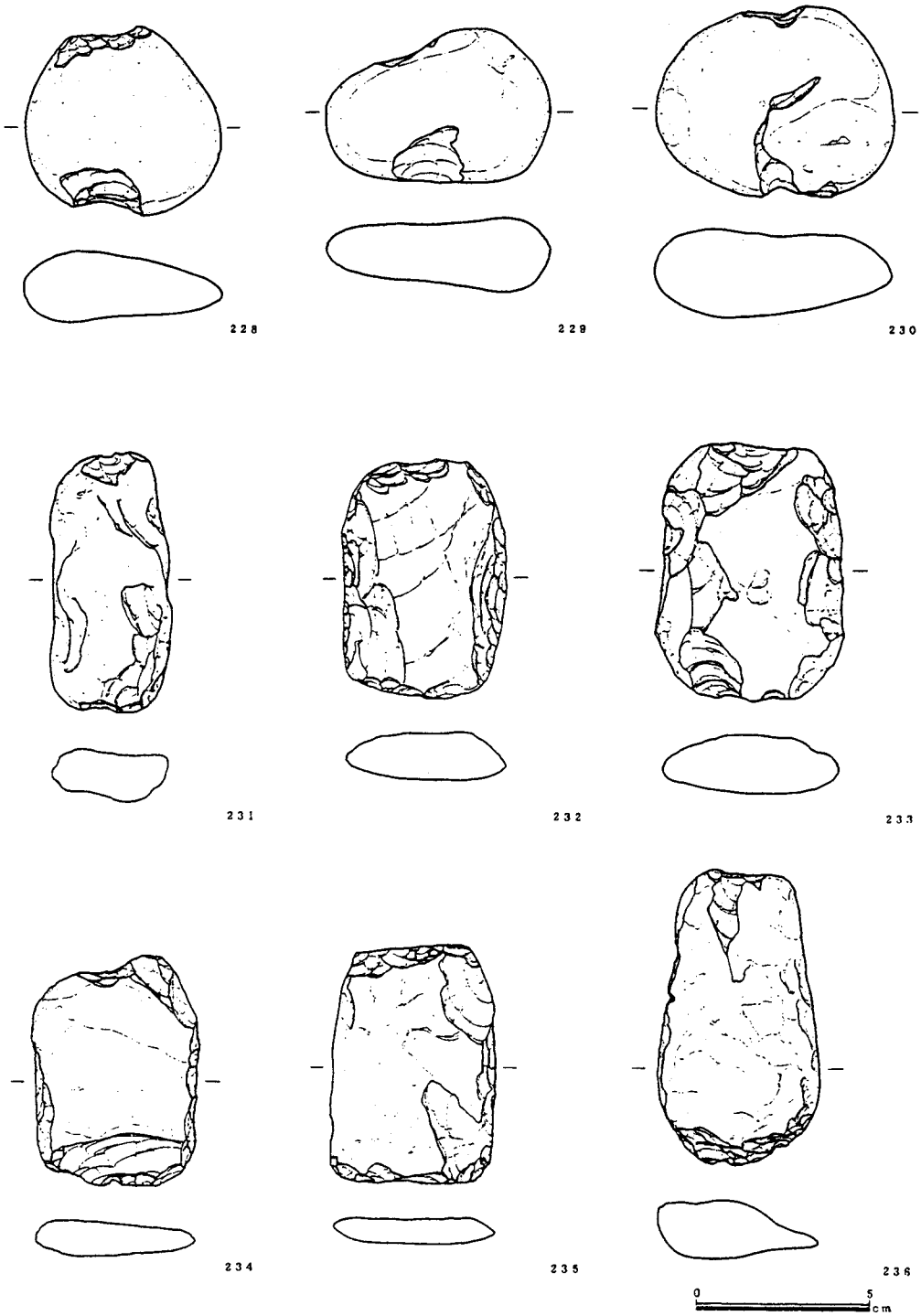

第１００図　石器実測図(22)　石錘②

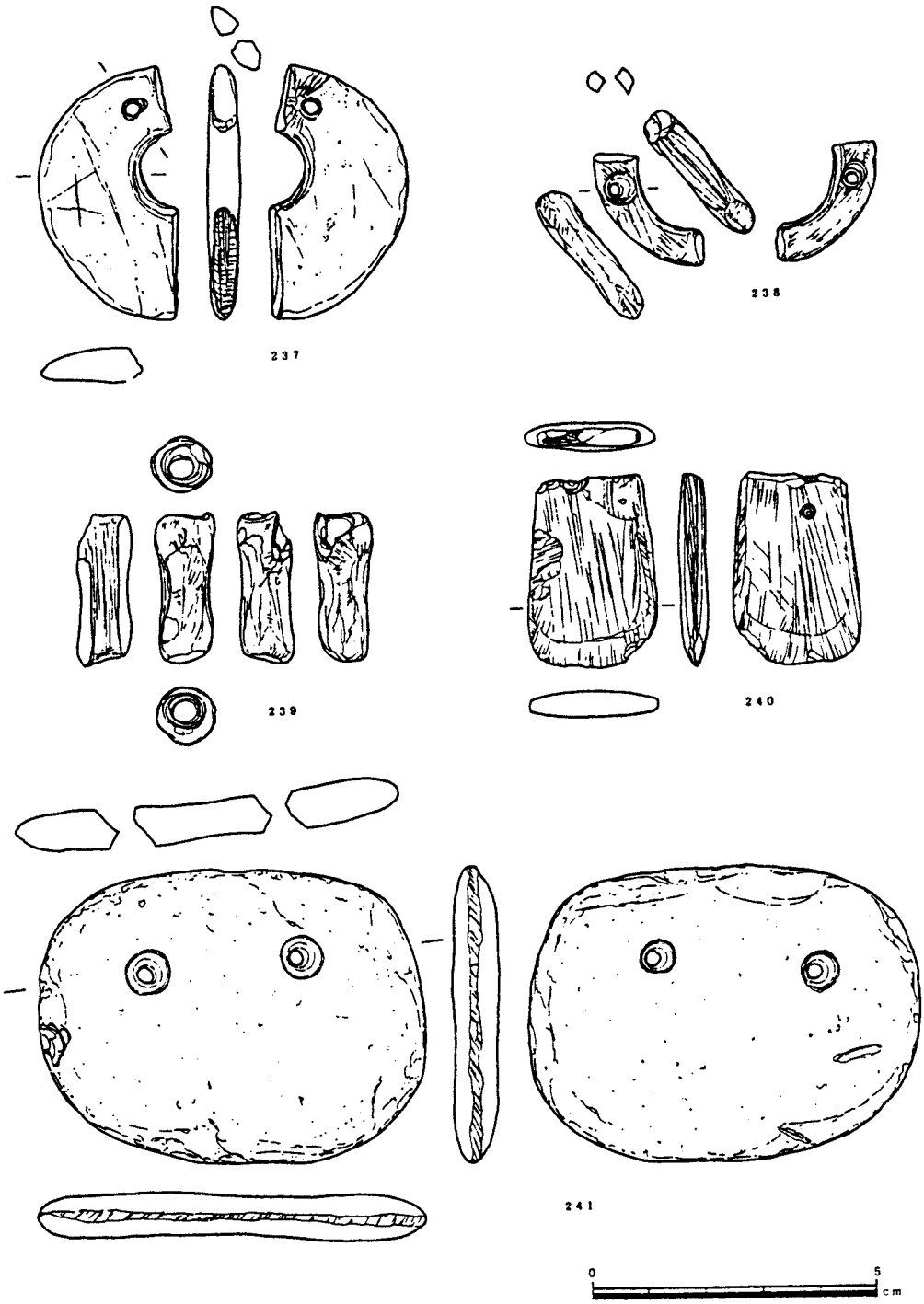

第１０１図　　石器実測図(23)　石製品

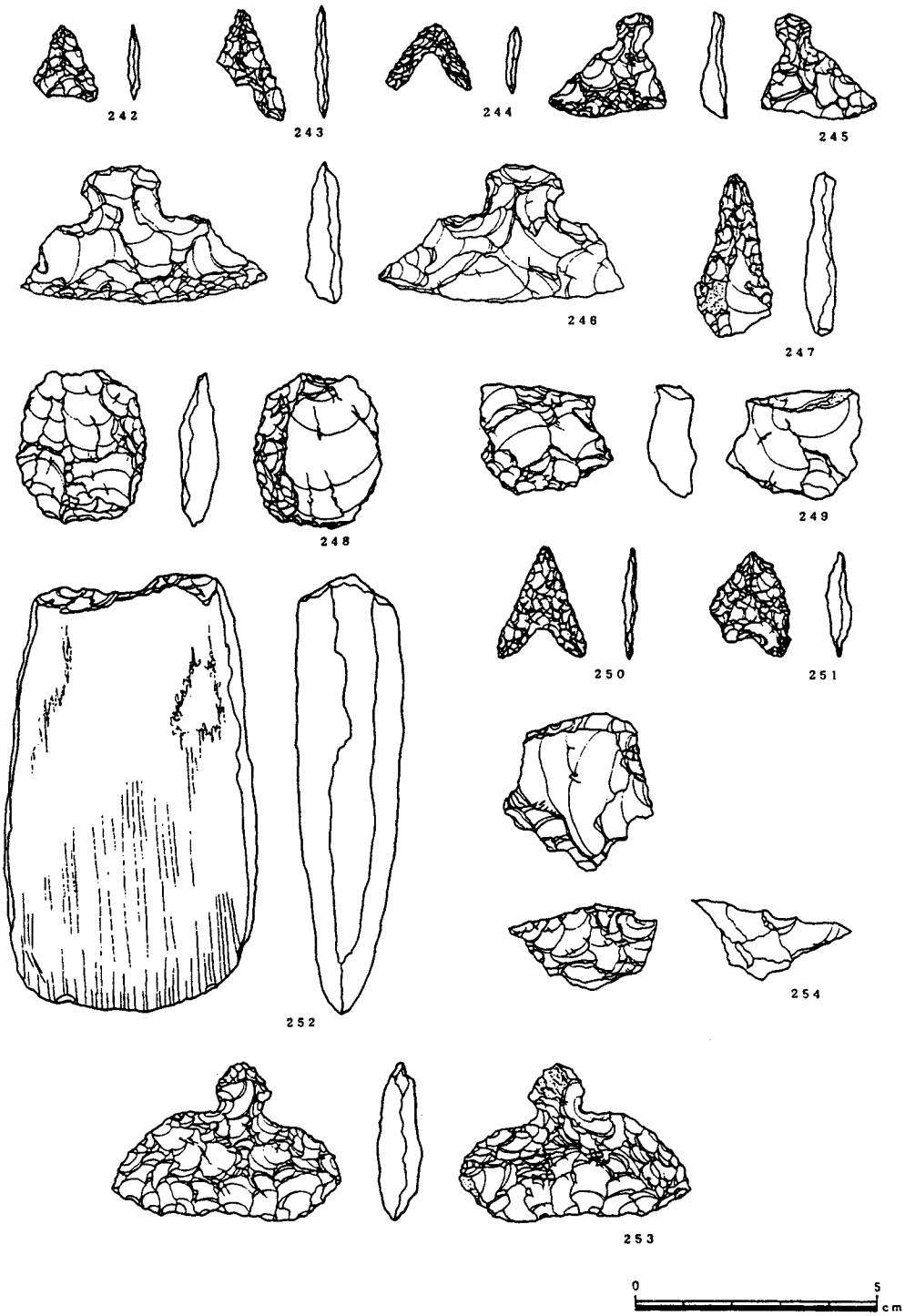

第１０２図　石器実測図(24)　第１・２号住居跡出土石器

第４章　小の原遺跡の考察

小の原遺跡は西谷川右岸の中位段丘上にあり、昭和62・63年度の調査によって合計 3，508㎡が発掘された結果、縄文時代草創期から早期・前期にわたる総数10万点以上の土器・石器類と、住居跡２基、集石遺構12基、 その他土壙やピット群が多数検出された。

因みに、本遺跡の南には小さな沢（赤谷）を距てて「はいづめ遺跡」があり、昭和61・62年度の両年度にわたる発掘調査によって、縄文時代晩期後半から弥生時代前期を主とする住居跡３基、土器棺墓16基が検出されている（文献：『はいづめ遺跡』水資源開発公団・岐阜県教育委員会、平成元年３月）。なお、対岸には縄文時代中・後期を主とする戸入村平遺跡があり、平成元・２年度に発掘調査が行われた。

本遺跡の地山は、大部分が西谷川による堆積性の黄褐色の粘質土や砂質土からなり、これと並行して段丘南の赤谷からの氾濫による黄色砂礫土層が、南西部から南部にかけて広がっている。地山につづく本遺跡の層序は、基本的には下部から（Ⅲ）暗褐色土層、（Ⅱ）黒～黒褐色土層、（Ⅰ）表土・耕作土層の順に堆積している。第Ⅱ層と第Ⅲ層が遺物包含層で、そのうち第Ⅱ層は前期の遺物を多く含み、一方、第Ⅲ層からは早期の遺物が比較的多く検出され、押型文土器や茅山下層式土器がまとまって出土する地点と、茅山下層式土器と粕畑式土器を多く出土する地点が認められた。２基の住居跡は縄文時代前期に属するもので、うち１基（第１号）は長円形プランをもち、長径は3.65m、短径は3.20mの小型住居跡である。出土遺物から、北白川下層Ⅱｂ式の新しい段階～Ⅱｃ式段階＝諸磯Ｂ式段階の時期のものと思われる。他の１基（第２号）は円形プランで、径は約2．95mと、前者よりさらに小型である。北白川下層Ⅱｃ式段階＝諸磯Ｂ式の新しい段階の時期の住居跡と推定される。両住居跡ともに炉跡は認められない。

旧石器時代や縄文時代草創期の遺跡は規模が小さく、住居はきわめて簡単で、とくに中部山地帯では洞穴・岩陰遺跡がほとんどを占めるが、縄文時代も早期の押型文土器の頃になると、遺跡は数を増し、集落の存在も認められるようになる。後氷期以降の気候の温暖化にともない、弓矢の発明とともに生活技術がようやく向上し、森林資源を活用する狩猟採集活動によって、食生活も次第に豊かになり、高原や開けた場所にある程度の定住的な生活が営まれるようになる。本遺跡では押型文土器期の住居跡は検出されなかったけれども、多数の土器が発見されており、揖斐川上流域の河岸段丘上にも、ある程度の定住的な生活が始まったことを窺わせる。

12基の集石遺構は、いずれも土壙を掘ってその中に円礫あるいは角礫を置いた遺構で、礫石の多くは火熱を受け、土壙中からは炭化物や焼土が検出されているため、ここでは集石炉と呼ぶ。遺構の上部が後代に削平されたものもあるが、発掘時の状態で観察すると、平面形は円形と楕円形の別がある。前者に属するものは計７基あり、大型・小型に分けられる。　大型のものは４基で、径が

100〜121cm 、小型のものは3基で径が65〜85cm、平均径は約92cm、深さは両者あわせて平均約30cmである。平面形が楕円形のものは3基で、うち2基は短径の平均が約60cm、長径が115cm、他の1基は短径183cm、長径235cmと大型である。これらの集石炉のうち、時期の特定可能なものは円形大型のもの2基だけで、1基は早期の押型文土器期、他は前期のものと推定される。

集石炉の土壙内には、多くの場合、径10〜15cmの円礫又は角礫が入り、礫は火熱を受けて赤変した痕跡の明瞭なものや炭化物や焼土・砂利の混ざったものが目立ち、中には礫が土壙内に3層にわたって置かれたものも認められる。大型楕円形例の1基は、周囲に15個の柱穴状のピットがあり、覆屋が設けられていた可能性がある。

集石炉は先土器時代から縄文時代前期にかけてよく見られるもので、すでに指摘されているように、焼いた礫石を土壙内に入れて、その上に肉・魚介類、球根・根菜類を置き、石の余熱で焼いたり、木の葉で包んで置いて蒸したりした調理施設だったのであろう。

本遺跡では、縄文時代草創期から前期末にかけて、各小期の土器が比較的まとまって出土しており、早期の土器の中には県内及び近隣地域でもこれまで認められなかった好資料も含まれている。ただ、それら各期の遺物が薄い包含層から混在して出土しているために、分類上多くの制約があり、第3章で細分された各類の共伴関係については、今後に残された問題が多いと言わざるを得ない。今ここでは主要なものについて問題点を要約して述べてみよう。

草創期に属する資料は、胎土に繊維を含む表裏縄文土器で、椛ノ湖Ⅱ式に類するものと思われるが、13点のみの資料であり共伴の石器も明らかではない。

早期ではまず、山形の押型文を主とする一群がある（Ｓ３群）。縦位・横位の山形文を基調とし、これにさらに凸帯・沈線・刺突文を施したものが加わる。繊維を含むものと含まないものの別がある。樋沢式及びその同時期の東海地方型式とならんで、穂谷式及び相木式と仮称されている型式との関わりを示す一群であるが、その移行過程の解明にはさらに資料の集積をまたなければならない。次に少量ではあるが、粗大楕円文を施し、内面に凹線文を伴う含繊維押型文土器＝高山寺式タイプも見られる。沈線文土器の中には、早期の田戸下層式及び田戸上層式土器に類するもの（Ｓ４群）があるが、胎土・文様パターンなどから下層式・上層式比定土器ともに、多くは在地製の土器と考えられる。

早期末には貝殻条痕文土器（Ｓ５群）があり、そのうち１・２・３類は当地方としては初めてまとまった量の資料が検出された。１類は深鉢形土器の肩部が屈曲する特長を持ち、沈線や細隆起線によって幾何学文を施し、口端部から垂下させた凸帯に刺突文が加えられるなど、関東系の野島式土器の特徴を示しているが、文様・胎土などに地域色が認められる。２類は、１類と同様に肩部の屈曲はみられるが、細隆起線を施さない一群である。関東系の鵜ケ島台式に類するものであるが、これも胎土及び施文具などに地域色が見られる。３類は茅山下層式及び茅山上層式に類する一群で、同じく地域色を持つ。１類－２類－３類の当地での発展過程についてはあらためて考察の対象にし

たい。

すでによく知られているように、早期末から前期初頭にかけての関東系の含繊維条痕文土器は、さらに地域色を深めながら、近畿東部から東海地方一円に広い分布圏をもって発展する。本遺跡でも、1類〜3類につづき、4類（八ッ崎Ⅰ式）から5類（粕畑式）－6類（上ノ山式）－7類（入海Ⅰ式）－8類（入海Ⅱ式）－9類（石山式）－10類（天神山式）を経て11類（塩屋式）にいたるまで、ほとんど絶えることなく続き、揖斐川最上流のこの狭い河岸段丘上に、小集団ながら継続して、安定した集落が営まれていたことを知ることができる。

前期には、前段のオセンベ土器の類に続き、北白川下層式系と諸磯式系の爪形文土器（Z3群）、凸帯文土器（Z4群）、沈線文土器（Z5群）、列孔文土器（Z6群）が盛行し、それぞれの発展過程の中に、しだいに搬入品は姿を消し、この地域の在地土器の発展がみられるようになる。

本遺跡から出土した石器及び石製品は38,860点の多くを数えるが、このうち住居跡その他の遺構の埋土中から検出された資料を除くと、他の約38,000点はほとんど第Ⅱ・Ⅲ層及び地山直上層から発掘されており、また包含層そのものも二次堆積の可能性が多いため、土器の場合と同様、出土資料を層位的に時期区分することはできない。しかし、それらの石器や石製品は、出土土器が示す縄文時代早期から前期末までに製作・使用又は廃棄されたものと考えて間違いないだろう。また、石核・打面再生剥片・未製品・剥片・砕片などを除いた定形石器の数は3,118点となる。そのうち主として狩猟に用いられたであろう石鏃は45.3%にのぼり、ついで堅果類や根菜類の加工・調理に使用されることの多かったと思われる磨石・凹石・敲石が15.0%を占めることから、当時の生業のありかたを窺うことができる。一方、石核・剥片・砕片・未製品等、石器の製作過程に生じたものは、合わせて34,246点にのぼり、全出土品の約88%を占める。本遺跡の石器の量が一遺跡での必要量を上回る程であることを合わせ考えると、この遺跡は石器製作・供給の拠点としての性格をもっていたと想定してよいかもしれない。

第5章　戸入障子暮遺跡の遺構と遺物

第1節　基本的層序

本遺跡では、中世墓の立地する円丘部とその下位の段丘部とでは層序は大きく異なる。円丘部では地山が岩盤であり、土層の堆積は貧弱で2層しか分層できない。段丘部では黄色粘質土が地山である。だが、巨視的に見ると、次のようにⅣ層に分けることができる。

第Ⅰ層　表土層や耕作土がこれにあたる。

Ⅰa層　円丘部の表土層。岩盤の露出した部分を除き、円丘の全面を覆う腐食土で、締まりが悪い。

Ⅰb層　段丘部の水田の耕作土である。段丘平坦部に厚さ10cm前後で、ほぼ均一に見られる。遺物は全く包含しない。

第Ⅱ層　段丘部の整地土層。礫を多量に含む粘質土で、粘性が極めて強い。水田の造成に当たって段丘を水平にするために盛土がなされており、段丘端部近辺では厚さ1mに達する。主として地山を用いるが、一部に黒褐色土も混入する。遺物は認められない。

第Ⅲ層　段丘部の黒褐色土層。粒子が細かく、下部ほど締まりは良い。段丘端部から山側に至るにしたがい薄くなっており、水田造成に際して削平された山側では完全に消失しているものと考えられる。縄文時代の遺物を包含するが、極めて少量である。

第Ⅳ層　地山の層である。

Ⅳa層　円丘頂部の平坦面のみに分布する地山層である。岩盤の風化によって形成されたもので締まりがない。円丘裾部は、流失あるいは削平によって認められない。

Ⅳb層　地山層。円丘部では岩盤であるが、段丘部では黄色粘質土で、一部に礫を多く含むところが見られる。粘性が強く堅く締まりがある。

第2節　遺　　構

戸入障子暮遺跡中世墓　（第104図）

本中世墓は、円丘頂部の平坦面に、外方で南北2.0m、東西1.5mの長方形の石組み区画を設け、墓域を形成している。石組み区画の北辺部及び北東隅部は、石材が表土上に不安定な状態で散乱しており、原位置を保っていないが、ほかは良好に遺存している。石組み区画をなすに先立ち、地表から深さ約20cmの岩盤まで長方形の土壙が掘られ、またその縁辺部はさらに10cm程深く布掘り状に岩盤を掘り込み、区画をなす石材を固定するようにしている。この区画に用いられた石材は、長方

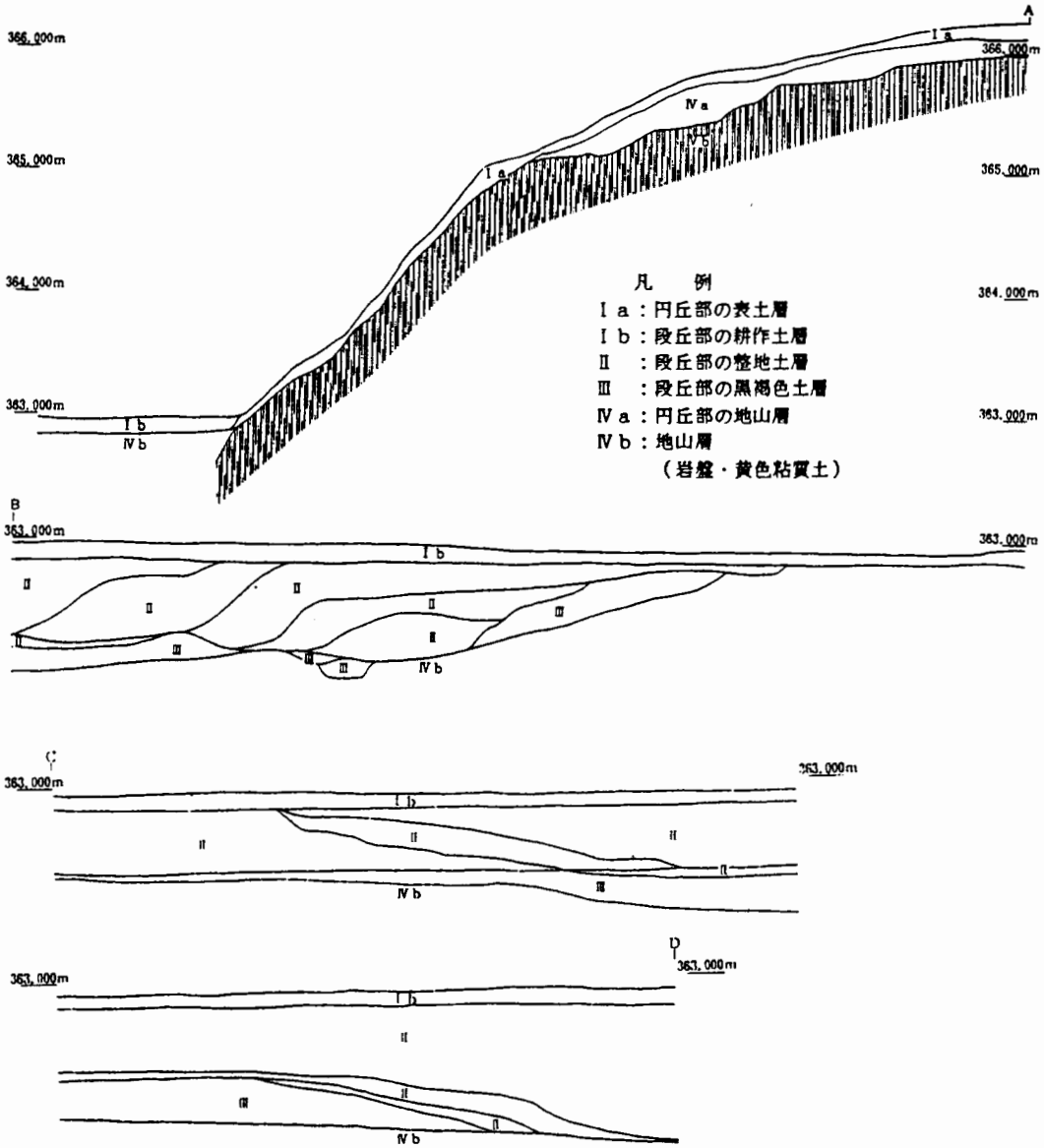

第103図　戸入障子暮遺跡土層図

形区画の四隅及び両短辺の中央に長さ40～80cmの角柱状のものを縦位に立て、その他は扁平なものを横位に立て並べており、部位によって石材の形状と組み方を区別している。

区画内は、厚さ15cmに礫混じり褐色土を入れ、その上に南半部のみ一辺30cm前後の扁平な石材をほぼ水平に11個敷き詰めている。この扁平石材の石敷きのうち西端の３個の石は、南から一石五輪塔・五輪塔・宝篋印塔の基礎にあたる。この基礎石以外の石敷き上及び区画内全面には５cm前後の円礫が敷き詰められて、墓域の外表としている。

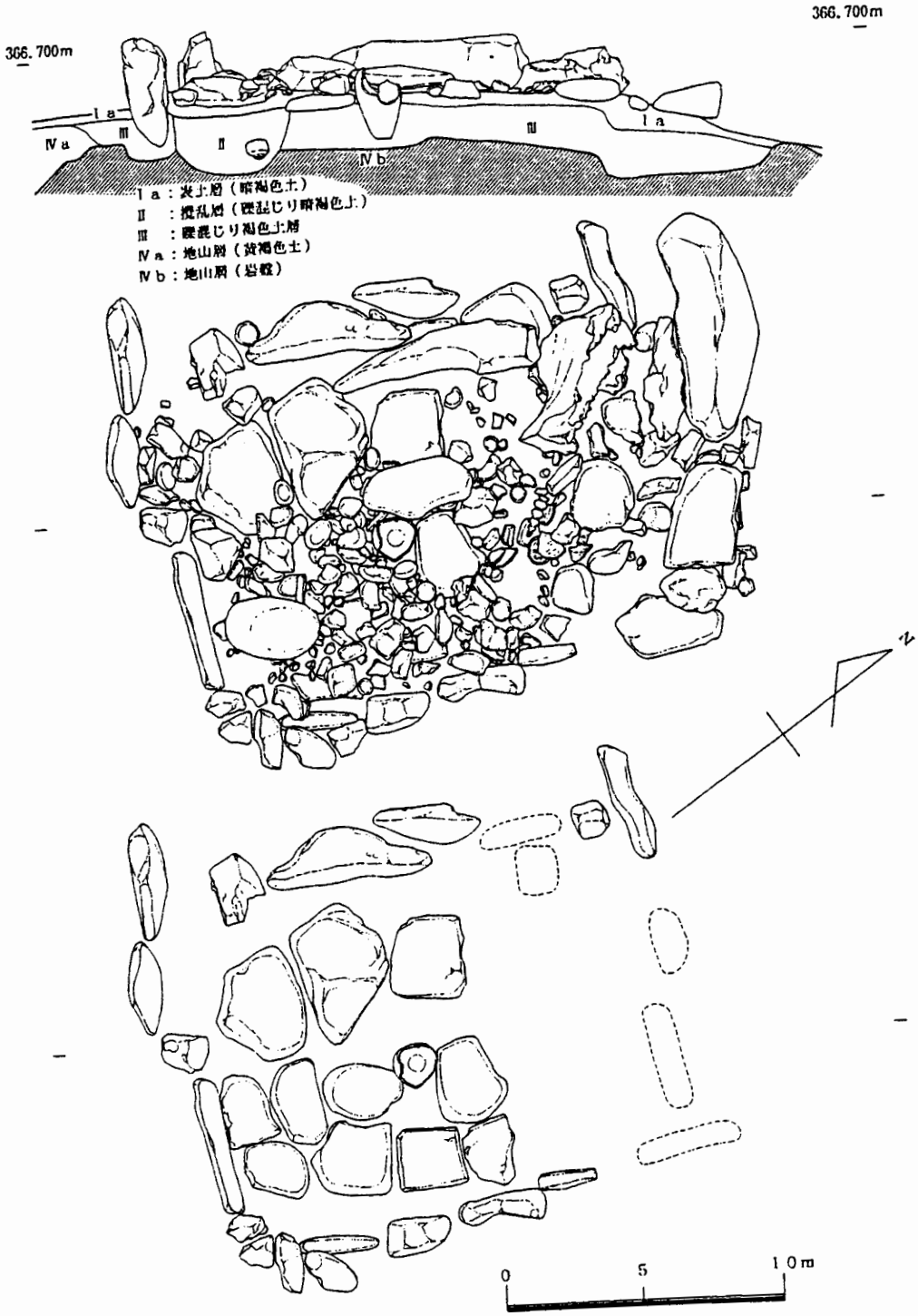

第104図　戸入陣子墓遺跡中世墓実測図

蔵骨器は、梅瓶型瓶子の頸部より上を欠いたものを用いており、内部には細かく破砕した骨片が遺存していた。埋納位置は、石組み区画のほぼ中央、宝篋印塔のほぼ正面(東側)で、扁平石材の石敷きの隙間に直立して設置されている。器高の約半分を土中に埋めているが、埋納に際しての掘り方は認められなかった。上部は地表に露出していたが、当初は円礫などによって埋設していたものと推定される。蓋等の上部施設については全く不明である。

蔵骨器南側の扁平石材の石敷き下から、径43cm、深さ23cmの土壙を検出した。石組み区画内の埋土を掘り込み、さらに底部は岩盤を10cm程掘り下げている。土壙上面は２個の扁平な石敷きで覆われ、その上に卵塔状の自然石を利用した墓石がのる。土壙内からは、江戸時代後期の湯呑み茶碗片が出土した他、骨片等は認められないが、墓壙の可能性が強いと思われる。

この土壙の存在から、石組み区画内は扁平石材の石敷きを中心として、江戸時代後期以降の改変あるいは全面改修がなされたと推定される。また、扁平石材の石敷きの内の１個は上面正方形の切り石加工が施された花崗岩を用いており、これは五輪塔の地輪を転用したもので、後世の改変を示唆するものである。

上述した蔵骨器及び土壙の他は、埋葬にかかわるような施設は全く検出されなかった。

段丘部トレンチ（第105図）

円丘頂部から主軸に沿って南側に幅２ｍ、長さ16ｍのトレンチ(南北トレンチ)と、これにほぼ直交させた幅２ｍ、長さ11.5ｍのトレンチ(東西トレンチ)を設定して調査したが、全く遺構を検出できなかった。

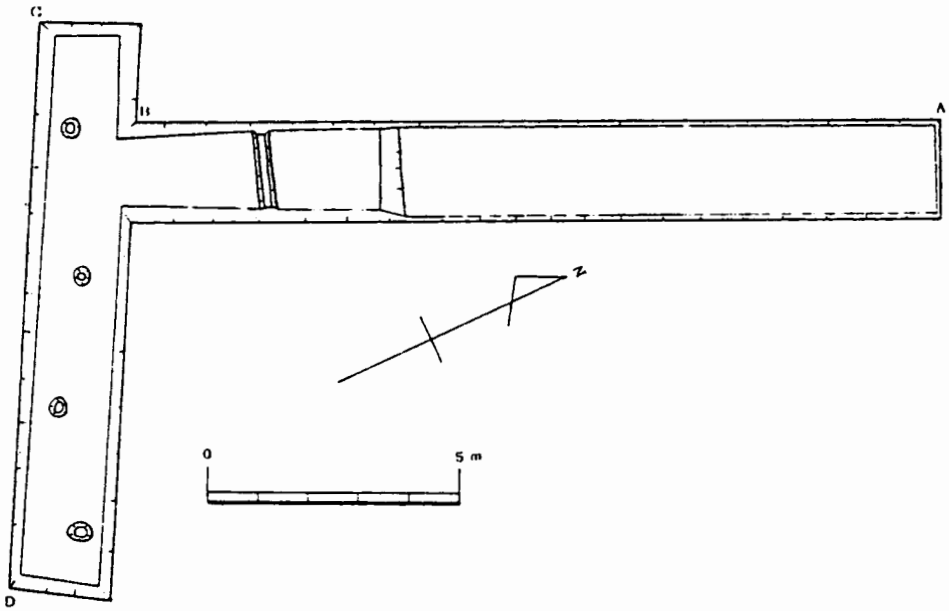

第105図　段丘部トレンチ実測図

第3節　遺　　物

1．戸入障子暮遺跡中世墓　（第104，106図、図版37・38）

本遺跡中世墓の石組み区画内からは、蔵骨器に転用された古瀬戸瓶子の他、区画北半部の円礫に混じって近世陶磁器6個体、現代陶磁器3個体及び、寛永通宝1点、鉄製品1点を検出した。また、蔵骨器南側の土壙内から近世の湯呑み茶碗片が出土したが、これは前述した近世陶磁器6個体中の1つと同一個体である。なお、区画内に敷き詰められた円礫の1つに縄文時代の凹石が混入していた。

古瀬戸瓶子　（第106図1、図版40）

梅瓶型瓶子で、蔵骨器に転用するに際して、頸部を欠いているが他はほぼ完全に遺存している。残存高25.8cm、胴部最大径16.5cm、底部径 7.5cmを測る。胴部は粘土紐輪積み成形を行い、外面は横方向のヘラ削り調整を施す。内面は基本的に横方向のナデ調整が施されるが、肩部の内方に屈曲する部分においてのみ粘土紐の接合痕及び指押さえを明瞭に残している。底部外面には丁寧な調整は認められない。文様は、胴部上方に3条のクシ描きによる平行沈線が2段に巡り、その間に長さ7cm程にわたって一箇所のみ波状文が施文されている。釉は器表面全体に灰釉が刷毛塗りされ、胴部上方にはさらに自然釉がかかり、光沢のある淡緑色を呈している。古瀬戸前期の終り頃で、13世紀後葉と考えられる。

近世陶磁器　（第106図，図版40）

6個体が認められ、その内2個体は細片で器種は不明である。以下、器種のわかる4個体について記しておきたい。4個体の内訳は、徳利2点、湯呑み茶碗1点、蓋1点である。

・錆釉糸目ぺこかん徳利　（2）　胴部が一部欠損している他は良好に遺存する。器高17.0cm、口径 3.2cm、胴部最大径10.5cm、底部径 6.1cmを測る。口頸部は細く長めで直線的に立ち上がり、端部は外に折り返して玉縁状に整形している。肩部から腰部上端まで丸く広がり、腰部から下は急速にすぼまって底部に至る。水引によって成形した後、胴部の下半に回転ヘラ削り、口頸部に左回りのしぼりを行っている。頸部と肩部との境に1条の僅かな凸帯が巡り、肩部から胴部上半にかけては17本単位の櫛目文が連続して3段施されている。櫛目の施文後、胴部の相対する2箇所にヘコミを入れている。全体に錆釉をかけているが、底部は拭いとっている。薄造りで炻器質の胎土である。18世紀後半から19世紀はじめ頃のものと考えられる。

・刷毛目徳利　（3）胴部破片のみで、全体の形状は不明である。薄造りで炻器質の胎土を用い、内外面共に均一に灰釉をかけており、釉面に貫入が入る。19世紀中葉頃のものと考えられる。

・染付湯呑み茶碗　（4）口縁端部が所々僅かに欠けるが、その欠け口は古く、磨耗が認められる。縦に半分に割れており、それぞれ蔵骨器南側の土壙内及び石組み区画内北半部の円礫下から別々に出土した。口縁部は僅かに外反し、腰部は丸みを以て高台に至る。器高 5.5cm、口縁部径 7.5cm、

高台径 3.5cmを測る。胎土は断面で小さな気泡が多くみられ炻器質である。文様は、外面で相対する２面に構成され、一面は鳥・半円（月？）・笹、もう一面は笹のみである。内面見込みには小さな黒丸の文様が施されている。19世紀前半の年代が与えられる。

・蓋　（５）全体の約 1／3 が欠失しており、つまみ部の形状が不明である。口縁部径 9.0cm、残存高 1.5cmを測る。口縁端部を内側に屈曲させ、直線的に浅くつまみ部に至るものと考えられる。外面には３条の平行沈線が巡り、口縁端部を除く両面には均一に灰釉が施され、釉面に貫入が入っている。胎土は、やや褐色がかった白色を呈し炻器質である。19世紀前半頃のものと考えられる。

現代陶磁器　（第106図６）

３個体が認められ、内２個体はロウソク立てのセット、もう１個体は花立てで、全て型にはめて成形したものである。

銅銭　（第106図７）

完存の「寛永通宝」で、背文は「小」である。銭径23.1mm、穿径 6.3mm、厚さ 1.2mm、重さ2.7ｇを測る。

鉄製品　（第106図８）

刃物の中柄部で、残存長 6.9cm、幅1.3 ～1.0cm 、厚さは最大で 0.6cmを測る。

凹石　（第106図９）

完形で正円に近い。砂岩製である。長径 7.5cm、短径 6.7cm、厚さ 4.3cm、重さ284.4ｇを測る。凹みは両面にそれぞれ１箇所で、凹部径２cm前後、深さ３mm前後である。

２．段丘部トレンチ　（第105図，図版39）

厚さ60cmの整地土層下に部分的に残された第Ⅲ層の黒褐色土層中に若干の縄文時代の遺物が包含されていた。遺物の出土をみたのは段丘端部近くのみで、整地に先立つ削平を辛うじて免れた部分である。

縄文土器　（第106図，10，11）

縄文土器は１０数点出土したが、ほとんどが細片である。無文地に隆線を施したものと表裏に条痕調整が認められるものとがある。10は前者で、深鉢の口縁部である。口縁平行に幅５cm前後の粘土紐を上下２段に貼り付けた後、下段の隆帯から同様な粘土紐を垂下させている。内面は成形時の指押さえ痕を残す。暗褐色を呈し、焼成は良好で、胎土に砂粒を多く含む。11は後者で、両面共に右下がりの斜め方向の条痕調整が認められる。暗褐色を呈し、焼成は良好で胎土に砂粒をやや含む。

石器　（第106図，12，13）

石器は、20点出土したが、石鏃１点と石錘１点の他は、ほとんどがフレークやチップである。

石鏃（12）は小の原分類のＩＤ類で、「く」字状の抉り込みの入るものである。石材はチャート製で、長さ2.1cm、幅1.8cm、厚さ0.6cm、重さ2.1ｇである。

石錘（13）は、長軸の両端に切目を入れて紐かかり部を作り出した所謂切目石錘である。石材は砂岩製で、長さ3.8cm、幅2.7cm、厚さ1.1cm、重さ14.3ｇである。フレークやチップ類はチャート製である。

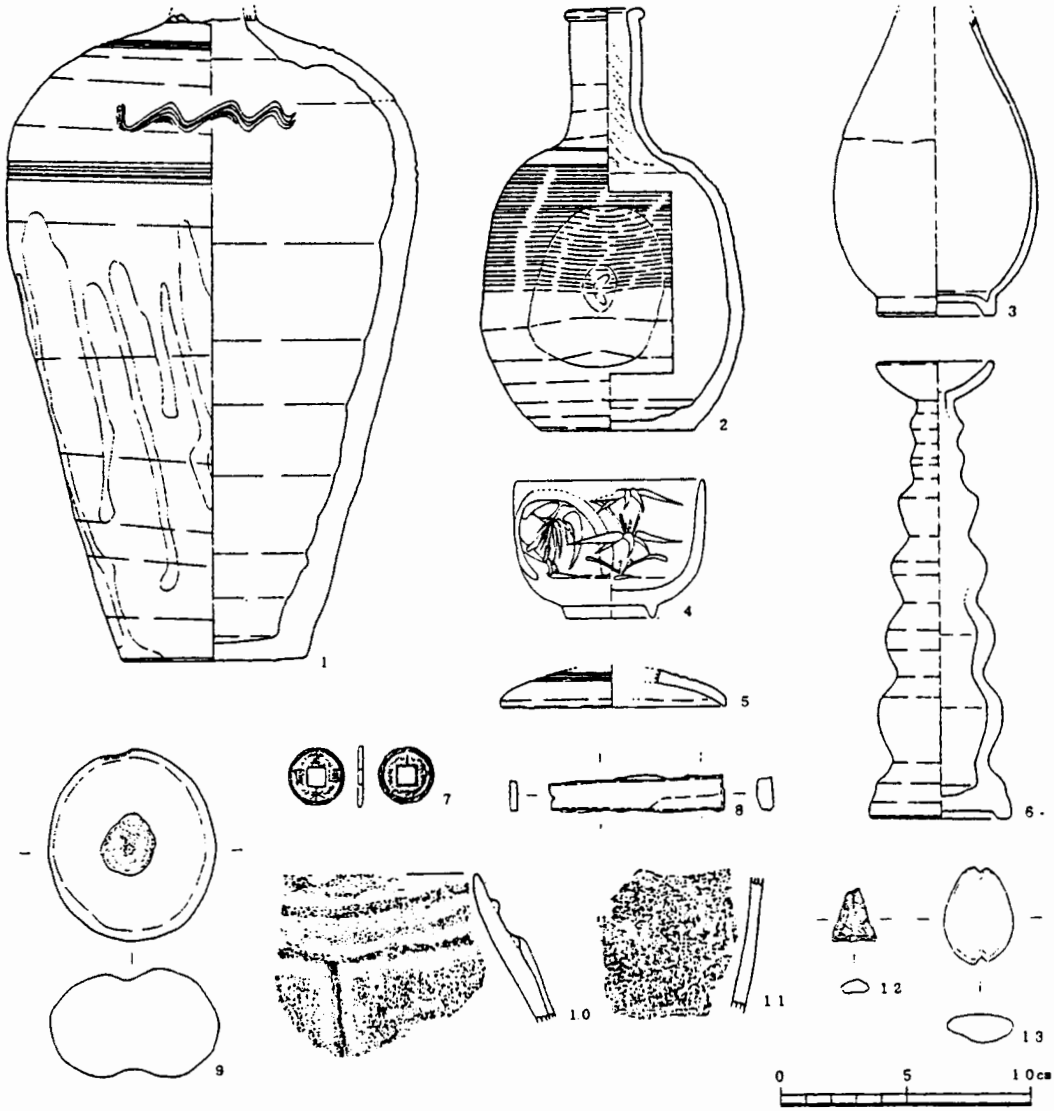

第106図　戸入障子暮遺跡出土遺物実測図

第6章　戸入障子暮遺跡の考察

戸入障子暮遺跡は西谷川の右岸にあり、現河床からの比高約25mの小丘上に位置する中世以来の墓域で、徳山村が廃村になるまでは戸入の神足氏の墓地であった。遺跡は円丘頂部の平坦面に、外径で南北2.0m、東西1.5mの東面する石組の区画を設けて墓域とし、その中には全面に一辺30cm前後の扁平な石材を敷き詰めていたらしいが、一部は江戸時代後期以降に修理改変されている。

調査時の所見によると、墓域の中央やや前寄りの敷石の隙間に、13世紀後段の製作と思われる古瀬戸梅瓶形瓶子が埋納されていた。頸部より上を欠いて蔵骨器に転用したもので、内部からは人骨片が発見された。蔵骨器の奥（西側）には、敷石を基礎として宝篋印塔・五輪塔・一石五輪塔各1基が並べられていた。基礎石以外の敷石及び墓域内には全面に径5cm前後の円礫が敷き詰められていた。蔵骨器の南側の敷石の下には、径43cm、深さ23cmの墓壙が検出されたが、その上には卵塔状の自然石の墓石がのっており、土壙内からは江戸時代後期＝19世紀前半の茶碗が出土した。

なお、墓域内からは近世陶磁器6個体分が検出されたが、器種のわかる4個体の内訳は、18世紀後半～19世紀初頭の徳利、19世紀中頃の徳利、19世紀前半の灰釉陶器蓋及び先述の墓壙内の茶碗の同一個体破片各1点である。その他、寛永通宝1点と現代陶磁器3個体分が発見された。

従来，徳山には墓地がないとされ、故人の遺骨は、葬式がすむとすべて越前の本山誠照寺に納められたと伝えられてきた（桜田勝徳『美濃徳山村民俗誌』昭和26年）。近年、民俗調査がすすむにつれてこのような誤解は訂正され、「現在の墓地が先祖伝来の墓所・霊地として充分重んじられてきたとは考えにくいが、村には墓が全然無いと断定することは事実とかなりの相違がある」、と指摘されている（大牧富士夫「美濃徳山村の葬墓制について」歴史手帖10巻1号、昭和57年）、

一方、徳山村の中世墓は昭和48年度の民俗調査によって、戸入障子暮中世墓を含めて10カ所で認められ、調査当時すでに失われたものもあったが、宝篋印塔14基、五輪塔11基、その他の所在が確認されている（岐阜県教育委員会『徳山　昭和47年度民俗資料緊急調査報告書』昭和48年）。これらの墓塔のすべてが、もとからその地にあったものかどうかは問題であり、それぞれの中世墓の変遷については、さらに追跡調査が必要であろう。

中世以降の村の成立については、徳山城の城館跡の存在から考えて、徳山の地に人々が集落を作って生活を始めたのは室町時代後半・戦国時代になってからであろう、と推定されているが、今後さらに、中世墓の宝篋印塔・五輪塔の型式学的研究と変遷過程の詳細な調査研究を進めることにより、葬墓制及び仏教信仰形態の変遷が究明されなければならないであろう。

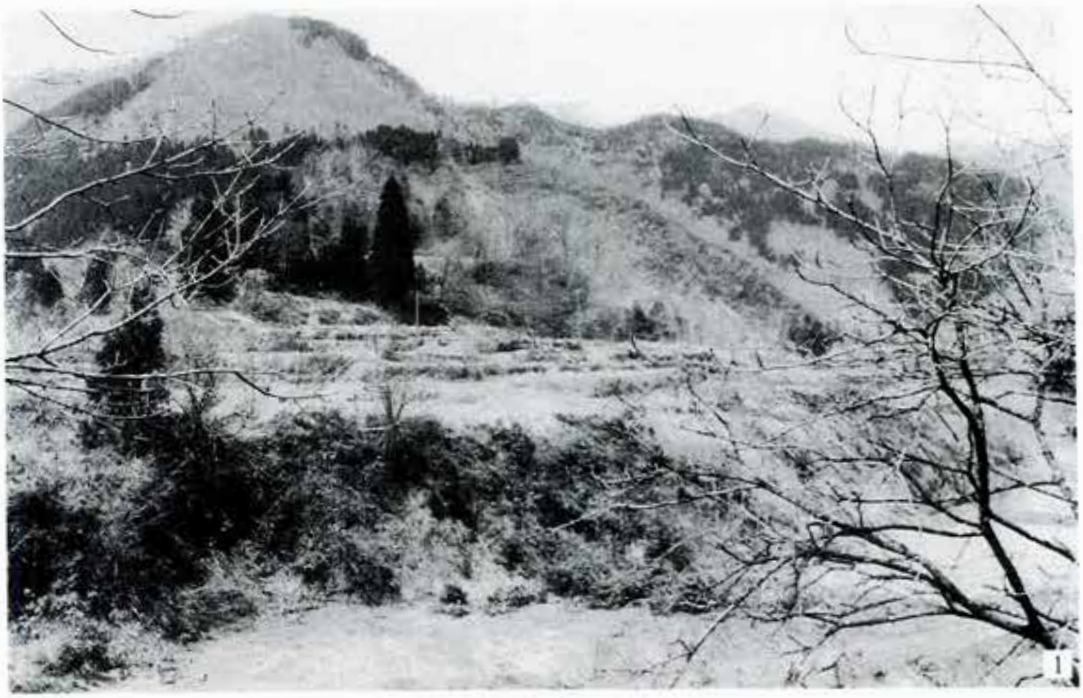

1：小の原遺跡調査前遠景，2：小の原遺跡昭和63年度調査前遠景，

3：小の原遺跡調査区全景

図版2

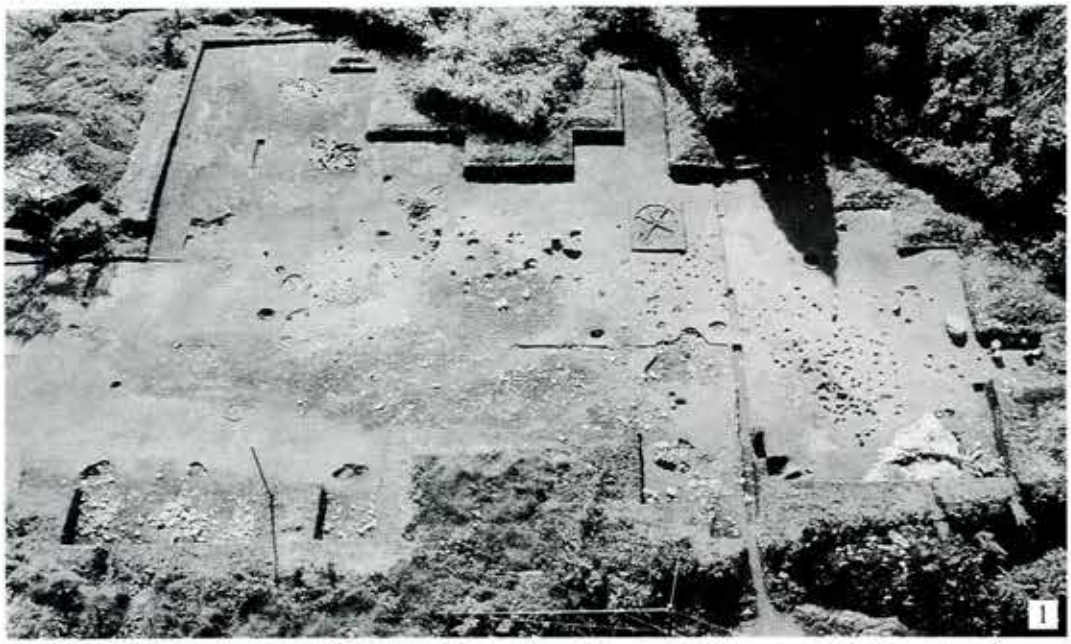

1：小の原遺跡調査区全景，2：土層状況，

3：遺跡西側の崖の中腹に祀られている石皿と磨石，4：調査風景

1・2・3：調査風景，4・5：有舌尖頭器出土状況

図版4

1：磨製有孔石器出土状況，2：茅山下層式土器出土状況，

3：前期土器出土状況(Z-80)，4：前期土器出土状況(Z-8,9)

1・2：柏畑式土器出土状況(S-341,414)、

3：第1号住居跡覆土上部土器出土状況、4・5・6：第1号住居跡

図版6

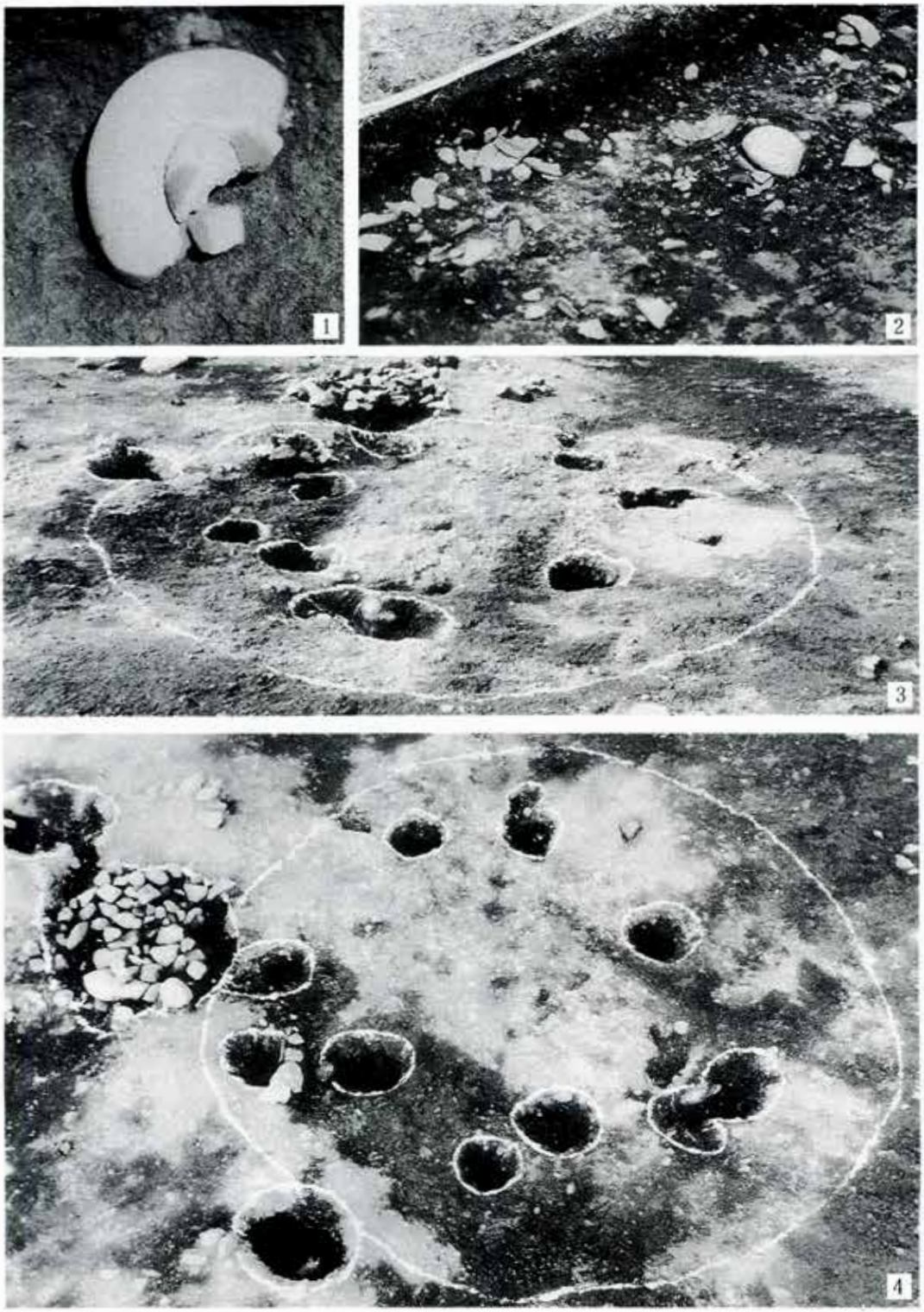

1：第2号住居跡覆土上部土器出土状況(Z-841)，

2：第2号住居跡覆土上部土器出土状況，3・4：第2号住居跡と第7号集石炉跡

1：第1号住居跡・第7・8・9号集石炉跡(上)とピット群遺構(下)，

2：第1号集石炉跡，3：第2号集石炉跡

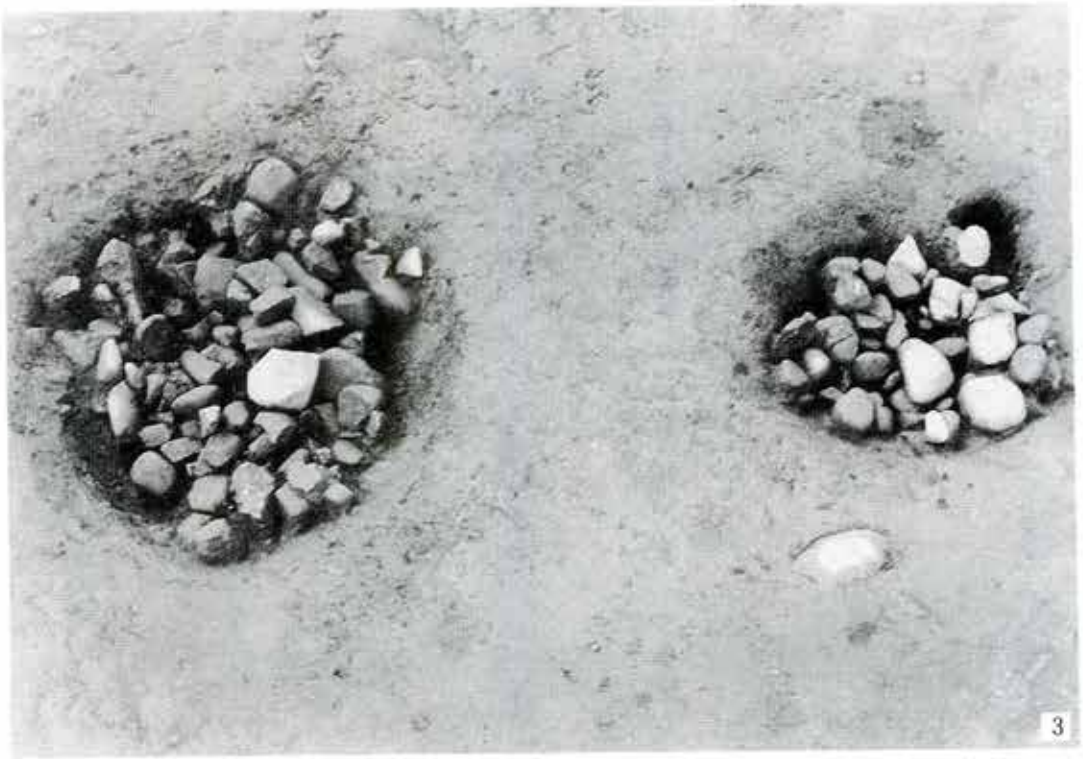

1：第3号集石炉跡，2：第4号集石炉跡，3：第3・4号集石炉跡

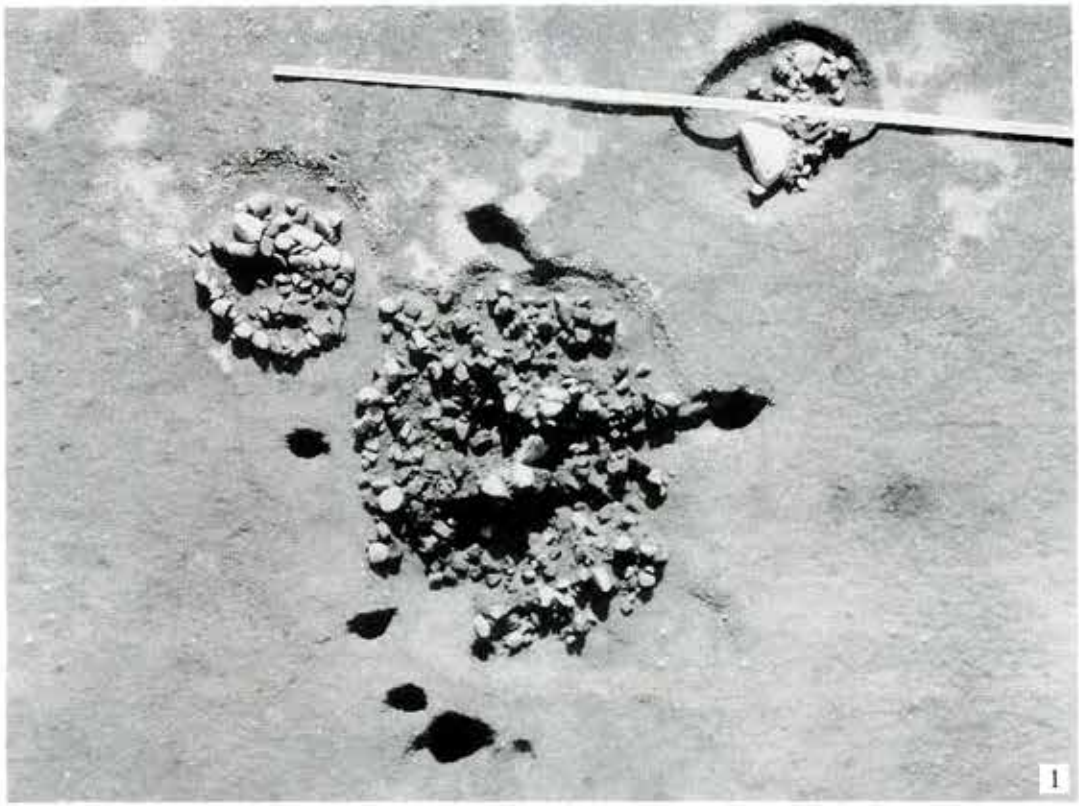

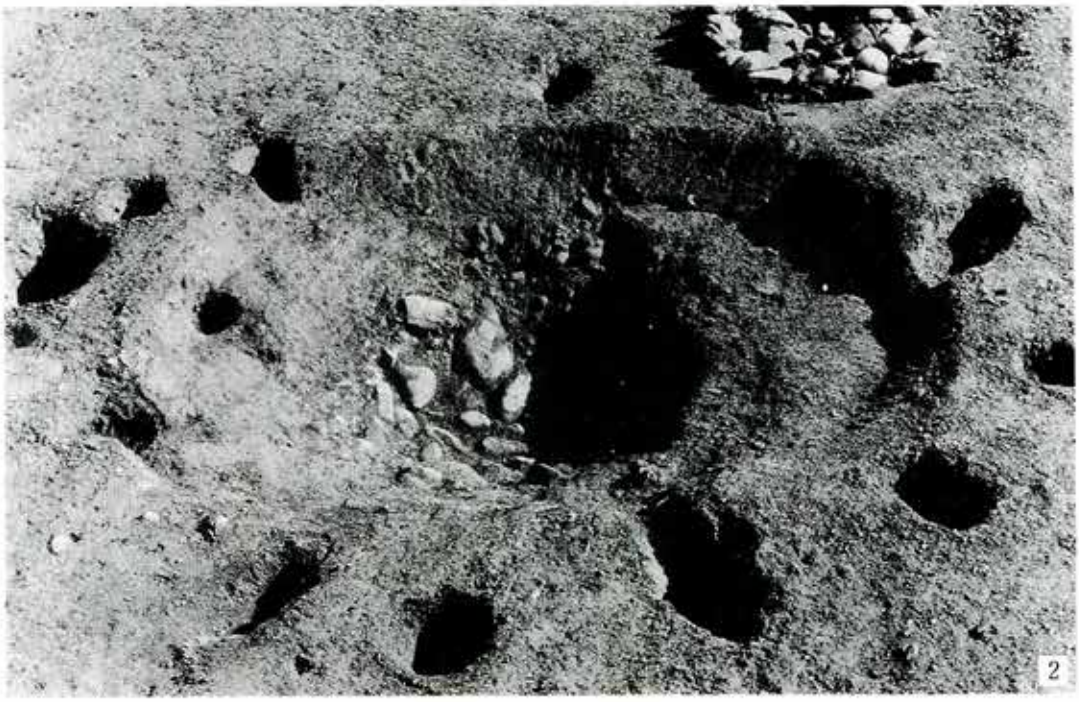

1：第5(中央)・6(左上)号集石炉跡，2：第5号集石炉跡掘り上げ状況

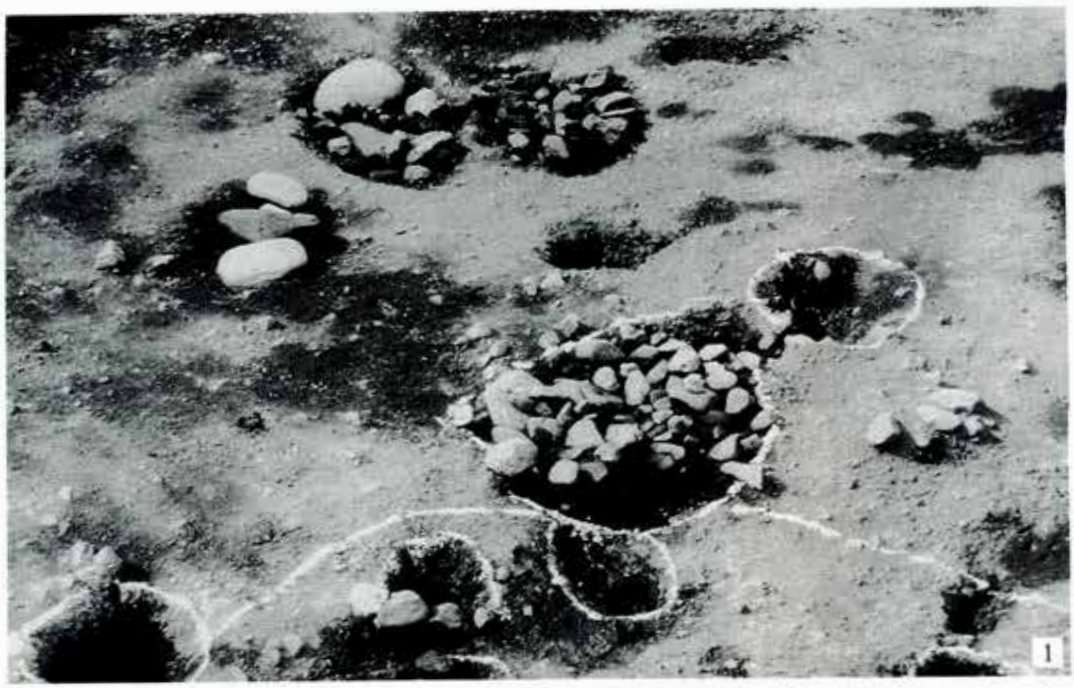

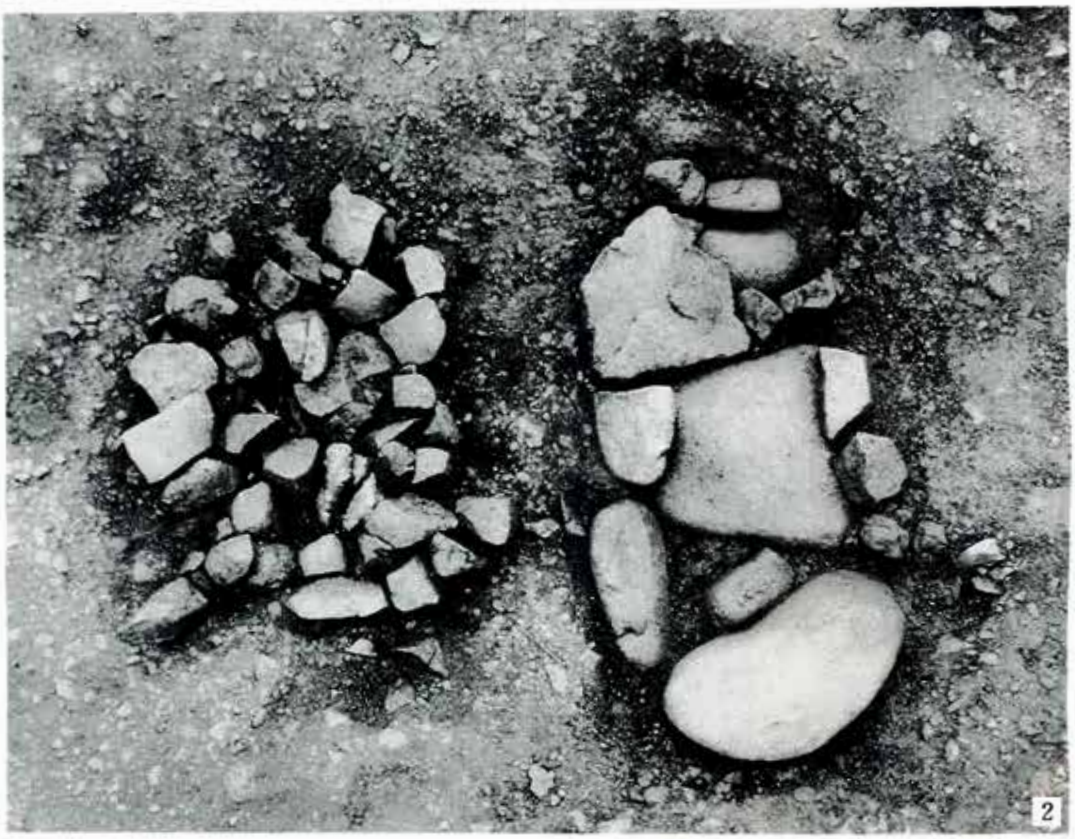

1：第7・8・9号集石炉跡，2：第8(右)・9(左)号集石炉跡

1：第10(下)・11(上)号集石炉跡，2：第10号集石炉跡，

3：第12号集石炉跡

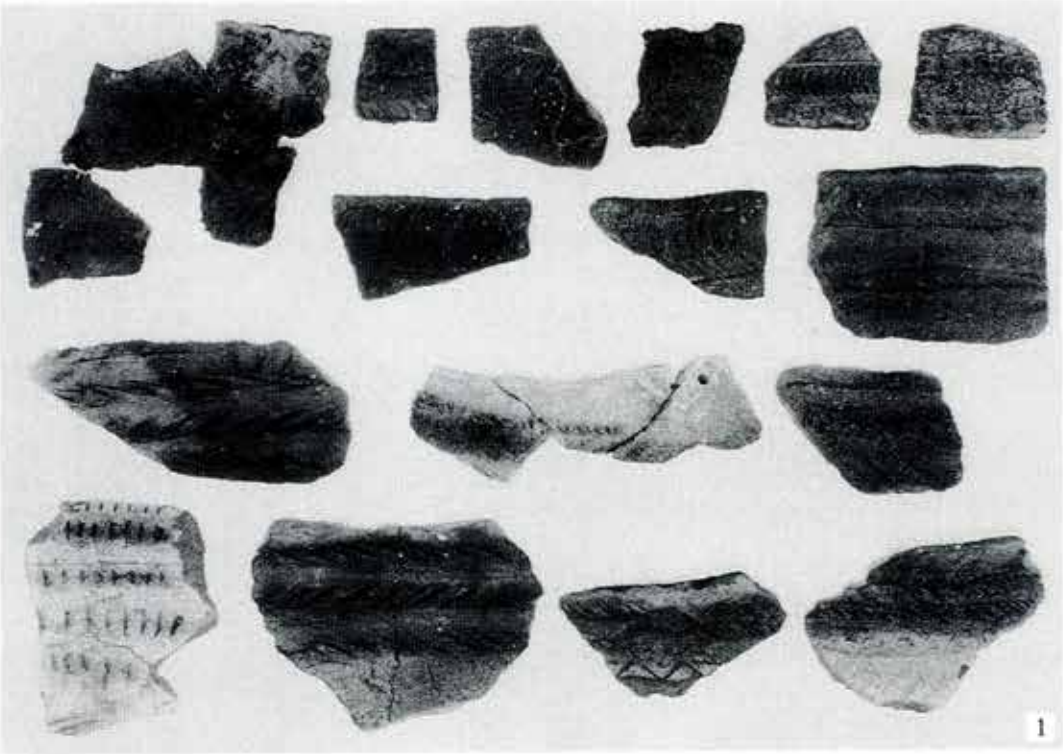

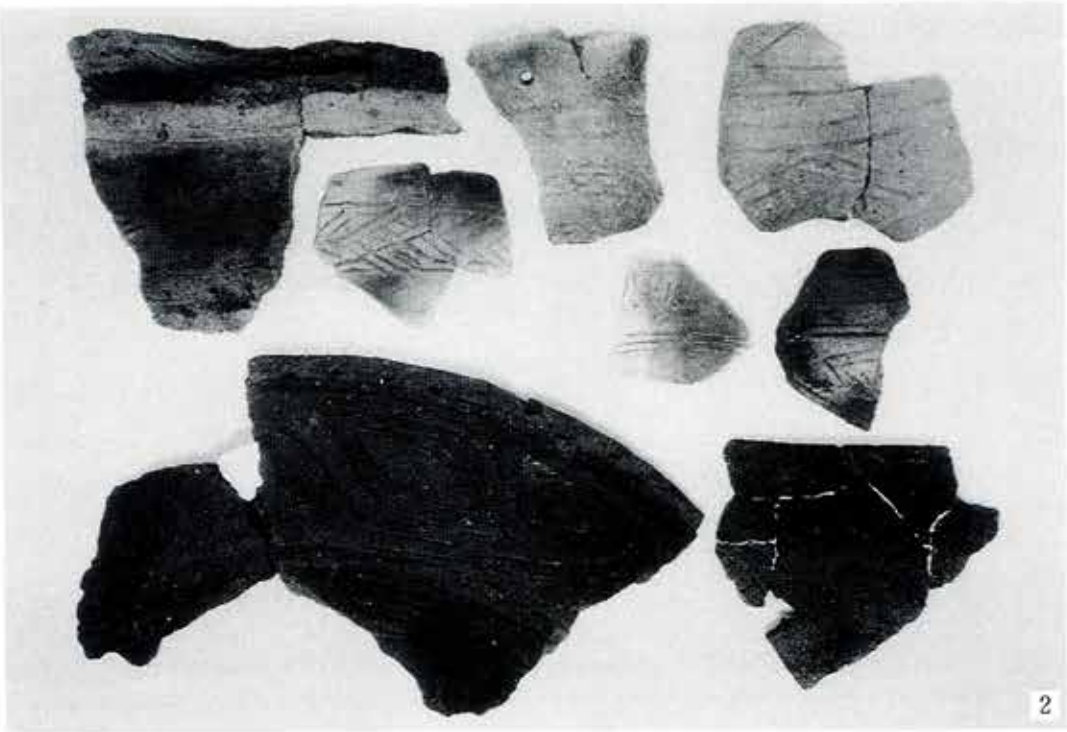

1・2：第1号住居跡出土土器

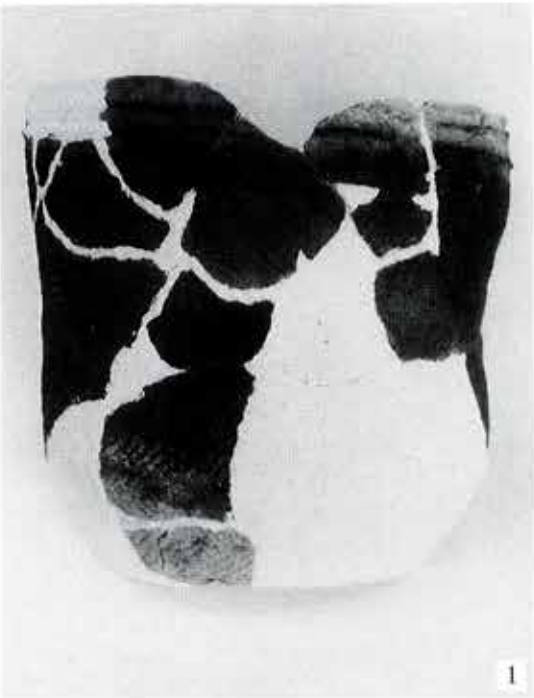

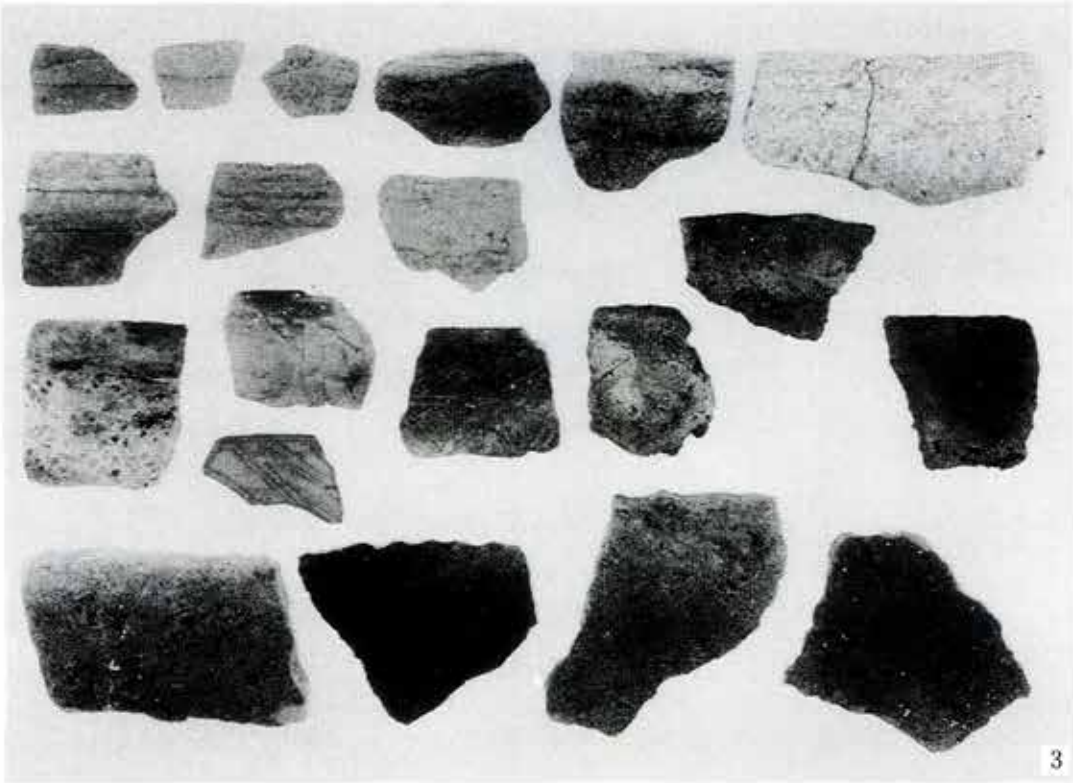

1・2：第1号住居跡出土土器，3：第2号住居跡出土土器

図版14

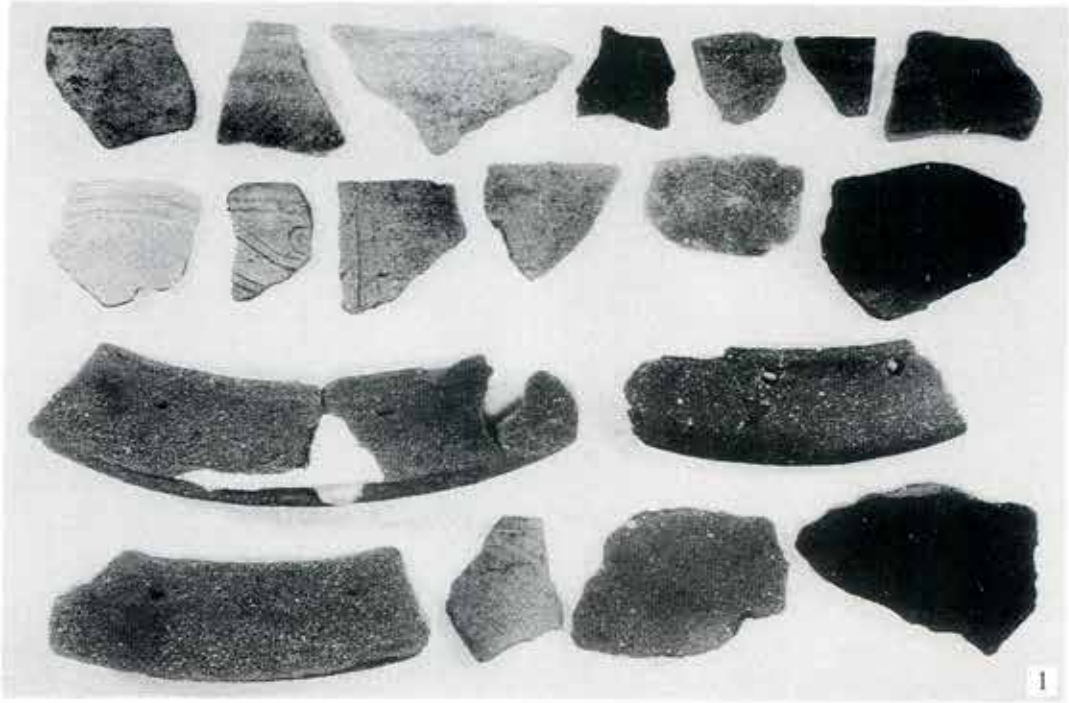

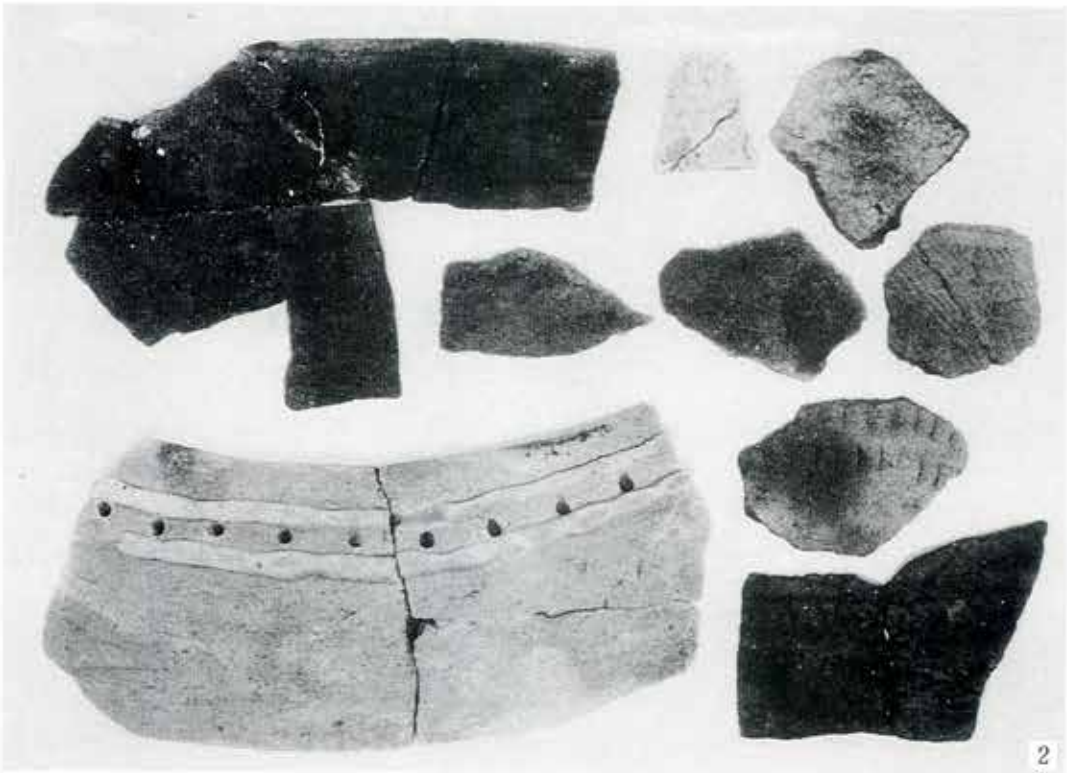

1：第3号土壙跡出土土器，2：第8・13・21号土壙跡出土土器

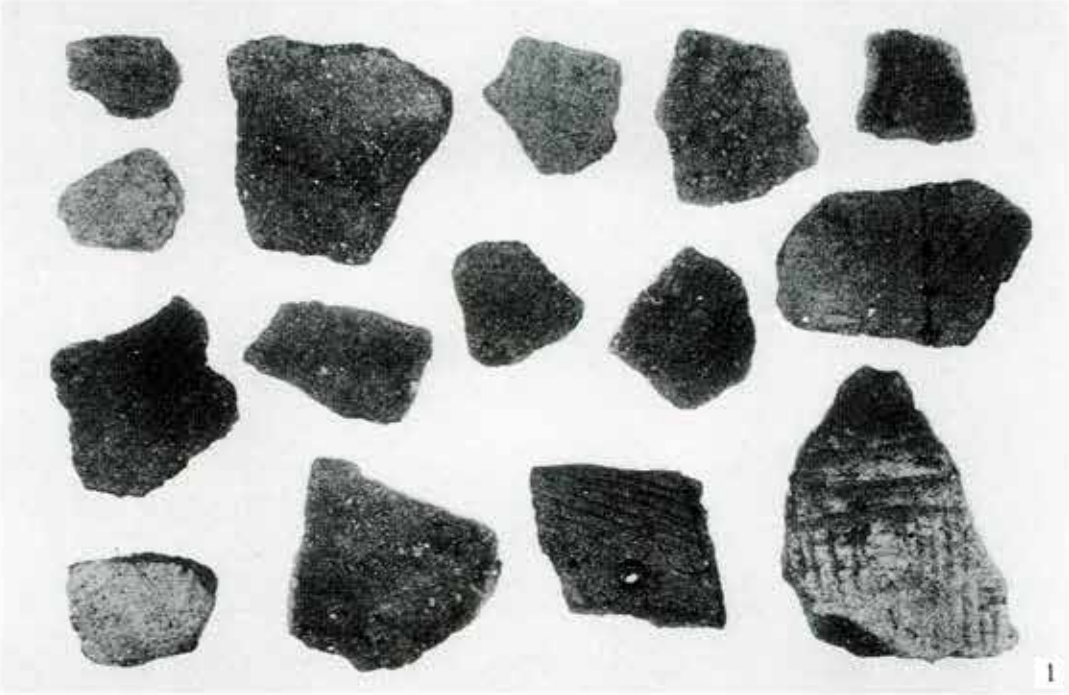

1

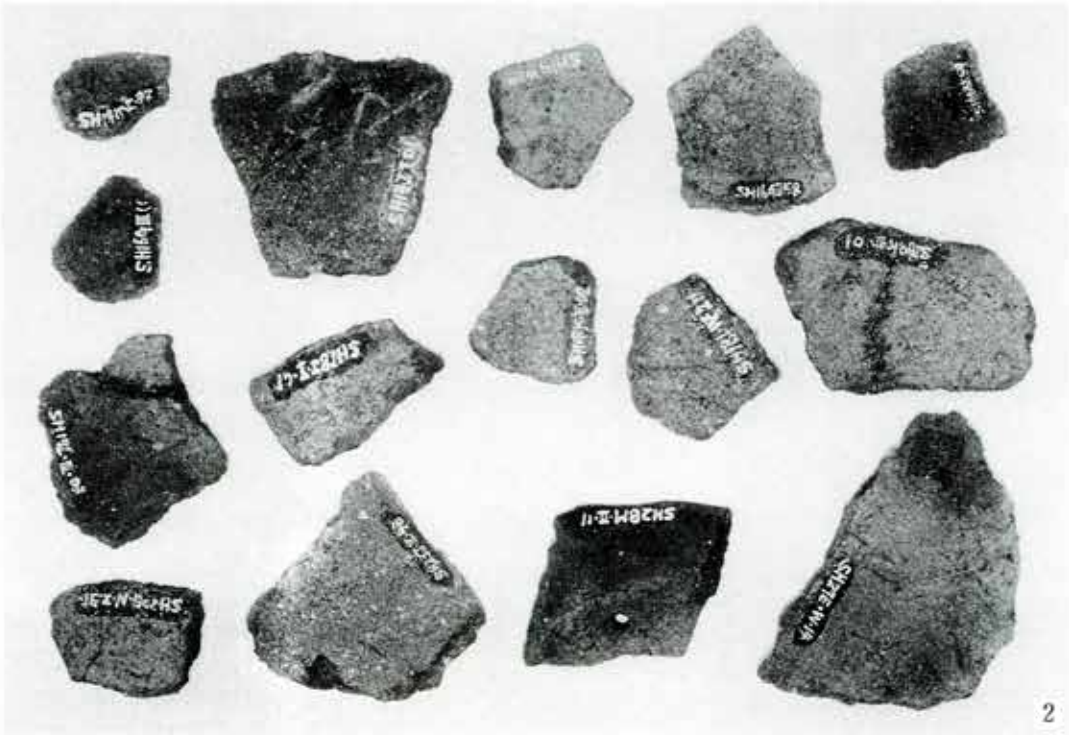

2

1：S1群・S2群土器（表），2：S1群・S2群土器（裏）

図版16

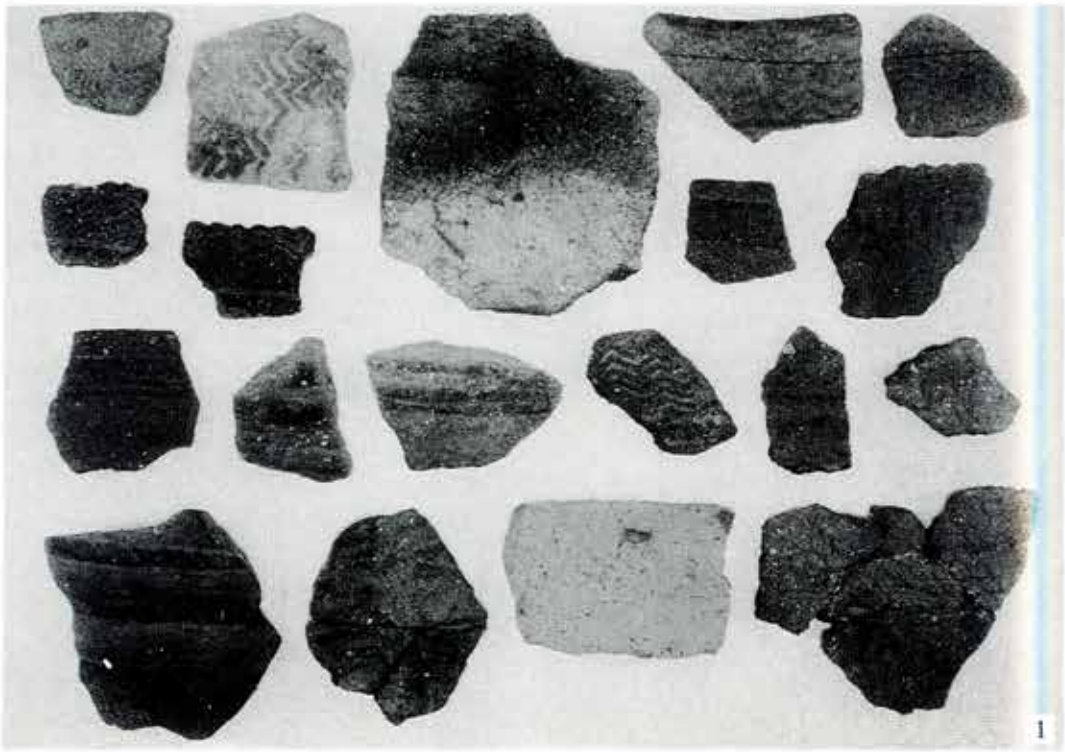

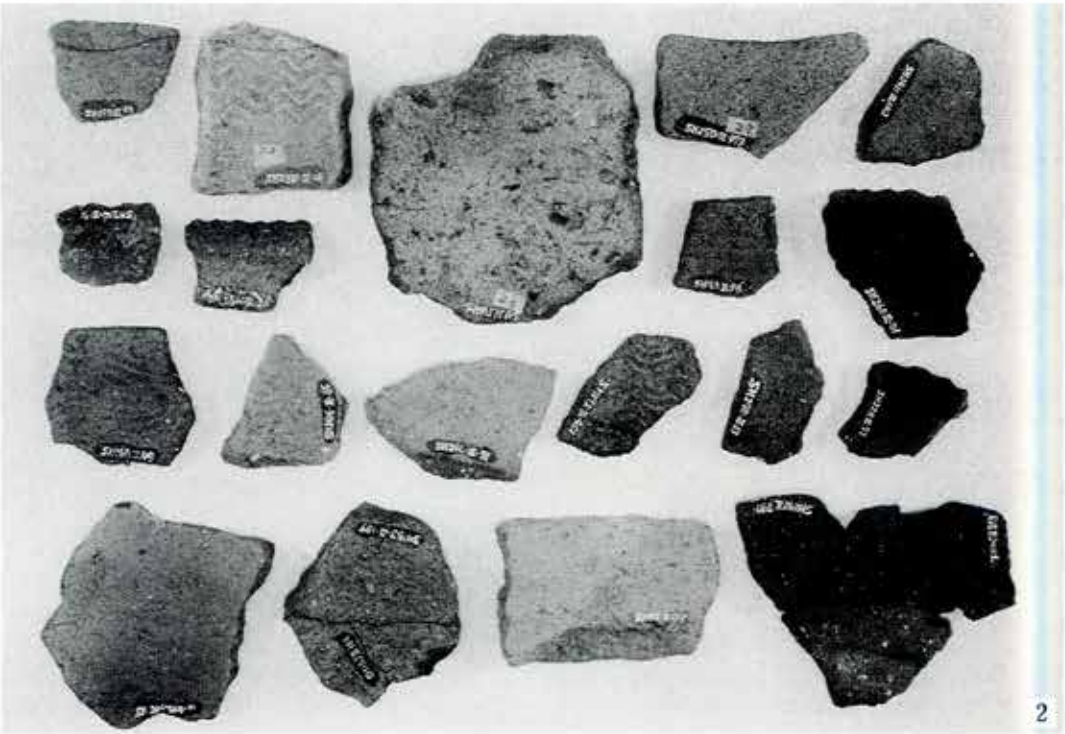

1：S3群土器（表），2：S3群土器（裏）

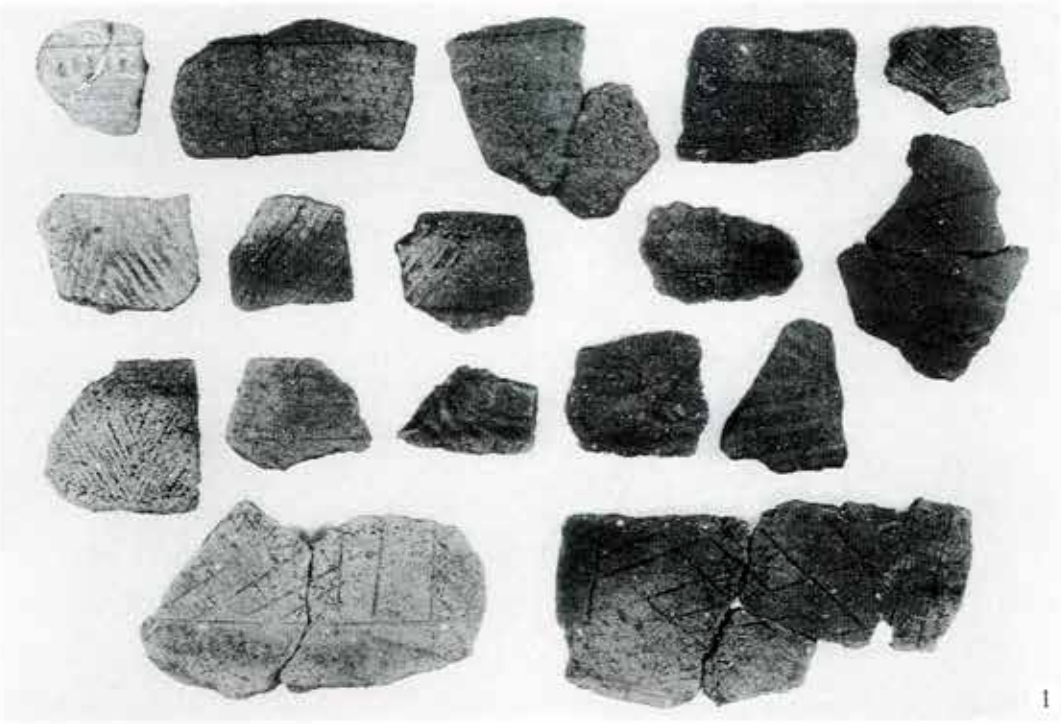

1

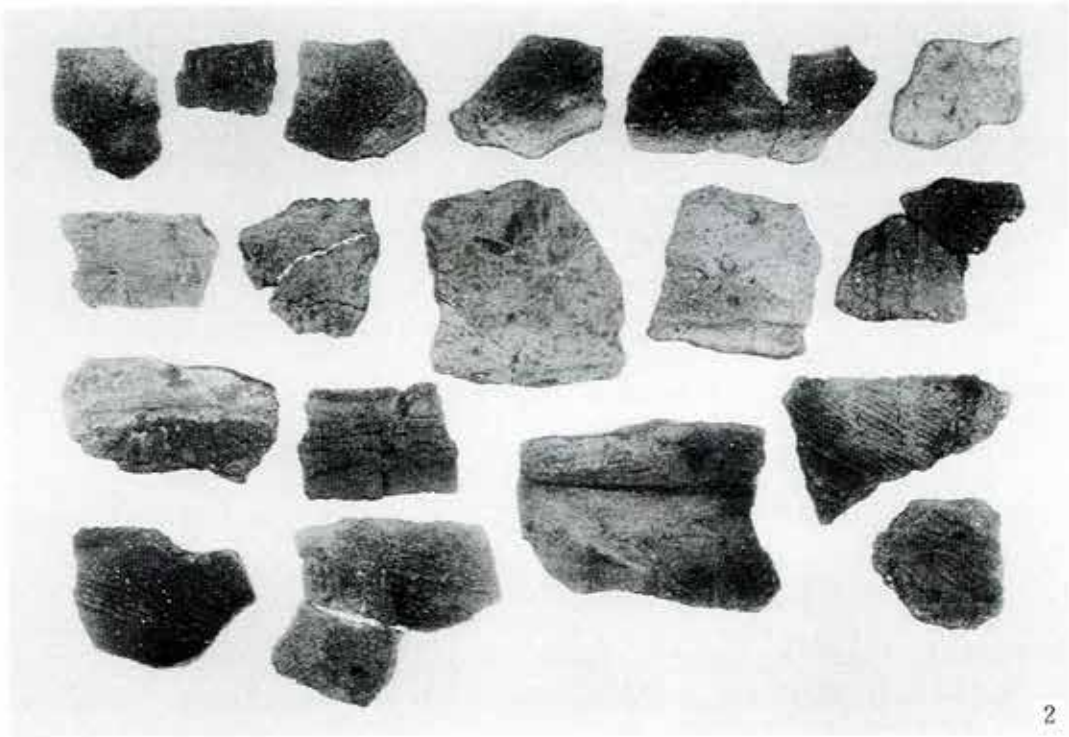

2

1：S 4群土器，2：S 5群第1・2類土器

図版18

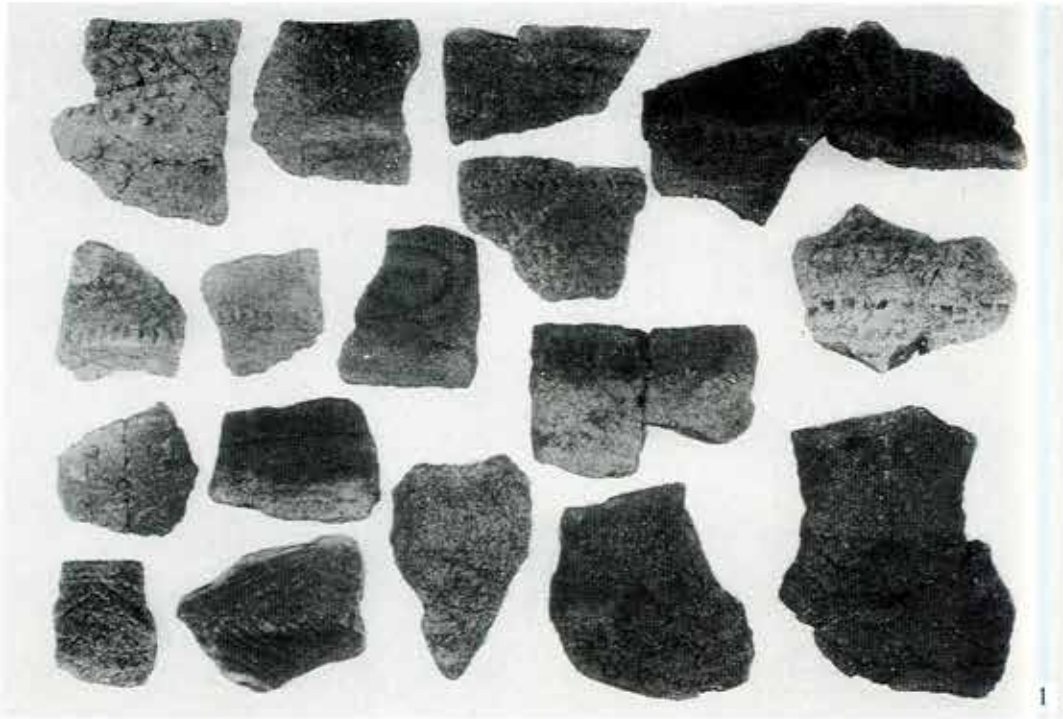

1

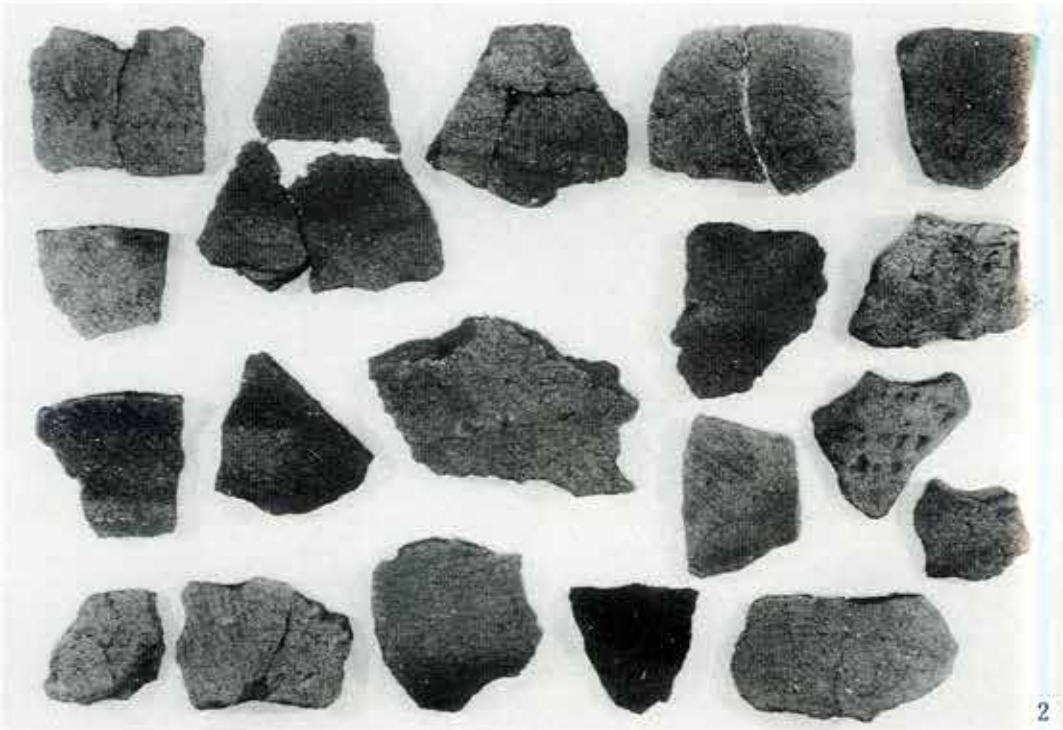

2

1：S５群第３類土器（１），２：S５群第３類土器（２）

1

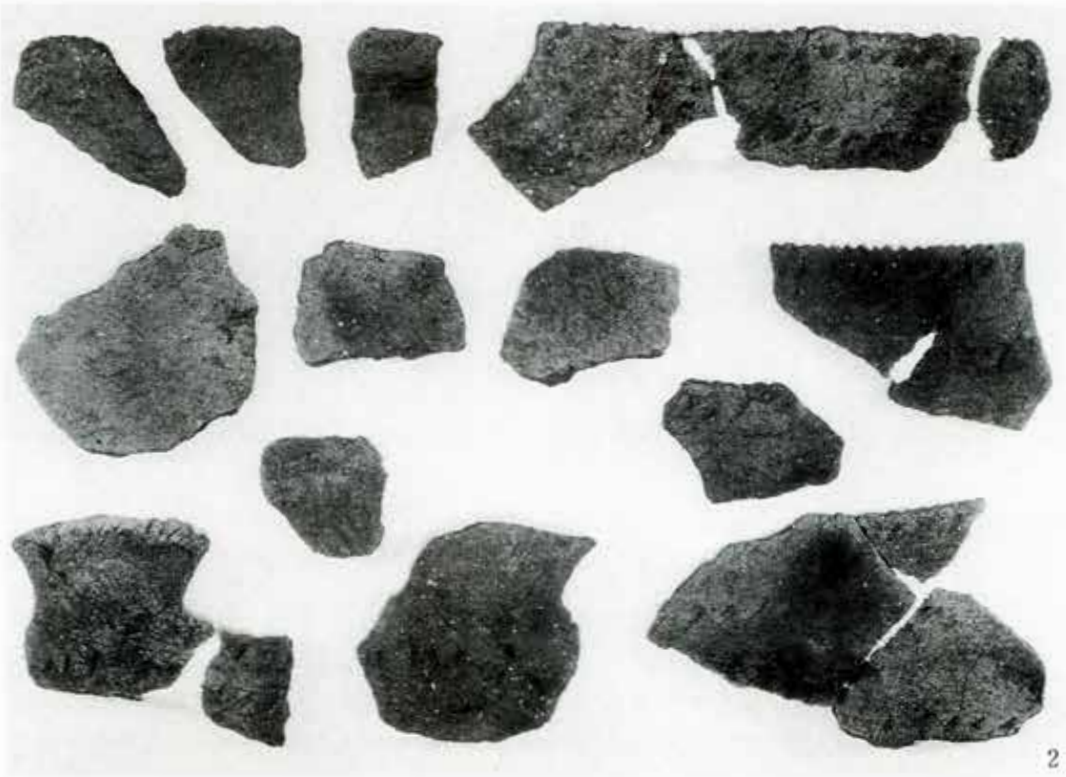

2

1：S5群第3類土器（3），2：S5群第4類土器

図版20

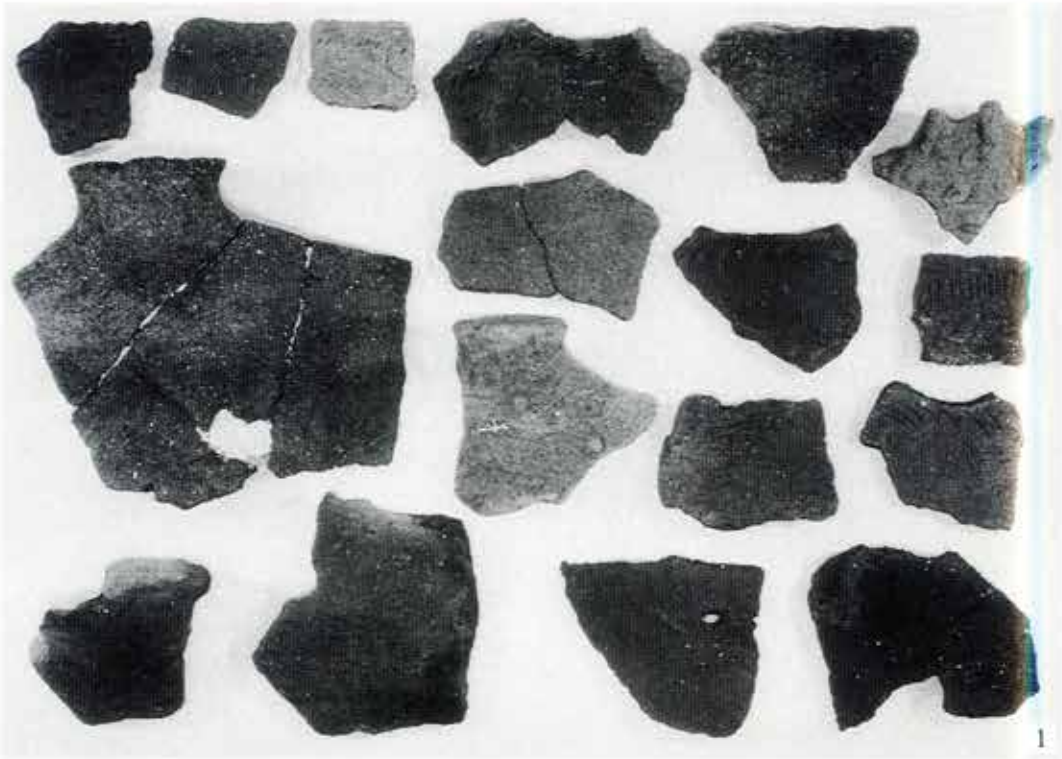

1：S 5群第5類土器（1），2：S 5群第5類土器（2），

3：S 5群第5類土器（3）

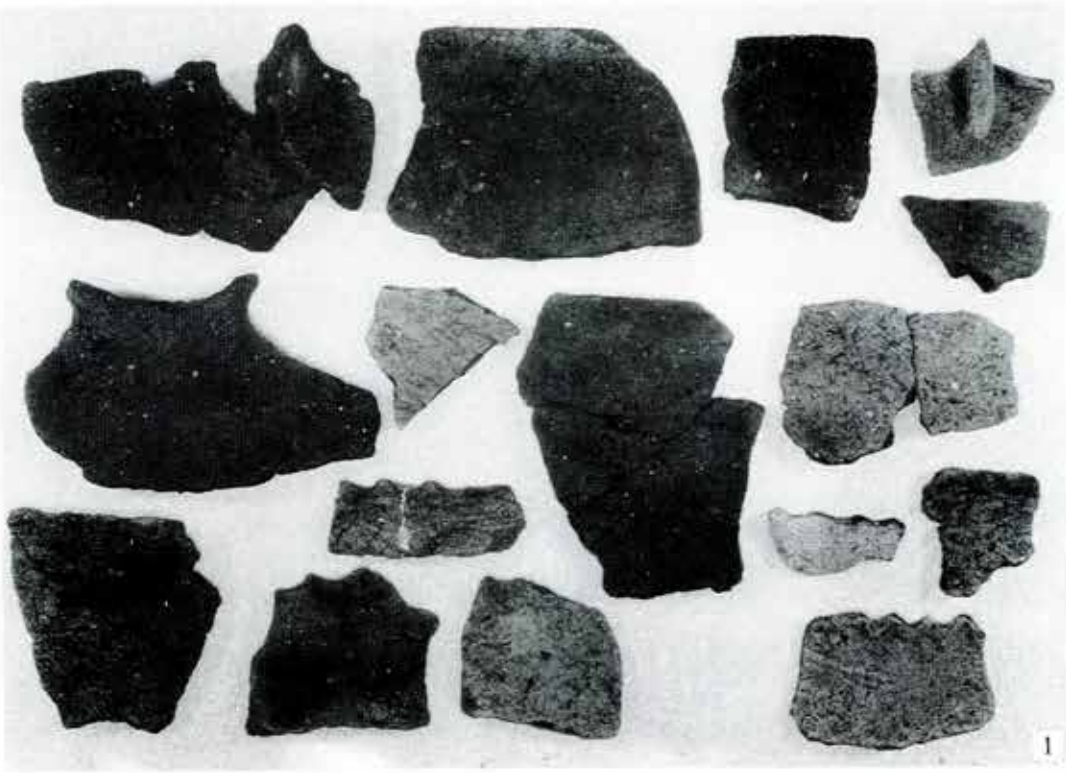

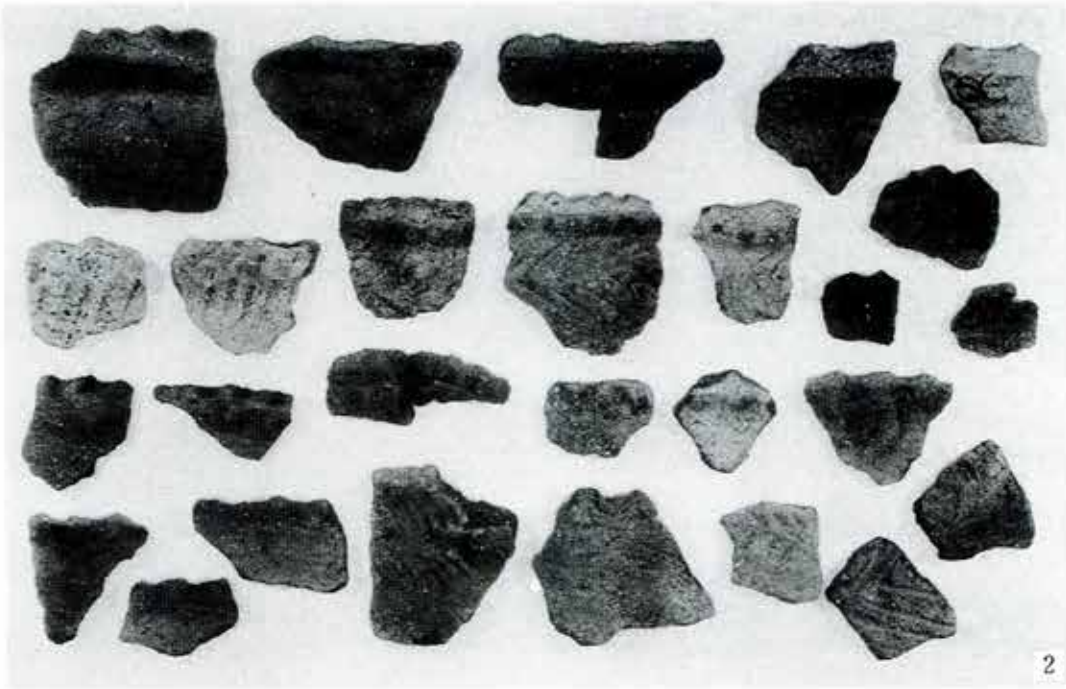

1：S５群第５類土器（４），２：S５群第６類土器

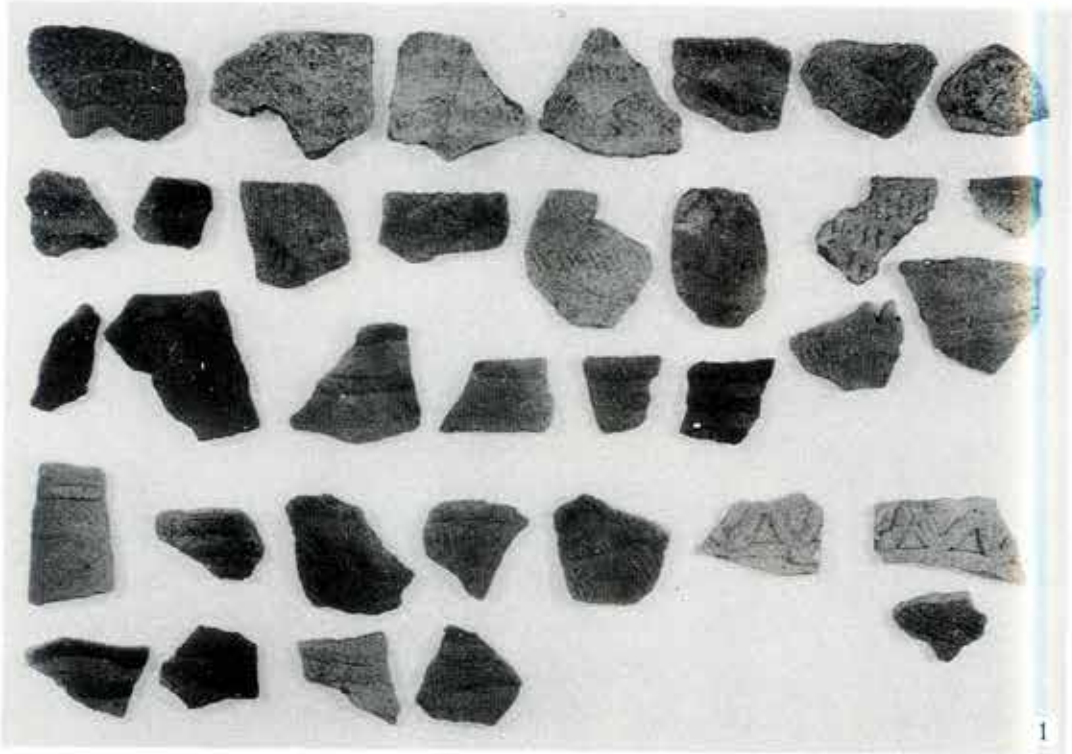

1

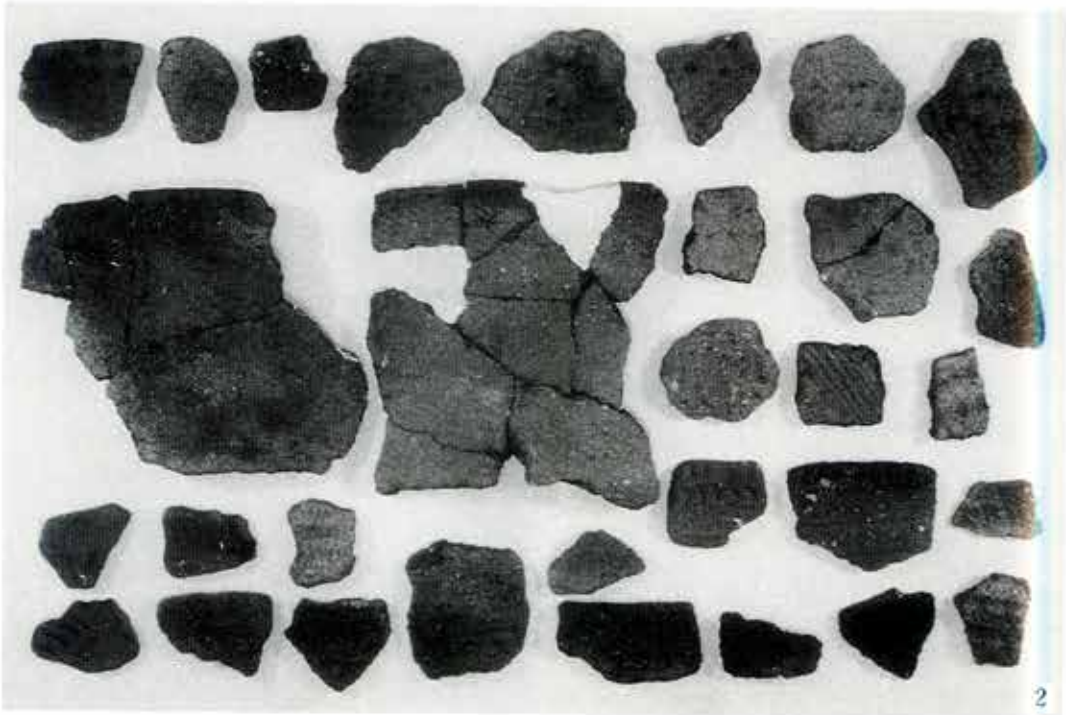

2

1：S5群第7・8・9・10・11類土器，2：S6群土器

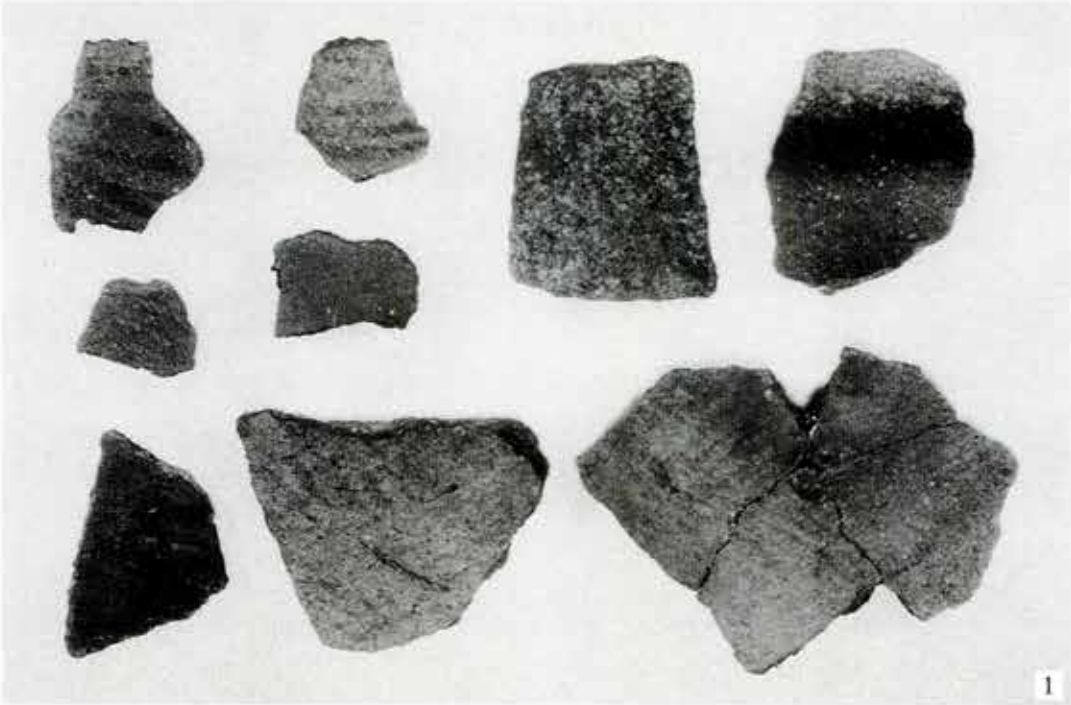

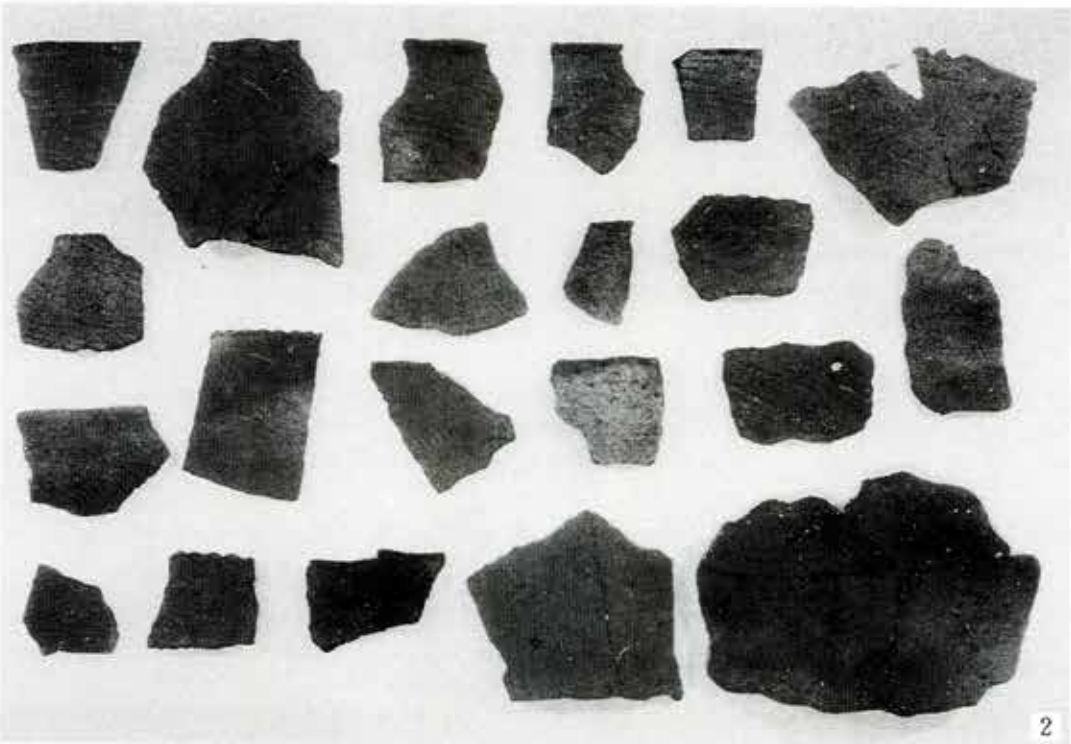

1：S 7群土器，2：Z 1群土器（1）

図版24

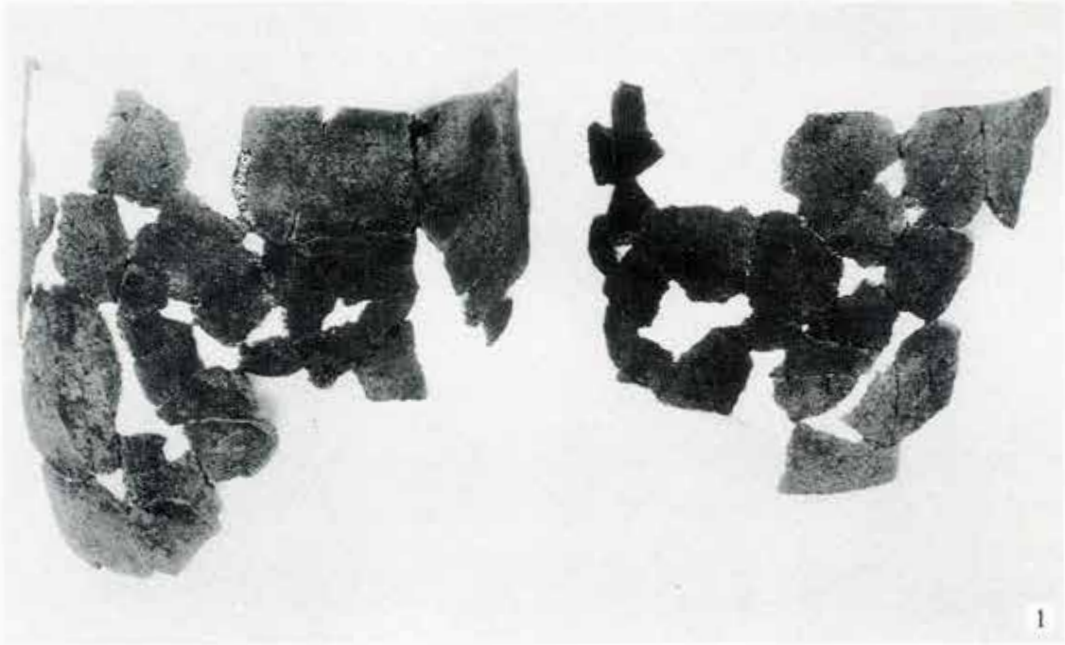

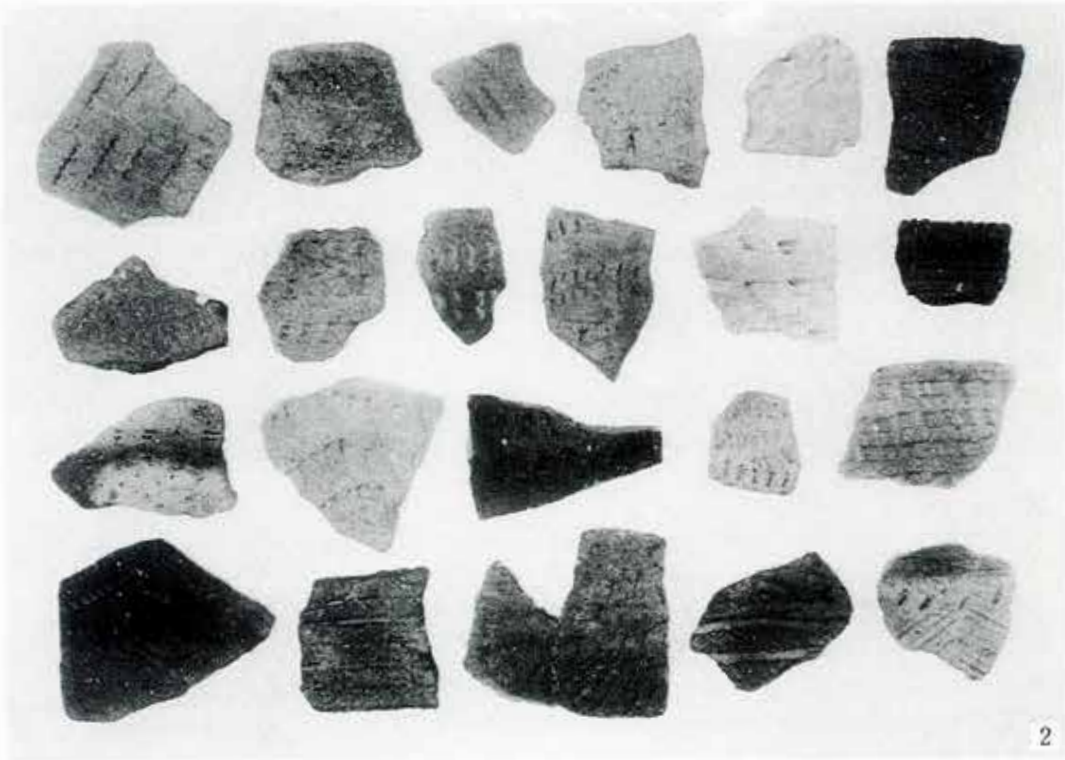

1：Z1群土器（2），2：Z2群土器（1）

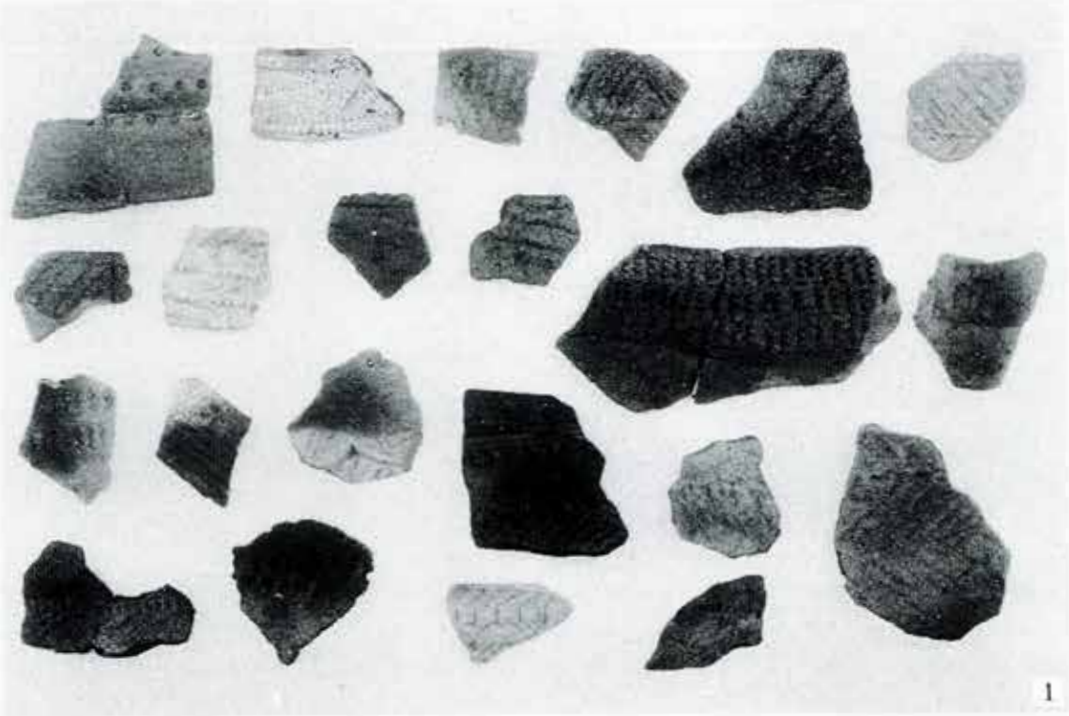

1

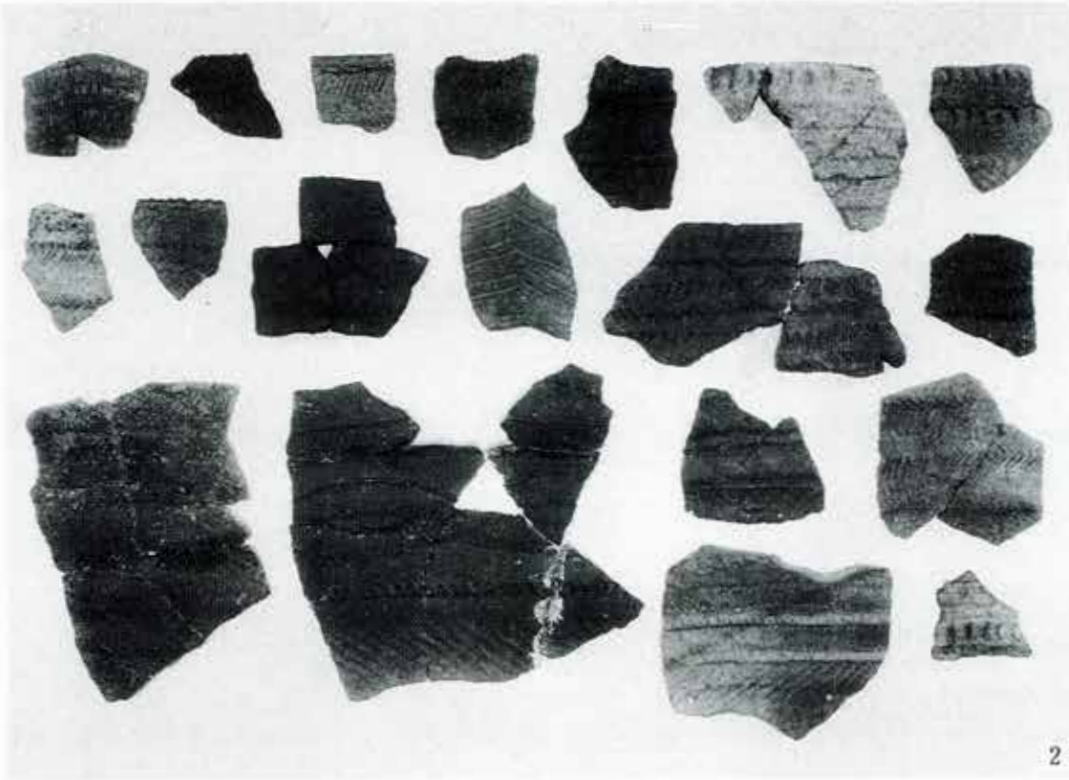

2

1：Z 2群土器（2），2：Z 3群土器（1）

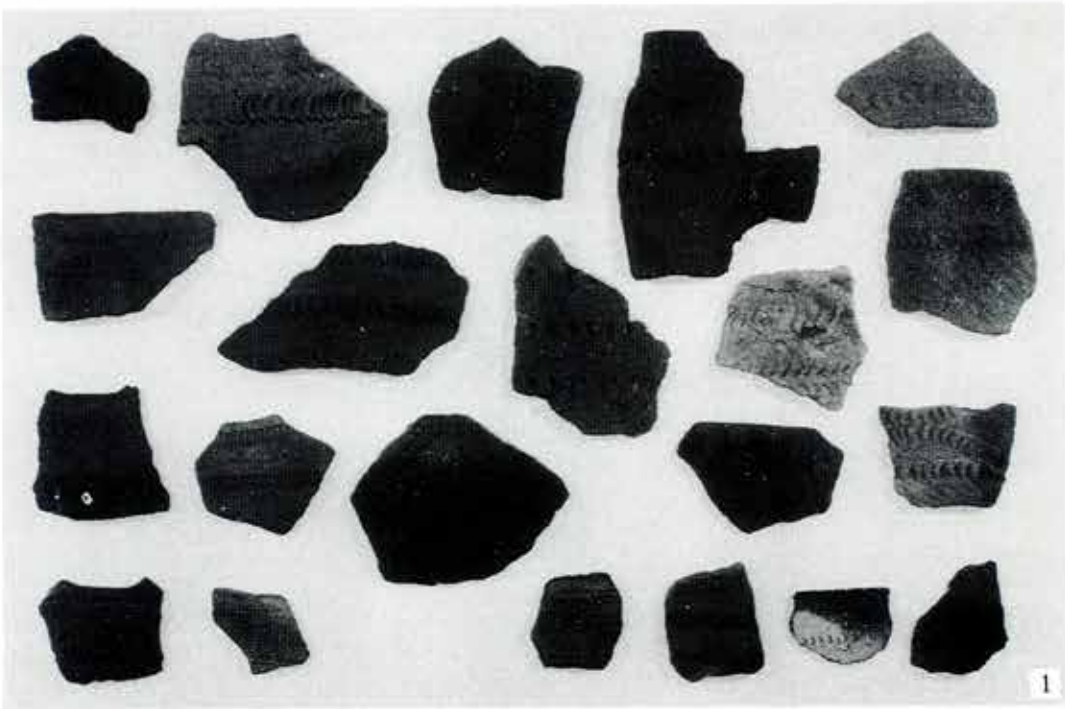

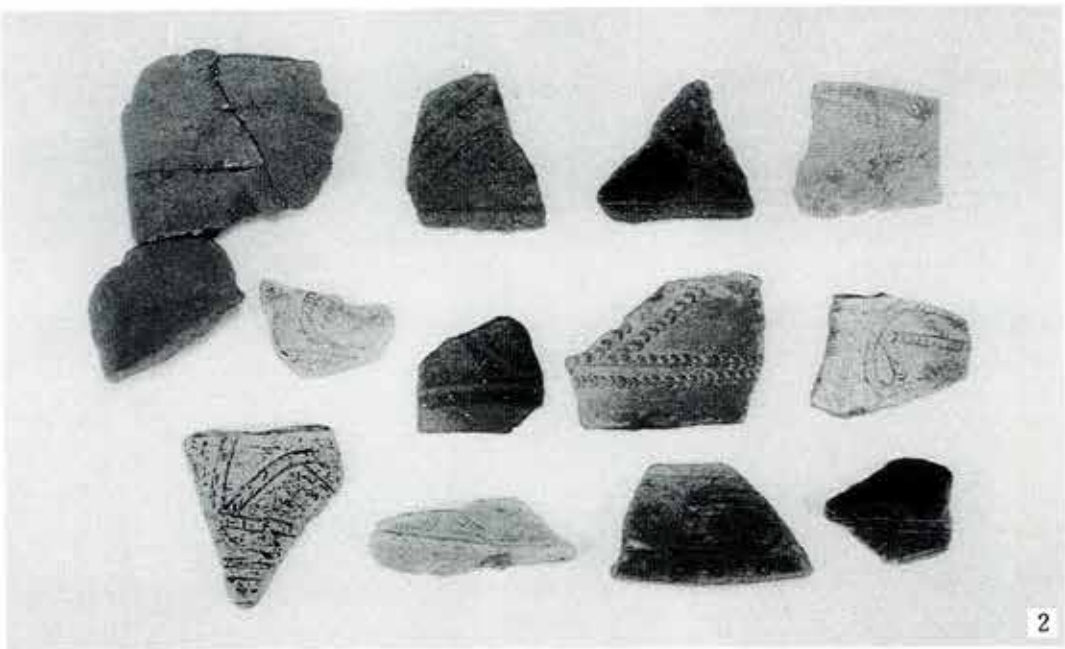

1：Z 3群土器（2），2：Z 3群土器（3）

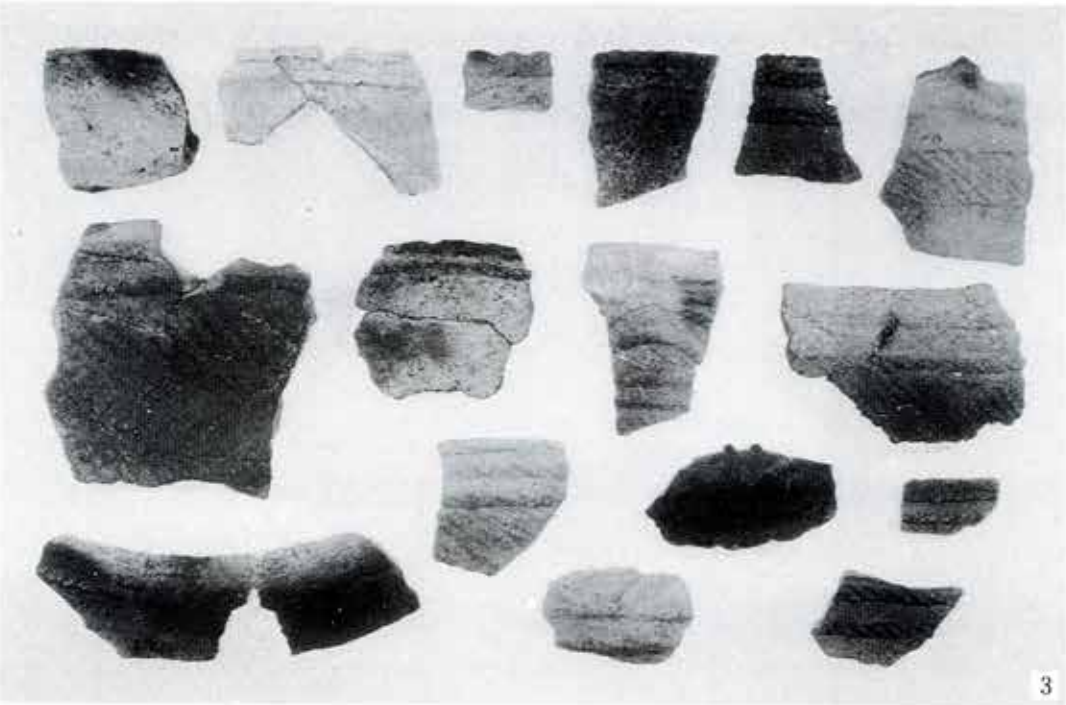

1：Z 2群土器（3），2：Z 4群土器（1），3：Z 4群土器（2）

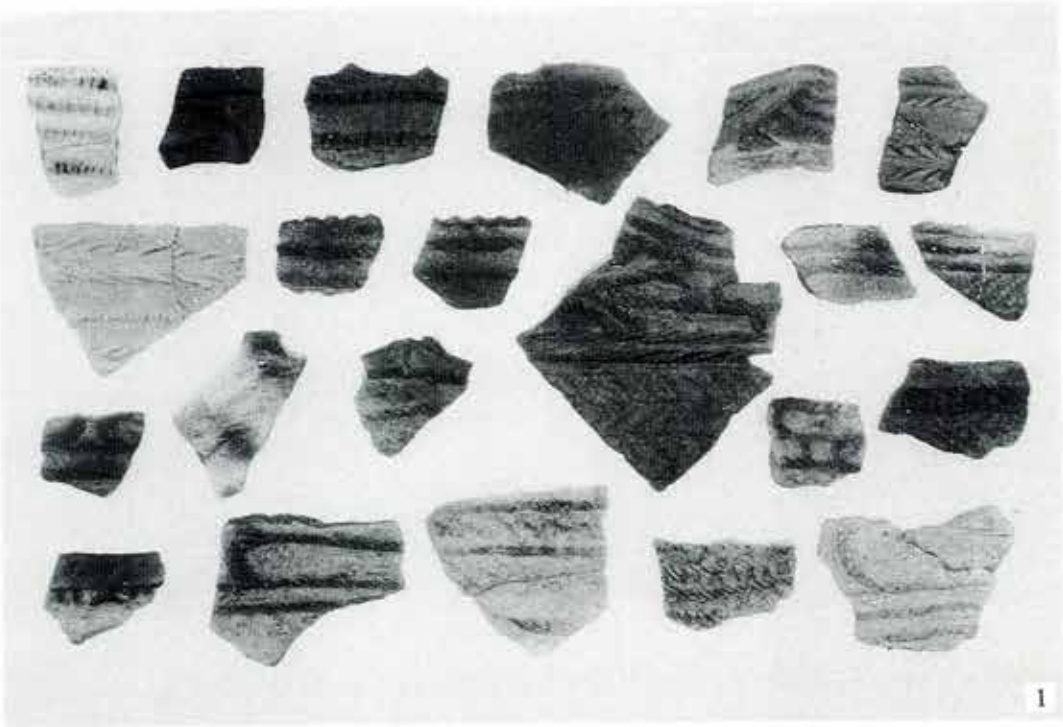

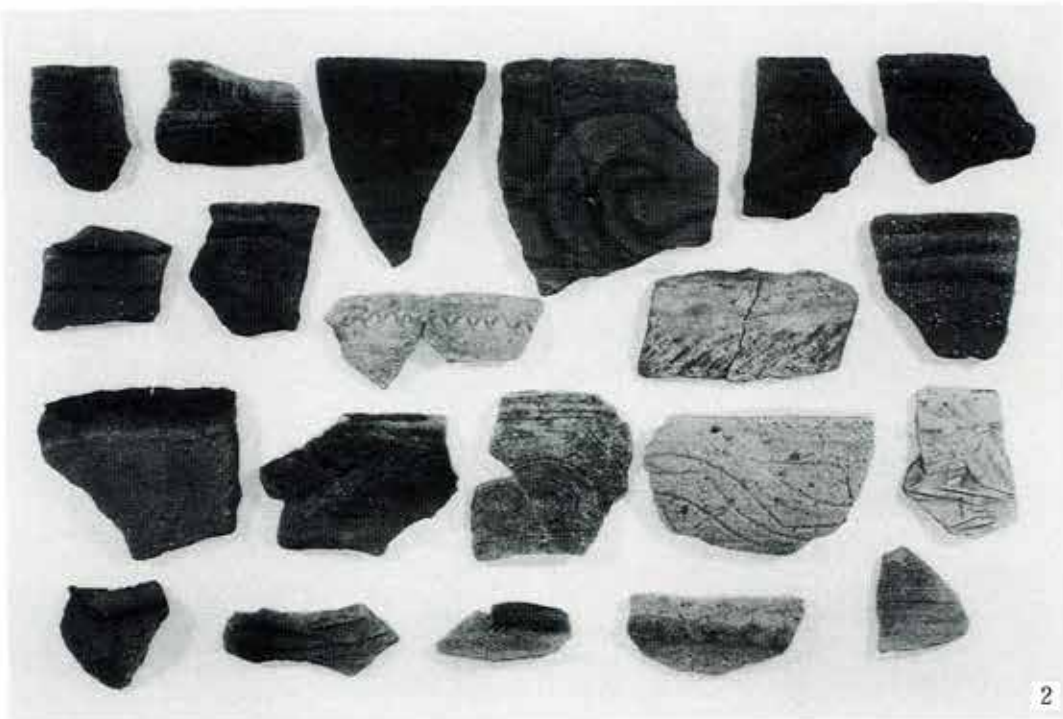

1：Z 4群土器（3），2：Z 4群土器（4）

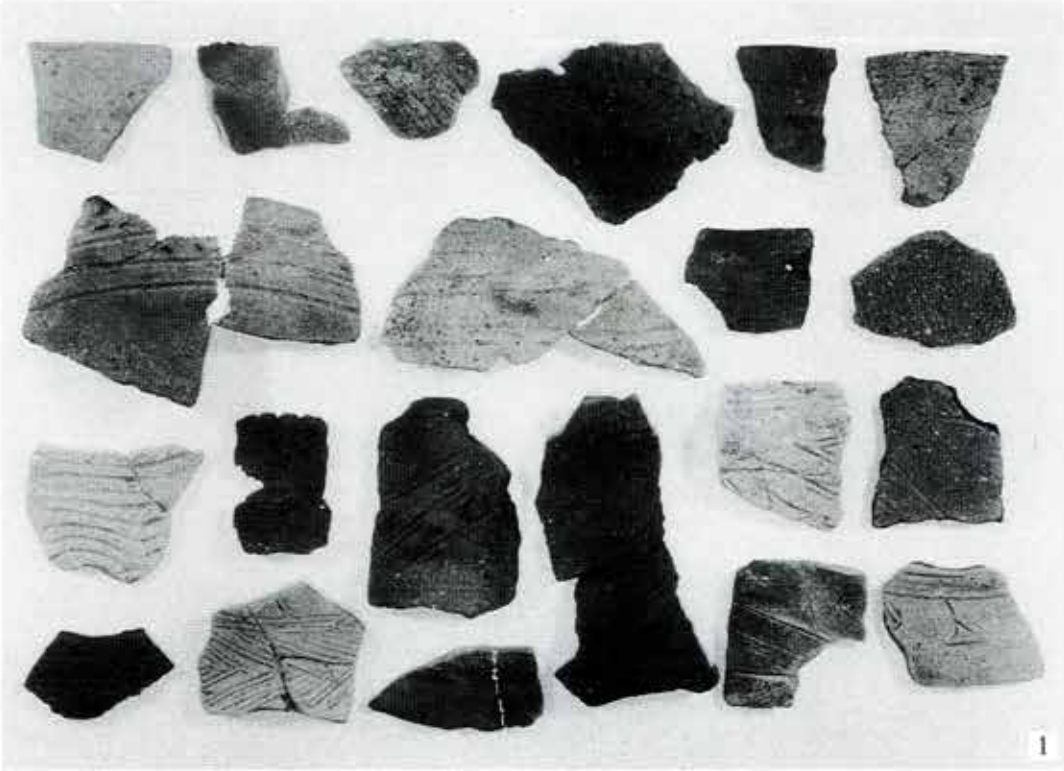

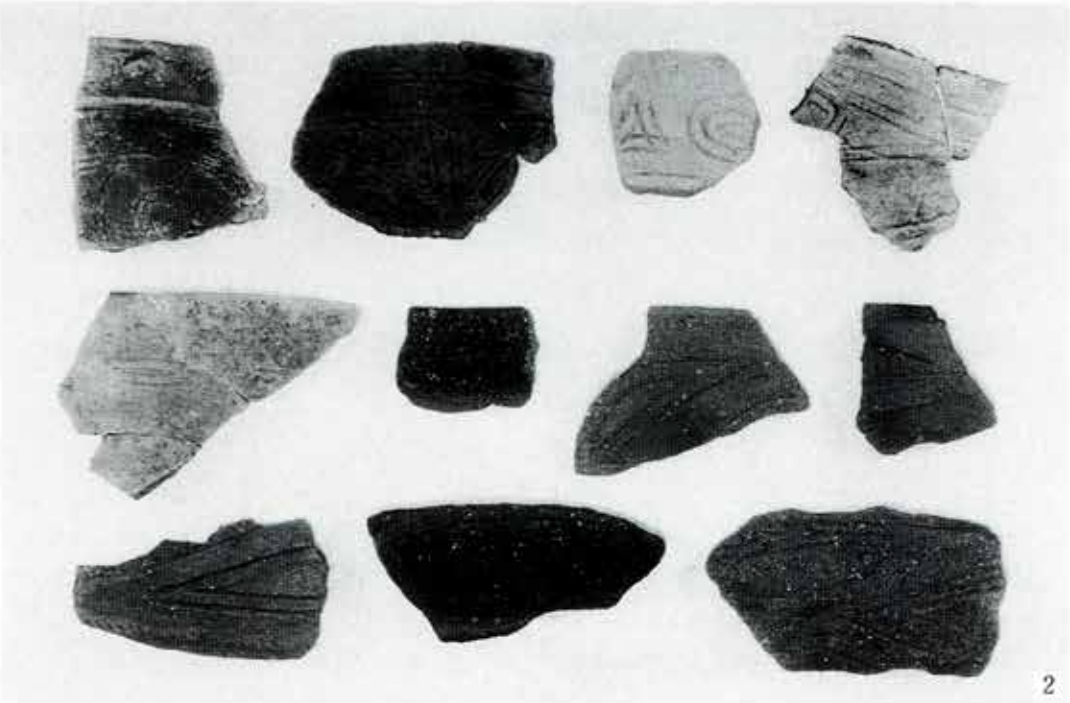

1：Z5群土器（1），2：Z5群土器（2）

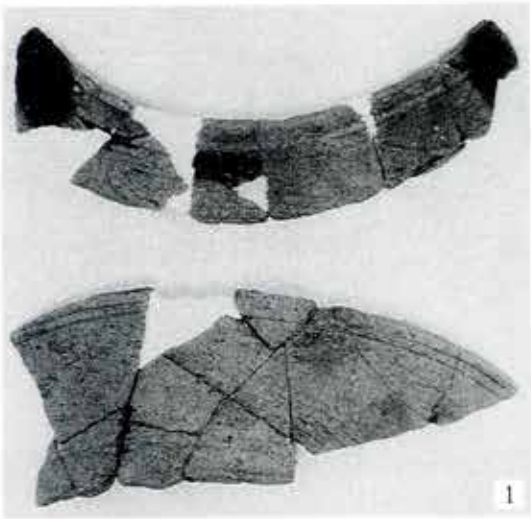

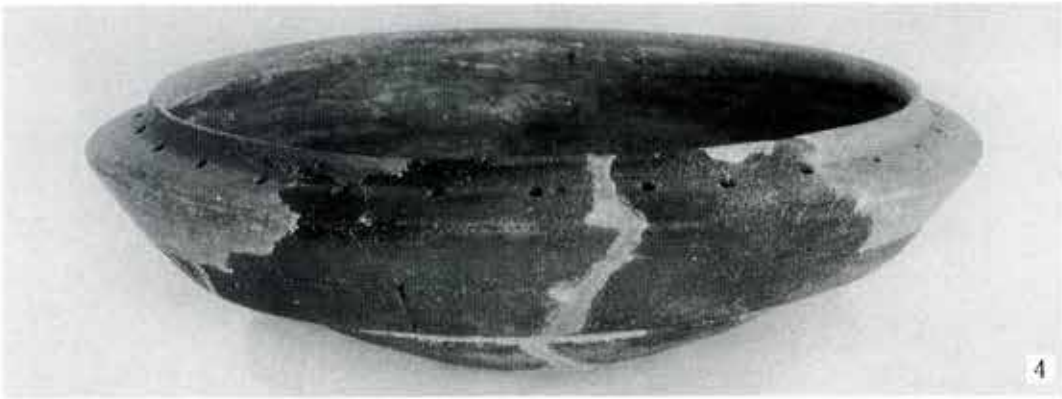

1：Z５群土器（３），２～５：列孔文土器（１）～（４）

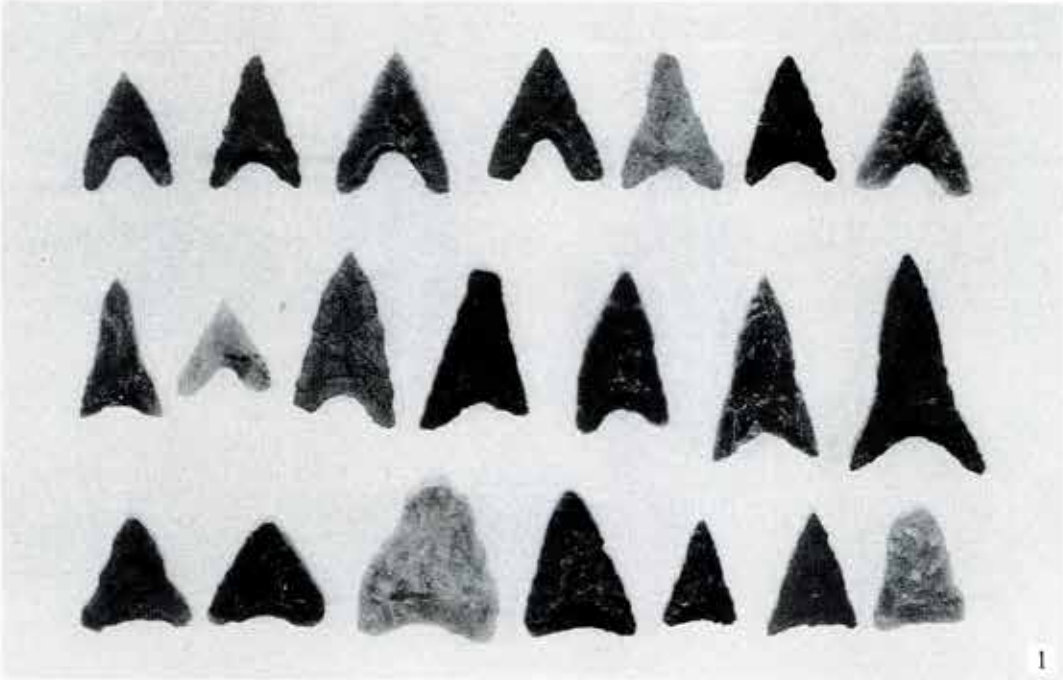

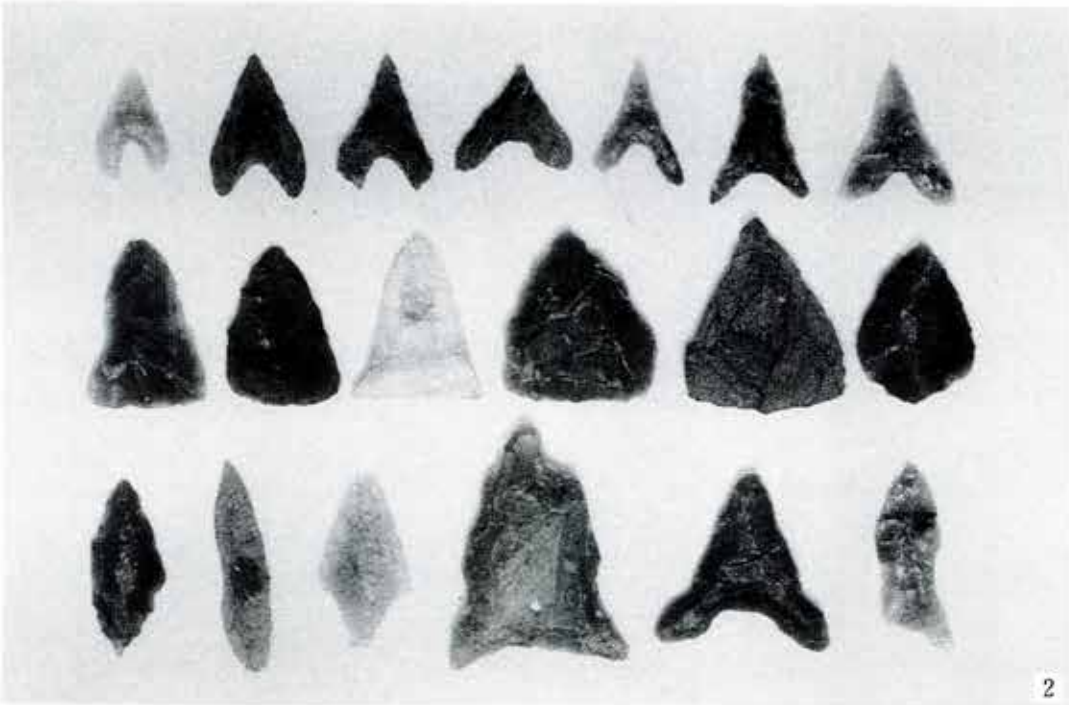

1・2：石鏃

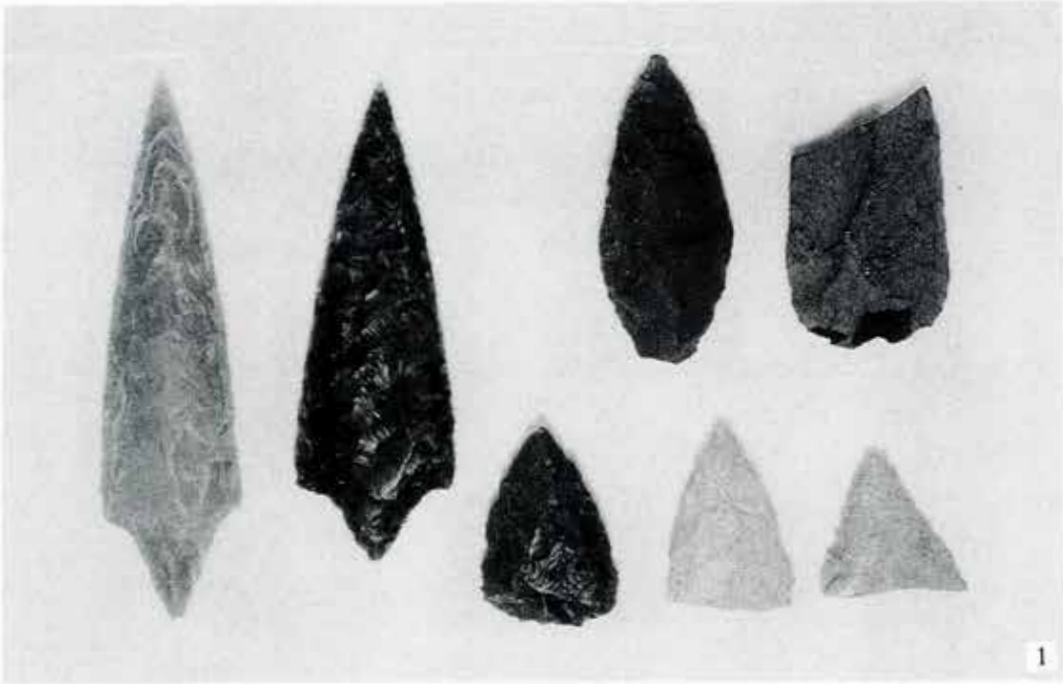

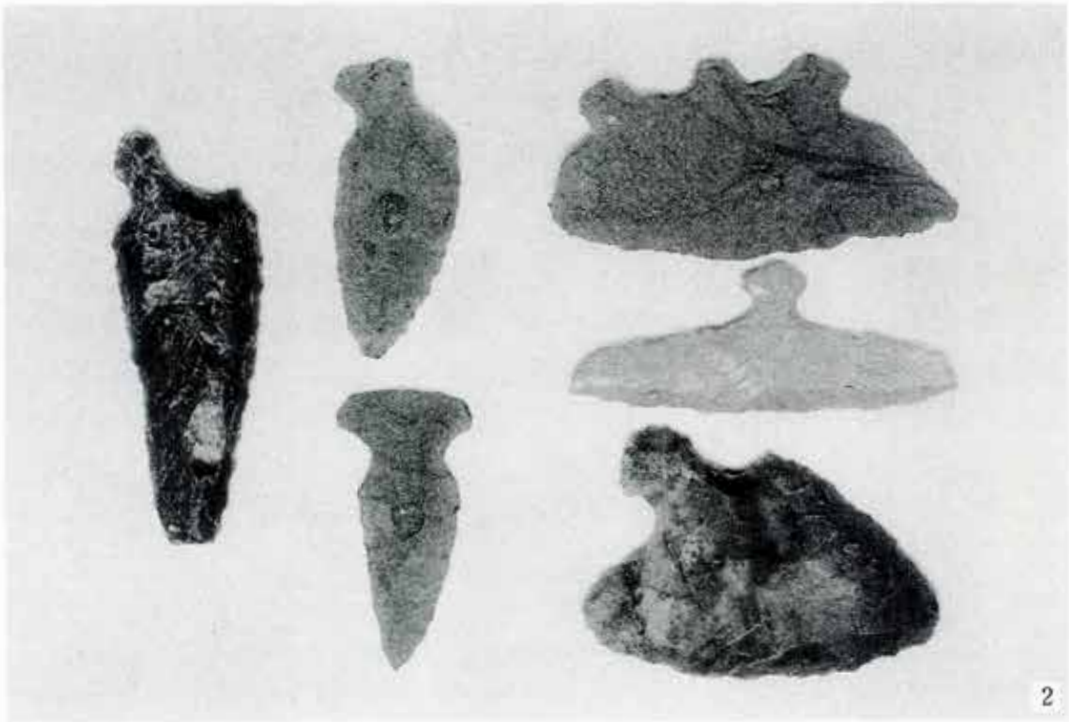

1：有舌尖頭器，石槍，2：石匙

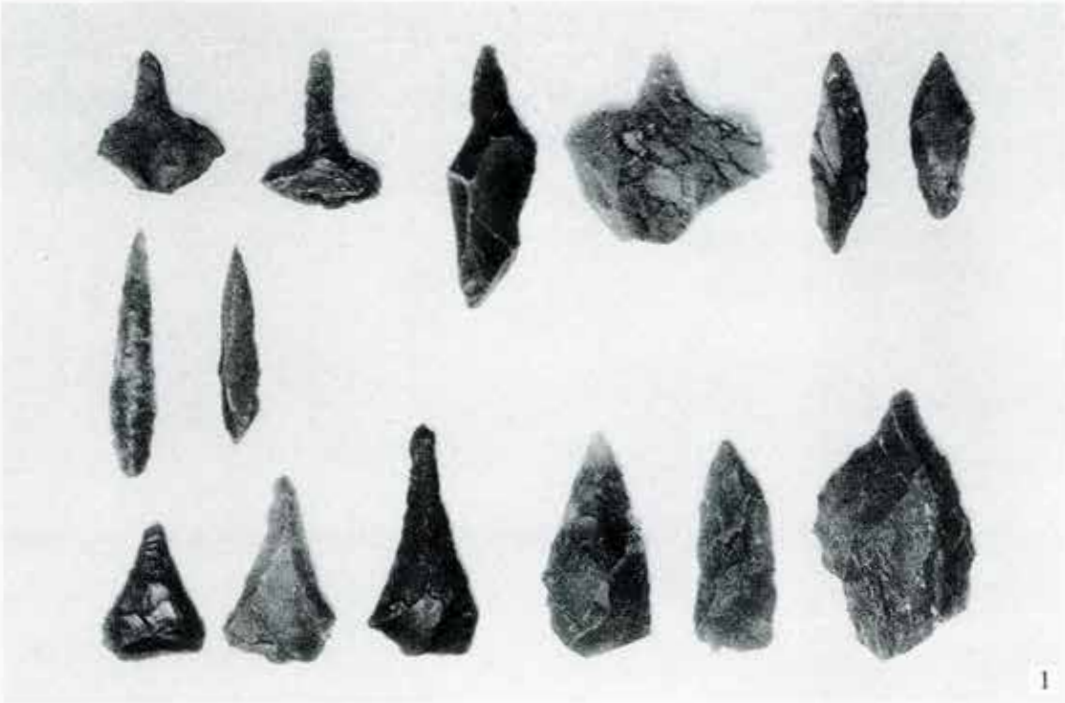

1

2

1：石錐，2：掻器，削器

図版34

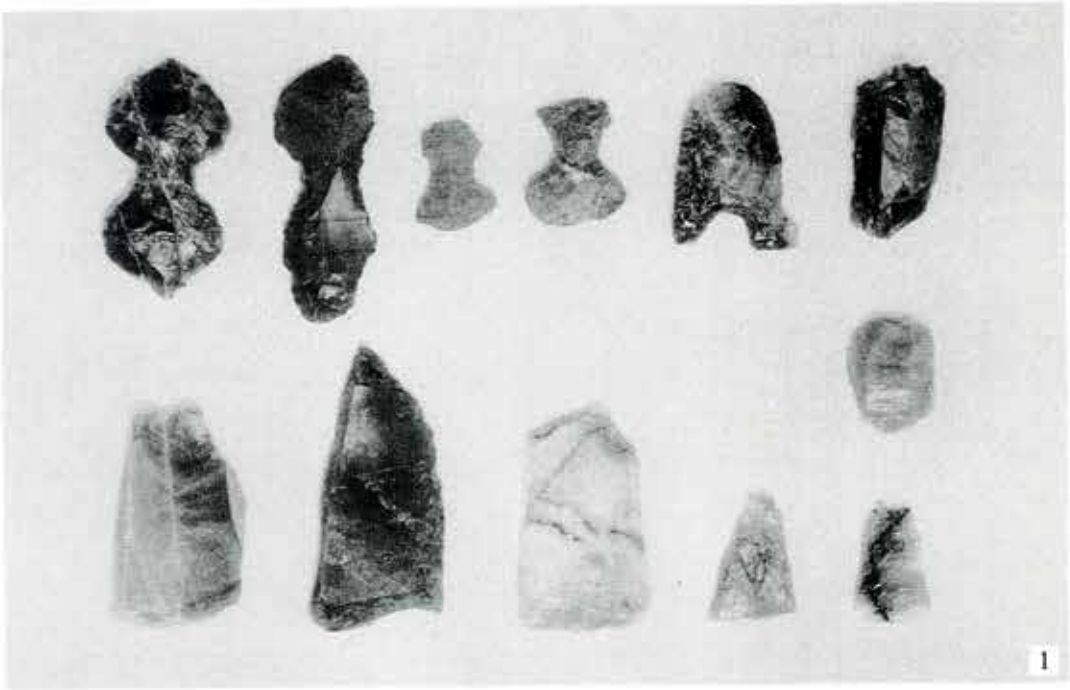

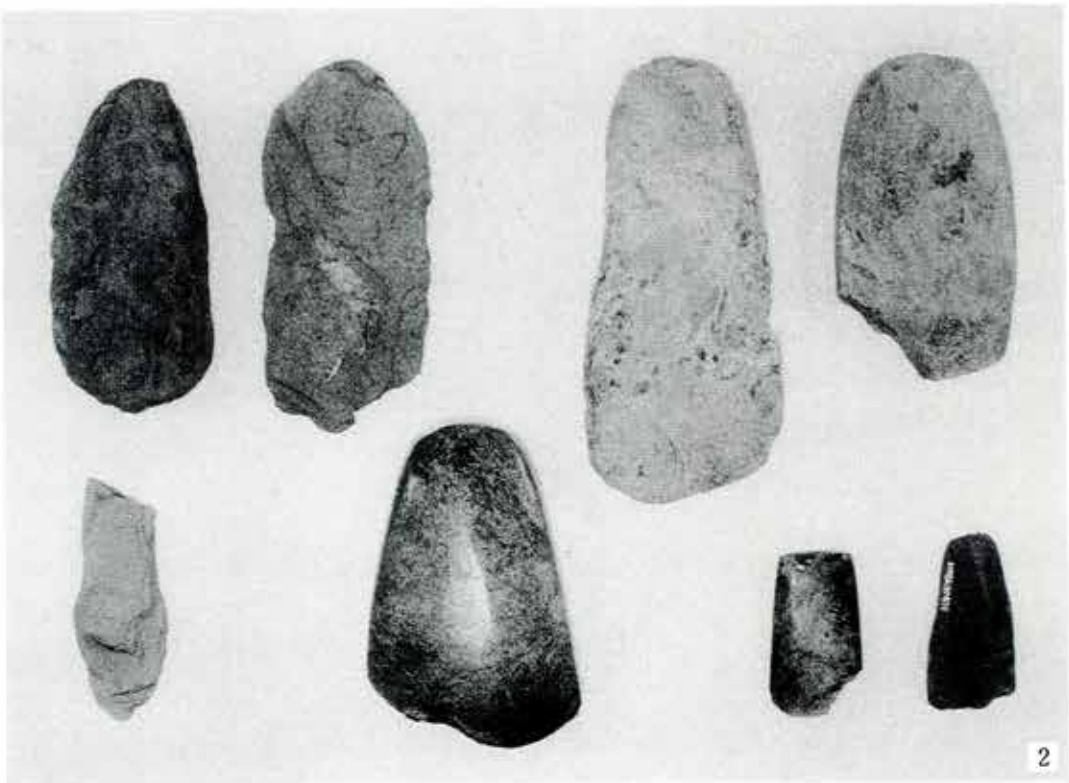

1：異形石器，異形部分磨製石器，ピエス・エスキーユ，ヘラ形石器，

2：打製石斧，磨製石斧

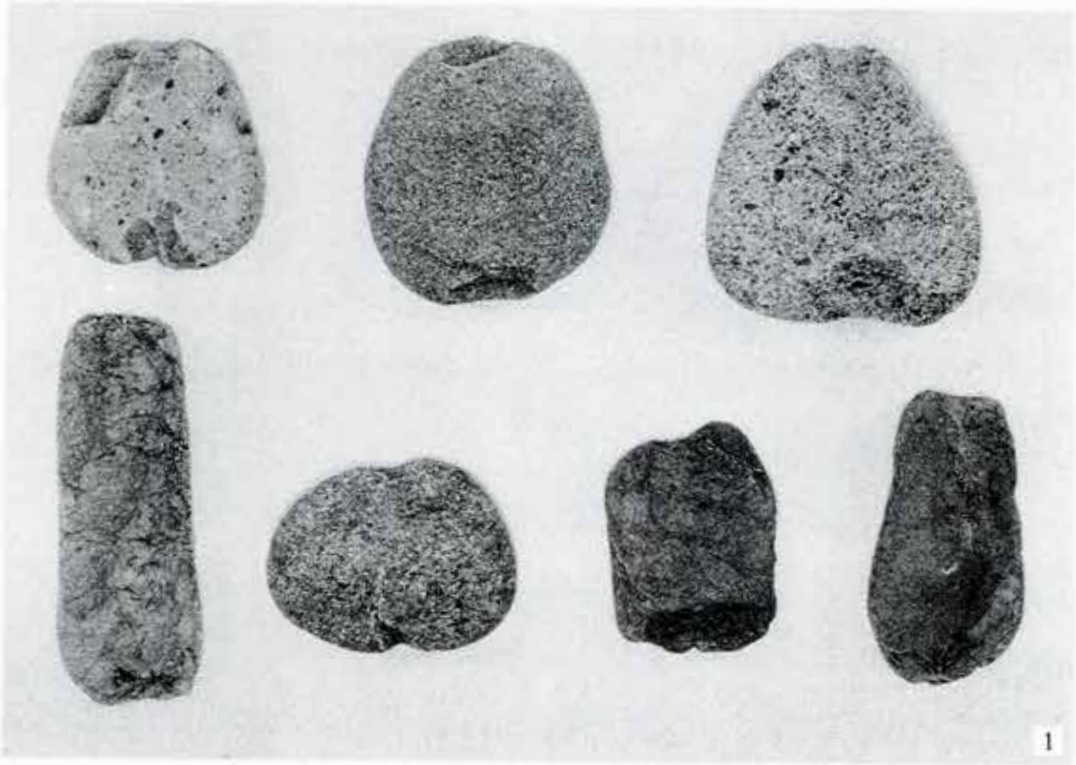

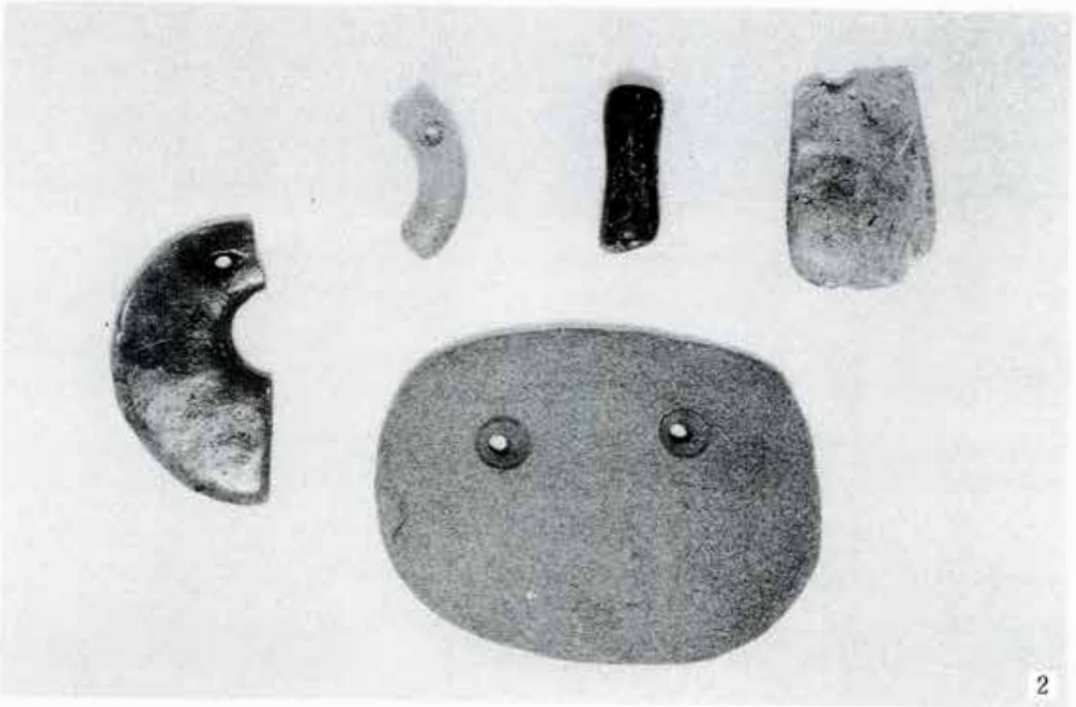

1：石錘，2：石製品

図版36

1：移転前の戸入障子暮遺跡と戸入地区.

2：戸入地区から見た戸入障子暮遺跡の遠景，3：戸入障子暮遺跡近景

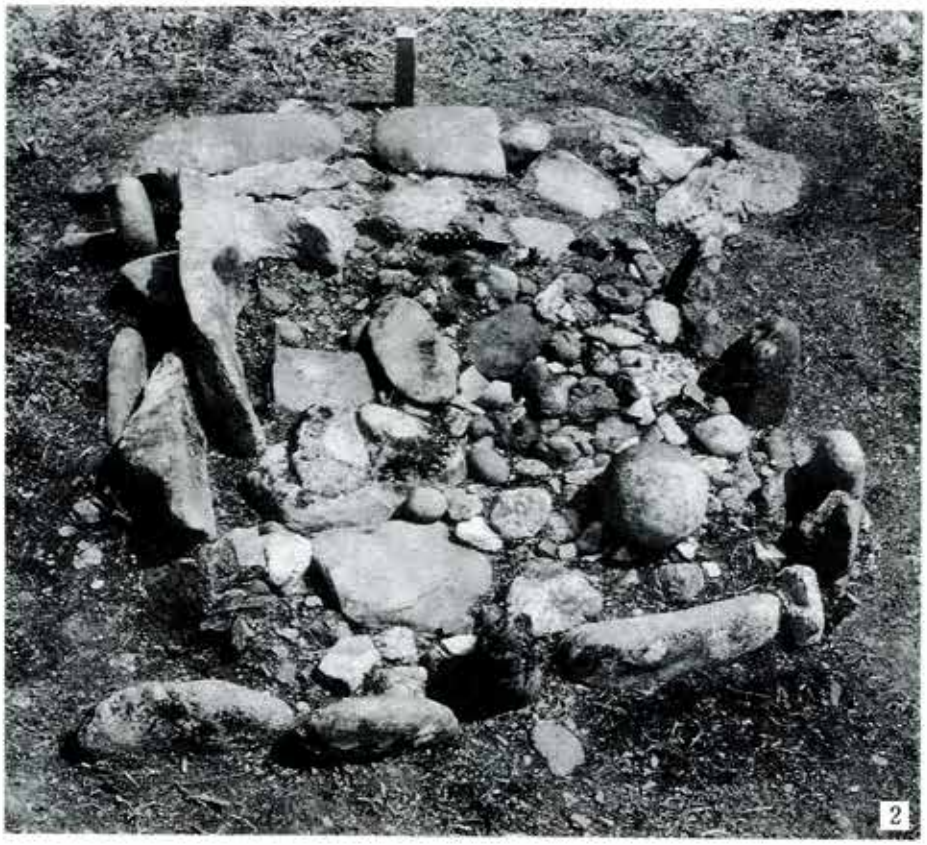

1：戸入障子暮遺跡中世墓調査前状況．2：中世墓清掃後の状況

図版38

1：遺物散乱状況，2：石敷の状態，3：中世墓半割状況，

4・5：移転後の祭祀状況

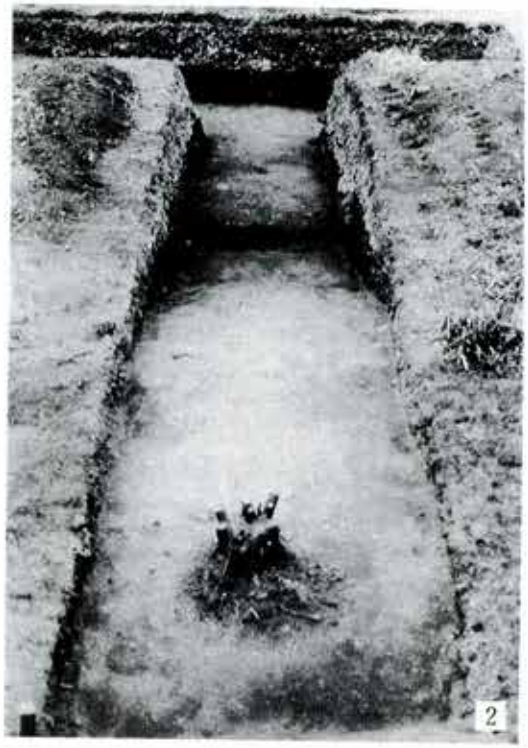

1：円丘部斜面トレンチ，2・3：段丘部トレンチ

1：古瀬戸瓶子，2：錆釉糸目べこかん徳利，3：染付湯呑み茶碗，4：蠟燭立て

小の原遺跡・戸入障子暮遺跡

―― 徳山ダム水没地区

埋蔵文化財発掘調査報告書　第２集 ――

平成３年３月31日　初版刊行

平成８年６月１日　再版刊行

発　行　岐阜市薮田１丁目１番地

岐 阜 県 教 育 委 員 会

凡　例
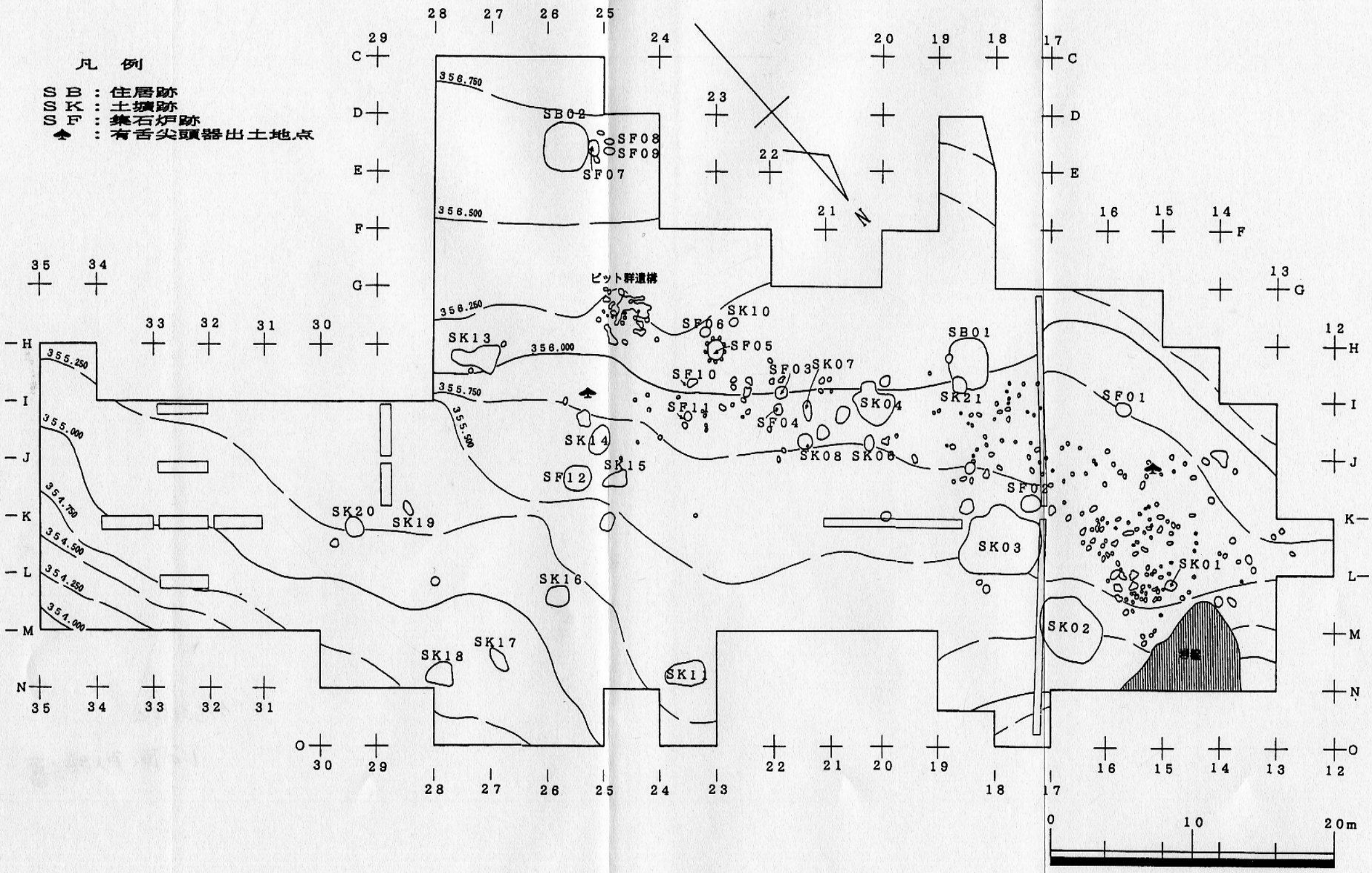
ＳＢ：住居跡
ＳＫ：土壙跡
ＳＦ：集石炉跡
♠　：有舌尖頭器出土地点